

平成２８年第１回山田町議会定例会会議録（第１日）									
招 集 告 示 日		平成２８年　２月１０日							
招 集 年 月 日		平成２８年　２月１６日							
招 集 場 所		山田町役場５階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会	平成２８年　２月１６日午前１０時００分				議 長	昆	暉雄
		散 会	平成２８年　２月１６日午前１１時２４分				議 長	昆	暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席　１４名 欠席　　０名 欠員　　０名 凡例　出席　○ 欠席　△ （不応招）×		議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別
		１	阿　部　幸　一		○	８	関　　　清　貴		○
		２	田　村　剛　一		○	９	阿　部　吉　衛		○
		３	佐　藤　克　典		○	１０	坂　本　　　正		○
		４	黒　沢　一　成		○	１１	菊　地　光　明		○
		５	田　老　賢　也		○	１２	山　崎　泰　昌		○
		６	木　村　洋　子		○	１３	吉　川　淑　子		○
		７	尾　形　英　明		○	１４	昆　　　暉　雄		○
会 議 録 署 名 議 員		３ 番　佐　藤　克　典		４ 番　黒　沢　一　成		５ 番　田　老　賢　也			
職務のため議場 に出席した者の 職氏名		事務局長		白　土　まさ子		書　　記		角　田　廉　子	
地 方 自 治 法 第 １２１条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例　出席　○ 欠席　△		職　　名	氏　　　名		出欠	職　　名	氏　　　名		出欠
		町　　長	佐　藤　信　逸		○	国保介護課長	昆　　　秀　樹		○
		副 町 長	甲斐谷　義　昭		○	健康福祉課長	菊　池　ひろみ		○
		副 町 長	鈴　木　　　裕		○	建設課長	川守田　正　人		○
		技　　監	田　川　和　義		○	建築住宅課長	佐々木　政　勝		○
		総務課長	花　坂　惣　二		○	上下水道課長	佐々木　達　彦		○
		総務課主幹	倉　本　收　郎		○	消防防災課長	里　舘　敏　彦		○
		企画財政課長	上　林　　　浄		○	教育委員長	山　崎　喜　六		○
		復興推進課長	沼　崎　弘　明		○	教　育　長	佐々木　　　毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	澤　木　次　博		○	教育次長	佐々木　真　悟		○
		農林課長	古　舘　　　隆		○	生涯学習課長	菊　池　利　博		○
		水産商工課長	甲斐谷　芳　一		○				
		町民課長	中　屋　佳　信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成 2 8 年第 1 回山田町議会定例会議事日程
(第 1 日)

平成 2 8 年 2 月 1 6 日 (火) 午前 1 0 時開議

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 仮議長の指名
日 程 第 4 町長施政方針
日 程 第 5 山田町教育行政に関する所信

平成28年 2月16日

平成28年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成28年第1回山田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、本会期中においてやまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査報告、一般質問、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

行政報告、平成27年第4回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告いたします。

行政報告、事業関係。1、平成28年山田町新年交賀会。期日、平成28年1月4日月曜日。場所、山田町中央公民館小ホール。出席者、179名。担当課、総務課。

2、平成28年山田町成人式。期日、平成28年1月10日日曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、成人者180名、来賓53名。主催、山田町、山田町教育委員会。町関係出席者、佐藤町長ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほかでございます。担当課、生涯学習課。

行政報告書、要望関係でございます。1、要望期日、平成28年1月19日火曜日。

2、要望先、岩手県医療局。応対者、八重樫医療局長、金田医療局次長、小笠原職員課総括課長、佐々木医師支援推進監、新田企画予算担当課長。

3、出席者、(1)、山田町、私ほかお目通しいただきたいと思います。(2)、山田町議会、昆議長、

尾形産業建設民生常任委員長。(3)、山田町の地域医療を守る会、佐藤会長ほか3名。

4、要望事項、県立山田病院の医師及び医療スタッフの確保について。

5、回答、県においては、関係大学を訪問し、医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置、県立病院間や大学からの診療応援等により必要な診療体制の確保に取り組んでいく。また、医療技術部門の職員配置については、診療機能等を勘案しながら、患者数や業務量に応じて配置することとしており、地域の実情等にも十分配慮しながら必要な職員の確保に努めていく。

行政報告の防災関係でございます。1、災害警戒本部設置。暴風、高潮、波浪警報。設置期間、平成27年12月11日金曜日、8時18分設置から翌12日土曜日、4時35分廃止です。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害なし。

暴風雪、大雪、波浪警報。設置期間、平成28年1月18日月曜日、7時27分設置、平成28年1月20日水曜日、9時39分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、水産関係7件、被害額61万円、漁船一部破損等。

暴風警報。設置期間、平成28年2月14日日曜日、4時29分設置、同日13時58分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、調査中。

以上でございます。

○議長(昆 暉雄)

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、3番佐藤克典君、4番黒沢一成君、5番田老賢也君、以上3名を指名します。

○議長(昆 暉雄)

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、今定例会の会期は本日2月16日から3月10日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日間に決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第３、仮議長の指名を行います。

本会期中の仮議長に７番、尾形英明君を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第４、町長施政方針の演述を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

施政方針。

平成28年第１回山田町議会定例会の開会に当たり、ここに町政運営の所信の一端と施策の主な内容について申し上げ、町民並びに議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災から５年の歳月が経過しようとしております。一刻も早く平穏な生活を取り戻すべく、24年の初当選以来、町民の皆様とともに、この４年間は復旧・復興に向けて一心一意、取り組んでまいりました。この間における町民皆様のご努力、ご協力、そして全国からのご支援に対しまして、改めて深く感謝を申し上げます。

我が町は被災地として、震災からの早期の復興が無論、最優先ではありますが、同時に次の５年後、10年後を見据えた問題にも真正面から挑み、その解決に向けて取り組まなければなりません。

一日も早い復旧・復興を目指して高速走行してまいりました「わが山田丸」も復旧事業の完成を迎えることになれば、急速に安定走行に戻さなければなりません。

復興計画の後半５年間の「次なるステージ」は、まさにこの転換期であり、行財政の分野のみならず、町の経済にも大きな影響を及ぼすことは必至であり、過去に経験のなかった難しいかじ取りを求められることとなります。

そういった意味で、今回、「山田町総合戦略」に基づく新たなプロジェクトへの取り組みをお示しいたしましたが、将来に向けた「種まき」をスタートしたいと考えております。これらにより、復興後の町の中で大きな花を咲かせてくれることを期待するものであります。

来る新年度は、今議会でご審議いただきます、第９次の長期計画となる山田町総合計画の初年度であり、山田町復興計画に位置づける「再生期」の３年目に当たります。次の「発展期」という新たなステージに向けた礎となるよう、全力を尽くしてまいります。

なお、ＮＰＯ問題については、１月19日に実刑判決の言い渡しがありました。町の復旧・復興の足かせとなる本件を早期に判決まで導いていただいたことに対して、関係者の皆様には感謝を申し上げます。

山田町復興計画についてであります。

東日本大震災の復旧・復興対策として、これまでに計14回、復興交付金事業計画書を国へ提出し、第13回申請分までの事業費ベースで約1,105億円が配分されました。

27年度は、宅地の造成工事も進み、織笠第1団地・第2団地、小谷鳥団地、大沢第2団地・袴田団地、大浦南・北団地において完了し、一部引き渡し済みとなっております。また、津波復興拠点整備事業においては、県立山田病院用地と（仮称）子ども交流センター用地が引き渡し済みであり、同病院は建築中、同センターは間もなく完成となります。山田駅前の中心市街地エリアでは、まちなか再生計画に基づき、関係団体と協働して、共同店舗棟、うみねこ商店街、交流施設等のオープンに向けた取り組みを進めております。

28年度は復興計画の「再生期」の後半に差しかかり、高台住宅団地、区画整理事業によるかさ上げ地等、造成工事が順次完了してまいります。土地の引き渡しについても迅速な対応を心がけ、一日も早い住宅再建ができるように、さらなる事業の進捗を目指してまいります。

29年度以降に引き渡しとなる住宅地についても、UR都市機構や震災復興事業共同企業体との調整・協議を密に行い、前倒しの可能性を検討してまいります。

以下、新たな総合計画の基本方向に沿って、28年度における具体の施策を申し述べます。

健やかで心温まる地域づくり。

健康づくりについてであります。

「第2期健康やまだ21プラン」の目指すところは、町民一人一人が健康で安心できる暮らしを取り戻すこととしております。重点目標である「脳卒中発症予防」、「健康寿命の延伸」、「肥満の予防と減少」を達成するために、特定健診や健康教室などの健康づくり事業を推進してまいります。

こころの健康づくりについては、「宮古地域こころのケアセンター」と連携し、町民の心と体の健康面を包括的に支援してまいります。

健康的な生活を送るために、幼児から高齢者に至るまで食育を推進することが重要です。食への関心を養い、食べることの大切さや食事から健康を考えられるように、食育出前授業や各種健康教室など食育指導に取り組んでまいります。

ことしの夏ごろには、一般病床50床の入院機能を持つ県立山田病院が開院する予定です。入院機能を有効に活用するため、医師と医療スタッフの確保について、県医療局と緊密に連携して取り組みます。また、宮古圏域で医療情報連携ネットワークに参画し、地域医療の充実に努めてまいります。

県立山田病院への診療応援依頼と町の地域医療に関心を持っていただくよう町ゆかりの医師を訪問するなど、医師の招聘活動を継続します。

地域医療を守るため、被災した診療所、歯科診療所の再建や、新規診療所の開業に助成を行います。

一方、多くの町民の医療給付を支える国民健康保険事業については、震災後の特殊事情などにより、その財政運営は厳しい状況にあります。この運営の安定を図るため、28年度においては、引き続き医療費の抑制の努力を行い、保険税など主要財源の適正確保に努めてまいります。しかし、同時に、将

来に向けて確実に持続可能な自主財源確保が重要であり、保険税については税率改定を視野に入れた検討を行い、財政基盤の安定に努めてまいります。

乳幼児、児童生徒、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭などに対する各医療費助成事業は、継続して実施してまいります。

福祉についてであります。

地域福祉については、住民が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、また、互いに支え合いながら社会生活を送られるよう環境づくりを進めてまいります。

高齢者福祉については、老人クラブやシルバー人材センターの活動補助を行い、生きがいづくりを支援してまいります。

障害者福祉については、障害者に必要なサービスを提供し、生きがいのある生活が送られるよう支援するとともに、相談支援事業については、引き続き宮古圏域で実施してまいります。

介護サービスについては、適正な給付により、持続可能な制度の維持に努めるとともに、保健・医療・福祉・介護が連携しながら、在宅サービスの円滑な提供に努めてまいります。

高齢者が、地域で安心して過ごせるよう「医療と介護の連携推進」「認知症高齢者への支援強化」「生活支援体制整備」など、関係機関の協力体制の強化を図るとともに、民生委員、家族や地域の支え合いを活用した「高齢者地域支援ネットワーク」の整備に継続的に取り組みます。

被災者の生活支援についてであります。

生活支援については、住宅の再建方法に応じて「被災者住宅再建支援事業」、「住宅自力再建者支援事業」、「生活再建住宅支援事業」などにより継続して支援してまいります。

被災者の生活再建が図られるよう、「宮古地区被災者相談支援センター」及び「山田サブセンター」と連携を図り、被災者生活再建支援金の窓口相談を、引き続き実施してまいります。

仮設住宅入居者及び公営住宅入居者等の健康づくりについては、全戸訪問を実施し、心身の健康状態の把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら健康支援を行ってまいります。また、集会所等において健康座談会を開催するなど、健康づくりを推進してまいります。

仮設住宅に引き続き入居する方々の、ストレスの増加も心配されることから、「地域支え合い体制づくり事業」を実施し、被災者の安定した生活のために支援してまいります。

子育て支援についてであります。

母子保健事業は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに生み育てるための基盤であることから、妊婦健診や乳幼児健診の公費負担の継続及び健康教室、療育事業などを通し支援してまいります。

子供の誕生を願い特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、「特定不妊治療費助成事業」を継続し、子供を産み育てやすい環境を整えてまいります。

27年8月から助成対象者等の拡大を行った「乳幼児児童生徒医療費助成事業」については、制度の

周知に努め、利用促進を図り、子育て支援の充実に努めてまいります。

就学前の子育て家庭には、安心して子育てできるよう、保育サービスを充実させるとともに、子育ての負担や不安、孤立感を和らげるため、地域子育て支援センター事業や、養育支援訪問事業等を通して支援してまいります。

放課後児童対策については、小学生の放課後等の居場所となる放課後児童クラブを運営し、児童の健全育成と保護者が就労しやすい環境づくりを引き続き進めてまいります。

住民主体のまちづくりについてであります。

町民と行政がそれぞれの役割と責任のもとに、地域のことは地域みずからが決めて実行していくコミュニティ活動を支援するために、「住民協働推進支援事業」を実施し、新たな自治組織も含めて、その活動を支援してまいります。

安全で住みやすい生活基盤の整備。

交通網についてであります。

三陸沿岸道路については、既に全線事業化が図られ、国が「復興道路」の位置づけのもと、復興のリーディングプロジェクトとして整備を進めております。町内では26年度から始めた（仮称）山田第1トンネル、第2トンネル及び豊間根トンネルの掘削工事が進み、全てのトンネルが27年度末で貫通の見込みであり、山田インター、宮古南インター間の29年度の開通を目指して、進められております。

主要地方道重茂半島線は、大沢地区高台の住宅団地をつなぎ国道45号に接続されるルートで、道路改良整備が行われており、28年度から（仮称）大沢トンネルの築造工事が進められます。また、一般県道宮古山田線は、三陸沿岸道路の（仮称）山田北インターへのアクセス道路として、豊間根・羽々の下地区から石峠地区までのルートで整備が進められております。

これらの整備促進を図るため、国、県と連携し、引き続き協力して進めてまいります。

町道の整備については、細浦柳沢線の整備を初めとして復興計画との調整を図り、計画的に整備を進めてまいります。織笠・草木地区を結ぶ新たな道路整備を進めるほか、児童生徒の通学路の安全に配慮して、豊間根小学校に隣接する豊間根・関口線の歩道整備を実施してまいります。

舗装や側溝などの改良整備については、その重要性、必要性などを考慮しながら適切な実施に努めてまいります。

生活関連道については、私道等整備事業補助金の交付により、地域の要望に応じてまいります。また、夜間の道路環境に配慮し、街路灯を必要な箇所に設置してまいります。

J R山田線については、三陸鉄道による運営に合意したことから、具体的な工事の調整、県及び関係市町村による30億円の移管協力金の使途協議を進め、鉄路復旧を待ち望んでいる利用者の期待に応えるべく、早期の運行再開に向けて取り組んでまいります。あわせて三陸鉄道移管後の鉄路の利用促進にも力を入れてまいります。

路線バスについては、利用者の利便性を考慮した路線運行を確保するため、また、仮設住宅の集約

状況に合わせた適切な運行見直しについて、岩手県北バスなどの関係機関と協議、対応してまいります。

住環境の整備についてであります。

大沢地区については、28年度で高台住宅団地、かさ上げ地の整備が完了となるので、順次、土地の引き渡しを行ってまいります。

山田地区については、山田第1団地の造成や拠点区域などのかさ上げ工事を行っております。八幡地区においては、構造物の撤去を行い、盛り土工事を進めてまいります。長崎地区においては、中央・長崎線のかさ上げ工事を実施し、28年度に道路の供用開始を行います。山田第3団地とその沿線となる細浦柳沢線については、調査、測量設計を進め、28年度中に工事に着手してまいります。国から委託を受け施工している国道45号改良工事については、29年1月の供用開始に向け整備を進めてまいります。

織笠地区については、高台住宅団地、かさ上げ地造成工事が27年度でおおむね完成となるので、順次、土地の引き渡しを行ってまいります。

船越・田の浜地区については、高台住宅団地の第1、第7及び第8団地の造成工事が27年度末で完成となります。また、第2、第5及び第6団地の造成については、28年度に整備を完了し、土地の引き渡しを行ってまいります。

大浦地区については、高台住宅団地の造成が完了しており、引き続き土地の引き渡しを進めてまいります。

住宅再建については、住宅団地整備の進行とともに、再建支援制度の啓発及び相談業務体制の充実強化に努めてまいります。また、より多くの方に自力再建をしていただけるよう、町内業者で組織した山田型復興住宅協議会から、低廉で良質な「山田型復興住宅」が提案されております。なお、柳沢地区に山田型のモデル住宅を建設することにしておりますので、協議会と協力しながら周知に努めてまいります。

災害公営住宅については、長崎第2、船越第1、長林、船越第8及び田の浜団地の建設に着手してまいります。また、県が建設している北浜団地は、28年度内の完成を目指し工事を進めております。

適正な土地利用についてであります。

「柳沢北浜地区土地区画整理事業」については、復興事業との調整を図りながら道路工事や宅地造成工事などを実施し、一部地域を除いては29年度までに完成するよう進めてまいります。

災害危険区域の指定をした土地の利活用については、国の支援制度の検討及び進出意向を持っている事業者並びに地元の皆様の意向などを見きわめながら、調査、計画を進めてまいります。

なお、山田地区の国道周辺区画整理事業に続き、織笠地区の国道周辺も土地区画整理事業により、国道45号改修事業等との調整を図りながら整備を進めてまいります。

国土調査については、引き続き一筆地調査の一部を外注して事業の進捗を図り、28年度は石峠地区

の調査を継続してまいります。

上下水道についてであります。

水道事業については、安全で安心できる良質な水道水の安定供給、効率的な経営及び施設の維持管理に努めてまいります。豊間根地区には、紫外線処理施設を28年度中に整備します。

被災した水道施設については、引き続き災害復旧事業により復旧を図るとともに、復興事業に沿った施設整備を進めてまいります。

下水道事業で供用している処理区については、土地利用再編に合わせた施設を整備し、適切な維持管理と効率的な経営に努めてまいります。現在整備中の山田処理区については、復興事業との調整を図りながら施設整備を進め、一部供用開始を目指し、終末処理場建設と管渠整備を実施してまいります。

下水道事業計画処理区域外では、浄化槽の設置補助を行い、普及促進を図ってまいります。

環境、衛生についてであります。

廃棄物の適正処理については、「もったいない・いわて3R運動」を推進し、リサイクルやごみ減量化に向けた意識啓発を図ってまいります。住宅再建により新たに設置されるごみステーション用の集積箱の需要に対応するため、行政区等に対する購入費補助事業を進めてまいります。

山田の豊かで価値ある自然環境を未来へ守り伝えていくため、町民や関係機関と連携しながら環境施策に取り組んでまいります。また、海・川の環境保全活動を関係機関と連携しながら進めてまいります。

地球温暖化対策の一環として取り組む「住宅用太陽光発電設備導入促進事業」については、今後も復興関連の住宅建設が進むにつれて設置が多く見込まれます。引き続きこの助成制度の周知に努め、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及を図ります。

新斎場の建設についてであります。

新斎場の建設については、30年度当初の供用開始を目指し、造成工事、建物の設計などに着手いたします。施設周辺の環境との調和が図られ、利用者のニーズと利便性などに配慮した施設配置と機能を備えるものとなるよう意を尽くしてまいります。

地域特性を生かした産業の振興。

水産業の振興についてであります。

主要魚種であるサケについては、東北区水産研究所が行うサケ稚魚の初期生残率の向上の試験研究に引き続き協力するほか、国、県に対し、サケ稚魚の減耗要因の解明とサケ資源の早期回復への取り組みを要望してまいります。

「殻付カキ」については、漁協と連携して付加価値の向上に努めるとともに、「カキまつり」などのイベントを通じて、震災で低下した山田ブランドの再生に取り組んでまいります。

また、漁業生産量の増大と漁業所得の向上を図るため、引き続き漁協が行うアワビ、ナマコの種苗

放流事業に対し全額を補助するほか、ヨーロッパザラボヤの被害対策にも県や漁協と連携して取り組んでまいります。

漁家経営の安定を図るため、制度資金に対する利子補給補助金を継続するとともに、「漁具等倉庫復旧整備支援事業」により漁業者の復興を支援してまいります。

漁業担い手の確保・育成については、引き続き「豊かな浜の担い手育成支援事業」により、漁業後継者や新規就業者に対し助成を行うほか、新たに組織する漁業就業者育成協議会の活動を通して漁業就業者の確保・育成に努めてまいります。

町営の織笠漁港の復旧は、28年度の早い時期に完了する予定です。27年3月で全ての工区が発注となった小谷島漁港については、28年度内の完成を目指してまいります。

漁場環境の保全については、引き続き民間ボランティアや関係団体の協力を得ながら、湾内に残る震災瓦れきの撤去処理や流木・漂着ごみの除去などを進めてまいります。

水産加工業については、震災で途絶えた販路は回復傾向にあるものの、求人と求職のニーズが一致しない、いわゆる「雇用のミスマッチ」による労働力不足が慢性的に続いております。

水産加工流通施設については、引き続き「水産業共同利用施設復興整備事業」により、施設整備や設備導入に助成するほか、水産加工業者の販路開拓を支援するため、食品関連バイヤー等との商談・交流の機会を提供してまいります。また、水産加工場の労働力不足を解消するため、外国人技能実習制度の活用を支援してまいります。

農林業の振興についてであります。

農業については、「農用地災害復旧関連区画整理事業」により被災農地の復旧に取り組み、織笠工区と小谷島工区では営農が再開しております。残る工区についても営農再開に向け整備を進めてまいります。

また、「農村地域復興再生基盤総合整備事業」により整備を進めている山田北地区について、先行着手している豊間根工区は28年度の完成を目指して関係機関と連携して取り組んでまいります。

地域の農地の有効利用を図るため、「農地中間管理事業」により、地域の中核となる担い手への利用集積を進めるとともに、直接支払制度等を活用して農業・農村の持つ多面的な機能を維持・保全しながら、地域農業の中核である土地改良区に対し、関係機関と連携して支援してまいります。

さらに、地域と連携し、資源を活用した6次産業化の促進に取り組んでまいります。

近年増加している農作物の鳥獣被害の対策としては、被害防止資材導入に対する助成を行っております。今後も事業の周知を図りながら、資材導入への助成を継続し、被害防止に努めてまいります。

林業については、森林の持つ多様な機能を発揮できるよう、町有林の適切な森林整備を進めるとともに、27年度に創設した森林づくり事業により引き続き民有林の整備を支援してまいります。

露地栽培原木シイタケについては、放射性物質の汚染による出荷制限が一部の生産者に続いている状況でありますので、引き続き解除に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、生産量の再生・

復活を図るため、植菌に係る経費に対する助成を増額し、主体となる各地域の椎茸生産組合を支援してまいります。

商工業の振興についてであります。

商業については、山田町商工会や共同店舗棟建設運営会社、各商業者グループなど関係団体と協働して、中心市街地エリアを初めとした各地区の被災事業者の再建と、新たな商業地の形成に向けた取り組みを進めております。

中心市街地エリアについては、本年秋に共同店舗棟と交流施設、うみねこ商店街の一部がオープンすることから、事業者や関係団体と協働し、にぎわいの創出を図ってまいります。また、中心市街地に復興特区制度による産業集積区域を新たに設定し、区域内に立地する事業者に対し税制上の特例措置を講じ、産業の集積によるまちなかの活性化を図ってまいります。

被災した中小企業については、基盤整備後の土地で速やかに本設へ移行できるよう、山田町商工会と協力して、グループ補助や中小企業被災資産復旧事業費補助、岩手県東日本大震災復興資金とその利子補給等、各種制度の活用を促し、再建を支援してまいります。

二重債務問題に対しては、その相談窓口である「岩手県産業復興相談支援センター」や「東日本大震災事業者再生支援機構」の周知を図ってまいります。

27年度から始めた「ふるさと応援寄附」の返礼として贈る「ふるさと特産品」が好評であることから、町の「旬」を活用した本町の魅力発信や特産品のPRにより、新たなファンの獲得と特産品需要の拡大に取り組んでまいります。

工業については、工場等の新・増設に対する用地提供に努めるとともに、誘致企業への利子補給、人材確保のための金型技術者育成補助などの支援事業を継続するとともに、経営基盤の強化を図るための融資制度等の周知に努めてまいります。

観光の振興についてであります。

観光については、新たに策定した「山田町観光復興ビジョン」に基づき、策定に携わった多数の関係者らを中心に、より多くの町民が参画できる体制を構築しながら、関連施策の充実・展開を図ってまいります。

具体的な取り組みとして、これまで観光関連事業者や町民が自主的に企画・試行してきた体験型観光プログラムを定着できるよう、組織の構築やコーディネーター、ガイド等の確保・育成を図ってまいります。

また、観光と地域経済とのつながりを強化するため、特産品の売り込みや、山田らしさを感じる新たな食メニューの開発支援、新たな情報発信などにより、町の売り込みを進めます。

オートキャンプ場周辺の桜の名所づくりや、三陸山田ジオパークの普及推進、新たに設定された「みちのく潮風トレイル」の整備・活用など、地域資源を生かした観光地づくりを進めます。また、「山田の幸味わい祭り」、「やまだの鮭まつり」など観光イベントの開催、ホームページなどの活用によ

り本町の魅力を広く発信し、誘客に努めてまいります。

26年から開設した荒神海水浴場は、28年度に環境省の休憩所施設が完成予定であることから、さらなる利用促進に努めてまいります。

また、県が復旧事業を進める浦の浜海水浴場は、29年度から砂浜の利用が可能になることから、駐車場や管理棟など関連施設の早期完成に向け連携・協力してまいります。

26年2月に一般社団法人化した山田町観光協会については、「かき小屋」や観光物産館「とっと」の運営を担うなど、町の観光振興のかなめであり、運営体制の強化について支援するとともに、町内の観光関連の事業者も含め連携して事業を進めてまいります。

雇用の創出についてであります。

求職者の就業を進めるため、宮古公共職業安定所や宮古地域雇用対策協議会と連携を図り、雇用情報の提供や新卒者を対象とした町内企業の見学会を行うとともに、資格取得や職業訓練を支援するため、引き続き、宮古職業訓練協会への助成や「離職者資格取得支援事業」を実施してまいります。

また、山田町工場誘致条例による固定資産税の減免や利子補給、企業立地補助金などの優遇措置制度の周知を図るとともに、進出後の誘致企業への訪問、新たな立地意向のある企業を発掘するためのアンケート調査などを通じ、情報収集や要請活動を行いながら、雇用の場の確保に努めてまいります。

安全で安心な暮らしの確保。

消防・防災対策についてであります。

あらゆる災害から町民の生命や財産を守るため、山田町地域防災計画に基づき、町、関係機関並びに町民が一丸となり、防災・減災対策に取り組むことが重要であることから、総合的かつ効果的な対策を推進してまいります。

総合防災訓練などを通じ、日ごろから防災、減災意識の共有を図り、さらなる防災対策の実効性を確保するため、あらゆる機会を通じて自助、共助、公助がそれぞれの役割を果たすための施策を推進してまいります。

障害者やひとり暮らしの高齢者などの要支援者の避難支援体制については、共助、公助がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要であり、とりわけ、災害から命を守る「共助」の中核をなす自主防災組織について、組織の育成と組織化を推進してまいります。

また、大規模災害発生時に備え、当面の住民生活を確保するため、備蓄倉庫のほか食糧、その他物資について、引き続き整備をしてまいります。

まちづくりの基礎となる海岸防潮堤については、「社会資本の復旧・復興ロードマップ」に示しており、順次、工事発注を進めており、一部地区を除き工事が本格化しております。

織笠漁港海岸防潮堤の復旧については、全ての工区で工事に着手しており、29年度の完成を目指しております。県管理の漁港海岸防潮堤や浦の浜地区、小谷島地区の農地海岸堤防については、早期の完成に向け県と連携を図ってまいります。

田の浜地区に整備を行う津波防災緑地は、津波の緩衝地帯として、その減衰や漂流物の捕捉等の機能をあわせ持っておりますので、28年度中に完成するよう進めてまいります。

防災行政無線については、デジタル改修を実施するとともに、難聴地区の解消に努めてまいりました。引き続き、新たに整備される復興住宅団地等に、順次、屋外拡声子局の設置を進め、難聴地区の解消に努めてまいります。

近年、各地で発生している局地的な豪雨などの災害に対応するため、関係機関との連携と地域住民の協力のもと、消防体制の充実強化に努めてまいります。

雨水の排水対策として、27年度から4カ年計画で整備を進める豊間根地区の排水路整備については、28年度に堂ヶ鼻及び島田地区の工事に着手します。

消防団活動については、地域防災力の中核であり、献身的に地域に貢献いただいていることに敬意を表します。28年度は、そのご労苦に報いる意味から、また、消防団員の確保対策の一環として報酬や出動手当を改定し、団員の皆様の処遇改善を行います。

被災した消防屯所については、本設復旧を目指して進めており、他の復興事業と調整を図りながら再建を行ってまいります。

火災予防対策については、あらゆる機会を捉えて住宅用火災警報器・消火器の普及促進を継続しながら、防火思想の啓発を図ってまいります。

町民の暮らしの安全についてであります。

交通安全については、今後も復興工事に伴う大型車両の増加による事故の発生が心配されることから、交通指導隊、関係機関、団体等と連携して交通安全対策に取り組んでまいります。

地域安全の確保については、犯罪の未然防止のために、防犯協会、宮古警察署と連携し、防犯隊によるパトロールや児童生徒の見守り活動などに取り組んでまいります。

消費者行政については、悪質商法などの消費者トラブルによる被害防止や解決のため、宮古市消費生活センターを初め関係機関と連携し、相談事業などの取り組みを継続してまいります。また、年々手口が巧妙になり、被害の絶えない特殊詐欺については、被害防止のため、迅速な情報提供や広報活動に努めてまいります。

反社会的組織による暴力行為を未然に防ぐために、岩手県暴力団追放推進センターと連携し、「暴力団追放三ない運動＋1（プラスワン）」を実践してまいります。

個性豊かな力強い人材の育成。

学校教育についてであります。

町の将来を担う子供たちに対して、いわての復興教育に掲げる「いきる」「かかわる」「そなえる」という3つの教育的価値を育むため、学習指導要領の理念が示す「生きる力」の具現化を引き続き図ってまいります。

震災により学区外の仮設住宅に入居している児童が安全に通学できるよう、引き続きスクールバス

の運行を行ってまいります。

児童生徒が安心して就学できる場を提供し、教育環境の一層の充実に、引き続き取り組んでまいります。また、配慮の必要な児童生徒に対しては学校支援員を配置するなど、よりきめ細やかな対応ができるよう、学校と連携して実態に即した就学指導に努めてまいります。

中高連携については、地元高等学校の特色ある学校づくりを支援し、中学校と高等学校の生徒指導の情報交流や、授業公開の相互実施などを進めてまいります。

学校図書については、学校図書館整備5カ年計画に基づき整備し、充足率の向上に努めてまいります。

町の未来を担う中高生の人材育成については、ジュニア海外使節団としてオランダ派遣事業に取り組んでおります。27年度は国際情勢の悪化により残念ながら中止しましたが、今後もホームステイや現地学校での交流を通して異文化への理解を深め、幅広い視野と柔軟な思考力を持った人材育成に努めてまいります。

生涯教育についてであります。

社会教育については、講演会や各種講座の開催を通じて、町民の多様化する学習ニーズに対応していくとともに、老朽化が進んでいる各地区の集会施設について、適正な維持管理に努めてまいります。また、被災した集会施設等については、引き続き復旧に向けた検討を進めてまいります。

災害復旧工事が終了した鯨と海の科学館については、引き続き収蔵物の保存処理及び整理作業を実施しながら、国庫補助事業を活用し、収蔵資料のくん蒸や備品の整備を行い、開館に向けて準備を進めてまいります。

陸中山田駅前に整備される（仮称）子ども交流センターについては、誰もが気軽に利用できる施設とするため、名称を「山田町ふれあいセンター」とし、7月に開館する予定で準備を進めております。開館後は図書館機能を生かして町民の教養と知識の習得の場として活用され、また、交流や憩いの場となるように努めてまいります。

社会体育については、より多くの町民が日常的にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めるとともに、体育協会やスポーツ団体などの活動へ助成を行ってまいります。

第71回国民体育大会・希望郷いわて国体が、冠称「東日本大震災復興の架け橋」を付して開催されます。本町で開催される高等学校軟式野球競技では、全国から来町される方々をおもてなしの心で歓迎し、また、支援への感謝を伝え、復興と明るい未来へつながるよう、大会の成功に向け努めてまいります。

芸術文化については、参加者が創造する喜びを体感するとともに、仲間づくり・地域づくりの場としても活用できるよう各種講座の実施に努めてまいります。また、活動成果の発表の場として、町民芸術祭を開催してまいります。

復興事業などに関係する埋蔵文化財包蔵地の発掘調査については、関係機関と連携を図りながら迅

速に進めてまいります。また、文化財については町の歴史と文化を知る上で貴重な資料であることから、その保護と活用に努めてまいります。

将来を見据えた健全な行財政の推進。

行財政の運営についてであります。

今議会に提案の28年度一般会計当初予算案は、約421億円であります。その詳細については、議会のご審議をいただくこととなりますが、予算総額の約8割を復興対応の事業が占めるものとなっております。

震災後5年を経過したとはいえ、いまだ「復興の道半ば」の状況にあり、国からの復興交付金や震災復興特別交付税などが中心となる巨額の予算編成は、まだ数年は続くものと考えています。

このような中で、財政の健全性の指標となる「健全化判断比率」は、今までのところ健全性を保っている状況にあります。しかし、今後の人口減少や、復旧・復興事業の完了に伴う地域経済への影響などが想定されることから、これらの課題に向き合い、一つ一つの確に判断し、将来の町民に過度の負担を強いることのないよう、健全な行財政運営に努めてまいります。

公共施設の管理については、新たに公共施設等総合管理計画を策定し、その利用の様子や維持補修などの全体状況を把握するなど、今後の更新・統廃合・長寿命化対策を検討してまいります。

自主財源の確保については、被災者に配慮した固定資産税の減免措置を継続するとともに、公平・公正な徴収を行うため、県や滞納整理機構と連携を図り、税収の確保に取り組んでまいります。

広域行政については、老朽化しているごみ焼却施設、し尿処理施設の延命化を図る基幹的設備改良工事を計画的に進めるため、構成市町村と連携して取り組んでまいります。

以上、28年度における主要な施策について申し述べてまいりました。

あの大災害より5年という節目を迎えるに当たり、多くの復興事業が形として見えてきました。この5年間は長く、そして大変な期間でした。

山田町復興計画においては10年という期間で事業を進めております。箱根駅伝でいえば復路に突入いたしました。5年後のゴールに向けしっかりと歩みが町民から期待されているところです。その期待にしっかりと応えることが私と職員には求められています。

復興計画と同様に山田町の10年後を見据えた山田町総合計画についても町民の協力のもと、進めていかなくてはなりません。今本町は震災との戦いの中にあります。「疾風に勁草を知る」ということわざがあります。我々はその勁草にならなくてはなりません。一方、社会的に弱い立場にある方には行政として優しい手を差し伸べることも必要です。

本年は「希望郷いわて国体」において高等学校軟式野球競技の会場を本町が担うこととなります。この大会は、震災後の5年間に多くの支援をいただいた方々に対して、心よりの感謝を伝える大会にしたいと考えております。

震災の年に15の春を迎えた子供たちが、過日の成人式において二十歳を迎えました。216人の対象

者の中で180人が参加しました。若い世代がふるさと山田に捨てがたい思いがあることがよく見て取れました。このように次世代を担う若者たちに、ふるさと山田をしっかりと引き継ぐための「希望の懸け橋」になりたいと考えております。

そのためにも町民並びに議員の皆様におかれましてはふるさと山田の復興のために、より一層のご協力をお願いし、施政方針とさせていただきます。

ただいま施政方針を述べさせていただきましたが、少々お時間をいただきまして、もう一つ、私の思いを壇上にて述べさせていただきたいと存じます。

平成24年7月、いまだ震災の混乱の中、また多くの問題山積の中、震災からの復興という町の大きな歴史の変革のときに、私は町長としての重責を担い、自分に与えられた期間を我が山田町のかじ取り役として全力を傾注してまいりました。町民並びに議会の皆様のご理解とご協力のもと、復旧・復興については今このように形が見えるまでとなりましたが、まだ復興の道半ばであります。さらに、復興後のまちづくりを見据えた山田町総合計画もまさにこれからが実行の段階となります。

民間から町政の場に飛び込んで4年目の新たな年度を迎える今、「民間感覚を行政に」の思いはいささかも変わることはありません。我が郷土山田町の復興を確実に果たし、さらにこの町の明るい未来を描くという意欲はますます強くなってきております。さまざまな課題はありますが、復興の先にある町の未来をつくることが重要であります。

全ての町民の皆様が山田町に生きる幸せを感じ、いつまでも誇りに思える町にしたいという思いを実現すべく、私は再び町長として全力を尽くすことを決意いたしました。そして、懸案の一つであります学校給食センターについては、次期任期中において建設を果たす決断をし、今後各種の調整を進めてまいります。

以上、私の決意を申し上げ、再選出馬への思いを込めたご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



○議長（昆 暉雄）

日程第5、山田町教育行政に関する所信の演述を行います。

教育委員長、登壇願います。

○教育委員長（山崎喜六）

山田町教育行政に関する所信。

平成28年第1回山田町議会定例会が開催されるに当たり、教育行政施策について所信を申し上げます。

教育行政の基本的な考え方については、新たに策定される山田町総合計画の理念に沿って、将来の町を担う児童生徒の育成並びに全ての町民が元気で生きがいのある人生の構築を目指し、諸施策の推進に努めてまいります。

あわせて、教育振興などにおける重点施策等を協議、調整する山田町総合教育会議において、町長と教育委員会が、これまで以上に緊密な連携のもとで教育政策の方向性を共有し、町の教育に関する施策を実施してまいります。

学校、家庭、地域社会と連携し、町民一人一人が生涯を通じて健康で文化的な生活が送られるよう、それぞれの持つ役割と機能を十分に発揮しながら、ともに力を合わせた教育活動の展開に努めてまいります。

また、第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」が開催されます。

本町初開催となる競技会を町民一丸となって盛り上げ、さらなるスポーツ振興につながる大会となるよう成功に向けて取り組んでまいります。

以下、教育行政の施策の概要について、具体的な項目に従って、その考えを申し上げます。

第1に「人生を豊かにする生涯学習の推進」についてであります。

近年、グローバル化の進展などにより、社会の変化が激しく、価値観の多様化が一層進行している状況となっております。このような環境においては、一人一人が生涯にわたって主体的に学び続け、その成果を社会に生かしていくことが重要となってきています。

そのために、いつでも、どこでも、自分に合った手段や方法で学ぶことができるよう、小・中学校、公民館、図書館、各種関係機関との連携を一層強化するとともに、多様な生涯学習の展開と情報の提供を行い、引き続き生涯学習の環境づくりに努めてまいります。

第2に「復興教育の推進」についてであります。

未来を創造していくためには、町の将来を担う子供たちを育むことが使命であることから、いわて復興教育の3つの教育的価値である「いきる」「かかわる」「そなえる」を柱とし、学習指導要領の理念が示す「生きる力」の具現化を引き続き図ってまいります。

また、このことを進めていくためには、学校・家庭・地域社会と連携し、信頼し合い、支え合う姿勢を大切にすることが重要です。

そこで、具体的には、以下を重点として取り組んでまいります。

1点目は、「いきる」ということについてです。

自他ともに、全ての生命がかけがえのないものであることを実感できるよう、学校教育全体の中で、命の大切さについて引き続き指導してまいります。

また、「いきる」ための基本として、これまでも重点的に取り組んできた「早寝・早起き・朝ごはん」の励行を図り、児童生徒一人一人の家庭環境や生活習慣を把握しながら、寄り添った指導を進めてまいります。

心のケアについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、心のサポートや多様化するニーズにきめ細かに対応してまいります。

また、教育相談室では各学校へ配置している支援員と学校が連携できるよう、実態に即した支援を

してまいります。

2点目は、「かかわる」ということについてです。

子供たちが、家族の一員としての自覚を持つとともに、社会のために役立ち、自分が価値ある存在であることを実感できるよう指導してまいります。また、仲間や地域住民とのつながりを大切にし、互いに支え合いながらコミュニケーション能力を高められるような活動を重視します。

具体的には、各校において教科や道徳、特別活動などを通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感など豊かな人間性の育成が図られるよう、学習活動を行ってまいります。また、総合的な学習や学校行事などでは、地域住民との触れ合いや職場体験活動を行うなど、地域社会とかわり合いながら、キャリア教育の充実を図ってまいります。

3点目は、「そなえる」ということについてです。

防災教育のさらなる充実を図るため、各校で作成している学校危機管理マニュアルの内容を見直し、今後も災害を想定した避難訓練などを実施してまいります。いかなる状況にあっても、自分の命を守るために必要な「状況に応じて主体的に行動する態度」の育成に取り組んでまいります。

第3に「学校教育の充実」についてであります。

1点目は、「学力の向上」についてです。

学びの目的を明確にした、「わかる授業」の確立が求められています。そのために、各校では授業における主体的な学習課題の見通しと解決方法、学び合い、学びの振り返りについて指導してまいります。

また、教育研究所が中心となり、県の学習定着度状況調査や全国学力・学習状況調査、町の学力検査等を生かして、各校に調査の事前、事後指導を行ってまいります。

あわせて、教育用パソコンを活用し、児童生徒の情報活用能力の向上をさらに図ってまいります。

2点目は、「いじめ対策」についてです。

いじめは、決して許されるものではありません。各校では策定した「いじめ防止基本方針」について随時見直しを行い、より実態に沿ったものとして活用できるよう対応してまいります。今後もいじめの実態把握に努め、発生の際には被害者の安全を第一に考え対応するとともに、その予防についても引き続き指導してまいります。

3点目は、「学校施設の維持、修繕」についてです。

学校施設の管理については、児童生徒の安全・安心を最優先に考えて対応しておりますが、今後ともその方針で維持、修繕に努めてまいります。

第4に「魅力ある社会教育の推進」についてであります。

町民一人一人が主体的に参画することのできる「学びの場づくり」を推進するため、たんぼぼ学級、各小・中学校での家庭教育学級、世代間交流、各種講座などを実施してまいります。

また、公民館等の集会施設を地域コミュニティの拠点として位置づけ、出前講座等を開催するこ

とにより、地域住民の方々のきずなが構築されるよう努めてまいります。

さらに、各地区の教育振興運動の実践活動の推進を図るとともに、多様な学習機会を提供し、町民の学習意欲を高めてまいります。

第5に「スポーツの振興」についてであります。

より多くの町民が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、学校開放施設を活用しながら、スポーツ教室、各種大会等の事業を実施してまいります。さらに、災害復旧工事が終了する勤労者体育センター、海洋センター艇庫、町立艇庫についても、効果的な活用に努めてまいります。

第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」が、「広げよう 感動。 伝えよう 感謝。」をスローガンとし、「東日本大震災復興の架け橋」の冠称を付して開催されます。

本町においては、10月2日から5日までの4日間、全国から10チームが集い、高等学校軟式野球競技を開催します。

復興のシンボルとして位置づけられた2巡目岩手国体を、全町民の連帯感の醸成を図りながら一丸となって盛り上げ、全国から来町される方々をおもてなしの心で歓迎し、また支援への感謝を伝え、復興及び明るい未来へつながる大会となるよう、成功に向けて取り組んでまいります。

第6に「文化の振興」についてであります。

芸術文化活動については、町内の芸術文化団体が、積極的に自主活動を展開できるような体制づくりの支援を行い、町民芸術祭や岩手芸術祭巡回美術展の開催などを通じて、創造する喜びを実感し、豊かな感性を養う機会を提供してまいります。

また、小学生を対象とした青少年劇場を開催し、すぐれた音楽や演劇を鑑賞することで、芸術文化への興味関心の育成を図ります。

岩手県指定文化財の房の沢古墳群出土品は、第2次保存管理計画を策定し再保存処理を実施するとともに、安定した保管環境の整備を図ってまいります。

復興事業などに関係する埋蔵文化財包蔵地の発掘調査については、関係機関と連携を図りながら迅速に進めてまいります。

陸中山田駅前に整備される（仮称）子ども交流センターについては、誰もが気軽に利用できる施設とするため、名称を「山田町ふれあいセンター」とし、7月に開館する予定で準備を進めております。開館後は、その施設に図書館機能を移転し、各種図書展などの開催を通じて読書活動の推進に取り組むとともに、町民にとってより親しまれる施設となるよう、資料の充実と整備に努め、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

鯨と海の科学館については、貴重な収蔵資料を保全するためのくん蒸を実施するとともに、必要な備品を整備し、早期再開に努めてまいります。

以上、平成28年度の教育行政の執行に当たっての所信と主要な事業について申し上げます。

我が町が将来にわたって発展し続けるためにも、教育の果たす役割は極めて大きいものと認識して

おります。

子供からお年寄りまで、全ての町民が生きがいを感じながら学び続けられるよう、学校教育と社会教育が一体となり、学校・家庭・地域・関係機関団体と連携しながら、各施策の展開に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

町民並びに議員の皆様方の深いご理解と、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政に関する所信といたします。ありがとうございました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ここで申し上げます。町長施政方針及び山田町教育行政に関する所信についての質問を通告している議員は、内容を記述した通告書を2月19日金曜日正午までに提出願います。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

午前 11 時 24 分散会

平成28年第1回山田町議会定例会会議録（第14日）						
招 集 告 示 日	平成28年 2月10日					
招 集 年 月 日	平成28年 2月16日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 2月29日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成28年 2月29日午後 3時44分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番 佐 藤 克 典		4 番 黒 沢 一 成		5 番 田 老 賢 也	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	角 田 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	昆 秀 樹	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	田 川 和 義	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	里 舘 敏 彦	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	○
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	澤 木 次 博	○	教育次長	佐々木 真 悟	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	菊 池 利 博	○
	水産商工課長	甲斐谷 芳 一	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 2 8 年第 1 回山田町議会定例会議事日程
(第 1 4 日)

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 (月) 午前 1 0 時開議

日 程 第 1 一般質問

平成28年 2月29日

平成28年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、健康上の理由から、ペットボトルの議場内持ち込みを許可したことを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、一般質問を行います。
質問の許可は、通告順に行います。
なお、本定例会の質問時間は、山田町議会先例74により25分であることを申し添えます。
それでは、12番山崎泰昌君の質問を許可します。12番。

○12番山崎泰昌議員

12番、政和会の山崎泰昌です。まず、定例会初日の町長施政方針、このときに今後より一層難しくなるとされる町政運営に継続的に携わっていくという強い意思と、次世代の若者たちのための希望のかけ橋になるという崇高な理念を掲げ、2期目となる町長選への出馬を力強く表明されました佐藤町長に対し、一議会人として敬意を表します。私も町をよくしたい、活性化させたいと思い、この場に立っておりますので、壇上より質問いたします。

まず最初に、過疎地域自立促進計画についてであります。1、当町の認識として5つの旧町村の中に27の集落が存在しているとあるが、今後もこの形態を維持していくのか。人口減少、高齢化、被災地区の移転など今後は大きな変化が予想されます。行政サービスの向上を図る上で、新たな地区割り、地域割りを考えなければならないのではないか。集落をなくすのではなく、できるだけ存続するための新しい形態が必要なのではないでしょうか。

2つ目、軽工業が当町の工業の主力であり、そのほかの企業を誘致することが重要な施策の一つであることは認識しております。そのほかにも町民のニーズに応じてきた地元の鉄工場や造船場、建築業、特に大工さんなどへの支援、補助などを行わなければ住宅再建におくれを来したり、地元産業に

携わる業者が町民のニーズに応え切れなくなるのではないかと。住民に密着してきた業種への支援が今のままでは不十分ではないでしょうか。

2、小中学校の統廃合についてです。第9次長期計画において統廃合の検討について言及されました。前回の定例会までの教育委員会の答弁では、時期尚早とも受け取れる発言だったが、今後は保護者や地域住民に情報提供しながら論議を進めると認識してよいのか。

3、町長施政方針についてであります。1つ目、環境、衛生について。以前にも質問をしておりますが、住宅用太陽光発電設備導入促進事業を事務所や工場など住宅以外にも使えるように働きかけてはどうか。また、公営施設への設置状況はどのように推移しているのでしょうか。

2つ目は、水産業の振興についてであります。漁業所得向上のための種苗放流事業は、今年度のアワビ漁を見ると一定の評価ができるし、ナマコ漁もある程度の水揚げがありました。できるだけ早期にナマコ放流事業の完了が求められると思うが、町の見解と進捗状況を伺います。

3つ目は、商工業の振興についてであります。現在町内にある工業者に対する用地提供や育成補助などの支援事業はありますが、増設や設備投資のための補助が見当たりません。支援が必要だと考えておりますが、町の見解は。

4つ目、観光の振興についてであります。荒神海水浴場に休憩所施設ができ、利用促進を図るとありますが、第9次長期計画の中で全体像が見えてきません。この観光資源をどのように活用するのか。

次は、山田町観光協会についてであります。今後の町内経済活性化の一翼を担う団体と認識しており、これからの運営が重要だと考えております。行政サイドとしても、より一層の連携と関与が必要と考えますが、町の方針を伺います。

4、山田町教育行政に関する所信についてであります。1つ目、復興教育の推進について。今まで支援員と学校との連携がありましたが、今まではこの連携ができていないように受け取れました。実情はどうか。また、支援員の必要性はわかりませんが、今後はどこまで踏み込んで活動してもらうのかを尋ねます。

2つ目、いじめ対策についてであります。いじめ防止基本方針なるものを活用しているようですが、現場の教職員が判断できないものなのか。いじめの原因となる要素は教育委員会では把握していると思いますが、町長サイドと共通した認識を持っているのか。

3つ目、スポーツの振興についてであります。スポーツ振興においては、毎年うたわれておりますが、施設の整備が進むにつれてますます重要な課題となると考えております。効果的な活用にも努めるとありますが、具体的にはどのような考えなのか。

以上、壇上より質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

山崎議員の質問にお答えします。

まず、冒頭議員のほうから、町政に対する力強いお言葉、そして町民を思う熱い気持ちを披瀝したということで大変感謝を申し上げたいと、そう思っております。それでは、質問にお答えさせていただきます。

1点目の過疎地域自立促進計画についてお答えします。1つ目の集落の新しい形態についてですが、本来各集落の成り立ちとしては、そこに住む地域住民の皆様のさまざまなつながりにより、長い時間を経て形づくられてきたものと思っております。そのようなことから、現時点では町が積極的に集落の再編整備を進めていく考えはありませんが、防災集団移転促進事業などにより高台等で新しいまちづくりが進むとともに、それぞれの集落の形態は変化することも想定されますので、それらに対しては臨機応変な対応も必要と考えております。

2つ目の住民に密着してきた業種への支援についてお答えします。中小商工業者への支援については、過疎地域自立促進特別事業に位置づけられる中小商工業金融対策融資事業及び中小商工業者融資利子等補給事業により、運転資金や設備資金などの融資に係る利子と信用保証料を補助しているところであります。ご指摘の業種にかかわらず、町内業者の多くが町民の生活に関係していることから、中小商工業者への支援については今後とも継続してまいります。

施政方針1点目の環境、衛生についてお答えします。1つ目の住宅用太陽光発電設備導入促進事業については、家庭での地球温暖化防止対策の一つとして、町単独事業により取り組んでまいりました。これから防災集団移転促進事業等による住宅建設の増加に伴い、太陽光発電設備の設置が多く見込まれ、その需要にお応えするためには今後さらに多額の財源も必要とされることから、事務所等への補助対象の拡大は現在のところ考えておりません。事業者向けの制度としては、県が実施している再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金等がありますので、町としてはこの制度のご案内に努めてまいります。

次に、公営施設への設置状況についてですが、県が地域の防災拠点等を対象に実施している公共施設再生可能エネルギー等導入事業により、船越防災センター、大浦漁村センター、保健センターの3カ所に設置したところであります。また、震災以降は再建された田の浜コミュニティセンターや船越小学校にも民間の支援をいただき、設置されております。

2点目のナマコ放流事業についてお答えします。水産資源の回復増大を図るためには、継続的な種苗放流が必要と認識しており、町総合計画に平成28年度から4カ年を実施期間とする種苗放流事業を盛り込んだところです。27年度は、県栽培漁業協会のナマコ種苗の生育が不安定であったことから、県による少量の放流にとどまりましたが、28年度以降も入手先である協会と調整しながら計画的に種苗放流への支援を実施していきたいと考えております。

3点目の町内工業者に対する支援についてお答えします。増設や設備投資のための資金については、町と県に融資制度があり、その利子と信用保証料を町で助成しています。また、電子機械製造業や食

品、水産、農業等関連業種が新規投資を行った場合には、税制の優遇措置等を講じる県の産業再生特区制度の活用を促してまいりたいと考えております。

なお、設備投資の内容によっては国や県の補助制度を適用できる場合がありますので、相談に応じてまいりたいと考えております。

4点目の観光の振興についてお答えします。荒神海水浴場の休憩所は、海水浴以外の活用も考えられ、具体的にはシーカヤック立ち寄り拠点、みちのく潮風トレイルやトレッキングの起点としての利用等により活用する考えです。また、観光協会とは山田町観光復興ビジョンを具現化するための施策において、住民、事業者との連携を一層深め、ともに新たに展開する事業を担っていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

2点目の小中学校の統廃合についてお答えします。

震災により心身等に影響を受けた子供たちもいることから、なれ親しみ、落ちついた環境の中で学ばせたいこと、また地域の人たちの交流拠点になっていることなどから、今の段階ではどのような方針で進めていくかといった具体的な計画までには至っておりません。しかし、仮設住宅に住んでいる子供たちも含めて町民の方々の本設での居住場所が決まり、住まいに関して落ちつきを取り戻してきた場合など、児童生徒の数が減少していることもあり、今後の子供たちの学習環境や地域の特性も考慮しながら検討を進めていく必要があると考えております。

教育所信1点目の復興教育の推進についてお答えします。現在支援員7名を小中学校10校に配置し、それぞれが学校と連携し、配慮の必要な児童生徒へ支援しています。また、学校で行った支援の内容については記録にまとめ、詳細な報告を受けております。今後も配慮を要する児童生徒に対して、さらにできる支援を学校と連携しながら実施してまいります。

2点目のいじめ対策についてお答えします。ふだんからいじめについては、教職員がアンテナを高くして予防に努めているところですが、いじめ防止基本方針があることにより、教職員一人一人のいじめに対する認識が深まり、それぞれが指導できるようにしております。今のところ本町では重大ないじめ事案はありませんが、発生の際は町長部局とも情報共有し、対応してまいります。

3点目のスポーツ振興についてお答えします。スポーツ団体など多くの利用者の皆様には東日本大震災で体育施設が被災したことで活動場所が制限されておりました。今後は、勤労者体育センターなどが復旧完成することで選択肢が広がりますので、利用希望に応えられ、多くの皆様が被災前と同様にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ教室や各種大会等を開催し、スポーツの振興に活用していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

まず、1点目の自立促進計画の新しい集落のことについて伺いますけれども、資料を提示させていただきましたので、ちょっとそれをもとに質問させていただきたいと思います。

まず第1に、27集落、確認ですが、この中で復旧、復興事業後、人が生活できないという場所がありますか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今の27の区分につきましては、山田地区11、船越地区3、織笠地区6、大沢地区1、豊間根地区6、合計27集落というふうに私どもは捉えて今回の計画を策定させていただきました。基本とすれば、現在ある行政区、これをもとに分類してございます。したがって、個々皆様方、集落の数については定義がございませんので、そういった区分についてはいろいろなご意見があろうかと思います。

ご質問に関する内容でございますが、現在把握している集落の中で、復旧、復興後、住民の居住がないといったところはないというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

それでは、この中で自治会、これが各集落の中には存在していると思いますが、欠落しているところもあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

自治会につきましては、現在30団体ほどを町としては捉えてございます。各地域ごとにいろいろあるわけでございますけれども、今の1つの地域、1つの集落に1つの自治会組織というふうな扱いではございません。したがって、何カ所かの地域が組んで行く。具体的な事例で申し上げますと、織笠地区については集落数は6集落ございますが、全体を束ねた形でコミュニティー推進協議会といったような自治会組織がございますので、個々にあるかというご質問についてはちょっとお答えできかねます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

何も私は自治会がないというのが問題だということではありません。実際問題として、この間も新

聞とかにも載っていましたが、弱者のための避難の態勢がうまくとれていないという自治体がまだ数多くあるわけです。それを考えてみたときには現実的に集まれる人たち、そういうふうなのが基本になって、私はそういう弱者対策とかも行っていかなければならないと考えておりますので、こういう質問をしております。

また、全く逆説かもしれませんが、田の浜、船越、あとは大沢、この辺は逆に一つになってしまうと今度は広過ぎて、全然人が集まらなくなると。実際問題山の内地区は山の内地区で自治体があるし、船越は船越であると。こういうふうなくりで持っていけば、行政サイドもそこに住んでいる町民の人たちに直接もっと丁寧ないろんな説明とかもできると思うのですけれども、今回ここには臨機応変にはありますけれども、私はそういう考えで新しい町をつくっていったほうがいいと思うのですけれども、どのようなお考えでしょう。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいま答弁申し上げた自治会組織については、ある程度規約を設けて活動の形態のあるという形のものをお話し申し上げました。ただ、基本になるのは地域集まってどういう活動ができるか。常日ごろの交流がとれるかどうか、そういったあたりだろうと思っております。町とすれば、一番小さいレベルでの集合体として、今の行政区というものがございます。ここが行政区長さんを中心にいろいろな情報交換をしたり、助け合いをしたりということでございます。こちらについても当然重要視してございますし、できる限りのご協力、ご支援をしたいという考え方は同じでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

これも町の考え方と私の考え方は、とりあえず似ているところはあるのでしょうかけれども、ただこれは質問を兼ねた提案だと思っていただければ結構ですので、次に移ります。

次は、工業のところなのですが、施政方針のところとダブるところがありますので、同じことは聞きません、ここで終わりにしますけれども。今定例会に商工会のほうからも全くこれと同じような内容だと思われます。そういう要望事項が上がってまいりました。地域経済と密接にかかわりのある小規模企業の事業の持続的発展や小規模企業施策に関する基本計画等の策定を盛り込んだ小規模企業の振興を図る条例を制定し、小規模企業に対するきめ細やかな支援を図られるようお願いしたいと、こういうふうなこともありますし、また国のほうでは中小企業庁が応援サイトのミラサボなどをつくって、今後の創業促進補助金制度なるものもつくっております。

ここで言っているのは、私が言いたいのは利子補給、これは確かにできています。ただし、今まで水産業にしても、特に水産業です、国の補助金というものが結構な額で入ってきている。だったら、

同じような被災した地元に着している人たちにもそれ相応の支援があってもいいのではないかなというのが今山田町で仕事をしている人たちからよく聞かれる声です。私も全くそのとおりだと思います。

この補助金に関しては、国にも働きかけはしなければならないでしょうけれども、町独自でも何か支援策があってもいい。融資制度ではなくて、水産業だったら8分の7を負担しますよと。以前は4分の3を負担しますよと、このような有利な補助制度がありました。ここまで件数が減っている工業者をこれ以上減らさないためにも、もう少し踏み込んだ施策が必要だと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり、商工会のほうからも小規模事業者の振興という点で提案が、要望がされております。従来被災以来、被災を受けた事業所の復旧、復興というのを続けてまいりまして、もう少ししかかるのではないかなと思っております。特におっしゃるとおり商業者の復旧がまだ仮設でございますので、そこを本設化するのが最重要かなと思っております。ただ、一方では、議員おっしゃるとおり、被害を受けない商工業者をどう振興していくかというのは全国的な課題になっておりまして、法整備がされているところでございます。条例化等々については、少し時間をいただいて今検討をしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今回町長答弁のほうでも、設備投資の内容によっては、国県の補助制度を適用できる場合がありますと、こういうふうなのがありますけれども、今の答弁でわかりました。今後できるだけ支援策が広がるように期待して、ここは終わります。

次は、観光振興の点です。いつも尋ねて申しわけないのですが、今回荒神につきましては、念願でした駐車場がきれいに舗装され、今神社寄りのほうでもいろいろつくっているようなところですけれども、これは今度の夏までには全て完成でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり、現場の用地整備といいますか、建てるための土木的な整備は終わっておりまして、たまたまきょう完成検査でございます。建物を建てる用地、それから駐車場、それから避難路は整備が終わりまして、次は建物ということになります。実は、建物も用地整備にあわせて国のほうで進めておりましたけれども、不調が続いているということで、平成27年度の建築は断念したと聞

いております。28年度早々に再度入札にかけまして、シーズンに間に合うようにしたいというのが国のお話でございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

ここで、国のほうでそういうふうな整備を進めてくれると。今までは、あその海水浴場の運営は観光協会も携わってきたはずです。そうなった場合に、そういう施設の中に附属でもいいです、町として入れるようなスペースがあるのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

建物については国が建設しますけれども、管理については町が委託を受けることになっておりますので、今建物の設計を進めていく中で、町のほうからも意見をお話ししております。その中で、管理をするスペースというのは要望しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

震災前にもちょっとした建物等がありました。災害復旧が当てはまるのかどうかはわかりませんが、だとしたらばその規模なのか。もしあの規模だったならば、今まで震災前、私が端から見て対応し切れていなかったのです。その辺は、町として認識して、今国県と対話しているのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

施設の規模については、被災前の管理棟、あるいはトイレですか、あれよりは小さくなってしまいます。国の考え方とか予算があるのだらうと思いますが、トイレ等の機能は備えておりますけれども、大きさ的には小さくなってしまっていると。議員おっしゃるとおり、不足の部分があるのだとすれば、仮設のプレハブ、スーパーハウス等で対処しなければならないと現時点では思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そこで疑問なのが、国立公園の中にそういうふうなのが後づけでできるのかどうかというのをちょ

っと確認しておきたいのです。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

ただいま答弁申し上げたのは、仮設のプレハブといいますか、スーパーハウスですので、その都度環境省のほうにお伺い、お願いして設置をしていきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

だから、施政方針でこれから観光で活用していくのだと。シーカヤックの立ち寄り拠点、これは今回初めて荒神海水浴場については出ました。あとは、潮風トレイル、これは前回も聞いています。利用者がふえるというふうな見込みで計画は立てるはずですよ。だったら、それに見合った規模の施設が必要だと思います。後づけ、後づけではなくて、やれるのだったら本物を今のうちにつくったほうが、後々観光客の人たちにも受けはいいと思うのですけれども、その辺までは検討していないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

利用者といいますか、数については、議員ご承知のとおり夏場の海水浴シーズンがかなり大きくなりまして、そのほかのシーズンはそんなに大きな利用はないというふうなのが一つの考え方でございます。したがって、夏場の海水浴シーズンに対処するために施設が不足であれば仮設の施設を置くという意味でございます。通年、冬場できるかどうかわかりませんが、そのほかのシーズンについては立ち寄り所等々としてトイレ、まずこれが必要だということでトイレは使っていただくと。それから、休憩スペースもあると。そのことによって、シーカヤックが立ち寄ったり、トレkkerが立ち寄ったり、そういう施設になっていくと思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

夏場は、確かに重要でしょうけれども、こうやってトレッキングができるのだったら、私は春、秋が一番もってこいの場所だと思っていますので、それなりの設備が必要になると考えておりますので、これは要望で構いません。

次は、統廃合の問題です。確かに今までの教育委員会の答弁聞いて、私は子供たちの影響を考えて、この問題はあえて取り上げてきませんでした。しかし、今回町として踏み込んだ意見が出てきました。

教育委員会として、以前は、名前出していいのか悪いのかちょっとわからない、渋谷次長がいたときとかは、いつときは統廃合に向けての検討を進めるという答弁をいただきました。岩船教育長が来て、私が来たので統廃合は行いませんという答弁だったのです。今回、今後検討を進めていく必要があると考えておりますと、こういう答弁が来ました。確かに現状では、まだ子供たちの落ちつかないところがあるのでしょうか。しかしながら、行政として踏み込んできたのですから、教育委員会もそれなりの検討を始める時期だと、私はそう思いますけれども、どうでしょう。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（佐々木真悟）

総合計画のほうに計上させていただきました内容につきましては、向こう10年間の計画の内容となっております。その中で、小中学校の統廃合について、統合するのか、それともしないのか、そういったところも含めて、その適否について、そして統合することとなった場合はこういった手順で進めていけばいいのかと、そういうものにつきまして、これから時期が来たらば検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

それでは、もう一回立ち戻ります。私は、質問した内容について、今後は保護者や地域住民に情報提供しながら論議を進めていくのかということを行っています。そうすれば、今の答弁を受けると、まだそういうことはやりませんというような答えだと思うのですけれども、そこは確認したいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（佐々木真悟）

教育長のほうの答弁にも述べておりますけれども、まず子供たちの生活の安定というほうを最優先に考えるべきというふうに考えております。

それと、またその地区の方々等のこともございますので、今の段階では具体的な計画までには至っていないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

私は、このほかに教育委員会のほうにはいじめ対策ということで質問しておりますが、この原因、いじめの原因となる要素、私は教育委員会が把握していると思って質問しております。ただ、答弁書

には把握しているのも、把握していないというのも書いてありません。実際のところは把握しているのですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（佐々木真悟）

それでは、いじめについてでございますけれども、それぞれ各学校のほうでいじめ等があった場合には、重大な事案等につきましては、教育委員会のほうに上がってまいりますけれども、学校の組織、あるいはそういった対策で対応できるものについては、教育委員会のほうまでは上がってきておりません。ただ、年度末につきまして調査をしております、その段階でどれぐらいの件数があったかというのは把握しておりますし、その内容につきましては、例えば冷やかしたりとかからかい、悪口というようなものというふうに把握しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

私は、いじめというのに関しては、教育委員会がどういうのが原因でこういう事案が起きるのだということをしっかり把握していると思っています。その中で、現在中学校がちょっとおかしいのではないという声が結構聞こえてくるようになりました。その辺について、これがいじめの走り、まずは風紀の乱れからいくと思います。そういうことは、教育委員会としては当然把握はしていると思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

今回のいじめ防止基本方針という質問で答えさせていただきましたので、今荒れているというのは現状そのとおりで、後で質問等も来ると思うのですが、その原因についてはいろんな複合的なことがございますので、心配しているのはその子供たちが他の子供たち、いわゆる暴力とかいじめという部分については、それが一番心配でしたので出ていないと。ただ、授業をきちっと受けられないということについてはそのとおりの情報でございますので、今回やったいじめ防止の対策の原因というのは、毎回お答えしていますが、いじめというのは複合的なことで、子供たちが集団になれば、その中で権力争いも出てきますし、陰口というか、女の子同士いるとひがんだりやったり、本当に思春期の子供たちはごたごたしながら生活していますので、そのときに今の法律では、定義はどんなことがあっても本人が嫌だと思えば、訴えればそれがいじめですよということですので、再調査した結果、全国で何万という数が出てきたのです。今までは、重大事案に発生しなければ件数に入れなかった部分も、

そういうところで、よりきめ細かく一人一人を見ていきなさいよということですので、ここで言う要因ということについてはそれぞれの原因があって、あるいは1カ月後には逆転したりします。そういうことも含めながら、教師がその事案事案に合った中で丁寧にやりなさいよというのがうたわれているのが基本方針ですし、なおかつ重大なことがあれば、町長部局まで含めて説明責任と責任を果たしなさいよという制度ですので、それについては丁寧にやっているところでございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、今回の質問については問題行動といじめ事案というのは別に考えて、現在のところでは教育委員会のほうでは対応しております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

先ほども私は言いましたけれども、風紀というのが乱れるのが一番私は怖いことだと思っています。実際ほかの子たちと一緒に授業を受けられない子供たちがいるということで、これについても私は支援員の人たちがこっちにも回ってきてもいいのではないかというふうに考えているのです。だから、支援員さんの話もここに持ってきたのです。複合的に考えて、重大事案は出ていないけれども、私はそれなりの兆候があらわれているのではないかと、こういうふうな私は認識です。

その中で、このようにいじめ防止基本方針というのがある程度の線引きがあって、では現場の教職員はここまでいっていないからだめなのかと、いじめではないのだというふうな勘違いをして指導がおくれたりしているのではないのかと、そういう不安があるのです。ただ、今の教育長答弁では、これをもとにちゃんと指導しなさいよというふうなことをおっしゃっていますけれども、そういうふうに受けとめてよろしいですね。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

まず、いじめ防止基本方針の意義でございますが、毎年メンバーがかわりますし、本町においては被災を経験した職員と、あるいは管理職もかわって、年度末に1度方針について検討します。

ちょっと詳しくなって申しわけないのですが、3つあると思います。まず、予防的なことはどうするのか。起きたときに、その解決策はどうするのか、そして起こさないためにどうするのか、これがリスクマネジメントというのですか、まずは3つの大きな、ほとんどが起きないためでやってきたのですが、少しいろいろ乱れてくると、それをどう解決したらいいか、今多分解決のことで精いっぱいだと思います。4月からは、多分起こさないためにどうしているかを今やっていると思うのですが、その風紀の乱れということについては、今回の趣旨からいきますと、後でのことにしますが、いろんな要素が今かみ合っていますので、他機関とすごく今連携して、正直なところ、ここ1週間で大分い

い方向に変わっているなという報告もきょうも受けましたところですので、それについては日々職員がその子の将来を見ながら保護者と連携して、なかなか保護者と連携とれない子もおるものですから、それについてはいろんなところでいうことで。

あと支援の話も出てきましたけれども、配置している趣旨が少し違いますので、それについてはまた具体的な例もございますので、答弁はこのぐらいということで、以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の答弁で、とりあえずはいいと思いますので。

済みません、飛んで申しわけないのですけれども、種苗関係にちょっと飛ばせてください。今回このように町が行った事業において、皆さんご存じのとおりサケの大不漁ということが起きた場合でも、このようにとりあえずは一息つけたというふうな漁民の人たちの声も聞きますし、組合運営においてもそういうふうなことがありました。今後このような計画で行うと。ただし、ちょっと聞いたかった進捗状況というところです。今は、一つの枠でやっていますけれども、今後はどういうふうに推移していくのか、これをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

町長答弁のとおり、28年度から4カ年、27年を入れれば5カ年間種苗を放流して、その先には再生産ということがありますので、当面この5年間の放流を続けるということが肝要というふうに考えております。

ただ一方では、答弁にもネガティブなお話をさせていただきましたけれども、種苗生産施設、あるいは能力といいますか、テクニックがまだ向上していないということがあるようです。それは、アワビについても現場の人員不足、ナマコについても技術不足が指摘されております。まずは、そちらのほうをしっかりとやっていただきたいと思います。思っております。

情報としてお話ししますけれども、岩手県の栽培強化以外、青森とか北海道にも手配をしているところではございましたが、特にナマコについては北海道、青森も出さないというご返事をいただきました。つまり北海道は北海道、青森は青森で種苗生産をして成長させていくというような方針になっているようでございます。一部民間の方々が北海道から入れたり、漁協の関係で北海道から入れたりしておりますけれども、大量に入れるということは困難というふうに見込んでおりますので、岩手県の協会に頑張ってもらえないかなという不安定要素もありますけれども、町とすれば一定の予算を確保しておりますので、計画どおり進めてまいりたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の答弁を聞くと、なかなか最初とは違ったふうにはなってきたのだなとは認識いたしました。昔は、山田にも水産試験場みたいなのがあったものだから、そこをまた復活するならば復活して、町としてこの種苗計画に本腰を入れていただきたいと。最初は手探り状態、そこは理解しましたので、今後のご努力をお願いします。

次は、スポーツ振興です。災害復旧で整備されました体育館ですが、震災前から体育施設についてはいろいろと質問させてもらいました。今まで町に人を呼び込むためにはある程度の規模を持った施設が必要ではないのかというのを初めて議員になったときから質問させていただいていましたが、それなりに見合った施設が今もって完成できていないと。この震災を機に、ある程度の規模を持った施設ができるのではないのかというふうな期待を抱いていましたけれども、なかなかこれが目に見えてこない。どのようにこれを有効活用するのか。今回の答弁もスポーツ教室、各種大会等を開催し、スポーツの振興に活用していきたいというふうな答弁であります。

それでは、スポーツ教室はいいでしょう。それでは、ある程度の規模を持った宮古地区の各種大会、もう少し広がれば沿岸地区のブロック予選、こういうのをできる施設が山田町に、屋内ですよ、ございますか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

今の質問にお答えします。

残念ながらそういう施設は、公式の大きな大会を開くだけのスペースというか、そういう施設はちょっとないと思います。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今まで山中に新しい武道場をつくる、そういったときもあそこもそれなりの設備は整っているが、せっかく新設したのに大会が開けるような規模ではない、公式な面がとれないと、こういう葛藤の中で私はずっと議員してきました。うたっていることと、では要求があるのに何でできないと、皆さんが望んでいるのでしょうか、スポーツの振興を。もう少し配慮して計画は立てるべきだと思います。最後は要望です。

○議長（昆 暉雄）

12番山崎泰昌君の質問は終わりました。

8 番関清貴君の質問を許します。8 番。

○8 番関 清貴議員

8 番関清貴、政和会。一般質問の通告書により質問させていただきます。

1 番目、町長 1 期目の公約の成果について。4 年前、町長は東日本大震災から山田町の復旧、復興をなし遂げるため立候補し、多くの町民の支持を得て活躍されております。公約とも言える「早期復興をめざして！山田10策」を掲げて選挙戦を戦ったわけですが、もう少しで任期が終了となりますが、どの程度実現できたのでしょうか。

2 番目、防潮堤の避難路についてでございます。町民の生命、財産を守るため、町内防潮堤の工事が進められております。地区によっては、防潮堤の構造、形状が異なりますが、防潮堤内への出入りの方法はどのようになるのか。また、津波警報で門扉が閉じられた際に、防潮堤内で仕事に従事している方々や観光客の避難路はどのように考えているのでしょうか。

3 番目、町長施政方針についてでございます。1 つ目、山田町総合戦略について。山田町総合戦略による将来に向けた種まきをスタートしたいということですが、28年度に予定している主な新規事業は。

2 つ目、山田町復興計画についてでございますが、UR都市再生機構等と調整、協議を密に行い、前倒しの可能性を検討するということですが、前倒しで復興が進むことは町民にとって明るい話題となると思いますが、どの地区にその可能性があるのでしょうか。

3 つ目、健康づくりについてでございます。食育指導に取り組むということですが、学校給食設備の整備は今年度、28年度無理のようですが、小中学生の児童生徒を持つ保護者への弁当づくりの食育指導を考えているか。

4 つ目ですが、被災者の生活支援について。公営住宅入居者等の健康づくりを推進していくということですが、このことは心のケアも含まれていると思います。心のケアを考えた場合に、今後入居が間近の災害公営住宅があるわけですが、その自治会組織、入居者及び周辺自治会とのコミュニティ組織の構築が必要であろうかと思いますが、町では対応策を考えて進めているのでしょうか。

5 つ目、住環境の整備について。山田型復興住宅について、町で取り組みを発表してからかなりの時間が経過しておりますが、高台団地の引き渡しが始まっているところもあり、早い時期の対応が必要かと思えます。今後どのように進めていくのか。

6 つ目、水産業の振興について。ヨーロッパザラボヤの被害対策に県や漁協と連携して取り組むとしておりますが、町ではどのような支援を検討しているのか。また、漁協からは要望があったのでしょうか。

7 つ目、生涯教育についてです。被災した集会施設等については、引き続き復旧に向けた検討を進めていくということですが、被災から5年経過しており、早急に検討してもらいたいが、どのように考えているのか。

4 番目、山田町教育行政に関する所信についてでございます。1 つ目、魅力ある社会教育の推進に

について。学びの場づくりを推進するための事業として世代間交流を実施するようですが、少子高齢化が進む中での今後の事業展開についてどのように考えているのか。

2つ目、文化の振興についてです。1つ目として、小学生以外を対象とした、すぐれた音楽や演劇等の鑑賞を計画しているか。2つ目、房の沢古墳群出土品の再保存処理を実施するようであるが、これを含めて山田町の文化財等を展示するような施設を整備する考えはあるか。

以上、壇上より私の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

関議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の町長1期目の公約の成果についてであります。選挙公約として掲げた山田10策の各項目に沿ってお答えいたします。

1つ目の防潮堤施設などのインフラ整備については、一部水門等の入札不調もあり、おこなっている部分もありますが、おおむね進んでいるところでございます。

2つ目の土地利用の合意形成も、一部問題のところもありますが、解決に向け、引き続き努力をしてまいります。

3つ目の水産業、水産加工業については、おおむね再開していると捉えており、これらに伴い雇用も生まれているところであります。逆に労働力の不足が問題となっている状況でございます。

4つ目の商工業の再生ですが、新生やまだ商店街などもオープンにこぎつけ、まちなか再生計画の中心である共同店舗の建設も始まったところであります。

5つ目の災害公営住宅については、平成28年度には完成する建物が多くなるところであります。副町長の2人制も実現し、震災後の莫大な業務に対応してきたところであります。

6つ目の教育、医療部門では、船越小学校の再建も実現し、県立病院も間もなく開院の運びとなっております。

7つ目の6次産業化への全面支援ですが、今後も継続して取り組んでいく考えであります。

8つ目の再生エネルギーの活用ですが、公共施設には太陽光パネルの設置を推進し、個人住宅には設置した場合の補助をしているところであります。町有林の活用は、搬出経費の問題などがありますが、現在伐期を迎えている木材資源を有効に利用する方法を検討しているところであります。

9つ目の建設関係などの宿泊施設に関しては、仮設宿舎の建設場所の提供などを協力し、早期建設に結びつけたところであります。

最後に、高齢者に優しいまちづくりについてですが、今後インフラ整備をする上で配慮していきたいと考えております。

2点目の防潮堤の避難路についてお答えします。各地区で防潮堤の工事が進められておりますが、

漁業者や観光客などの日常的な漁港などへの出入りは、防潮堤に整備される乗り越し道路、陸間を使用することになります。緊急時に陸間の門扉が閉鎖された場合には、避難車両は乗り越し道路、徒歩避難者には主に避難階段を使用することとなります。可能な限り徒歩避難者が最短ルートで避難できる避難階段の設置を進めてまいります。

施政方針1点目の山田町総合戦略についてお答えします。今回お示しした総合戦略は、山田町総合計画の前期基本計画と連動して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すための施策を整理したものであります。この戦略では、新たな取り組みとして地域商社の設立準備、働き方、経営の改革、U I J ターン、移住者受け入れ体制の整備、公募型事業の実施、オランダを活用した産業開発を掲げております。その具体的な内容については、平成28年度中をめどに検討し、実施可能な部分から、できる限り早く進めてまいりたいと考えております。

2点目の復興計画の前倒しの可能性についてお答えします。平成28年度中には山田地区以外の高台団地等は全て引き渡しが完了しますので、町、UR都市機構、共同企業体の持っている力を山田地区に集中投入することが可能と考えています。支援職員の確保、資材の確保等課題もありますが、待ち望んでいる山田地区の方々に一日でも早く住宅地の引き渡しができるよう努めてまいります。

3点目の小中学生の保護者への食育指導についてお答えします。本町では就学前の親子には、離乳食教室や親子食育教室などを通し、また小中学校や高等学校の児童生徒たちには食育出前事業を通して食の大切さを理解し、基本的な食習慣を身につけられるよう食育事業に取り組んでおります。保護者などに対しては、各学校でお弁当に野菜の日を設けるなど、さまざまな食育活動に取り組んでおります。また、町でも平成27年5月から毎月1回、各学校に野菜を利用したお弁当のおかずレシピを配信して食育活動を推進しております。

4点目の自治会組織、コミュニティ組織の構築についてですが、町では高台移転等の事業を行うに当たっては、これまでのコミュニティのきずなが失われることのないよう配慮しながら進めてまいりました。新たに建設される災害公営住宅での自治組織や既存の周辺自治会とのコミュニティの構築については、そこに住む方々の意見や要望を聞き、組織の結成や運営に係る課題を把握して、住民協働推進支援事業補助金制度等を活用しながら、住民の皆様の立場に寄り添った支援に努めてまいります。

5点目の山田型復興住宅の早期対応をどのように進めていくのかについてお答えします。山田型復興住宅のモデルハウス建築については、建築業者が決定し、6月末までには完成が見込まれます。完成後は、モデル住宅の見学会の開催及び相談員も常駐させるなど対応を充実させ、周知に努めてまいりたいと考えております。

6点目のヨーロッパザラボヤの被害対策についてお答えします。2月22日付で三陸やまだ漁協からザラボヤ駆除に有効な冲洗い機の導入に対する支援について要請があったところであり、今後どのような支援ができるか検討を進めてまいります。

7点目の集会施設等の復旧検討についてお答えします。集会所機能を有する被災施設は12施設であり、復旧済みが2施設、復旧の方向性が定まっているものが4施設、支援団体と交渉中1施設、集落再編につき廃止検討が3施設となっております。用地選定と整備事業メニュー選定が難しい北浜、飯岡の防災センターが未定の状態なので、この2施設に関しては地元自治会などの意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

教育所信1点目の魅力ある社会教育の推進についてお答えします。

世代間交流事業についてですが、現在教育振興運動の中において、町内各小学校区を単位とした実践区の取り組みとして実施しているところです。今後においても小学校区を単位とした実践区で、今までと同様に連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

2点目の文化の振興についてお答えします。1つ目のすぐれた音楽や演劇等の鑑賞計画ですが、平成27年度全日本合唱コンクール全国大会高校部において、文部科学大臣賞を受賞した県立不来方高校音楽部による復興支援イベントや、本町出身のテノール歌手、澤田薫氏によるコンサートなどを計画しております。また、劇団主催によるミュージカルも予定されております。

2つ目の展示施設の整備についてですが、新設の展示施設ではなく、町内各地の公共施設や鯨と海の科学館等を会場とした企画展を開催することで、町の貴重な歴史や文化と最新の調査結果を広く情報提供していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

では、再質問させていただきます。

町長は、公約について、おおむねそのような任期中に公約をこの程度実施、このように実施したというのはよくわかりました。本当にご苦労さまだったと思います。

それで、まず町長は1期目、本当に震災後間もなく町のかじ取り役として大役を担う覚悟で来まして、町政を進めるために非常にご尽力なさったわけですが、私が考えるところで、本当に町長が就任したすぐ後、その前から進んでいたのですけれども、大雪りばあねつとの問題、あと復興をどのようにし遂げて町をつくっていくかということで、かなり尽力なさったと思います。その辺のものも答弁として出るのかなと期待というか、そのような苦労があったなとは思っていましたが、そのようなではなくて、ただ10策について述べられております。この10策を公約として掲げ、またこの前の本会議のときにも非常に頼もしい次回の出馬声明をお聞きいたしました。今後それらを進めるために、町を進める上でのリーダーシップ、あとこの町をどのように持っていくのか、その辺について、もしお

伺いできるのであれば質問させていただきますが、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

関議員のご質問にお答えいたします。

今質問の中で10策、ただ10策についてと。この「ただ」と言いますが、大変なことではございまして、一言でくられる問題では実はございません。このためには地権者交渉、いろんな方がいます。そういう方々と、それぞれの方々の守秘義務なんかもしっかりと確保しながら、その方々の権利も尊重しながら、強権的にするわけにはいきません。そういう中で、各担当者はそれぞれが非常に苦勞しながらここまでたどり着いているというところでございます。

そして、リーダーシップということでございますが、私はこの状況下という中において、それぞれの職員もある意味被災者でございます。そのような中で、その心が折れないように、時には冗談も言ったり、笑わせたり、そしてそういう中で、いざというときには力を発揮できるような、そういう求心力を持ったリーダーになりたいと、そういうふうに思っているところでございます。

なお、大雪りばあねつとの問題についても言及があるかということをおっしゃっていますが、一般質問の通告にないので、それ以上答えることは僭越だと思って私は答えませんでした。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、町長にはまずそのような状況でこの10策を、10策の中にはいろいろ苦勞もあった話、よくわかります。そして、今いる職員等を中心に業務を展開しているわけですが、これをもっと外部の意見やら外の人々の意見を聞きながら今後の町政に生かしていくという形で、そのような考えはございますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

皆様方もご案内でございまして、関議員は中枢部におられた方でございます。そういう方から、どういう状況かというものは、また議員のお立場とは違う観点からよくわかっていらっしゃると思います。そういうお立場の議員さんがいらっしゃるということで、そのような議員さんの中からの職員の気持ちをよく知った議員さんの、またはそのほかの議員さんもそうですが、そういう方々の外部の意見を取り入れながら、しっかりとこの進捗に寄与するところがあれば我々はそれを吸収し、それを進めていくということでございますから、ぜひアドバイスをお願いしたいと、そう思っております。

す。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

4 年間の公約のそれこそ実績と成果、よくわかりました。これからも頑張っていたきたいと思えます。

次に、防潮堤の避難路について質問させていただきます。私は、ここで防潮堤、町内の防潮堤、全て把握すればよろしいのでしょうか、とりあえず目の前にあります垂直の山田地区について絞ってお聞きしたいと思います。門扉が閉鎖される場面というのは、どのような状況なのでしょうか。注意報、それとも警報、それらについて決まっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

防災の関係ですので、私のほうからお答えをいたします。

門扉を閉める基準については、震度 4 以上の地震、津波注意報、津波警報等の災害時に門扉が閉まるという形になっております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

その門扉の開閉方法、聞くところによると G P S ですか、そっちのほうの信号で閉じられるような話も聞くわけですが、実際前みたいに消防団員が行って門扉を閉めるのかどうか、そこを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

現在は、従来どおりといいますか、残っている防潮堤については従来どおりでございますけれども、消防団員が被災しているという状況になりまして、県の事業で全ての県内の門扉については、この間の議会のほうでも報告になっている、県の議会ですけれども。J アラートによる通信を使った自動開閉、自動閉鎖ということが今進められております。当町においても、その事業を今現在進めているというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

そうすれば、Jアラートで閉まった場合ですけれども、私が危惧しているのは、質問にもありましたように避難箇所、階段よじ登って逃げるしかないでしょうが、それらの非常用の避難階段というのは何メートル置きに1カ所ぐらいを計画しているのか、それともその地域によって、事情によって200メートルのところもあれば、100メートルのところもあると、500メートルのところもあるというのか、その辺を詳しく教えてもらえますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

それでは、防潮堤の構造のお話でございますので、私のほうから答弁いたします。

まず、言葉の整理といいますか、確認をお願いしておきたいのですが、防潮堤の外というのは海側を指しております。防潮堤の内というのは、町側というふうに整理をさせていただきたいと思います。

議員のご質問でございますけれども、門扉が自動的に閉鎖した後は、乗り越し道路で車を使って逃げるという方向でございます。一方では、徒歩、自転車等で作業、あるいは観光、皆さんがいるという想定もしておりますので、答弁のとおり階段の設置を設計しております。ご承知のとおり、防潮堤のデザインが傾斜堤、あるいは直立堤、さまざまございますので、その用途に合わせた階段になってございます。山田の直立堤については、階段で設置をするということでございまして、その箇所については現在検討中と。議員おっしゃるとおり、単純な何メートル、何百メートルに何カ所ということではなくて、どのような場所に設置すればスムーズに避難がなされるかというのを今検討していると聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

そうすれば、ただいま検討中ということですが、本当に今漁業者にしても高齢化が進んでおりますので、できればその高齢化の方々の脚力に合わせたような、それらも考え合わせた上で、防災計画ともすり合わせをして、ぜひ皆さんが無事に避難できるような方策を。あれは県営のものでしょけれども、町のそれこそ町民の生命、財産を守るものですので、ぜひ町のほうでも積極的にかかわってその辺を配慮していただき、進めていただきたいと思います。これはお願いとしておきますので、よろしくお願いします。

次に、総合戦略についてでございますが、平成28年度中のは実施可能な部分からという答弁がありましたが、種まきをしないことには花も咲かないので、補正の時期に合わせるような予算措置でなくて、もし考えをすぐ実現させたいというのであれば、予算のほうに計上してやってもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

総合戦略の進め方についてなのですが、基本的にこの復興事業、まず復興を最優先に進めなくてはならないという中で、特段の予算措置をしなくてもできるものとして企画して考えています。なので、基本計画にのっている予算がついて進めていくのだという事業の中で行っていけるものだと考えていますので、今の時点では補正を組んでとか予算措置をしてということは考えておりません。ただ、ここに書いてある事業のほうは、基本計画で日ごろやっている事業にあわせて強力に推進してまいります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

そうすれば、まず別にとりたてて予算化しなくてもできる事業で進めていくということで解釈いたしますが、「地域商社」という新しい言葉を山田町から発信していますので、ぜひそれらに沿うように、予算をかけられなくて事業が縮小したということではなくて、積極的に頑張りたいと思います。そして、これはお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、山田町の復興計画についてございますが、答弁では山田地区の方々に一日でも早く住宅地の引き渡しができるよう努めてまいりますということで、非常に答弁として心強く感じました。特に住民の方々は力強く感じると思います。まだまだ課題はたくさんあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。この辺について資材の確保等、あと用地問題等、それらの現状について、もしここでわかるのであれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

前倒しのご質問でございますけれども、今回は住宅の供給ということについての回答をさせていただいたところでございます。山田地区にはこのほかにも道路工事等がございますので、道路工事は若干時間がかかるかなと思っておりますけれども、住宅供給についてはおくれがないように努めていきたいと考えているところでございます。

その中の課題でございますけれども、一部用地が、用地調査はしておりましたけれども、具体的に申しますと山田第3団地、北浜側の団地になりますけれども、ここについては用地調査は終わっておりますけれども、用地の交渉、いわゆるどれぐらい買えばいいかというのはこれからになりますので、これから用地交渉はしていかなければならないという状況になっております。

それから、あそこはトンネルも工事もリンクをしてまいりますので、そこら辺とあわせた工程調整ということの課題になってまいります。

それから、よく言う工事の場合は入札不調というのがついて回ります。その入札不調ができるだけ生じないようにということでCM方式ということをとっておりまして、UR、それからCMJVに力をかりて工事は実施していきたいということで思っておりますけれども、その方法を取りましてもやはり人材、いわゆる業者さんの確保、それから資材調達ということに関してはなかなか予断を許さないという状況があります。これについては、いろいろと協議をしながら、それによってのおくれが生じないように、これから努めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

さまざまな課題があるようですが、一つでも二つでも町民が本当に進んでいるなど実感できるような復興事業を進めていただきたいと思います。これは、私からの要望で、よろしくそのようにしてくれるよう要望いたします。

次に、健康づくりについてでございますが、まず私は一応給食設備が28年度も予算化されないということは無理というか、実現は不可能だというふうに捉えているわけですが、そうしたら何でもって給食のほうのフォロー、親御さんたちにフォローするののかという意味でこのような質問をしたわけですが、そのような給食設備が整わないことによって、まず支援が滞るとは言いませんが、期待していた人たちには給食設備が滞るということで、少し不安等を与えていると思いますが、町として完全給食にかわるような支援、それらは考えられないものかなと思って。ここでは食育ということで回答をもらいましたが、そうでなくて、一般質問の通告にはありませんが、それ以外に考えられるか考えられないか。一般質問の通告にないので、考えていませんという回答でもよろしいですが、もしそのようなことが答えられたらよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

8番に申し上げます。想定ではだめですので、別な角度から質問してください。8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、学校給食にかかわることで、それこそ子育て支援等、そのようなことが考えられると思いますが、食育をもっと幅を広げまして、やっている以外に何か新たな給食を支援する、親御さんたちを支援する食育というのは考えられないものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

親御さんたちに対する食育支援ですけれども、先ほどの答弁のように去年の5月から月1回お弁当

のレシピを配信している状況でありまして、今のところこれでやっていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

各学校に配信しているということですが、これが各家庭に伝わっているかどうかという後追いもやっていたか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

各学校に配信しましたメニューにつきましては、それぞれ家庭に保健だより等でお知らせしていただき、それを利用してお母さん方がお弁当のおかずをつくっているのを聞いております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

はい、わかりました。ぜひどんどんアクションを起こしまして、食育、給食支援を考えるようなレシピ等をこれからもお願いして、それが各家庭に行き渡るような方法でよろしくお願いしたいと思います。

次に、被災者の生活支援についてでございます。住民協働推進支援事業補助金制度を活用しながら、回答ではそこに住む方々の意見や要望を聞きということなのですが、それを、課題を把握してということになってはいますが、これらについて、把握だけして未組織の自治会に対して町としてアクションを起こすのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今の心のケアの一つというご指摘でございました。町内コミュニティーのきずなが失われないよう、町としては復興事業を進める中で、それぞれの地域に配慮した形で地域ごとに高台を設けるといったような形で、今のコミュニティーの持続については大きな全体事業の方針の中で、これを念頭に進めております。これから心のケアの一つとしての今の地域のコミュニティー、これが大切だ、それは全くそのとおりだと思います。共通の認識でございます。

もう一つ、地域のコミュニティーをつくるに当たっていろいろな手法があると思います。基本的に今まで地域から根差したコミュニティー、これは非常に強いと。ただ、過去の神戸などの例を見ますと、官が余りにも世話を焼き過ぎるコミュニティー、これは余り続かないというのも一つ事実でございます。したがって、ともに考えていくという姿勢で進むのが本当に長続きする、本当の意味で

のコミュニティーづくりになるというふうに考えてございます。その上で、応援できる制度とすれば、今申し上げた協働事業推進補助、これなどもございますので、これらを活用しながら地域に根差したコミュニティー、そこをつくりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

そうすれば、今工事している山田中央、もうでき上がったようですが、大沢、あともうじきすれば北浜に団地ができると思いますが、そのところの組織というのは、県のほうでそのコミュニティーを支援するような形になるのか、県営は。山田中央は町のほうのようですので、それらについての組織づくりはどのような方法でやるのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

小さくくった場合は、今の団地というお話になろうかと思います。これぐらい大規模な人数を収容する団地というのは、なかなか今まで町でもつくったことはございませんけれども、それらができていく中で、まず入り口となるのは行政区だろうと思っております。町から情報をお伝えする、あるいはその団地の皆さんのニーズを教えていただく、こういったような、まず第一歩は行政区のくくり方だろう。そこから派生して、周辺にもし自治会があれば協働、連帯して進む、そういう方向にも行くでしょうし、あるいは今の行政区の中で別な組織をつくりたいがどうだろうというご相談なども出てくるだろうと。1つは、その状況を見ながら関連部局、あわせて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

わかりました。そうすれば、山田町では一番豊間根の県営の団地が早くでき上がったと思いますが、あそこも多分行政区長を町のほうで決めたのか、皆さんが決めたのか、私はそこまでは把握しませんが、これからはいろんな団地はそのような状況で行政区長を決めて、そこからコミュニティーとは言えないと思うのですけれども、行政区長は町が任命するやつですから、それらでこれからは新たにできる団地も行政区長をそこに振り当てて、その活動をやっていくのかどうか、その辺を、町の方針をお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

現在のところ行政区の区割り、これもまだきちんと決めておりませんが、基本的には行政区を決め、行政区長さんは形とすれば町が任命をするわけでございますけれども、地域の皆様の推挙を経て選任されるものだというふうに考えますので、そうすればそこが土台となって、それから発展できるというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

行政区長万能でやると、行政区長さんもしろんなお金の集金やら何やら皆さん疲弊しているところもあるようで、順繰りに行政区長を決めているような地区もあります。そのようなことを、新たな団地ができたときに行政区長だけに任せるのはいかなものかなと、私個人の意見としてはそうなのですけれども、それらも加味した上で行政区長に万能のお願いをして、そのコミュニティーをまとめていくのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

行政区長さん万能という表現をなさいましたけれども、そうではないと思います。行政区長さん、確かにそれぞれの地域によって回り番こでやりましょうという地域も確かに存在いたします。ただ、コミュニティー、いわゆる自治組織ということになりますと、何かがきっかけ、土台にならざるを得ないのだろーと思います。そういう意味合いでのきっかけというか、土台にはひとつ行政区があるのだろーと思います。また、それ以外に例えば住宅内で高齢者の層、老人の皆さんが趣味を求めて一緒になる方々もあるかもしれません。そうすれば、そういった方々が問題意識を持って、ここでも自治会を持ってもっと取り組みたいねというようなことに発展するかもしれません。したがって、行政区長さんのみに今押しつけるというようなお話でございましたが、そういったことなく、一つのきっかけだろーというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

私、今聞いていて、それは行政のほうのお願いであって、希望であって、実際それを受け取る側のほうの方がそうなのかどうかというのは人によっても違うでしょうから、その辺については大きな被災を受けた山田町ですので、震災復興、それこそ神戸に山田町のコミュニティーはこうにでき上がってすばらしいコミュニティーをつくりましたと誇れるような、ぜひ山田町のコミュニティーづくりをお願いしたいと思います。これは要望で終わらせていただきます。

次に、山田型復興住宅についてでございますが、6 月末までには完成が見込まれるということです

が、高台移転も決まっている人たちもあるようですし、地区によってはそろそろ準備しなければならないので、各ハウスメーカーを回っているような住民の方々もいるようですので、ぜひ早くこの事業についてPRして頑張っていたきたいと思います。とにかく山田型住宅ということで、固有名詞まで入っていますので、ぜひそれをお願いしたいのと、あと1つ質問がありますが、この山田型復興住宅、今うちを建てれば、岩手県産材を使えば補助金がありますが、山田型復興住宅をやるということになれば、そういうような県産材ではないですが、趣旨が違つかとは思いますが、そのような支援が可能なかどうか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

県産材の使用の補助ということでございますけれども、県産材の補助はあるわけなのですけれども、山田型住宅は規模的にも小さいという部分もございます。その中で、ある程度の立米数といいますか、木材量が入れば補助対象にはなり得ますが、単価が低廉という部分がございますので、その部分については工務店さんと施主さんとの相談の中で対応できれば対応していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私は、岩手県産材の補助でなくて、岩手県産材に助成するのと補助するのと同じような考え方で、山田型復興住宅と、固有名詞を使っているんで、その辺の助成が町として可能なかどうか、その辺をお聞きしたわけですが、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

新たな支援制度が山田型の住宅に考えられないかという趣旨のご質問だと思いますけれども、山田町では自立で、自分で再建なさった方も400件以上いらっしゃいますし、ほかの事業とのバランスもございますので、山田型にのみ特別な支援をするということは難しいものというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

皆さん本当に復興の最後として自分のうちをつくるわけですが、ぜひ有利な条件で、できるだけ負担、そうでなくても資材費が高騰しているということでマスコミでは騒がれていますが、それらもありますので、ぜひ無理だと言わないで、何かいい方策があるかどうか、よろしく願いしたいと思い

ます。これは要望でございます。

次に、水産業でございます。ザラボヤについて、沖洗い機の導入に対する要望があったようですが、これが今後どのような支援ができるかということですが、沖洗い機の導入のほうの助成内容、もしわかるのであれば、今の時点でわかるのであれば教えてもらえますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

町長が先ほど答弁したとおり、2月22日に要望が出されておりました、ちょっと時間がまだ経過しておりません。当初想定した要望内容と変わっている点もございましたので、ゼロとは言いませんけれども、改めて検討をしている最中でございます。したがって、この場で具体的な答弁はできかねます。申しわけございません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

はい、わかりました。2月22日の要望ですから、はい、わかりました。これに対しては、山田町は殻つきカキ、ホタテということで水産業を盛んにして、それを観光に結びつけるという大きな目的があるわけですが、観光資源のためにもホタテの生育がよくなって高く売れて、売り尽くされるように、ぜひ水産振興のために頑張っていただきたいと思います。これは希望で終わらせていただきます。

次に、生涯教育についてでございます。集会施設等の復旧検討についてでございますが、北浜と飯岡の防災センターが未定の状態、確かに今の状況では区画整理、盛り土等もきちんとしていないのでまだまだだと思いますが、それにしてももう5年ですので、できるだけ積極的に検討を、地元に任せるのではなくて、行政のほうでも積極的に自治会活動を活発にして、町を活性化するためにも頑張っていきたいと思いますが、行政のほうとしてこれらについて積極的にかかわっていく、そういう予定があるのかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

先ほど来議論されておりますとおり、コミュニティーの育成というのは非常に大事なことだと思っております、その核となるのは皆さんが集える場所がなければならないと思っています。そのために集会所機能を持った施設というものは、町として積極的に考えていかなければならないと、そういう認識は重々持っているところでございます。

答弁書のとおり山田地区以外の集会施設に関しては、ほぼ方向性が見えてきたのですけれども、山田地区に関してこの2施設が、これは検討は前からしていましたが、なかなか決め切れないで

いるということです。

その原因とすれば、一つの大きな原因は場所をどこにしようかというところでございます。場所につきましては、従前の場所であれば、その場所ですぐ決まるのですがけれども、この防災センターにつきましては今回浸水、被災をしているというところがあり、地元の方々も現在の場所で、特に北浜に関しては、いいとは到底思えないと。では、どこの場所にしようかというところの場所がなかなか、これはやっぱり利便性と、それから安全性をどのようにバランスをとるかというのがなかなか難しいものだというふうに思っています。

今回防潮堤をつくり、さらにかさ上げなんかをしまして、危険区域の指定などもして、住めるところ、住めないところ、危ないところ、危なくないところという色分けはやるわけですがけれども、その行政で決めたことと、今回浸水したエリアというところの整合性をどのようにとっていくかというところがなかなか難しい問題であろうというふうに思っています、その辺のところ、お金の面に関しては、私たちがそれは見つける話なので、それは何とかしたいと思っていましたけれども、その土地に関しては地元の方々といろいろと意見交換をしながら、ここの場所ではいかがでしょうかと、ではここはどうですかということで、いろいろと議論させていただきながら決めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

わかりました。ありがとうございました。ぜひいろいろ相談しながら、地元の方と行政で頑張っていただきたいと思います。

次に、魅力社会、教育の連携については教育長の答弁のとおりわかりました。質問はいたしません、ありがとうございます。そういうことです。

そして、最後に今まで町長の公約から何から質問させていただきましたが、この質問に関しても前向きな答弁をいただきまして、これからも佐藤町長におかれましては、この前向きな答弁をぜひ生かすために頑張っていただきたいと思います。

これをもちまして私の質問とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

8 番関清貴君の質問は終わりました。

10 番坂本正君の質問を許します。10 番。

○10 番坂本 正議員

10 番坂本正でございます。壇上より質問させていただきます。

1 番として、シイタケのほだ木について。放射能汚染されたほだ木が、また出たそうでございますが、原木として使用できない本数は幾らでしょうか。

次に、町として支援はどういう支援を考えておるのか。

(3) として、東京電力への補償金の請求はどうなっておるのか。

2 番、織笠コミュニティセンターについて。織笠コミュニティセンターは、いつ建設するのか。自治会等の組織活動ができない、早く建設してはどうでしょうか。

3 番、農作物の被害について。鹿などの動物による被害が出ているが、町として今後どのような対策を考えているのか示してください。

4 番、学校給食について。給食事業の凍結解除はいつでしょうか。

5 番、復興事業費について。今までの復興事業費は、全部でどのぐらいの金額なのか示してください。

(2)、どのような事業に使用したのか、また交付された資金は銀行等に預金していると思いますが、利子はどのように扱っているのか、使い道を示してください。

(3)、URには復興事業のうち、どのぐらいの割合で仕事をしてもらっているのか示してください。

以上、壇上より質問します。終わり。

○議長（昆 暉雄）

昼食のため休憩をいたします。答弁は午後いたします。再開は、午後 1 時からいたします。

午前 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

10 番坂本正議員に対する答弁の前に、総務課主幹より答弁を訂正する旨発言を求められておりますので、許可いたします。総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

大変貴重なお時間をいただき申しわけございません。先ほどの 8 番副議員さんへの答弁に間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

防潮堤に関しての質問の中で、どういう状況のときに門扉を閉じるのかという質問がありました。それに対して震度 4 以上の地震、津波注意報、津波警報というお答えをいたしました。正しくは震度に関係なく津波注意報、警報、さらに加えて災害のおそれがある場合の高潮警報ということであり、ます。

また、消防団員の安全確保のため、現在残っている水門、陸閘についても注意報、警報時には現在は閉鎖をしていないという状況でございます。

間違った答弁をいたしまして、大変申しわけございませんでした。おわびして訂正をいたします。

○

○議長（昆 暉雄）

10番坂本正君の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のシイタケのほだ木についてお答えします。今回国の定める指標値を超えたほだ木は、約4万2,000本となります。町の支援ですが、出荷制限や風評被害などにより生産が落ち込んでいることから、生産量の再生、復活を支援するため、シイタケの種駒を購入する経費に対する補助の増額を28年度予算案に盛り込んでおります。東京電力への補償金の請求ですが、シイタケ生産者の所得補償等については農業協同組合から行われ、町の行うほだ木の一時保管に係る経費については、岩手県を通じて行われます。

2点目の織笠コミュニティセンター建設についてお答えします。センター建設予定地は現在造成中で、7月には完成する見込みです。建築のスケジュールとしては、平成28年度に詳細設計を行い、29年度中には完成させ、地域活動の拠点として活用していただきたいと考えております。

3点目の農作物被害についてお答えします。町では、鳥獣被害防止計画に基づき、鹿などの鳥獣による被害防止対策として電気牧柵等の設置による農作物の被害防止や、山田猟友会などで構成する被害対策実施隊による捕獲活動を行っています。今後とも被害防止資材の購入に対する支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保、育成を目的とした新規狩猟免許等取得に係る支援やパトロールの計画的な実施など、鳥獣被害対策協議会を通じて、関係機関と連携しながら農作物の被害防止に努めてまいります。

4点目の学校給食についてお答えします。学校給食については、施政方針演説の後に述べさせていただきましたとおり、次の任期中に給食センターの建設を決断したところです。今後各種の調整を図りながら事業実施に向けて進めてまいります。

5点目の復興事業費についてお答えします。1つ目の事業費の総額はとのご質問ですが、その趣旨は復興交付金事業に関するものと理解し、答弁させていただきます。復興交付金事業は、平成23年度に織笠地区防災集団移転促進事業の計画策定を皮切りに継続して実施しているところであります。現時点までの配分額は1,105億円となっており、このうち契約済みの累計額は約868億円、27年度末での支払い累計額は739億円程度の予定であります。

2つ目のどのような事業に使用したかについてですが、基幹事業として防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、災害復興公営住宅整備事業、道路事業などのまちづくり系の事業のほか、水産業共同利用施設復興整備事業、被災地域農業復興総合支援事業などの産業系事業を実施してまいりました。そのほか効果促進事業として防災行政無

線デジタル化、戸籍データシステム整備などの事業も実施しております。また、交付された復興交付金の預金利息は、これまでに5,500万円ほどありましたが、この全額は復興交付金管理運営基金に積み増ししており、国から交付された復興交付金と同様に、今後実施する復興交付金事業の財源として使用することとなります。

3つ目の復興事業のうちUR都市機構に委託している割合については、復興交付金の配分額1,105億円のうち約682億円で、約6割となります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。10番。

○10番坂本 正議員

では、1つ目のほうから伺いたいと思います。

シイタケのほだ木ということですが、このほだ木、答弁といたしましてはほだ木について4万2,000本となっておるわけですが、これは何名の方々でやっているのか、それとも一部解除になっているところもあるわけですが、何名の方が4万2,000という数字なのか。

それから、町の支援として金銭的な面がどの程度で、どのぐらいこれから補助していくのかということです。そして東京電力、この東京電力は、あくまでも農協さんがやっているのだということですが、町として把握していないわけですか。その3点、ちょっと。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

それでは、お答えします。

第1点目の生産人数ですが、町内の生産者4名でございます。4名で4万2,000本になります。

第2点の支援策の具体的な内容ですが、平成27年度までは新規参入を目的として、新規参入の方は種駒の購入の2分の1か6万円のいずれか低いほうを支援しておりました。新規参入のいる組合のほかの組合につきましては、種駒の購入代金の3分の1、または4万円のいずれか低いほう、新規参入のいない組合につきましては購入額の3分の1、または3万円のいずれか低いほうを支援しておりました。今回新たに制度を拡充したのは、種駒の購入に関しまして2分の1、上限額を10万円としたもので、今まで被害で種駒、なかなか導入できなかった方々の数量をふやす内容となっております。

3点目の農協さんを通じて所得補償のほうを請求しているわけですが、その内容については残念ながら、町のほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうすると、東京電力の補償請求はあくまでも農協さんということで、町のほうではそこら辺も含めた中で、どうなっているのか、確認する必要があるのではないですか。ただ、農協さんにお任せしていますと、それではちょっと補助的な面も含めまして、そこら辺、3万円だの4万円だのと言っているけれども、そんなものでは全然どこにも足りないと思うのです。ほだ木1本何ぼするか、4万2,000イコール幾らか聞いたことありますか、ちょっとお答えください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

ほだ木につきましては、震災前であれば自分の山の立ち木を伐採してほだ木として使用しておりましたので、実際はほだ木の導入経費というのは、伐採費用に係る部分だけだったのですが、今実際町内の山からほだ木を確保できない、自分の山から確保できない場合は当然購入という形になりますので、購入に際しても伐採する場所と、そこからの山田までの運賃によって金額に大きな開きがございます。実は、去年の7月に生産者の方々とお話したときも、やはり一番課題になっているのは今ほだ木だよということなのですが、ほだ木についてもまとまった本数を確保できる場所というのなかなか見つけれられないということで、実際は生産者の話の中で、ではほだ木は皆さんの努力といいますか、確保していただいて、それに対する種駒の助成という形になりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

だから、それでは逆にあと1つ、この被害によって何名の方がおって、何名の方が今まで現在やめた方がおるわけですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

シイタケ生産者のリストなのですが、生産者としてリストアップされているのが38名、そのうち出荷制限が解除された方が15名、まだ解除されていない方もおります。あとは、高齢で廃業なされた方も中にはおります。

以上です。

（「何人やめたか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

おやめになった方の理由が、本人の死亡の方もございますし、あとは病気でリタイアされた方、あとは町外に出られた方等がございますが、7名になっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

今話聞いて7名減ということになるわけですが、そのほかに15名、まだ解除になっていない。先般町長さんが5カ年計画だか打ち出した時点で、干しシイタケを何トンのやつを何ぼに、多くするとかそんなお話あったけれども、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

総合計画の中で、主な指標という形でのせさせていただきました。済みません、資料を持ってきていませんので、数字、ちょっと具体的なところは……大変済みません。現状3.5トンのものを、平成32年におきましては16トンを目指しているものです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

まだ風評被害、解除できていない方々も含めた中で、現在3.5トンのやつを32年まで16トン、干しシイタケ。確かに山田町、農林大臣賞をもらったり、2回もらっている方もおるわけですが、3.6トンから16トン、これはちょっと厳しい数字ではないのかなと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

農林課の中でもいろいろ協議させていただいて定めた数字でございます。極力この数字に近づけるように頑張っていきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

だから、38名の方々が今までおって、そして4名の方がまだ解除になっていないほかに、十何名の方がまだそのほかにもおるということでしょう。この方々が、例えばですよ、例えばという言葉はだめか、まずやめたとして、その半数の人がやめたとした格好のとき、このぐらいの、16トンの干しシイタケが現実できないと思うのです。ちょっとこの数字は、直せとは言わないが、もう一回精査した

ほうがいいのではないかなと、私思うには、そう思うのです。まず、そういうことです。

次に行きたいと思います。織笠コミュニティセンター、答弁は28年度設計を行い、29年度中に完成させると、これは大変喜ばしいことでございます。私もきのう復興歌謡ショーに行ってきました。これとして4年になるのです、織笠の復興歌謡ショー。それで、ことしは織笠小学校の講堂を使いまして、轟木と織笠を交互に、1年交代でやっているのです。たまたま私も「祝い船」だかなんだか歌ってきたのだけれども、それは余談です。

そんなもので、まずきのう行って、前からもそうなのですが、一番感じたことは、仮設から年寄りの人たちが来て、そしてステージの上で、座れない人は椅子をステージの上に持って行って、そしてその中で踊りを踊りながら、その椅子の方々は椅子に座って踊りを踊っていると、そういうすごくいい光景を見てきたわけでございますが、これはコミュニティセンターはどこにつくる予定でおるか。それで、建設費はどのぐらいかかるだろう。一応それをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

新たにつくる名称については、実はコミュニティセンターとするか、別な名前にするかというのは、まだ今のところ決めてはおりませんけれども、織笠地区の方々のそういう拠点となる施設はつくるといってございまして、場所につきましては今工事中でございますけれども、織笠第1団地のほうの2ブロックと言われるところになりますけれども、線路のトンネルを抜けたところになります。そのこのところにコミュニティー、いわゆる集会施設と、それから消防団の新しい屯所、それから織笠の郵便局などをつくる用地は7月ごろまでには完成をさせたいというふうに思っております。

それから、予算のことでございますけれども、予算はどのぐらいの大きさのものをつくるかによって変わってくるわけでございますけれども、事業メニューとすれば、今復興交付金の防災集団移転促進事業の中の事業を充てることで計画をしているのです。これは、実は今のところ予算の確保はまだされていないので、これから復興庁のほうとご相談をいろいろしていかなければなりません。その中で、町で望んでいる大きさが認められるかどうかということもあわせて、これから協議検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

大変いいご返答をいただきまして、ありがとうございます。まず、そういうことで、これコミュニティーの関係、織笠ばかりではないと思うのです。先ほども関係ありますので、ちょこっとそっちのほうまで踏み込んで話をしようかなと思っています。

織笠だけではなく北浜の防災センターもなくなっているし、あとどこですか、あそこ、長崎、飯岡。

飯岡は2カ所、山田町内ではなくなっておるわけですが、それも含めて今織笠のコミュニティセンターを建設するに当たって、復興庁のほうからお金ということで、この間も全員協議会のほうで聞いた覚えがありますが、そっちのほうも資金を使って一緒にやるということで理解してよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

先ほど閣議員のご質問に対しても若干触れたところでございますけれども、予算面につきましては今のところ北浜の防災センターと飯岡防災センターに対しては、復興交付金事業は難しいだろうというふうに思っていますので、別な予算組みをしなければならないだろうというふうには思っています。それについては、今後いろいろ財政課とも相談をしながら、どのメニューが町にとって一番有益であるかということを、あと地元の方々の意向も聞きながら、どの事業がよろしいかというのはこれから検討していきたいというふうに思っています。いずれ復興交付金事業としては、いわゆる山田の2施設に関しては難しいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

では、まずそっちのほうはそっちのほうで頑張って、老人の対策にもなるし、私も老人でございますので、そこら辺を含めた中でひとつ考えていただきたいというふうに思います。

次に行きたいと思います。農作物被害ということで、最近鹿とか何ビシンとかという動物がおるようですが、そんなもので、そっちのほうの被害がちょっと最近多いというふうに農家のほうからお聞きします。それで、鹿は特に今温暖化の関係で北上しておるわけでございますが、昨年、ちょっと前までは釜石あたりまで来ているのだけれども、今は宮古まで来ているような話もしていますし、この関係で稲作等、これから作付して、秋には米等々になるわけですが、米ばかりでなくいろんな植物等々があるわけでございますが、この動物の対策に対して電牧等が今ここに記載されておるわけですが、電牧等もいろいろあると思うのです。それで、一昨年だか電牧で感電死したというケースもありますので、どの程度まで、どういう格好でこの施策をしていくのか、ちょっとそれをお尋ねします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

まず、野生動物の被害防止を進めるためには防止する柵と、あとは捕獲する柵の2つございます。防止する柵の中に電気柵等も一つの方法としてあるわけなのですが、鹿に対しては電気柵、大型なものなものですから電気柵、電線を4段に張って守る農地を囲んでおります。

電気は、バッテリーから供給しておりまして、例の事件があったように、感電的な部分があったと

きにはすぐ電源が落とせるような装置もございますので、例の事件については交流電源を確保していたということで、そういう電源をシャットアウトできなかったような形になっておりますので、今各農家で導入している電気柵等については、それらがちゃんと設備されているものを条件として購入しておりますので、安全対策は大丈夫だと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

安全だということで安心しました。

そのほかにこの経費補助、この件は田んぼだから広大なわけですが、例えばです。その広大な作物に対してどの程度の補助を出してもらえるのか、1世帯当たり。そこら辺はどうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

まず、電気柵の整備につきましては、協議会のほうで買い取って整備しまして、その協議会の中で広大な部分については協議会が設置しております。外周約1,000メートルとか、そういうものは協議会のほうで設置しております。あと各農家さんのほうで、自分の農地で必要な部分について導入したいという場合は、導入経費の3分の2、または6万円の少ない額、おおよそ6万円が上限になりますが、1戸当たり6万円の助成をしております。今回平成27年度におきましては、6件の申請がございました。28年度におきましても、10件の予定を立てて予算組みしております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

ありがとうございます。それで、これことし10件ぐらいあるということですが、これは無制限でよろしいのですか、人数的な面が。マックスはないの。ここで一応ことしのあれが終わりとか、無制限に、では6万円出すのですか、申請すれば。そのほかに3分の2とか。そこら辺はどうなの。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

各農家さんへの資材の購入に対する補助というのは、予算組みとすれば6万円の10戸を予定しております。仮にそれをオーバーする場合につきましては、また内部のほうで検討させていただく可能性がございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

これから助成があるということであれば、10件どころではなく来るはずですので、企画財政課長さん、そこら辺はよろしくお願ひしたいと、こういうふうに思います。

では、次に伺いたいと思います。次、4番目、学校給食の関係ですが、凍結はいつかと私お聞きしたところ、私もはっきり言って9月の選挙のとき、公約として学校給食センターをぜひ早くつくりたいものだど町民の皆様と呼びかけてきました。ところが、町長さんは我が全部あれやって、そう一人でもいい格好してもらっても困るなと思って、この間の16日の施政演説で。

ところで、これは冗談は冗談にして、今回、次の任期中では7月以降になるわけですが、そうすると、今回は予算に盛り込まないのですか、どうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

28年度の当初予算は、皆様に既にお示ししてございます。今回の予算案にはこれは入っておりません。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

ということは、もしあれであれば、次から7月以降4年以内ということになると思うのですが、これを解釈するに。そうすると、早目にとりあえず町長さん、お願ひしたいと思います。それは、本当に町民の皆さんが望んでおることでございますので、また今までこの議会でも皆さんが議論していただいたわけでございますから、そこら辺も踏まえた中でひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に移ります。復興事業ということで、全部でどのぐらいかかっているのかと。配分が山田に対して1,105億円となって、868億円の27年度の支払いが739億円ということですが、この中ではっきり言って利子が今かかっているわけですが、防災集団移転促進だのいろいろかかっています。この利子というのは、ひもつきではないのですか、これは。何でもいいという、利子は何にでも使うにいいという利子ではないの、これは。ひとつそれを先に教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

利息につきましては、何にでも使えるというものではなくて、復興交付金の事業に充てるということに決められておりますので、この復興事業の現段階での配分額は1,105億円なのですけれども、これで決まりではないので、これからまた追加の事業も出てまいります。最終的には精算をすることにな

りますけれども、最終的に精算するときに国から幾らお金が来ていました、利息が幾らついていまして、それで全部の事業費を賄うと、そういうことになりますので、利息につきまして町のほうで自由に使えるというものではないというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それはわかりました。それで、この金利を、前にもちょっと聞いた覚えがあるのですが、前回聞いたときは金利は一律、銀行全部一律同じだよと、そう企画財政課長がおっしゃったのですが、私に対して、それは私知っていますので。ところが、それはうそではないですか。農協さんとか、いろんなそういうところは今の銀行よりは高いのではないですか。あのとき私にうそをついたのですよ、企画財政課長。ちょっとそこ答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

申しわけございません。私がうそをついていたというお話でございます。私もどのようにご答弁申し上げたのか、ちょっとはっきりと記憶しておりませんが、基本的には金利のかからない預金、それをいつでも使えるようにやっていますと。ただ、これからある程度見込みが何年か先でなければ使わないよというやつについては、金利はそれぞれ伺いながら、ある程度有利なところというふうにお答えをしたつもりでございました。そのように回答させていただきます。

なお、現在の金利については、会計管理者のほうから回答はさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

現在復興交付金をお預けしている金利でございますけれども、定期預金のほうにつきましては岩手銀行さん、北日本銀行さん、信用金庫さんが0.02%、それから農協さんが0.03%、それからあと信漁連さんのほうが0.150%で特別な金利でお預けをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

金利が何で高いところと安いところがあるのだろう。そこら辺は、企業ですので、それはしょうがないと思うのですが、その内訳は示されないのですか。金利のもとになる金額というのは、個々の銀行にいっぱいあると思うのですが、そこら辺を聞いておるのです。

○議長（昆 暉雄）

会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

お預け入れをしている総額ということでございますでしょうか。

○10番坂本 正議員

金利がかからない総額とかかる総額。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

金利がかからないのは、普通預金、決済用の預金等をしまして、これは岩手銀行さんと北日本銀行さんと信漁連さんのほうにお預けしているものがございまして、これが岩手銀行さんのほうは、お答えしていいのかあれですけども……

○10番坂本 正議員

いや、全額でいい、あれがあれなら。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

全額で金利がかからないのは37億7,000万円、それからあと定期預金は41億7,000万ほどとなっております。こちらのほうに金利はかかりますので、それは……

○10番坂本 正議員

金利がかからないもの。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

済みません、申しわけございません。

○10番坂本 正議員

もっとだろう、どこに……

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

申しわけございません、今資料のページ数をちょっと間違えてしまいました。

今金利がかからない決済用の普通預金が137億6,400万円ほど。それから、定期預金のほうが276億3,000万円ほどです。合計で4,139万5,000円ほどの復興交付金のお預けしている金額……

○議長（昆 暉雄）

4,000ではない。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

413億9,500万円ほどということでございます。ちょっと額が大きくなりまして、申しわけございません。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうすると、金利がかからないのは137億円ですか。普通預金が137億円でしょう。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

はい。

○10番坂本 正議員

私聞いているのは、金利がかからないのも聞いておったのだけれども、それはどこに抜けた。金利がかからないやつも。

○議長（昆 暉雄）

会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

これは、決済用普通預金といいまして、ここに金利がかからないで自由に出し入れができる、いつでも用立てるお金ということで、これは金利がかからない預金としてお預け入れをしております。これにつきましては、岩手銀行さんと北日本銀行さんと信漁連さんのほうにお預け入れしております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

聞くのもやめるか。そうか。では、とりあえず一番高いのが信漁連さんなのですか、金利は、そうすれば。次に農協さんと、そうやって両銀行さんと。信金さんも同じなのですね。はい、わかりました。

では、まずそうだけれども、276億円の137億円と、これは少ない金額だな、俺が聞いているのから比べれば。1カ所で276億円ぐらいあるのではないか。そうやって、1カ所で、これ137億円というのは、普通のやつでもっとあるのではないですか。おかしい計算だなと思って私見たけれども。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

預金の管理につきましては、会計管理者の分野でございますので、一番詳しいわけでございますけれども、私のほうからは組み立て方のほうで少しご理解を頂戴したいと思います。

復興交付金につきましては、使途がきちんと決められたもの、これが復興交付金となります。復興庁とご相談をしながら、あらかじめ渡していただく、それを復興交付金管理運営基金という形で貯金をしておくと。各年度事業を実施するたびごとにこの貯金から取り崩して使うということでございます。そのほかに復興まちづくり基金というのもございます。これは、今までいただきました寄附であるとか、あるいは国からの交付税の拡大交付分、これらをまとめて基金に積むと。これは、むしろ山田町の裁量の届く基金ということでございます。今巨額に基金がそれぞれございますものですから、その部分でちょっと数字がいろいろとわかりにくい部分がございますけれども、現在のところの復

興交付金の管理運営基金は、残額は今申し上げた413億円、この程度のところで推移をしております。今度の補正予算でも提案いたしますが、第14回配分というのがございまして、それでまた数十億円単位の配分がございまして。それを受けて、今度また基金に積むという形になりますので、なかなか時点、時点での金額の捉え方が難しい部分がございまして、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

済みません。では、まずそれはわかりました。

それで、あと次、最後になりますが、URの関係に移りたいと思います。答弁といたしましては、6割ぐらいと、URに対しては682億円ぐらいの予算があるのだと、仕事してもらっているのだということでございますけれども、私言いたいのは、余りこういう数字並べたってしょうがないのですが、この間も織笠第1団地、ライフラインの関係で電気つけるのを忘れていたのだと、URで。それは、ちょっとおかしいのではないかなと思うのです。大概まちができれば、電気がついて明るくして防犯のためにも何でも、そういうふうにはしなければならないのに、電気が、後から町民の方々が言ったら、それは忘れていたような話。忘れていたと言っては、役場のほうでは、町のほうでは失礼だから、ちょっと時間かかりますよぐらいには言っておいたと思うのだけれども、ただURに一任しておったのに、そういう基本的なのが抜けているということは、ちょっといけないと思うのです。そこら辺を踏まえた中で、町としては今後どういう格好でURとの接し方をしていくかと。私聞きたいのは、それちょっとお願いしたいと思うのですが。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

織笠第1団地の防犯灯の設置がおくれたというのは事実でございます。この件に関しては、URの所長に厳しくお話をして早急に設置するようにということで指示は出しているところでございます。

今後URとのかかわりをどう持っていくのかということですが、URとは毎月定例会を実施しまして事業の進捗状況、懸案事項等を協議しておりますので、その場を通じて協議して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そういうことで、住民の方々にはそこら辺も抜け目なくURと相談しながら、このぐらいの。ただURとしては、最近当初より人が少ないのです。これは、終わったと思って少なくしているのか、そ

こら辺はUR、半分ぐらい今人が少なく、半分ぐらいはいるかいらないかわからないけれども、当初よりずっと少ないものですから、そこら辺も含めた中で精査しながらやっていただきたいと。私の意見は、時間がありますけれども、それはご意見として伺っていただきたいというふうに思います。これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

先ほど坂本議員のほうから給食センターについて、町長だけいい格好するなというお話でございましたので。

実は、私もそれいろいろ考えまして、この間の選挙においては14名の方々が選良になられたわけですが、7名の方が給食センターについて、坂本議員初めおっしゃっておりました。そういう中で、今回の施政方針演説において、町民のいろいろ注目する中の一つとして給食センターがあるということで、そのような中で出馬というところをはっきりしない中において給食センターのことを強く言っても空疎に聞こえてくるだろうと。やはり力強いものにするためには出馬表明というところで、この施策にしっかりと命を与えていこうということでございますので、ひとつご理解をお願いしたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番坂本正君の質問は終わりました。

2 番田村剛一君の質問を許します。2 番。

○2 番田村剛一議員

2 番田村でございます。早速質問に入りたいと思います。

最初に、NPO裁判について。NPOりばあねっと元代表、岡田被告に対し、懲役6年の一審判決が出されました。これは、民事訴訟にも影響を持つ重大な判決であろうと思っています。今回の判決と続く民事裁判の行方について、町はどのような見解を持っているかお伺いしたいと思います。

続きまして、給食センター建設計画について。この計画については凍結という言葉を使いますが、凍結とはどういう意味かと。町民の給食センター建設の要望は強いので、凍結解除の時期を明確に示していただきたいと、こう思います。

次に、御蔵山の利活用について。御蔵山は、かつて町役場、図書館、体育館があったところであります。この地に図書館や資料館、あるいは津波記念館などを建設して慰霊の丘として後世に残したらよいと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、町長の施政方針に入ります。まず、住環境の整備について。住環境の整備が進められておりますが、より早い高台住宅団地の造成、かさ上げ地の整備、公営住宅の完成が望まれております。事業がおくると、町外のみなし仮設住宅等に住む被災者の帰町も難しくなり、人口減に拍車がかかる

と思います。現在町外のみなし仮設住宅等に住む被災住民は何人いて、その人たちの定住に関しての意向はどうなっているのか、住宅関係事業にも影響してくると思われますのでお伺いします。

続きまして、生活環境整備の観点から上下水道について伺います。山田地区の下水道の供用開始はいつごろになり、山田地区全域での使用可能はいつになるのかお知らせいただきたい。

続きまして、水産業の振興であります。水産振興にとって後継者育成は大きな課題であり、新たに漁業就業者育成協議会を組織するとあります。これはどのような組織で、どのような活動をし、どのような成果が期待されているのか伺います。

続きまして、商工業の振興について。中心市街地に復興特区制度による産業集積区域を新たに設定するとあります。どの範囲がこの区域に入り、どのような恩恵を受けることができるかお示しいただきたいと、こう思います。

続きまして、行財政の運営についてであります。被災地の重要課題の一つに人口問題があります。施政方針の中では、人口減という言葉が1回しか出てきておりません。少子化、人口減少対策は避けて通れない重要な課題と考えます。町長の人口減対策に対する考えをお伺いしたいと、こう思います。

続きまして、山田町教育行政に関する所信についてであります。青年期前期と言われます中学生の段階は、人格形成において極めて重要な時期であります。そこで、以下のことについて伺います。

1つ目は、学校教育の充実についてであります。学力検査等を生かして各校に調査の事前、事後指導を行うとありますが、本町の中学生の学習定着度は、検査の結果によるとどの辺に位置しているのか。学力を定着させるための具体的な取り組みをお伺いしたいと思います。

続いて、いじめ対策についてであります。生徒の生活行動は、現在どのような状態であるのか。いじめや問題行動を起こした生徒に対する指導をどのように進めているか。

最後になりますが、スポーツの振興についてであります。スポーツ教室、各種大会等の事業を実施していくとありますが、現在町民グラウンドが使用不能になっております。このことによるスポーツの振興に対する影響はないのかどうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤信逸）

田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のNPO裁判についてお答えします。1月19日、盛岡地裁において岡田栄悟被告に懲役6年の判決が下されました。求刑より2年の減刑となりましたが、6年の実刑は決して軽いものではなく、判決まで導いてくれた捜査関係機関のご尽力に感謝をいたします。今後は、仙台高裁での第二審の審理を注視してまいりたいと思っております。

民事裁判については、被告自身が拘束中の身にあり、いまだ被告側に代理人は選任されていないことから、一時的に手続が停滞し、刑事裁判の推移を見守ってきたところです。今後は、刑事裁判の判決を踏まえ、代理人らとも相談の上、被告の刑事事件に関する判決及びその他の刑事記録を資料として収集し、民事裁判の重要な証拠として役立てるよう期待しているところであります。

2点目の給食センター建設についてお答えします。この建設計画における凍結の意味は、事業を一時休止することと考えております。また、学校給食について、町民の方々からの要望が強いことも十分に認識しております。今回、施政方針演説の後に述べさせていただきましたが、次の任期中に給食センターを建設する決断をいたしました。今後各種の調整を図りながら、事業実施に向けて進めてまいります。

3点目の御蔵山の利活用についてお答えします。現在御蔵山については、転落防止柵設置などの安全対策を講じた上で、災害時の緊急避難場所及び市街地中心部の多目的広場として利用しているところであり、今後もそのように活用していく考えであります。

施政方針1点目の町外のみなし仮設住宅等に住む被災住民に関する件についてお答えします。1月末現在、町外のみなし仮設住宅に住む被災住民は125世帯、275人です。意向に関しては、昨年秋季に県が調査を行っており、帰郷を望む方が18%、そのまま定住を望む方が53%、未定が29%となっております。

2点目の上下水道についてお答えします。山田地区の下水道については、平成28年7月に供用開始する予定であります。山田地区全域での利用については、公共下水道事業計画に基づき下水道整備を進めており、32年度までに織笠地区の復興区域周辺及び山田地区の中心部周辺を整備する計画となっております。下水道事業計画区域外については、下水道整備に伴う財政負担も大きいことから、順次下水道事業計画区域の拡大を図り、整備を進めてまいります。

3点目の漁業就業者育成協議会についてお答えします。この協議会は、現在県で策定を進めている岩手県漁業担い手育成ビジョンに対応するもので、町内漁協、漁連と県及び町で組織し、漁業就業者の確保と育成を図るため、漁業体験の実施や大都市で開催される就業者フェアへの参加、新規就業者の受け入れ体制の整備などに取り組む予定です。成果としては、新規就業者の定着や担い手の増加を期待しています。

4点目の復興特区による新たな産業集積区域の範囲についてお答えします。制度の概要は、まちなかの復興活性化を図るため、戦略的に特定の業種の集積を推進する復興産業集積区域を定め、この区域内において雇用機会の確保に寄与する事業者を対象に税制上の特例措置を講じるものであります。設定しようとしている区域は、まちなか再生計画に定める中心市街地形成エリアを基本として、国道45号線沿いの中央町の旧三日町から境田町の郵便局跡地付近までの区域とするよう復興庁と協議をしております。この区域において指定を受けた事業者は、投資に係る法人税の特別償却、税額控除が受けられるほか、不動産取得税と5年間を限度に固定資産税の課税が免除されます。

5点目の行財政の運営についてお答えします。人口減少については、重要な課題であると私も強く認識しております。今回山田町総合計画の人口ビジョンにおいて、人口動向の推移や将来人口の推計及び展望などを取りまとめてお示ししたところであります。今行うべき人口減少への対策は、町民の皆様がこの町の未来に対して希望を持っていただくことが重要であり、そのためにはまず復興を最優先に取り組んでいかなければならないと思っています。それと同時に、平成28年度からスタートする山田町総合計画の確実な実行と、新たに取り組む総合戦略の展開を進めながら、長期的視野に立って人口減少の課題に取り組んでまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

教育所信 1点目の学校教育の充実についてお答えします。

本町の中学生の学力は、全体的に県平均を下回っているものの、学校によっては良好な成績をおさめている教科もあります。また、生徒の学力定着に向けて教育研究所に設置した授業改善班、基礎学力定着班、家庭学習班の活動も通して、引き続き教師の授業力向上に努めてまいります。

2点目のいじめ対策についてお答えします。生活行動については、生徒のほとんどが落ちついた学校生活を送っております。ただ、一部に授業に参加できなかったり、問題行動を起こしたりする生徒がいることから、保護者の協力を得ながら先生方が粘り強く指導しております。いじめや問題行動については、各学校で常日ごろから予防のための取り組みをすることはもちろん、発生した際は迅速に対応し、組織的に指導しております。また、必要に応じて学校から教育委員会に報告させ、早期解決できるよう他機関とも連携しながら対応しております。

3点目のスポーツの振興についてお答えします。町民グラウンド陸上競技場については、震災前は主に山田中学校の運動場として、また町内小学校陸上記録会の会場として活用していた経緯がありますので、影響はあるものと思っております。震災以降は、代替地等を確保して活動しております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

それでは、NPOの裁判についてであります。6年という判決というのは、私も重いものだと思います。残念なのは、これ控訴しましたので、これから裁判が長引いていくと。これによって、民事訴訟のほうに、時期的に影響してくるのではないかというふうに考えているのですけれども、これについてはいかがなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

確かに刑事裁判が長引くというのは、民事のほうにも影響があるというふうには思われますが、うちの代理人等ともお話をするのですけれども、第一審の結果をもってある程度の裁判記録が謄写できるということであります。第一審の判決が出たことによって、その記録をいわゆる民事のほうに採用できると。町が知り得ていない情報等々もございますので、そういうのを第一審の判決が全員出た、まずこの時点で次の段階に進めるのではないかというような、詳しいことはちょっとわからないのですけれども、そういうお話はいただいております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

町にとっては、どっちが重要だ、重要でないというわけではないのですけれども、損害賠償ということがありますので、民事裁判が極めて重要だと考えているのです。ですから、早く進めて結論を出さないと、いつまでもこれが足かせ、いろんな形でずっと続いていくというふうに思うのですが、いつごろから行政の審査といいますか、これは始まりそうなのでしょうか。その点について弁護士、代理人と相談されているかどうかお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

まず、おくらしている内容は、今刑事裁判のあれを待っているということなのですが、本来であれば民事のほうも並行して進むべきところではありますけれども、相手方の弁護人がいまだ選任されていないという、これが一番大きな状況であります。今控訴しておりますので、本人がまた仙台高裁のほうで審理を受けることになるので、本人もまた移送されると思われしますので、そういった形で今度は民事のほうの弁護士がいつ選任されるか、もしくは選任されないのか、これが一番大きな部分だと思います。裁判記録等々をやることによりまして、町とすれば進めていきたいというふうに思いますが、あとはいわゆる裁判所の判断の問題が出てくると思いますので、一概にこういう状況になりますということにはならない部分もあると思います。

昨年の5月21日から、そういうことで刑事記録を参考にしたいということもありまして、民事のほうには進んではないわけですが、3月4日、弁論準備の公判が開かれますので、それによって今後の方向性が示されるのではないかなというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

私も裁判を何度か傍聴しました。そこで、余り傍聴することも頻繁にというわけではなかったのですけれども、気がついたのはいろいろ損害賠償なんか入ってくるものだから、証人喚問があるのかな

と思ったりしたのですけれども、刑事の場合には役場職員が証人に立つことはあったが、一般の人はなかったように記憶しているのですけれども、行政裁判になると書面審査が中心になっていくような感じもするわけですから、証人喚問なんていうのもあり得るのでしょうか。あり得るというのは、一般的に見て、今度の事件であるというのではなくて、一般的に証人喚問というのものがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

刑事のほうの証人喚問というか、尋問ですね。関係者に質問するというような形はございましたけれども、民事のほうについては、そういうことはないというふうに思います。当事者同士が、秘密会議になるのですけれども、弁論準備というのはその中でどういうふうな形で自分たちの主張をしていくかという会議が持たれますので、その中で証人を必要とする場合は、裁判所が必要と思われる場合はあるかもしれませんが、そういう話は今のところ聞いておりませんで、当事者同士の話と。ただ、今申し上げておき、弁論準備というふうになっても、向こう側の弁護士もいない状況での裁判所と原告側の代理人だけの話になってきますので、どうしても反論的なものは出てきませんので、そういったところで今までは次の代理人が選任されたときの準備を町は進めてくださいというふうな裁判所の指示で今まで進めてきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

町に頑張れというのもおかしいことなのですけれども、6 億 7,000 万円でしたか、巨額の損害をこうむっているわけですから、何とかそれが回収できるようにいろいろ頑張ってくださいと思います。

そして、これが回収されない場合には、行政責任も何らかの形で問われてくるのではないかと、こういうふうに思っていますので、ぜひそういう判決が出ることを期待したいと、こう思います。

それから、続きまして 2 番目の給食センターについて。町長は、自分の任期中にこれをやりたいと。次で自分に町政が託されればその期間にやりたいと、こういうお話でした。非常に結構なことだと思っていますが、ただやっぱり言葉だけではだめなのです。というのは、つまり 4 年目に凍結を解除したのでは次にずっといきますから。ですから、やっぱり町長は自分の任期中につくると、こういう決断をして、そしてこれからこういうふうに自分が町長になったらスケジュールを立てていきますと、そのスケジュールをお聞かせいただきたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今スケジュール云々のお話がありました。今回施政方針で町長からは、次期任期中において建設を果たす決断という表現で演説がありました。それに従って、今後各種の調整を進めていくということでございますので、これ以上のお話はできません。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

時期は示されないとしても、実はスケジュールというのは当然どこでもあるわけです。例えば仮設の集約をしてから始めるのか、決断が先。そうすれば、当然集約も出てくるし、それから設計も出てくるでしょうし、それから規模とか運営の仕方というのも当然出てくる。そういうスケジュールを、やっぱりこういうのを立てる場合には、どういうスケジュールで着工までいかなければならないか、その辺をお示しいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

町長が次期の任期中につくるということを申し上げたわけですが、次期といえは28年7月14日からですから、29、30、31と、32は4月で終わるわけですので、ですからいろいろな調整を図る中で、できる限り31年度中を目標にして町長と詰めていきたいというふうに考えます。そうすれば、31年度に完成させるわけですから、30年度あたりには発注と。そうなれば、28、29ではそのような環境を整備しないと、これは実現できないというふうに思っておりますので、今言ったような方向でスケジュールを作成して進めたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

私は、町長が任期中に決断するというふうに思っておったのですけれども、今の副町長の話では任期中に完成するということですので、ぜひその線で早目に準備を進めていただきたいと。これは、全体の前でお話ししたことですから、それはきちっとしなければならないだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

皆様方が苦笑しておりましたが、まず選任されることが必要でございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

それでは、続いて御蔵山の利活用についてでございます。実は、ここは昔、私たちが子供のときに役場がありました。その後体育館、公民館ができて、それから図書館もできたところ。ところが、図書館は実は地震で壊れてなくなったのです。ここは、私は神聖な場所として残しておいてほしい、歴史的な場所として。ですから、できればいろんなことを書いたのですが、例えば震災の記念館みたいなをつくって、慰霊の丘として次世代の子供たちにも津波の伝承をしていただきたいと、こういうふうな思いをしているのです。図書館とか資料館が全部できればいいのですけれども、面積的にできないだろうと私も思っています。でも、何らかの形でそういう震災にかかわる資料館なるものをつくって、それをまた避難所にも活用できるような、そういう形で建設していただきたいと、こう思いますが、そういう計画については一切考えないと、これから慰霊の丘等も含めて考える余地が残っているのかどうかお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

まだはっきりした構想を立てているわけではございませんが、ご提言のあった方向は検討の一つとして内部で話ししている状況でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

ぜひ歴史的な場所として、いつまでも人々に語り継がれるようにしていただきたいと、こう思います。

それでは、町長施政方針の中の住環境についてでございます。住宅建設が今進められております。それで、先ほど町外にいる人たちの話を聞きましたら120世帯ぐらいで、そのうちの58%がその場所で定住したいと、53%ですか。これは、随分高い比率なのですよね。この前の県下のあれが出てきましたら、陸前高田で40%の方が戻りたくない、これでも相当新聞なんかに出てきました。もし53%の方が山田に帰ってこれないということは、私はちょっと山田にとって大変な事態だなと思っています。つまり帰りたくないのか、それともそういう住む場所がないのか、その辺調査したら、その結果についてお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

これは、答弁したとおり、岩手県のほうで調査をしております。まだ、戻ってくる方は戻ってきておりまして、今現在、いわゆる山田町外のみなし仮設住宅にまだにお住まいの方に関して意向確認したものでございます。その中で、半分以上の方がそのまま内陸のほう、主には内陸ですけれども、そのまま住みたいというご意向だということでございます。

その調査を見ますと、なぜですかということもお聞きをしているわけですが、高齢者の方が多くて医療機関がすぐ近くにあるとか、あるいは買い物とかがすごく便利でいいということの理由で、内陸のほうがいいのだというご回答のようでございます。町のほうとしては、そういう方々を無理無理引っ張ってくるというのは、それはできない話でございまして、ただ帰ってきたいという方に関しては漏らさず、帰ってくる場所については用意しますというのは従前からご説明をしております、そのとおり高台団地及び災害公営住宅に関して準備しますのはいかがですかということは、今までもさんざん意向調査をやって問いかけてはきているところでございます。ただし、それは人それぞれに個々の事情があると思いますので、内陸のほうがいいという方に関しては、それは尊重しなければなりません。それに関しては、県のほうでもそういう方がいらっしゃるので、災害公営住宅を内陸のほうにもつくらなければならないという方針を打ち出しているところでもありますけれども、町とすればできるだけ帰ってきたいということはそのとおりなので、そういう方がいらした場合は町のほうに場所がないとか、住むところがありませんということはないように、今まちづくりを進めているという状態でございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

ぜひたくさん帰ってくるようにというのもおかしいのですけれども、やっぱり帰ってきたいと、こういうふうな町をつくってもらいたいなと、そういう思いをしているのです。

そこで、実はよく私今会うと「いや、田村さん、私住宅に入れるんだべか」、こういう声を聞くことが多いのです。「どこさ入る、希望だったら」、「中央だ」と言うのです、第一でしょうか。「えっ、もうそろそろ説明というのはしているんじゃないの」と聞いたのです。そうしたら、一切説明がないものだから、もうそれで心配で心配で、もし私があそこに入れなければ大変だという人もいます。

それから、私の知り合いで、「いや、一番最初というか、早くから希望しているから入れんだべ」と言う人もいます。こういう地元の人たちにも住宅状況については説明をする、同時にまた町外の方々にも十分説明をして、今でも空室があるわけですから、そういうのも説明して親切な取り扱いを住宅関係にしていったらいいと思うのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

まず最初に、山田中央団地の関係でございますけれども、これから完成に向けて、その前には説明会なりなんなりを実施する計画ではございますけれども、それとあわせて、また災害公営住宅入居のアンケート調査も実施という方向で、その結果も踏まえた中で、あとはかわら版等で皆さんにご周知図りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

いや、同じような質問を前にしたら、今年度中に実施するという話だったのです。できるだけ早く実施するという話でしたが、まだしていないのですか、したのですか。結果だけ出ていないの、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

今アンケートのほうを発送の準備はしていますけれども、まだ発送までに至っていない状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

これ住宅というのは、その人たちにとっては死活問題ですから、こういうことを言っていました。中央について入れるかと言ったら、こう言われたと。「いや、満杯にならないでしょうと」、こういうふうな説明も聞きに行ったら町で言われたと言っていますけれども、実際、特に中央に対する希望は相当あるように聞いているのですけれども、その辺どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

前回の意向調査を実施したときには、146戸の建設に関して10名ばかりオーバーという調査結果が出てございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

中には、そこに入れないというのがわかれば、ほかでもいいという人もいるのです。ですから、そ

ういうのを含めて絶対入りたいという人は入ると。そうでなくても、どこかでもいいという人は、こういうところもあいていますよというふうなことをしていかなければならない。そのための意向調査も早くしてください。もう部屋が決まっているのでしょ、大体が、こういうふうな部屋になるということは。戸数も。ですから、希望者はとれるはず。ぜひ早く、約束どおり今年度中にやってください。

それから次に、産業振興ということになりますが、水産業の振興について。後継者が、農業もそうなのですけれども、いずれ私は水産だけについてお伺いしますけれども、よく後継者ができたと喜んでいたら、いつの間にかいなくなったと言えは変ですけれども、やめたという声も聞くのですけれども、最近どうですか、山田でそういう声を聞きますか、聞きませんか。もし聞くとすれば、山田町のほうには何件ぐらいそういうことが耳に入っているのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

やめたというか、後継者が別な職業についたといううわさは聞いておりますけれども、個別具体的にお話があった例はございませんし、詳しい話は多分できないのではないかなと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

私たちが聞くのはなかなか難しいことです。「おたくの息子さんなくなったそうだ」、そんなのは聞けないのです。ただ、やっぱり後継者が不足しているというふうなことを常々言っているわけですから、後継者を育てる意味からも、やっぱりそういうふうな情報を掌握して、そしてそういう人たちが出ないようにするためにはどうしたらいいかというふうなことを考えていかなければならないのではないかなと思っています。

私は、山田に限らず、重茂のほうの方に聞いたら、やっぱりそっちも後継者大変なそうです。山田の場合、特に水産養殖の場合に、恐らく3時ごろから皆さんでやっているでしょう。あの辺をやっばりもう少し現代的な労働条件に近づける、そういうことを町のほうでも指導したらいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり、労働条件と環境がよくない場合は、多分後継者は来ない、おっしゃるとおりだと思います。それを強く指導できるかという、なかなかこれもできていない。今回この協議会

をつくっていく中で、そういった漁業のあり方、やっぱりこれを当事者で、漁協とか関係機関と検討していく場をつくりましょうということで、この協議会を設置するところでございます。

この漁業のやりがい、これをテーマにして県ではビジョンをつくっております。これは、全県的なビジョンで、同じような課題を同じようなビジョンで共有をして全県で進めていくということになっておりますので、それに加えて、各浜々の事情を考察して具体的に進めていくと、そのような協議会をつくって、議員おっしゃるような課題を解決したいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

この協議会、これはいいのです。ただ、漁業関係者、あるいは山田の人たちだけ入れれば、結局は、いや、なに、今までだってふぐあい感じていないのだから、今まででいいのではないかというふうになりますから、もう少し改革できるような人を入れてください、文句しゃべるような人。そして、やっぱり新しい人たちの血も入れて改革するような、そういう協議会にしたらいかがですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃっていることは、一理あると思っています、本当に。ただ、協議会というのはテーマが決まっていますので、そのテーマに沿った協議会と。今議員おっしゃっているのは、漁業の経営のあり方、もう少し近代的にということだと思し、第三者が見て、ここが不足しているよとか、おくられているよとかというのが見えれば、おっしゃるとおり強い意見を入れてもらって変えていくというのも一つの考え方。私は全く賛成です。現時点では、そこに至っていないというのも事実で、できればそういう人が漁協、あるいは町から派遣しておっしゃっているようなことができれば経営改革はできるのだらうと、理想だと思っています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

適任者がいますよ、副町長さん。やっぱり新しい町をつくってもらって、そして副町長さんのいつかは銅像まではいかなくても、こういう町をつくったということ。山田の漁業も救ったというふうなことをしていただければありがたいなと。ぜひよろしく願います。

それでは、商工業の振興についてであります、特区になったことによっていろいろ税金が。ここでお伺いしたいことは、よく業務中心区域というのがありましたね。これは、この中に入るのですか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

済みません、ちょっと聞き方が悪くて。まちなか再生区域、駅前に今共同店舗、あるいはうみねこ商店街、それから銀行、郵便局等の業務エリアも含んだ区域となっております。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

山田の商工業の中心地がこうやってできるのですけれども、業務中心地区についての姿がなかなか見えてこないのです。大体この産業集積区域、これはいつごろに完成する予定でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

今回の施政方針で上げさせていただいたのは制度の話でございまして、エリアの整備ではございません。この区域の中で、町長が申し上げたとおり、税金等の控除が受けられると。そのことによって商業、工業、あるいはその他の産業の復興を推進するという区域制度を導入するという意味でございます。そのことによって、雇用ももとに戻る、あるいはふえるということがこのスキームの基本でございます。あくまでもハードではなくてソフトのというふうに捉えていただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

いや、ただ産業集積区域を新たに設定するとあります。制度はいいです。だって、区域を設定するというのですもの、区域を示さなければならないでしょう。いや、区域は今のところ関係ありませんでは、これは通るはずがない。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

ちょっと行き違いがあるようですけれども、ハード、今土盛りを区画整理でやっています。土盛りをして、そういったエリアをつくるというのはハードのほうで進めてまいりますが、そのハードができたところに商業者等を誘引するというのが今度の集積区域という区域を定めて、その中で税額控除等の有益な制度を活用して復興を進めていくということでございますので、区域は今原案を復興庁に提案しております。町長申し上げたとおり、三日町から境田の郵便局跡地付近、ほぼほぼ震災前の商業者が立地していたエリアになってございます。そこに立地するであろう方々を具体的に対象として、

この恩恵を受けていただくということで、今復興庁に協議中。ほぼ認められるだろうという感触を得ているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

そうしますと、従来の商店街、昔あった商店街に駅前の大体新しく銀行やそういうのが来る、業務集積区域が入って工業地区になって、そこには税制上の恩恵が得られますから、ぜひ商業者の皆さん来てくださいということで進めていくというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

私は、商工業の振興ということで、商業についての振興というのかな、これは結構出ているのです、施政方針の。ただ、工業については、工業といたっていろいろあるのですけれども、山田の場合には加工業、水産加工業が中心になってくるのでしょうか、そういうものの工業、加工業団地、水産加工業団地、そういうものをつくる計画はないのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

ほかの地区で言う水産加工団地というものは、現時点では計画をしてございませんが、利用計画の中では、大体この付近が水産加工業さんの方々が使うエリアというエリアの設定は図っているところでございます。水産加工業、その跡地の活用については、水産加工だけではなくて一般の製造業も対象になっているわけございまして、それぞれお考え方が違うということで、ニーズに合わせてその都度検討していく。集積をさせたい区域とすれば、今山田の国道から海側で防潮堤との間、ここを水産加工業の方々にという跡地利用を検討しています。具体的には、防潮堤の下にさや管を入れて、海水をくみ上げることができるようになるように調整をしておりますので、そこに集積をしていただきたいなという思いはございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

水産加工の場合に、こんなことを言えば変なのですけれども、町の景観からいって堤防の下だったらどこでもいい。あっちにぼつり、こっちにぼつり、こっちにぼつりというのでは、私は余りよくないと思う。できるだけまとめて、そして今言ったようにいろんな意味で海水をくむにしても、そのほうが便利だと思いますので、ぜひ集積を進めていただきたいと。そうすれば、堤防のこっち側といえ、地区でいえば大体どの辺を考えていますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

加工屋さんにおいてもさまざまな考え方がございます。というのは、やっぱり津波被害を受けておりますので、冷蔵庫等の倉庫、原料倉庫、製品倉庫は高いところに欲しいという方がいらっしゃいます。なので、例えば織笠とか実際来ないところを要望している方もいますし、海水が必要だという方もいますし、それぞれなのです、要望は。なので、そのニーズに合わせてご提供をしていきたいなと思っています。今私が申し上げたのは、わかりやすく言うと、前に川秀があった付近、あそこら辺に集まるのかなと思っていますし、そこら辺でさや管を入れてもらって、海水の揚水管が入れられるように、何カ所か県にお願いをしている状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

山田にとっては、水産加工業とは重要な産業の一つですから、育成を考えて進めていただきたいと思います。

では次に、人口問題について、実は今回の施政方針で少子化とか人口問題について相当のページを割くのではないかなと、こう思ったのですけれども、これは何か意図的に人口問題から避けたのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

人口減につきましては、ただいま町長が登壇でご回答申し上げたとおり、強い認識を町長自身もお持ちでございます。今回の施政方針に1カ所しかないというご指摘でございます。その前段で総合計画の策定に当たって、議会の皆様にも2日間にわたってご相談を申し上げました。その中で、1分を使って人口ビジョンについても検討した内容をお示しいたしております。あの取り扱いというのは、私は第一番に考えているのだなというふうにとっていただけるものだなと思っています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

総合計画で相当のページを割いて出しましたから、ことしはそのスタートになるということで、それを出してもらうほうがよかったのだなと思っています。新聞なんかを見ますと、やっぱり人口問題がどこのまちでも出ています。その点山田が出ていなかったものですから、そう感じました。何としても避けて通れませんから、ここを何とか人が集まるように、子供たちも産んで育てやすいような、

そういうふうな環境をつくってもらいたいと、こう思っています。

教育行政、時間がなくなりましたけれども、ちょっとお伺いしますけれども、さっき大きな問題はないと言っていましたけれども、耳に入るのでは、いや、大変だなという、中学校も大変だなという声を聞くのです。そういう状況はないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

生活行動には、生徒のほとんどが落ちついているということで、11校あるわけですので、一部に限定した答えではなかったのですが、お耳に入っていることにつきましては、多分私の知るところでは数名において指導が通らないという子供はおりますし、毎日のように今指導主事等入って、私のところにも3時以降になれば状況については入っておりますし、逐一大きい部分については町長のほうにも報告しながら、ただ家庭的な問題と、なぜ指導が通らないか等については、答弁したとおり粘り強くというところでご理解していただければなど。将来ある子供、あと家庭環境に責任を負えない部分、あと親の離職の問題、仮設の問題、全部かかわってのことで、あと教師力の指導力という部分で、信頼を得るためにはどうしたらいいかと。なかなか決まりどおりさせるといっても、子供たちの心がなびかない限りは難しい状況もありますが、全体的な中では一生懸命子供たちがやっていますよというのは理解していただいて、一部の子供について専門にスタッフを設けて、あとスクールサポーターといいまして、警察のOBの方々の力もかりなければならない部分もありますので、全てPTA役員、あといのちと心を育む連絡協議会、町にある組織については漏らさず、こういうところは協力していただきたい。家庭への協力を一番に今考えながら、粘り強く指導しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私も37年間教員生活して、教育の難しさは知っているのです。ただ、芽は育てることも必要ですが、ちょっと気になるのは早くそれを抑えるというのはおかしいのですけれども、大きくならないようにというのがまた大事なのです。ですから、何もないと、何もないとやっている間にいつの間にか爆発して、かつての学校が荒れた時代、そういうふうな時代になってもらいたくないと、こういう思いがあるのです。ですから、個人については、これは伏せなければなりません、やっぱり今のうちに手だてしなければならないという問題もあるでしょうから、そういうのはお話しして、私たちも共有の考えで当たれるようにしてもらいたいと、このように思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

そのとおりだと思いますので、今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

2 番田村剛一君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 4 3 分休憩

午後 2 時 5 5 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6 番木村洋子さんの質問を許します。6 番。

○6 番木村洋子議員

6 番木村洋子です。壇上より一般質問をいたします。

1 点目、高台宅地の擁壁設置基準について伺います。高台移転の宅地の擁壁は1メートル以下でも擁壁を設置すべきではと再三にわたり一般質問と決算委員会で発言してきましたが、町からは公平かつ良好な宅地整備を行うことを目的に宅地整備基準を定め、1メートル以上でなければ擁壁を設置しないとの答弁がありました。町からの答弁で繰り返される公平かつ良好な設置基準とは、誰がどのような形で決めたのでしょうか。

大船渡市や陸前高田市では、のり面の高さ1メートル以下、30センチメートルくらいから擁壁を設置しております。山を削った土は雨で流れやすいため、崩れないように擁壁で囲うのが安全であります。また、のり面の傾斜で生じる使いにくい土地を極力少なくするためにも擁壁は有効なのに、今のやり方では同じ事業、同じ国費を投じているのに不公平を感じます。山田町は、津波と火事で全財産を失った住民も多く、自分で擁壁を設置するには多額の資金が必要となるため、設置には困難さを伴います。公平かつ良好な宅地を被災者に提供しようとするなら、気仙地域並みに擁壁を設置したかどうかでしようか。町の納得のいく答弁を求めます。

2 点目、県立高等学校の再編計画についてです。少子化と震災後の人口減は認識しておりますが、被災地はまだ復興途中であります。将来の見通しは不透明なのであります。高校生の通学の足であるJRは三鉄に移管されることは決まったものの、三鉄の運賃はJRの3倍とも言われ、高い定期代は子育て世帯に重い負担となります。経済的な理由で山田高校を選ぼうとする子供が増加するのではないかと推測いたします。

しかし、学級減となり募集定員が少なくなれば、山田高校に入りたくても入れない子供も出てきます。やむなく宮古方面の高校に入学したとしても、お金が続かなければ高校を退学せざるを得ないのであります。また、現在の山田高校は進学と就職コースに分かれていて重点的に指導を受けることが

でき、それが山高の魅力の一つとなっているのに、1学級だけになれば、その魅力も減退してしまうのではないのでしょうか。震災後は、特にひとり親世帯が多く見られ、子供たちの学びを守るためにも山田高校は今までどおり2学級のままとすべきだと思いますが、町の考えを聞きます。

1月27日に開催された今後の県立高校に関する地域検討会議を傍聴しました。県立高校再編計画(案)では、山田高校は2学級から1学級へ変更するというものでした。町からは、教育長と総務課長が出席し、うまくまとめて提案してある、受け入れざるを得ないという趣旨の発言であったようですが、町は山田高校の1学級減について受け入れようとしているのかどうかを伺います。

3点目、町長の施政方針についてです。健康づくりについて。県立山田病院について。

①、ことしの夏ごろには県立山田病院が開院予定とありますが、2カ月くらいおくれるという話もお聞きます。進行状況はどうなっているのでしょうか。

②、医療情報連携ネットワークに参画とありますが、どういうことでしょうか。

③、医療体制は、震災前の山田病院と比べて変わったところは。

④、スタッフの確保はどの程度できているのでしょうか。

福祉についてです。移動の交通手段としてタクシーを利用している障害者も多くおられます。路線バスが通っていない不便な地域で暮らしていたり、バス停まで歩いていけない障害者にとってタクシーが頼りです。現在は、県の施策であるタクシー代の1割補助はありますが、町としても新たにタクシー代を補助する施策を打ち出し、障害者の生活や活動を支えていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、消防、防災対策についてです。排水対策として28年度に島田地区の工事に着手するとありますが、通学路の浸水が改善されるのは歓迎しておりますが、工事の区域が限定的であるため、周辺にある住宅やアパートの排水不良は改善されません。以前から排水路を設置してほしいと地域住民の要望もありますので、工事区域を見直すべきであります。豊間根地区においては、浄化槽を設置しようとしても排水路がないために不便を強いられている世帯もあります。環境保全や住宅周辺の衛生のために、適宜排水路を設置していくべきと考えます。町の考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の宅地整備基準についてお答えします。この基準は、震災復興事業による宅地整備に関して地盤高や高低差処理、インフラ施設などの整備を統一して行うため、近隣市町村の状況や、全国的な宅地整備に精通しているUR都市機構の意見などを参考に定めたものです。一般的な土地取引において、売り主が擁壁を設置すれば売却価格に転嫁することになりますが、町とすればできるだけ売却価

格を低額に設定したかったこと、出入り口等の設置変更に対し、買い主の自由度があったほうがよいだろうとの考え方から、この基準としたものです。

なお、気仙地域とは高台団地の整備規模や住宅再建支援金の額などの違いもありますので、同列では比較できないものと考えております。

2点目の県立高等学校の再編計画についてお答えします。山田高校へ進学する生徒の中で一番多いのが山田中学校からですが、少子化などの影響により今後生徒の数が減少していく傾向にあります。また、同中学校の生徒のうち、過去の進路実績から見ても3分の2ほどが町外、特に宮古市内の高校に進学していることもあり、広域的な立場で再編計画について考える必要があります。このことから、現在の2学級80人定員を将来まで維持し続けることは難しいものの、1学級減になっても山田高校の重要性、必要性については主張してまいります。

施政方針1点目の県立山田病院の状況等についてお答えします。1つ目の県立病院の開院予定についてですが、県医療局では平成28年度中の開院を目指し整備を進めており、現在のところ当初の予定どおり開院できる見込みと伺っております。今後工事の進捗に合わせ、具体的な開院日についても県医療局より示されるものと認識しております。

2つ目の医療情報連携ネットワークへの参画についてですが、これは医療、介護に関する情報を患者と医療機関等の双方に役立てるためのシステムであるみやこサーモンケアネットに宮古圏域の全市町村が参画し、県立宮古病院を中心とした関係機関のネットワークを構築するものです。

3つ目の県立山田病院の医療体制についてですが、再建後の病院は内科、外科を基本とした現在の外来機能の維持に加え、1病棟50床と入院患者を中心とした維持期のリハビリ、診療時間内の一次救急を基本とする救急医療の提供が行われる予定です。

4つ目のスタッフの確保についてですが、現在の常勤医師4名については開院後も維持される見込みであり、震災前の常勤医師2名から2名の増員となっているところです。また、医師以外のスタッフについても、地域の実情等に配慮しながら、その確保に努めているところであると伺っており、町としてもできる限りの協力をしていきたいと考えております。

2点目の障害者へのタクシー代の補助についてお答えします。県では、タクシー利用の際、身体障害者手帳を提示することにより、運賃の1割を補助するサービスを行っております。本町では、タクシー利用補助は行っておりませんが、宮古圏内では本町のみが町社会福祉憲章条例により町民税非課税の方で障害等級1、2級の重度身体障害者及び療育手帳A判定の重度知的障害者の方に福祉手当を支給しております。

3点目の消防防災対策についてお答えします。豊間根地区の排水路整備については、雨水排水能力が低いことから、浸水被害が著しい区域を解消するため、幹線となる排水路を整備するものです。新たな側溝の改良整備については、その重要性、必要性などを考慮しながら、適切な実施に努めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6 番。

○6 番木村洋子議員

順不同なのですが、2 点目の県立高校の再編についてからお願いします。

まず、大体この編成案が通れば3年後に1学級減ということになるようなのですけれども、それがまたJ Rが三鉄に移管して開通するのもまた3年後、大体時期が重なるのですけれども、その部分で交通費の部分は行政に関してかかっているからこそ定期が3倍、今8,000円くらいですけれども、それがまた3倍、ちょっと補助は出るかもしれませんが、2万円以上の交通費になってしまいます。それで家庭がやっていけるかという部分もありますので、その部分を県のほうに、そういう交通費とかが上がるし、家庭の状況も不透明な状況があるということを県のほうにもきちっとそれは伝えてもらっているのかどうか伺いたいのですが。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

今議員のほうから、定期代が約3倍というお話がありましたけれども、私たちの試算では2.2から2.3倍ぐらいではないだろうかというふうに試算をしているところであります。J R線を三陸鉄道に移管する際に山田町では、そのことは大きな問題であるというふうに常々発言をしてきておりまして、いわゆる通学定期の方々に一番大きな負担がいつてしまうと。それがおよそ山田から宮古までの運賃で計算をしてみますと、1カ月定期で今8,000円程度でいけるものが1万8,000円ぐらいのようになってしまうと。それでは町として受け入れるわけにはいかないというところで、ぎりぎりの折衝をしてきたわけですが、それに関しては将来永久にはないけれども、いわゆるその差額を一気に上げるのではなくて、激変緩和をしていくべきだというのが町の主張であります。それについては、構成市町村及び岩手県も、あるいはJ Rもそれについては一定の理解を示しておりまして、そのことで当初5億円と言われておりました移管協力金が30億円になったわけですが、その中で幾らという積算はなされておられませんけれども、その中にそういう運賃の激変緩和も含まれているというのは常々山田町では主張をしております。ですので、激変緩和に関しては何らかの方法でやっていただけるものというふうに思っていますし、やらなければならないというふうに思っています。

ただし、では何年間かけてその激変緩和措置をやっていくかとか、どういうやり方をしていくかということに関しては、これからいろいろ構成市町村、それから岩手県などと協議をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

アップの部分なのですから、確かに2.23か、それとももしかしたらちょっと少し、赤字になればまた上がるという、そういうふうな状況もまた将来的には出てくるかもしれませんし、いずれ今までの8,000円ではとにかく済まないという状況はあります。ですから、その部分で、今までのそういう感覚ではないということなのです。そういうのがこれから進学しようという家庭に本当に伝わって、それではっきり言ってやめなさいという家庭が、私が回っていく間には経済的に大変な家庭が本当に出てきていますので、私はそこで光るのが地元の高校だと思うのです。今まで3分の2が宮古のほうに行っていましたけれども、大槌の場合は元3クラスとかありますし、そういう部分では山田のほうに引きとめるというのも変ですけれども、山田の高校をまたいい高校にして、魅力を発信しながら引きとめる、山田の高校にとどまってもらうという方針というか、そういうのも考えていくべきだと思うのです。そういう部分で、やっぱり今までどおりに2クラスのままでいかないと、その魅力というのが維持できないとか、そういうのが発信できないと思うのですが、その部分で教育長のほうからお願いしたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

学級減の定員の話とちょっと交通費の補助の関係については、私のほうは区別してお答えしたいなというところと、魅力発信という部分ですが、それはまことにそうだと思います。県のほうでも10年間の試算と過去のところ、私も山田町の教育12年携わりましたので、子供たちの進路の選択という部分については、交通費については少し重要な部分かなとは思いますが、子供の将来をどうするかという一人一人の設計においては、宮古広域では考えなければならないのだろうなと。

4回目をお聞きいただいて本当にありがとうございました。そこまでの1回目から3回目までの討論の中では、町長、副町長等、沿岸地区における高校のあり方については県のほうに十分お話ししましたので、その役割の中でこういう計画ができてきたものだなと。そして、主に宮古市のほうで、難しい状況だけれども、統合も定員も考えますという強い方針を示しましたので、それについては宮古市のほうについて、山田町で3分の2行く高校ですので、敬意を表したとか、いい方針ではないでしょうかという感想を述べたところですので、それについてはご理解していただきたいなと。

そこで、現在も新聞報道になったとおり33名の希望です。これを80名の定員で押し通すという根拠が、なかなかそれについては難しいだろうなと。それで、県全体で削減しようという方針ですので、ただ魅力については1学級であっても、より私は4回目に話したのですが、ぴりりと辛いとか、小粒でも光るとか、そういうところを町全体で山田高校存続に向けてというよりも、一度も存続するとかしないとかという答弁はしたことがございませんので、その場でもお話ししました。あるのが当然で、それをどうしていくかという部分について、ぜひご理解していただければなと思っていました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

今回は、編成の場合は山田高校をなくすというのではなくて、2 クラスを1 クラスにするということなので、2 クラスを1 クラスにするということは、どうしても教育の質というのが下がると思うのです。今人数的に三十何人ということなのですが、そこら辺は先ほど大槌のほうでの例も言いますけれども、教育長の采配にも私は影響していると思うのです。まねっこするのがいいとか悪いとかではないですが、大槌のやり方をまねしたり、いろんな方法をやりながら、何とかこの2 クラスを維持することが山田の子供たちのために、将来的なことのために絶対にやっていくべきだと私は思っているのですが、もう一度教育長、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

少し私が理解できなかった部分があるので、もう一度お願いいたします。大槌の何を、もしかして小中のことでしょうか。

○6 番木村洋子議員

高校です。

○教育長（佐々木 毅）

公立については県立ですので、教育長はほとんど大槌の場合もかかわっていないと思いますので、その辺のところは、もしご理解していただけるのであれば県教委等に問い合わせをして願えばいいのかな。ただ、補助するとか活動をバックアップするという部分についてはご理解していただきたいなど。

県立の高校が小中学校の会議に入っているというのは、多分山田町だけだと思いますし、その連携については、より特色を持った一つかなと。毎月山田高校の校長が小中の義務教育の会議に入って、中学校の問題やら、あるいは進路の問題、あるいは小中の連携を小学校の部分についてはお手伝いするとか、よりきめ細かくそういう点でやっていますので、私は非常に連携なり特徴はあるのかなと自負しているところですが、もしそれでも足りないというのであれば、また新たなところを提言いただければなと思っていました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

私の説明も悪かったのですが、今回は高校の再編なので、大槌の高校のことを言っているのですけれども、向こうでは、今回は大槌の高校では縮小にはなったけれども、山田と同規模か、少し人口的に少ないですけれども、大体こういう1万6,000人の人口ですけれども、やはり2クラスは必要ですし、広域という部分に考えると、もちろん今までの感覚で言えば受け入れざるを得ないです、はっきり言って人口減もありますし。ですが、この震災の将来が見通せない時期に、私は3年後の2クラスから1クラスにするというのは、はっきり言って先送りというのがやはり必要なのではないかと考えているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

私のところでいいとか悪いとかの立場ではございませんが、県の方針ですので、ただ現段階で定員80で33名と、あと県の施策で統計を全部とってしまして、その当時の山田町の中学生が128名であると、1学級減になる。そのとき定員約80人にした場合は、宮古方面に40人ぐらいということは、過去の何十年のデータで3分の2が在籍の宮古の商業とか水産に希望しますし、さらに進学校であれば盛岡のほうにも行きますし、今部活動が盛んですから、結構将来も考えて私立学校にも行きます等々、やはり我々の責任とすると子供たちの進路の幅を広げるというのが仕事ですので、そこから山田高校80人の定員という部分の根拠については、今のところ私のところではそれにたえ得る答弁がございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

もちろん親は、できれば本人が希望したところに入れてあげたい、工業なり商業なり、そういう部分はありますが、実際問題山田の場合は本当に県の平均の収入に比べてずっと低いですし、月にやれば四、五万円は低いというような状況もあります。そして、女性が、ひとり親も本当にふえている状況もありますし、そういう家庭で月2万円か、それくらいの定期代が出せるかというと本当に厳しい部分もありますし、ことし、来年はもちろん三鉄に移管するわけではないから状況があれなのですけれども、3年後はそういうふうになっていく。3年後になって大変だ、子供を本当に通わせられないという状況というのが出てくるのではないかと思いますのですが、そこら辺の見通しとか考えていたのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

当然山田高校は、ずっと2クラス維持、またはそれ以上になればいいわけですが、現実の問題としてなかなか難しいところがあると。その一つの要因として通学定期もプラスに、増員の要求なるのかどうかというような、プラス効果、マイナス効果、出ていくという点、入るという点で2つほどあるわけですが、この定期に関しては激変を緩和しておくというところで、先ほど復興推進課長答弁のとおり、激変緩和については当初移管金が5億円から、我々一生懸命主張いたしまして30億円と、これからの協議でございます。ぜひその運賃によって教育の選択が狭まることのないようにしたいと、そういうふうに思っているところでございます。

そして、また大槌高等学校が今何クラスあるかというところは、私は詳細には把握しておりませんが、山田町と大槌町との地理的な部分での違いもあるのだと考えております。山田町の場合においては、釜石に行く方もいるし、宮古のほうには3分の2行くというような状況があります。片や大槌の場合には、宮古方面にはまずほとんどそう多くはないだろうと。一部水産高等学校に行く男性の生徒があるように聞いておりますが、そういう点で、そういうような違いもあろうかと思えます。

いずれにしても山田高校は、先ほど教育長が答弁のとおり、小さくなったとしても、ぜひ山田高校でなければ、この先生のもとでは教育を受けることができないというような、またここでなければこのような教育ができないというような、そのような特徴を持った魅力ある高校にする、そういうような努力が必要なのだろうと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

1月27日の地域検討会議のほうを傍聴して、岩泉のほうの町長さんもお話しになっていました。岩泉と山田とは、ちょっといろいろな条件的には違いますけれども、大浦のことを考えれば、岩泉と本当に同じような条件の子供がいるなということを聞きながら感じたのですけれども、岩泉の町長さんは、今回は2クラスのままだのですけれども、これが特例だということを県から言われて、特例とは何だという感じでかみついているというか、そういう状況もありましたけれども、私は地域の学校をとにかく守るという意味では、県のほうにもかみつくような、そういう状況があってもいいと思って聞いていたならば、ああ、うまくまとめてあるとか、そういうのを聞いて、ちょっとがっかりしたのですが、そういう部分で、被災地の高校だからこそ私は県に訴えられると思うのです。3年後どうなるかわからないから、もう少し待っていてほしい。1回2クラスになって、1クラスから2クラスになるのは不可能に近いかもしれませんが、2クラスのままで何とか維持するという部分を考えていくという部分をもっと力入れたほうが、山田高校、とにかく2クラスのままでという工夫をしていくべきだと私は考えているのですけれども、そういう被災地の高校としての考えを何とかやってきてほしいと思うのです。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

この問題は、全ての宮古、下閉伊地区で人口が減っているという中において広域的に考えなければならない問題であります。山田高校だけが幾ら2クラスにしようと、そう思ったとしても、なかなかそうもいかない。全体的な再編についての協議がここに、私の答弁の中に書いてありますように、今後必要であろうということでございます。ぜひ私としても数が多いほうが何につけてもいいわけでございます。それは当たり前のことであります。しかし、だから難しいという部分もあるということもご認識いただきたい。しかし、それに対して努力を放棄するわけではないと。常にそういうようなことで存続に対する主張をしまいたい、こういうふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

子供の貧困がマスコミとかでもありますけれども、山田はもっと深刻な状況ではないかなというのが回っていて感じるのです。そういう家庭でも、やっぱり高校だけは出したいという願いがありますので、そういう家庭でも入れる高校、山田高校をどうか今後も2クラスで維持、教育の質も維持するということを私は絶対これ守っていくべきだと思っていますので、これは自分の主張というか、考えですけれども、そのようにこれからも頑張っていきたいと思います。

次に、山田病院についてなのですが、救急のほうは以前は夜も24時間緊急を見てくれたという状況がありましたが、新病院で診療時間内、土日は診ないし、祝日診ない、夜は診ないという状況にはなってきています。ドクターの関係もありますので仕方ない部分もありますが、最低限住民に不安を持たせないような状況で、とにかくやっていかなければならないという部分もありますので、医師だけではなくて看護師、介護の部分でのスタッフの部分なのですが、全国的に不足していて開業できなかったり、老人施設ができなかったりという状況もありますが、医療スタッフ、看護師とか介護のほうのスタッフはどういう状況なのか聞かせてください。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

医療スタッフの部分で、看護師の確保については医療局のほうでそろえるということで話は聞いております。介護部門についても多分そのように進めるとしますので、こちらも協力しながら検討していきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

看護師のほうも今人員不足で、医療局、去年も定員割れ、再募集をしたという状況もありますし、本当に今苛酷な労働条件で、少しでもいい条件のところに看護師さんたちも流れていくという状況もありますので、そういう部分では今回請願とかも出ているのですが、医療に携わっているスタッフの方々をみんなで本当に守っていくという、そういう体制というのが大事であるかなと思っています。

開業したことはいいのですが、その後の継続もまたそういうことで、介護士さんたち、看護師さんたちを医師も含めてみんなで守っていくという意味で、共通認識ではあるとは思いますが、その後どういうふうな感じで、医療を守る会とかもあります、どういうふうな感じで山田病院を含め山田の医療を守っていくかという部分で何かお願いしたいのですけれども、どういう意気込みといえますか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

山田の医療を守るために議会、それから町、それから守る会でも、今回もいろんな形で活動してまいりました。開業すれば、なおさらいろんな形で強化して協力し合いながら守っていくという体制をとりたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

私も県立病院に勤務していましたので、本当に最大限協力していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、障害者のタクシー代の件なのですが、障害がある方にとって、このタクシーというのは本当に頼りなので、私の知っている方ではバスが来ない地域に住んでいる方なのですが、障害を抱えながらも、タクシーを使いながらも、働きに行くということを言うのです。1日の日当はなくなるのですけれども、自分のリハビリのために行くという活動を支える。タクシーは、本当に活動を支えている、寝たきりを予防するとか、いろんな意味でそういう仕事とか、あとは病院にかかるとか、そういうのに本当に役立っていますので、そこを何とかもう少し援助を町のほうでも、福祉憲章とかありますし、何かしら活動を支える部分を何とかと思って書いたのですけれども、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

タクシー利用の補助ですけれども、町長答弁のように、今のところは福祉憲章条例で行っております福祉手当の支給が1万5,000円ございますので、1人当たり。その形で進めていきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

ほかの地域を見ると、そのほかにも、県のほかにもちょっと出しているところとかあるようなのですが、そういう部分でも何かしら手当てをと思っていた。

ちょっとそれるあれかもしれませんが、今回県の 1 割補助のサービスのことをお聞きしたら、何か出ていないという、県のほうからはこういう 1 割の補助は出ておりませんよということをお聞きしたのですが、それは認識していなかったということなのですか。県から補助 1 割というのが出ていないということを私は言われたのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

タクシーに乗った際に手帳を提示すると料金 1 割減額していると聞いています。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

そのことを聞いたら、出ていないということ聞かれまして、私は障害者の方から聞いて、あとは福祉の担当の役場の方から聞いていたのですけれども、一般質問で提出したら、そういうのは出ていませんということを言われたのですが、それはちょっと認識していないとか、わかっていたのでございましょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

補助が出ていないという話は、私は聞いていなかったのですけれども、これは以前から出ているものです。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

では、そういう意味で、もう少し障害者の方に優しいフォローとか、気持ちをお願いしたいと思っています。

次に、島田のほうの排水の件なのですが、以前私も 3 年ほど前に島田のほうの排水のことを取り上げて一般質問で聞いていたときがあるのですけれども、この場所ははっきり言って川でして、水があふれる場所なのです。ですから、排水路が実際は本当に必要な場所なのですが、そこがちょっとない

もので、大水が出たら、もう悲惨な状況になっている状況のところなのですが、それでも今回は本幹の部分だけで、枝葉の部分にはなるのですが、そこら辺を配慮していただけないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

川の部分というのは、荒川川の廃河川敷の意味でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

担当課とも一応相談しながらやっているのですが、島田橋から真っすぐに本幹の部分は、そこは排水はやっていただけることになっているのですが、枝葉の部分なのです。そこは、以前は川だったところだそうで、絶対にそこ、水があふれるのは当然のところなのです。それなのに排水路がないのです。そこら辺の改善をお願いして申し入れているわけなのですが、わかりましたでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ここは、以前 2 級河川の津軽石川の廃川敷の部分になります。この場所の排水路整備については、平成 11 年度当時、地域住民からこれまでいろいろな要望があった場所でございまして、町としてもその部分の事業を着手しようということで、住民の方と説明会とかいろいろな場を設けて話し合ってきた経緯があるようでございます。その中で、廃川処理するために、そこに隣接している地権者の方と廃川敷の用地境界とか定めていく協議をしていったわけなのですが、その協議が不調に終わりまして、どうしても用地の問題が解決できないということで、それ以降頓挫しているという状況でございます。

この津軽石川の廃川敷の部分については、当時旧廃川敷を使って宅地化されたり、農地として個人売買されたというような経緯があるようで、なかなか難しい場所でございます。その辺が解決しないと、この用地に関する排水の整備というのは難しい部分がございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

いずれ近辺の住民の方々が非常に不潔といいたいまいしょうか、大変な思いをしていますので、やはりそこら辺は工夫しながらやってほしいと思います。

最後に、高台の宅地の擁壁について伺います。そういうことで、何度も質問させていただいていま

すが、織笠のほうの場合はBブロックもだんだん引き渡しになって、比較的織笠は平らな部分が多いなという印象はあるのですが、長林とか向こう側になってくると段差が非常に大きくて、やはりここは擁壁が必要ではないかなと素人ながらも思うわけです。何度も課長とも写真を見せ合いながらいろいろとやってきていますが、そちら、役場の考えでは気仙のように、ここまでやる必要はないという考えのようなのですが、私はどうしてやる必要がないのかなという疑問符という部分が多いのですけれども、境目だけでもコンクリートブロックを入れてほしいという、本当に住民の切実な部分を何とか受けとめてほしいと思って何度も言っておりますが、長林とかそういう部分なのですけれども、見れば本当に大変な状況はあると思うのですけれども、お考えはそのとおりということなのでしょう、もう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この部分については、以前からご説明していますとおり、住民の方の宅地の出入り口の設置に対して自由度があったほうがいいだろうということとか近隣市町村の状況、それとかURの意見を聞いて、このような宅地整備基準で町として定めたところがございますので、そこについてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

近隣市町村の部分で、宮古、大槌とかなのですけれども、条件的に山田が一番経済的な部分でも高台造成地がすごく多いです、そして経済的にも田老は裕福な部分が、こう言うのもなんですけれどもありますし、大槌は平地がすごく多いのです、川に沿って。そういう部分では、高台移転は多いし、経済的に火事でお金も全部失った方々も多いので、自分でやろうとすると何百万円かかってしまうところを、やはり少しでも国費を投じて何かしら段差のあるところだけでもという部分を私は訴えているのですが、本当に被災者に喜ばれるやり方というのを追求してほしいと思って何度も言っておりますが、そういうことでは被災者がもうちょっと手を加えればすごく喜ばれる宅地になるのに、本当にここが残念でならないのですけれども、以上で私からの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

ただいまのは意見として、要望とさせていただきます。

6 番木村洋子さんの質問は終わりました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

午後 3時44分散会

平成28年第1回山田町議会定例会会議録（第16日）						
招 集 告 示 日	平成28年 2月10日					
招 集 年 月 日	平成28年 2月16日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 3月 2日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成28年 3月 2日午後 2時53分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	△
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番 佐 藤 克 典		4 番 黒 沢 一 成		5 番 田 老 賢 也	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	角 田 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	昆 秀 樹	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	田 川 和 義	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	里 舘 敏 彦	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	○
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	澤 木 次 博	○	教育次長	佐々木 真 悟	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	菊 池 利 博	○
	水産商工課長	甲斐谷 芳 一	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 2 8 年第 1 回山田町議会定例会議事日

程

(第 1 6 日)

平成 2 8 年 3 月 2 日 (水) 午前 1 0 時開議

日 程 第 1 一般質問

追加日程第 1 平成27年請願第 6 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を
求める請願書 (委員長報告)

平成28年 3月 2日

平成28年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。
参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、10番坂本正君であります。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

日程の変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、追加日程として委員長報告1件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

日程第1、一昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、11番菊地光明君の質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

新生会、菊地光明です。通告に従い質問します。

最初に、町長の施政方針について。(1)、山田町総合戦略について。2月16日に2016年から2020年度の総合戦略が公表され、地域商社の設立を目指すとのことだが、その設立目的についてお伺いします。

(2)、健康づくりについて。県立山田病院の開院についてですが、①、どのような診療体制になっ

ているのか。

②、公共交通機関でのアクセスはどのようなになるのか。

(3)、被災者の生活支援について。各地の高台住宅団地の整備が着実に進み、今後は住宅再建を加速させることが課題であると思います。高台住宅団地の利用を高め、住宅再建を進めるため、高台団地移転用地取得への支援策を考えるべきではないでしょうか。また、各高台住宅団地への移転希望について、造成計画時と現時点での希望の状況はどうなっているのか伺います。

(4)、交通網について。主要地方道重茂半島線の早期開通が望まれます。それにあわせ起点付近となる国道45号線の大沢新開地地区から山谷方面に向かった右側に歩道の設置が必要と考えるが、どうでしょうか。

(5)、住環境の整備について。八幡地区において構造物の撤去を行い、盛り土工事を進めるとあるが、旧山田病院跡地も対象になるのか、また跡地の今後の利用はどういう計画なのかお伺いします。

(6)、適正な土地利用について。町内各地区の危険箇所指定地の利用計画について示してください。特に田の浜地区の全体計画がいまだわからないので示してください。また、危険区域に指定した面積と、そのうち官地面積と民地面積は幾らなのか提示してください。

(7)、上下水道について。山田処理区の一部供用開始を目指して終末処理場の整備を進めていることは喜ばしいことですが、今回の一部供用開始区域はどこまでか。7月に開館予定の(仮称)山田町ふれあいセンターも区域に含まれているのか。また、供用開始に伴う受益者負担金の取り扱いはどうなっているのか。それに伴う住民説明会は開催しているのかお伺いします。

(8)、農林業の振興について。資源を活用した6次産業化の促進に取り組むとあるが、具体的にどういうことをするのか示してください。

(9)、商工業の振興について。中心市街地エリアは、本年度一部オープンするとのことであるが、当初計画と実施状況及び現状についてお示してください。

(10)、観光の振興について。①、特産品の売り込みなどにより町の売り込みを進めるとあるが、道の駅やまだを拡大して地元で頑張っている加工業者のブースをつくり、販売ルートの拡大を図ることが重要ではないかと考えるが、どうでしょうか。

②、荒神海水浴場について。非常時における避難対応や観光推進を考えた場合、荒神地区からNHKのラジオ中継局までの道路について早急に拡張整備するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

(11)、学校教育について。地元高等学校の特色ある学校づくりを支援するとあるが、地元高等学校の特色とはどのようなことか。また、現状をどう捉え、どのような計画を実施していく考えなのか伺いたい。

(12)、生涯教育について。(仮称)山田町ふれあいセンターは、7月に開館する予定とあるが、私が知る限りセーブ・ザ・チルドレンの設立目的としては子供の施設として考えておりました。今回山

田町ふれあいセンターとして設置するのであれば、開館時間等全てについて、他の公共施設と同じと理解してよいのか。また、図書館機能を生かしてとあるが、この施設は図書館法に基づく施設として理解してよろしいのか。また、これに伴い、現在使用中のコミセンの利用計画はもとに戻ると理解してよいのかお伺いします。

次に、山田町教育行政に関する所信について。(1)、学力の向上について。学力の向上を図っていくとのことであるが、学びの目的は学力の向上だけでなく、体力の向上も重要と考えているが、その方策等が見えないがどうか。

(2)、スポーツの振興について。海洋センター艇庫の効率的な活用に努めるとあるが、海洋センターを運営する場合、維持管理と指導体制が重要であると考えます。そのためにもセンター育成士が必要と考えるが、育成士会の現状及び施設への育成士の配置計画はどうなっているか。震災から5年がたち、育成士の免許も失効していると考えるが、再研修の予定及び予算措置はどうなっているのか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地議員のご質問にお答えさせていただきます。

施政方針1点目の山田町総合戦略についてお答えします。今回山田町総合戦略で取り組むこととしている地域商社とは、山田町の魅力を国内外に売り出していく一つ的手段として考えているもので、その目的は地域資源を最大限に活用しながら、マーケットのニーズと供給側である本町の地域資源を結びつける、言うならば総合商社のような役割を果たしてもらおうとするものであります。その体制、組織のあり方等については平成28年度中をめどに検討を進めてまいります。

2点目の県立山田病院の開院についてお答えします。1つ目の診療体制についてですが、再建後の病院は内科、外科を基本とした現在の外来機能の維持に加え、1病棟50床と入院患者を中心とした維持期のリハビリ、診療時間内の1次救急を基本とする救急医療の提供が行われる予定です。

次に、公共交通機関のアクセスについてですが、山田病院へのバスの乗り入れについては、現在町、県医療局及び岩手県北バスと協議中です。可能な限り利用者の利便性が図れるよう努めてまいります。

3点目の被災者の生活支援についてお答えします。現在高台団地移転用地等を取得する方への助成としては、利子補給補助と加算支援金、住宅再建支援事業及び町独自の住宅再建支援事業により複数世帯で500万円の助成をしており、新たな支援は困難と考えております。

次に、高台住宅団地への移転希望者の状況ですが、防災集団移転促進事業による高台移転については、山田地区が計画戸数142戸に対して110戸、織笠地区が計画戸数148戸に対して133戸、船越地区が計画戸数144戸に対し116戸、小谷鳥地区が計画戸数4戸に対して3戸、漁業集落防災機能強化事業による高台移転については、大沢地区が計画戸数58戸に対し55戸、大浦地区が計画戸数8戸に対し8戸

となっております。

4点目の交通網についてお答えします。国道45号の大沢新開地地区から山谷方面に向かった右側への歩道設置については、歩行者の安全を確保するため必要であると考えております。これまで三陸国道事務所に対し設置の要望をしているところですが、今後も継続して要望してまいります。

5点目の住環境の整備についてお答えします。八幡町の旧山田病院については、盛り土工事の対象区域外であるため、建物本体は工事により取り壊しとはなりません、道路位置の変更により一部建物前の倉庫やトイレが撤去対象となります。したがって、現時点では跡地としての利用計画は考えておりませんが、残る建物本体の利用については東日本大震災以降、金融機関等の仮設店舗として暫定的な利用を継続してまいりましたので、この方々の移転状況を踏まえながら、どのような利用が有効であるのか、今後改めて検討したいと考えております。

6点目の土地利用についてお答えします。現時点で土地利用が決定している区域は、山田地区の国道45号周辺土地地区画整理、織笠地区の跡浜区域土地地区画整理及び船越田の浜地区の津波防災緑地公園で、その他については土地利用の打診はあるものの正式な計画には至っておりません。田の浜地区の公園以外の災害危険区域については、土地集約の課題があり、利用計画策定が難しい状況です。今後は、土地交換による土地集約と、それに並行して漁協、自治会などの意見を聞きながら計画策定を進めてまいります。

次に、災害危険区域の官地、民地の内訳についてですが、山田地区は官地面積約34ヘクタール、民地面積約8ヘクタール、織笠地区は官地面積約28ヘクタール、民地面積約23ヘクタール、船越地区は官地面積約70ヘクタール、民地面積約40ヘクタール、小谷島地区は官地面積約7ヘクタール、民地面積約18ヘクタールとなっております。

7点目の上下水道についてお答えします。山田処理区の一部供用開始区域は、津波復興拠点地域である山田中心市街地エリア、県立山田病院を含む公共防災エリア、織笠高台団地及び織笠土地地区画整理事業区域内であり、山田町ふれあいセンターも区域に含まれております。受益者負担金については、震災前に負担金を徴収することで住民説明会を開催しております。震災後は、住宅再建に対する費用負担を軽減するため、負担金を徴収しないことに方針を変更しておりますので、住民説明会は開催しておりません。

8点目の農林業の振興についてお答えします。本町における6次産業化については、漬物やお菓子などの生産販売が各地区で行われております。今回新たに白石集落農業生産組合でソバを利用した6次産業化に取り組むところです。具体的には、地区内の農地を利用したソバの種まきからそば打ち体験までを都市部との交流を図りながら、最終的には加工、販売まで行うものです。今後生産組合が事業を計画、実施するに当たり、町としてもこの取り組みに協力していきたいと考えております。

9点目の中心市街地エリアについてお答えします。まちなか再生計画では、共同店舗棟と戸建て店舗商店街の一部、大型駐車場等が平成27年度中に供用開始できるよう計画しておりましたが、基盤整

備のおくれから28年9月のオープンが予定されております。現状としては、共同店舗棟は2月から建設に着手しており、戸建て店舗商店街は3月以降順次建設に着手することとなります。

10点目の観光の振興についてお答えします。1つ目の道の駅やまだについては、町の特産品を紹介する拠点として特に重要な施設であると捉えておりますが、施設の拡大を行う考えは現時点ではありません。

なお、道の駅での販売等については、管理運営団体である山田町特産品販売協同組合との調整が必要と考えております。

2つ目の荒神からラジオ中継局までの道路についてですが、現在道路改良整備の概算事業費を算出するため、概略設計業務を発注しております。その結果を踏まえて整備手法等について検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

施政方針11点目の学校教育についてお答えします。

山田高等学校の特色は、地域に密着した学校だということです。中学校とは春と秋の年間2回、研修会を持ち、先生方は互いに授業交流するとともに、生徒理解に努めております。また、高等学校では地域に根差した学校になるように、小学生の体験活動や学習指導などの取り組みも始めております。さらに、学校長には山田町立小中学校校長会議にも参加してもらい、お互いの意見交流も行っております。今後は、生徒数が減少傾向にあるものの、地域に密着した必要不可欠な高等学校としての重要性や役割について県などに対して主張してまいります。

次に、生涯学習についてお答えします。ふれあいセンターの開館時間等は、将来鉄道が開通した際の高校生等の待合室的な要素も考慮し、基本的に開館時間を9時から19時までと考えております。また、当該センターの位置づけについては、町立図書館設置条例等の改正も踏まえ、検討してまいります。

次に、図書館機能が移転することで、中央コミュニティセンターの利用計画は、ほぼもとに戻ることになります。

教育所信1点目の学力の向上についてお答えします。体力の向上については、各小中学校での体育の授業以外にも業間運動や業間体操、部活動などにより体力向上に取り組んでおります。今年度の体力テストの結果を見ると、小学校では男女とも多くの種目で全国平均を上回っています。中学校では、男子も多くの種目で全国平均を上回り、女子が平均並みという結果になっています。

2点目のスポーツの振興についてお答えします。育成士会の現状及び施設への育成士の配置計画についてですが、育成士会は震災以降活動を休止しておりますが、艇庫が完成することから、早い段階で活動を再開したいと考えております。また、育成士の配置計画については、現在配置されておま

せんで、育成士の養成について検討してまいります。

次に、育成士の資格失効対策ですが、震災等で登録更新ができていないことから、B&G財団と協議しながら登録更新を進めてまいりたいと考えております。また、再研修が必要となる場合は、その予算化も含め検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

では、最初に総合戦略について。この戦略については、大変いいことだと思って応援したいと思いますが、この組織のあり方について28年度中に検討を進めるとあるのですが、これは官が主導するのか、民が主導するのかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

お答えします。

民間の主導を一義的に考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

民間主導というのは一番大事だと思いますので、それについては頑張ってください。

それにつけてもこの間の新聞報道によると、おととい同僚議員も質問したのですが、現状と計画が余りに離れているので、販路拡大のためにも商社がやるのだなとは思っているのですが、例えば1つだけ例にとってアワビの漁獲量、現状値21トンを目標値は45トンにするとあるのですが、本質的に15年度のアワビの漁獲量と延べ人数をまず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

15年ですか、25年ですか。

○11番菊地光明議員

25年。

（「27年」と呼ぶ者あり）

○11番菊地光明議員

27年。

○議長（昆 暉雄）

わかりますか。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

平成27年度の漁獲高、漁協でまだ正確に出していませんが、25.8トン、金額が2億8,500万円、それから水揚げ件数が3,150件ほどというふうに聞いております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今の数字をもとに、目標値である45トンにするのには大体倍必要になるのですが、生産人口が減少していく中、昨年度は延べ約3,100人余りが操業して25.8トンということですが、これを単純計算すると1回の操業で1人当たり約8キロぐらいとっています。それを45トンとるということになれば、昨年は約3,000人、生産人口が減っていくと計算するともっと下がると思うのですが、それをすると1人約15キロとらなければならないことになるのです。そういう場合、頑張るのだろうと思うのですが、今110号、111号、112号の漁業権は11月、12月、2回ずつで多分4回だと思うのですが、それらをふやすためにはこの間中放流は続けるということなのでいいことなのですが、そのとる体制です。本当に今の4回の体制でとれるのか、それとも今例えば百何個とか決められている個数をふやすのか。でなければ9センチの殻張を小さくするのか。また、あるいは洋野町で行っている潜水方式でとるのか、いろんな方策を考えないとこの45トンというのは厳しいと思うのですが、それらの方策は一応商社を運営する上で考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

いわゆる地域商社の役割ではないというふうに考えております。まず、水揚げについては、ご承知のとおり昨年度は、11月は口開けできなかったということもあります。その年その年で漁模様が違いますし、単純にこの数字だけではあわせないのかなと思っています。基本的には資源量をふやすということが大事であるというふうに考えておりましたので、5年間の稚貝放流を打ち出したわけでございます。その後資源量等調査をして、どういうふうな形で回収をするかということについては、今後漁協等と相談ということになろうかと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、この件については最後に1つ、資源量5年間放流するということですが、110号から111、112号に放流するということで理解していいのか。そして、また年間何個放流するのかだけを最後に教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

先ほど申し上げましたように地域商社のご質問とはまた違うと思うのですが、放流については予算の範囲内で計画的に行ってまいります。放流場所については、漁協と相談をしながら進めてまいりたいということでご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

次の県立山田病院につきましては、理解しました。

3点目の被災者支援についてですが、これ見ると支援は困難と考えておるといことなのですが、過日日報にも陸前高田市の対応が上がっていました。しかるに山田町の考えとすれば、被災した場所を買収しているわけですが、今度造成した場所を売るわけですが、その被災した単価、買収単価と売る単価の違いはどのくらいになるのですか。場所によって違うのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご質問のとおり地区によって違いがあります。例で申し上げますと現在の推計であれば、山田地区については移転元地のほうが高いと、高台のほうが安いということになります。逆に田の浜地区に関しては、元地のほうが安く、高台のほうが高いということになります。一番その差が大きいのは田の浜地区と申しますか、船越の小学校下付近、あの辺が一番大きいのかなというふうには思っております。差額については、坪単価で1万円ちょっとぐらいの開きはあるということで認識をしております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そこでなのですが、調べてみて元地のほうが安く、売り地が高いという場合、その差額について、例えば2分の1を助成するとか、やはり皆さん早くうちを建てたいと思って待っていますので、その差額がなければいいということはおかしいのかもわからないけれども、差額がない土地はいいのですけれども、余りに1万円以上の格差が開いているような場所は、そういう検討もしてもいいのではないかと思います。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

山田町では、被災元地、それから高台、それぞれ不動産鑑定士さんをお願いをいたしまして、土地

の鑑定評価をしていただいております。それを基本としながら、高台の買収単価も決めておりますし、元地の買収単価も決めているということになります。基本的なことを申し上げますけれども、その差があるということは、今までの土地の評価よりも土地の評価が高いところに移ると、条件がいいところに移るということになりますので、それが基本だろうと思っております。

あともう一つ、山田町ではまちづくりの制度として防災集団移転促進事業、それから漁業集落の防災機能強化事業、それから土地区画整理事業などを導入して行っておりますけれども、その制度間で整合性を図る必要があるだろうというふうに思っています。ご承知のとおり区画整理事業であれば、道路が整備され、区画が整理され、評価が上がりますので減歩ということで、元持っていた土地が減らされるということになります。防災集団移転でも基本的にはその考え方は同じだろうということですので、同じ条件であれば大体同じ金額で移れる。条件が変われば、いいところになればやはり高くなると。逆にちょっと今までよりも安い評価のところに行けば、当然それは安い価格で買えるということが基本となりますので、陸前高田の例も承知はしておりますけれども、そういう制度間のバランスをとる上からでも山田町のやり方が、今のやり方を変えるということは今のところは考えておりません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今の答弁でまずいと思われるのは、不動産鑑定士がやっているから、条件がよいから高いということとは、課長言ったように条件が悪いところに行く方もいるということですよね、その逆ということは。だから、私は今のようなそういうのは、山田式とかどうかではなく、そういう答弁はいかなものかとは思いますが、条件がいいとか悪いでなく、皆さん被災に遭いたくて遭ったわけではなく、やむなく高台に行くので、いろんな同僚議員の擁壁の1メートルもそうだし、皆さん急いでいるので、やはりそういうところは条件がいいから悪いからではなく、それは町の決断として、そんなに差が例えば1万円以上開くという地区はそんなにないと思うので、そういう人たちには率先して2分の1とか3分の1を助成してあげますよとか、そういうので一日も早く住宅再建の話に進めるようなことは考えないということでもいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

済みません、ちょっと私の答弁が悪かったのかもしれませんが、条件がいいとか悪いとかというのはわかりやすいことということで表現をしたのですが、そうではなくてやはり土地の評価というのはありますので、土地の評価の差によってそういうふうな場合は出てくるだろうということでございます。

先ほど制度化の話をさせていただきましたけれども、防災集団移転事業というのは利子補給とか、あとそれからいろんな制度において跡地が買ってもらえるということもありまして、防災集団移転が一番制度的にはいい制度だというふうに思っています。そのため町としても当初は全地区で防災集団移転ができないかということで検討を始めたのですけれども、ところが津波シミュレーションとかの関係で全地区防災集団移転というわけにはまいらないということになりまして、そのためいろんなバランス感も考えて、土地区画整理事業とか漁業集落の防災機能強化事業などを組み合わせて、いろいろ各地区で事業をやってきたところでもあります。その中でも土地区画整理事業とか漁集事業の方々からは、防災事業と差があると、それをどうやって埋めていくのだというご指摘もいろいろされてまいりました。そのためにその差を埋めるべく、町単独としても利子補給の町単独の制度をつくるとか、町単独で支援金の増額を図るとかという制度をやってきたところでもあります。そういうところも考え合わせて、やはりバランスというのは非常に重要だというふうに認識をしておりますので、防災集団移転にのみ特化した支援制度というところはなかなか困難であろうというのが現段階での認識であります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、これについては次回以降も議論していきたいと思います。時間がないので、次に進みます。

交通網の整備ですが、これについては今後も要望してまいるということですが、やはりこれは要望して実現しないといけないので、重茂半島線が完成するとき、または町道の新開地線が完成するとき、町道の新開地線だって2メートルの歩道で国道にタッチしてくるわけです。そういう場合、国道にタッチするまでの中に歩道2メートルがあって、何で一番車が走っている国道にないのだということを地元住民からはさすがに言われますので、これについての要望だけではなく、いつまでに完成するように要望するのかをお答えください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

歩道の設置については、以前から三陸国道には繰り返し要望しているところでございます。今回県道重茂半島線が45号線にタッチするというので、ここの部分については三国についても強く要望しているところでございます。三国としましても、県道が国道にアクセスされるということから、歩道設置の重要性は認識しているということは、考え方は示してもらっております。引き続き開通にあわせて早急に整備されるように、三国に対しては要望を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。これについても、今後も議論していきたいと思っています。

5点目の住環境の整備、これにつきましては、私は旧山田病院と言ったのが正しいのかどうかわかりませんが、言う人は元山田病院と言うそうですが、旧山田病院は柳沢のことでとされますので、そうかなと思ったのですが、現在旧山田病院は該当しないということになるのですが、であれば現在旧山田病院を貸している、使用している業者の契約はいつまでになっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

旧山田病院の貸し付けの契約についてでございますけれども、現在のところ1年更新という形をとらせていただいておりますので、今直近ですと本年の9月末までということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それと一緒に聞けばよかったのですが、使用料は幾らになっていますか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

旧山田病院事務所等でお使いになる場合の利用料でございます。こちらにつきましては、それぞれの事業所の面積、それらによって変わります。現在のところ月額では、安いところで4,000円程度、高いところで9万円を超すといった内容になってございます。

なお、実際にお使いになる電気料、これについては実費負担を頂戴しております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

時間がないので、次に6番目の土地利用についてですが、特に聞きたいのは田の浜地区の土地利用、これを見ると官地面積が70で、民地が40と、買収が余り進んでいないということのように思われるのですが、この売らない方々はどのような理由で売らないということなのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

船越・田の浜地区の民地面積が少ない理由としては、船越・田の浜地区には船越公園がございます、その公園の部分の面積が広いために官地の面積が大きく出ているということでございます。土地の買い取りができる部分は住宅地が基本になりますので、農地もしくは雑種地等の土地に関しては買い取りができない土地になります。田の浜地区については、おおむね住宅地ということで、買い取りはおおむね進んでいるところですが、漁業者の方が漁業用の倉庫として活用したいというような話がございます、土地はそのまま残しておきたいという方がございますので、その部分については買い取りはしていないという状況はございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

買い取りはしていないというのではなく、町長の答弁で土地交換による土地集約を進めるとあるのだよね。だから、買い取りしないで、田の浜地区だって官地と民地、虫食い状態になっているのを集約する考えはないのかということなのです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

土地交換を進めていく場合は、田の浜地区で計画しております津波防災緑地公園があります。その部分に係る地権者の方については、代替地を欲しいという部分がありますので、土地交換で事業用の用地として交換をしていくということも考えておりますし、防潮堤側の下のほうに土地を持っている方でももう少し上のほうに土地を持っていきたいという方もございますので、その方についても土地交換でいろいろ考えていきたいというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、そういう土地交換で集約するというのはわかるのですが、では次に田の浜地区の全体像が見えないので、そもそも田の浜地区の防潮堤はどういう方式でつくることになったのですか。私たちが知っている堤体式から、今場所も変わっているので全体像が全然見えないのですが、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

内容はわかりましたが、執行部でも答弁できますか、大丈夫ですか。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

防潮堤の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり何回か変わっておりまして、傾斜堤で計画をしておりましたが、タブノキ、県の

指定になっておりますけれども、この関係で頓挫した経緯がございます。現在検討、設計を進めている防潮堤は、被災前の防潮堤の位置となります。あの位置で高さを確保して津波に備えるという設計に変わっておりまして、現在詳細設計を組んで乗り越し道路、陸閘等の位置を検討しているようでございます。

議員おっしゃるとおり、なかなか防潮堤が決まらなるとまちづくりにも影響してまいりますので、常々早く設計をして住民説明をするようにということで求めてきている経過がございます。この間も聞いたところ、3月、4月ごろには住民説明ができるであろうというお話でありましたので、もう少し時間をいただければと思います。具体的な内容については、まだ私どもも示されてはおりません。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ありがとうございました。であれば確認したいのですが、直立堤ではないですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

済みません、追加でお答えします。

直立堤、震災前の防潮堤のような形で、あの場所に直立堤で建築するということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、田の浜のまちづくりのために直立堤であれば陸閘とか、それに伴う町道の社会資本の整備も当然拡充しなければならないと、そういう計画で理解しておいてよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

陸閘については、基本的には県は1カ所というのが基本です。乗り越し道路については、町道との関係がありますので、その辺を検討していると思っておりますが、山田町とすれば可能な限り乗り越し道路も検討してほしいという要望を出しておりますので、先ほど申し上げたとおり、その提示がまだなされていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

はい、わかりました。防潮堤や何かの提示がなされないで、その前に公園だけつくるといというのはないのしょうから、それは理解しました。

次に、上下水道の整備についてですが、これについては、受益者負担金は徴収しない方向に変更したというのは、町長の重大なお考えで、これは敬意を表することだと思います。

そこで、改めて聞きますが、山田地区全体というか、山田、織笠ですか、今計画しているところ、本来受益者負担金を徴収するとなれば幾らになるのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

申しわけございません。資料を持ってきておりませんので、回答できませんので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今のはおかしいと思うのです。そもそも負担金を徴収しない、このくらいの受益者負担金ですけれども、震災前はそうすることにしましたが、震災後は住宅再建を軽減するためにしませんよと担当課が町長に進言してこういう答弁が出ているのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

11番、今資料がないということですので、別な角度から質問願います。11番。

○11番菊地光明議員

であれば、山田地区の全体事業費は幾らでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

全体事業費を把握しておりませんが、大体全体的に60億ぐらいになるというふうに理解しています。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。60億には処理場も入っているということで理解してよろしいのですよね。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

そのとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私も過去に携わった経緯から、その当時の下水道の担当課は大体事業費の5%を受益者負担金として平均5%ということで、60億でやれば3億円ですね、5%とすれば、3億円も取らないと、町長の大決断だと思います。これは、今後の下水道整備をするに当たって最重要だと思うし、敬意を表します。であれば、受益者負担金を取らないというのであれば、そこでお伺いしますが、大沢組合、大浦組合、船越湾組合、三陸やまだ組合と船越湾漁業協同組合の分の受益者負担金の返還手続は進んでいるのですか。

○議長（昆 暉雄）

11番議員に申し上げます。恐らく資料がないと思いますので、予算委員会のほうで質問していただければよろしいと思うのですが、ぜひ今回質問したいのであれば暫時休憩をして資料をとらせませんが。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

議員ご承知のとおり、当初やったときには住民の負担を漁協がかかわって負担をすると、それを寄附金という形で町のほうに納めたいという話で進んできております。その後いろいろ漁協の経営が悪化して、途中でそれも中断して、被災もあったわけですが、現在に至っておるわけです。既に寄附していただいたものについては、事業費に宛てがっている部分もありますし、若干残っている部分もあることは事実ですが、これももう既に使うということで予定を組んでおります。したがって、寄附されたものをさかのぼって返還するということは考えておりません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

さかのぼって返還するという考えはないということは、受益者負担金を取るということでしょう。そういう理解ではないのですか。今町長は取らないと言っているのですよ。町長が取らないというのを事務方が取るという話はおかしいのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

先ほどもご説明いたしましたが、住民負担分を漁協が寄附するという形で寄附をしていただいたものです。ここはきちっと理解していただきたいのですが、その後この東日本大震災を受けて、被災者が多数の中で下水道事業を進めるに当たって、いろんな被災者支援をしている状況の中で負担金を取

るのは非常に被災者にとって厳しいことだということで、過般全員協議会でこのことを説明して理解を得た経緯があります。そのことで今後は、言いかえればこれからの事業については、町長の勇断、決断で受益者負担金はいただかないということで全員協議会に説明した経緯がございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、そもそも寄附という言葉は私にとっては、そもそもそれは税法上の問題で寄附扱いにしてということだったのでそうしたのですが、そもそもその当時は一般財政寄附でもらっているのであって、そうであればわざわざ大浦基金、大沢基金、船越基金という基金に積み立てる必要もなかったのではないかと思います。それはさておいて、であれば取らないというのであれば、今後船越湾漁協、三陸やまだ漁協からの下水道に関する寄附はいただかないということによろしいですね。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

寄附のことでお約束いただいた、まだいただいていない部分がありますが、そのことについてはいただかないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、もう今後もらわないということで理解しました。

次に、農林漁業振興はわかりましたが、商工業の振興についてですけれども、これについて参加、出店業者等業種についてお知らせをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

中心市街地エリアだと思いますけれども、共同店舗はご承知のとおりびはんが移転をしまいいります。そこにテナントが入るということで、ゲームセンターとか不動産屋さんとか化粧品ですか、それから飲食等も別棟で整備をされまして、そこには飲食業さんが入ると。うみねこ商店街につきましても飲食店が入るし、洋品店、書店、保険屋、自転車、美容院、文具等が入る予定でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今のところには、そうすると銀行などは入る計画はないということによろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

今申し上げた駅前を中心エリアについては、共同店舗、駐車場、うみねこ商店街が入ります。その反対側といいますか、北側については業務エリアということで銀行さん等が入りますし、駅前のほうには郵便局、それから一般商店が入る予定でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。そして、先ほども言ったのですが、銀行さんたちが入れば元山田病院は抜けると。そうした場合の山田病院は、過去に凍結した事業があるはずですが、それは復活するのかと。凍結しているのですから、そう理解していいのですよね。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいまご質問にございましたとおり震災前、旧山田病院と言えいいのか、元山田病院と言えいいのかでございますが、あちらの建物について利活用の検討をした経緯は議員十分ご承知かと思えます。その時点では旧館の部分を取り壊し、新館部分を図書館兼郷土資料室、その中に鈴木善幸文庫なども取り入れたいという計画を進めたことはございます。ただ、このように町の様子が大きくさま変わりいたしました。あの時点では、それなりに公共的な空地も必要だねというお話もございました。それらを考慮した上での検討結果でございましたが、ごらんいただいたとおりの山田の町並みの変化がございます。したがって、今後その利用については、一度そういう形では検討結果を出したわけでございますが、再度検討のし直しは必要かなというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ということは、震災を受けたとき、凍結という言葉で我々は、凍結するということだったのですが、あれは凍結ではなかったのですね。凍結でないと解凍もできないので、凍結ではないということで理解していいのですね。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

凍結ということは、いろいろなご解釈があろうかと思います。さきにも一般質問の中で凍結とは何だというご質問を頂戴したこともございます。形とすれば、凍結の中には再検討も含まれるというふうに私は理解をしてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、再検討の中には取り壊すことも検討の位置にあるということで理解してよろしいでしょうか。あのときは、古いほうだけ壊すという話だったのですが、全てを壊すというのも検討の中には入っておりますか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

質問項目がもっと前だったわけですが、今議論になって大変私もびっくりしておりますけれども、一からの検討が必要だろうというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。次に、観光の振興についてですが、道の駅やまだを拡張して頑張っている加工業者のブースをつくったらどうかと、考えはないということなのですが、やっぱり町で頑張っている加工業者さんたちの販路を拡大するのは、商社も大事ですけれども、地元にとって、地元で消費してもらうということも大事なので、それらについて本当に考えられないのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

道の駅の管理運営につきましては、協同組合さんのほうが行っております。あそこの販売については、組合員の方々が出店して販売している部分、あと員外の方が利用して手数料を払って販売している部分がございます。ですから、議員おっしゃるとおり限られた規模の中での販売になりますので、その中でどのように工夫して販売していくかというのが協同組合さんとの相談事になろうかと思えます。施設そのものが手狭というのは、こちらのほうも認識しておりますが、当然組合のほうもそういう認識を持っていると思いますが、正式な町に対する要望等もございませんので、今現状とすれば、町とすれば今の形で進みたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、それはまた議論したいと思います。

次に、荒神からラジオ局までの設計業務を発注しておりますということですが、整備方法について検討してまいりますというのは、これいつごろまでに検討する予定でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

まず、荒神から旧タブの木荘までの間、この必要性については他の議員からもご指摘をいただきまして検討を進めてきたという経緯がございます。具体的に予算を確保して概略設計に今入っているというのが現状でございます。幾らかかるかというのはまだわかりませんので、まずそれが第一になろうと。

もう一つ、金浜線、田の浜から海岸を通って荒神に行く道路、あれも結構古い道路でございますので、補修等が必要という要望もいただいておりますので、両方を兼ねて検討する必要があるという認識に立っておりますので。金浜線は、28年度で調査設計の予算組んでおりますので、その結果も踏まえて2線をどう整備していくかを時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、これも引き続き議論していきたいと思いますが、今金浜線という話も出たのですが、私たちが小さいころは金浜線はなくて、下川から山を越えたのです。ここに観光振興というのが出てくるのです。やはり観光振興を図る上では、下川から越えていく、そして私が言っている荒神からNHKまで行く途中に出るのです。あれは何で立派な道路があったかというのは、あそこは北畠氏の居城だったためにあるのです。であれば、その両方面を考えるのであれば、金浜線も大事だけれども、その道路も大事だし、それに伴ってあそこの北畠の文化遺産をこの際発掘したらどうですか、船越半島の観光遺産のためにも。どうですか。

○議長（昆 暉雄）

答弁できますか。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

文化財の発掘については別にしたいと思いますが、実は3ルート、今の荒神から旧タブの木荘、金浜線、それから議員おっしゃるとおり昔の山道です。あそこも図上では検討しました。あそこが一番金がかかる、かなり。なので、現時点では無理という判断をしております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、これについてもまたしたい、時間がないので。やはり整備ではなく、人間が昔歩いた道路なので、歩けるようにしておいてほしいなと思います。

時間がないので、ふれあいセンターについてお伺いします。これについては、開館時間が9時から19時までですが、町立図書館設置条例等の改正も踏まえ検討してまいりますとあるのですが、ということはこれは教育委員会を束ねる委員長に聞きたいのですが、町立図書館設置条例と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

新しく施設ができて、その中に図書館機能が移転されるわけですが、現在その設置場所については御蔵山のところに住所はありますので、新たな施設のほうに、位置については改正したいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、わかりました。であれば、あそこ（仮称）山田町ふれあいセンターだそうですが、7月の開設ですから、その前に設置条例が出ると思うのです。そのときは、山田町図書館設置条例として提案があるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

その部分については、今後検討して、そういう形で進めたいなと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。いつまでも御蔵山が図書館では困るので、図書館設置条例になるのを期待しております。

あとコミセンは、ほぼもとに戻るとのことですが、これについては戻ったらすぐもとの状態になるように補修する計画でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

とりあえずは図書館を移転しまして、それでどういう形になるかあれですが、悪い部分があれば直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

特に図書館施設は、図書の棚が壊れないようにみんなビスどめになっていますので、あそこはそもそもお母さんと子供さんと遊ぶ遊戯室なはずでしたので、子供さんたちを遊ばせるためにも早急にそれを直していただきたいし、それ以外について時間が来たので、また次の機会にお願いします。

終わります。

○議長（昆 暉雄）

11番菊地光明君の質問は終わりました。

7番尾形英明君の質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

7番、新生会の尾形英明です。平成28年第1回定例会で質問が許されましたので、通告書のとおり質問いたします。

東日本大震災から間もなく5年の歳月がたとうとしております。その中で、担当職員や他県からの派遣職員と多くの業者の努力により高台団地や町並みの復旧も目に見えてまいりました。本当にご苦労さまです。心より感謝申し上げます。

さて、平成28年度の一般会計当初予算案が示されました。予算総額の約8割が復興対応の事業のようです。災害を受けていない地区にも平等に配分した予算の執行をお願い申し上げます。

では質問に入りますが、3月議会の質問は予算に関係するものですので、私の政策に掲げている問題が多くあります。今回も当局のすばらしい答弁をご期待申し上げます。

1問目として、農業委員会法改正に伴う改革が必要になりました。そこで、お伺いします。これまでの組織と改定後との違いについてと、次の3点をお尋ねします。

1点目として、委員の定数の算定根拠と選出方法は。

2点目として、農業委員と農地利用最適化推進委員の具体的業務内容は。

3点目として、法改正の利点と今後考えられる問題点については。以上についてお伺いします。

2問目は、町長施政方針についてお伺いします。まず1点目は、山田町復興計画のうち山田駅前中心市街地エリアのまちなか再生計画に基づき、関係団体と協働し共同店舗棟、うみねこ商店街、交流施設のオープンに向けて取り組むと言っておりますが、関係団体とは。また、オープンはいつごろを

考えているのかお伺いします。

2点目として、交通網についてお伺いします。1問目は、一般県道宮古山田線は、三陸沿岸道路の（仮称）山田北インターへのアクセス道路として、豊間根、羽々の下地区から石峠地区までのルートで整備が進められるが、県道整備と並行して町道等のアクセス道路の整備は考えていないのかお伺いします。

2問目は、三陸鉄道移管後の鉄路の利用促進に力を入れると言っておりますが、具体的にどのような取り組みを考えているのかお答えください。

3点目は、適正な土地利用についてお伺いします。国土調査について事業の促進を図り、28年度は石峠地区の調査を継続すると言っておりますが、1地区だけの調査では進捗は図れないと思うが、そこでお伺いします。27年度の石峠地区の実施率は何%で、残りは何%なのか。そして、豊間根第1地割には手がつかないのかお伺いします。

4点目は、農林業の振興についてですが、農村地域復興再生基盤総合整備事業の豊間根工区は28年度完成を目指していると言いますが、今まで大変ご苦労さまでした。その中で、当初計画に上がっていた荒川地区はどうなっているのかお答えください。

5点目は、商工業の振興についてお伺いします。工場などの新增設に対する用地提供に努めると言っているが、どのような形で提供するのかお伺いします。

6点目は、消防防災対策についてお伺いします。1問目は、豊間根地区の排水路整備工事の堂ヶ鼻地区の実施場所はどこになるのかお伺いします。

2問目は、住宅用火災警報器の普及促進を継続と言っておりますが、設置は平成18年から新築の住宅には設置が義務づけられ、既存の住宅も平成18年から平成23年までの間に設置が義務づけられていると思っていたが、そこで現在の普及率はどのくらいなのかお伺いします。

次は、山田町教育行政に関する所信についてお伺いします。1問目は、学校教育の充実の中の学力の向上についてお伺いします。わかる授業の確立を求められる中で、町の学力検査を生かしてとうたっているが、町独自の学力検査を実施するのかということなのですが、お伺いします。

2問目は、いじめ対策についてお伺いします。いじめ防止基本方針について随時見直しを行うと言っているが、この基本方針の内容は。なぜ随時見直しが必要なのかお伺いします。

3問目は、学校施設の維持、修繕についてですが、学校施設の管理により、児童生徒が安全に安心して教育を受けられることが学校教育の充実につながるのかお伺いします。

以上、壇上からの質問は終わりますが、再質問は自席より行わせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

まず最初に、尾形議員のほうから、間もなく5年になるわけですが、その間に対する職員への感謝、

ねぎらいの気持ちを表明していただきました。大変ありがとうございます。それでは、尾形議員の質問に答えさせていただきたいと、そう思っております。

1点目の農業委員会法改正についてお答えします。農業委員の定数の算定根拠については、農業者の数と農地面積に応じて委員の上限が政令で示されております。その上で、町としての定数はこれまでも国が示す上限の半数としていたことから、今回も半数とし、委員の定数を7人としたものです。選出方法については、これまで選挙委員と選任委員で構成されていましたが、今回の法改正により市町村長が議会の同意を得て任命することとなりました。農業委員の具体的な業務内容は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可権限、県知事宛てに提出される農地転用許可申請についての意見具申等の業務に加えて、新たに農地等の利用の最適化の推進が加わりました。

また、農地利用最適化推進委員の業務内容は、農業委員と密接に連携しながら担い手への農地利用の集積、集約化や耕作放棄地の発生防止、解消等、みずからの担当区域における現場活動を行うものです。法改正の利点については、法改正の趣旨のとおり農地等の利用の最適化が推進されるものと考えております。また、新たな制度による体制を速やかに整えることが課題と考えております。

施政方針1点目の中心市街地エリアのオープンに向けての取り組みについてお答えします。拠点エリアのオープンは、商工会や出店する共同店舗棟建設運営会社うみねこ商店街と連携を図って進めてまいります。オープンは、共同店舗棟と戸建て店舗商店街の一部、大型駐車場交流施設が本年9月を予定しております。

2点目の交通網についてお答えします。1つ目の一般県道宮古山田線から町道等へのアクセス道路の整備については、町道白山・石峠線や町営桜野団地前の公衆用道路に接続することで県と調整を図っているところです。

なお、県道宮古山田線のアクセス道路に接続する新たな道路整備を行う考えは、現時点ではありません。

2つ目の鉄道利用促進の取り組みについてですが、被災前のJR運行時には山田町民号の運行などの利用促進活動を行ってきました。今後三陸鉄道による上下分離方式の運行となれば、その損益は町に影響を及ぼすことになりますので、みずからが運営する鉄道であるとの認識のもと、積極的に利用促進に取り組んでいく必要があります。具体的には三鉄、県及び関係市町村が構成員である三陸鉄道強化促進協議会と協働した各種イベントの開催、利用者補助事業、誘客支援事業などに取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の適正な土地利用についてお答えします。石峠地区の国土調査については、平成27年度より事業着手し、面積換算で70.3%について実施しており、未着手は29.7%となっております。28年度においては、石峠の未着手部分と豊間根第1地割の一部等を予定しております。

4点目の農林業の振興についてお答えします。荒川工区については、現時点で事業着手できておりませんが、山田町土地改良区が改めて地区説明会を開催するなど、合意形成に向けて取り組んでおり

ます。ついては、本町としても事業着手できるよう、県や土地改良区と連携を図ってまいります。

5点目の工場用地提供についてお答えします。工場用地の提供については、企業誘致の交渉が具体化していく中で、企業が求めるアクセスや地盤、地形、面積、地権者などの条件を考慮して候補地を選定し、進めたいと考えております。

6点目の消防防災対策についてお答えします。1つ目の豊間根地区排水路整備における堂ヶ鼻地区の実施場所については、上流部の豊間根中学校周辺から流末部の国道45号豊間根橋付近までとなります。主な排水経路は、豊間根中学校から豊間根支所、豊間根郵便局、第12分団屯所付近を経由して荒川川に排水する計画となっております。

2つ目の住宅用火災報知機の設置率についてですが、平成27年6月1日現在、本町は83%、宮古広域75%、岩手県86%、全国81%となっております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

教育所信 1点目の学校教育の充実についてお答えします。

町独自の学力検査は以前から行っており、小学2年生から6年生までの国語と算数の2教科、中学2年生の国語、数学、英語の3教科について実施し、学習内容の定着度や指導法改善のための資料としております。

2点目のいじめ対策についてお答えします。いじめ防止基本方針は、全小中学校で策定され、各校でいじめの防止に取り組んでおります。方針の構成は、いじめ防止の取り組み、発生時の対応、重大事態への対応などになっており、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることを目的としています。また、随時見直しを行うことによって、より学校の実態に沿ったものとして活用できるよう対応しております。

3点目の学校施設の維持、修繕についてお答えします。学校施設は、児童生徒の学習の場、生活の場であることから、安全で安心な教育環境を確保することは重要であると認識しております。そのためにも施設設備の修繕や教材備品等の整備充実などを通じて学習環境の維持向上を図り、学校教育の充実につなげていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

大変ありがとうございます。まず最初に、農業委員会委員についてですけれども、この間公募が終わったと思うのですが、公募と推薦での申し込みは何人ぐらいあったのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

農業委員につきましては、定員 7 名に対して募集を行いました。みずから応募した者が 2 名、推薦があった者が 6 名の合計 8 名になっております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

ありがとうございます。その中には、推進委員のほうも関係ございますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

推進委員につきましては、農業委員会のほうで募集をしておりますが、推進委員定員 5 人に対して 5 人のみずからの応募がございました。ただ、1 地区につきまして取り下げがございましたので、それについてはまた 25 日から 1 カ月間の再募集を行っているところです。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

推進委員についてなのですが、5 人を地区に振り分けるというような中身であるのですけれども、そのような形になっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

推進委員の募集に関しましては、農業委員会のほうであらかじめ地区を定めて、それぞれの地区の定数といたしますか、人数を定める必要がございます。農業委員会の総会でそれを決定して募集を行っております。ちなみに、本町の場合は 5 地区になります。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

5 地区はわかったのですが、それに見合う人数も 5 人なののでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

人数の上限につきましては、農地 100 ヘクタールに対して 1 人という上限がございます。その中で、本町の農地面積等を考慮して 5 地区を定めたわけなのですが、具体的には荒川石峠地区、豊間根地区、

山田大沢地区、織笠地区、船越地区のそれぞれの各1人ずつ定めております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

地区に分けるのは大変よいことだと思うのですが、実質的に農業をやっている方の人数を確認しますと8割以上が大体豊間根と荒川、織笠地区になっている。織笠を含めれば9割近いのですが、あとのところには農地がないのに推進委員そのものを配属する意味というのはあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

この5地区につきましては、本町の農業を推進するためのマスタープランがこの5地区で定められております。そのマスタープランは、その地区地区ごとに農地をどうしていくの、担い手をどうしていくのというのを農家の方々と話し合って策定している計画でございます。今回推進委員は、各地区に1人ずつ配置しております。今後農地の利用集積が進めば、当然置かなくてもいい地区も出てくると思います。それらにつきましては、今後の集約の仕方次第で農業委員会の皆さんに協議していただいて、その5人の配分をまた改めて変更していくというのも考えられると思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

中身はわかっているのですが、実際そういう形をとらなければならないのかというのが私の質問なのです。実質的に認定農業者の数からいっても、ある程度その地域に限られてくる。ほかの人たちが集積する部分のあれを山田地区の担当者がやろうとしたって、中身的にわかっていないのではないかなと。それを今までそれなりに頼まれた豊間根地区、荒川地区の方のほうで、その価値観というか、利用方法というのがわかるのではないかな。だから、委員を配属するのではなく、知っている方を優先的に選考したらどうなのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

推進委員の募集状況ですが、辞退した方がいるのですが、全てその地区の中の方に募集かけていますので、その地区について精通している方と考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7 番尾形英明議員

だから、中身はわかっているのですけれども、そういう別な方法をとれないのかということを知っているのですけれども、募集した方が辞退した中身は、多分別な職業のほうとダブってしまうので、推薦もできないよということになったことによって辞退したのだと思うのですけれども、そのように豊間根地区の人間で推進委員なり農業委員になりたいのだが、区別をつける、要するに区域を決められてしまうために、せっかくあれやりたいのだけれども、豊間根からは1人か2人しか出られないのだものなというような話が聞こえてくるのです。そういうことでは、せっかくやりたいという人の希望をなくするような選考方法というのはちょっとまずいのではないですか。それを変えるような方法はあるのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

推進委員の募集につきましては、みずから希望する地区を申し出て募集しております。例えば私が豊間根出身なのですが、船越地区を希望すると、そういう形の応募もできます。ですから、その方の出身の地区以外は応募できないよという形にはなっておりません。どの地区に対しても応募できる形になっておりますので、その結果が5地区に対して5名の応募があったということになります。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

ということは、その地域でなくても応募すればなれるということなのですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

そのように要綱等を定めておりますし、そのように公告しております。その部分がもし理解が不十分であったとすれば、こちらのほうのPRの仕方がうまくなかったのかなと思います。今後の3年後の募集の際は、そこら辺を参考にしていきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

ということは、要するに豊間根の人でも山田の推進委員になれるということでもいいわけですね。そういう配分の中で、この5人がなっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

こちらのほうも公募、募集、応募する際はどの地区というのも示しておりましたし、応募した方も結果としてみずからの地区の部分希望するという形になっております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

山田が1人、豊間根が2人というような、荒川含めて2人というような形になっているのでしょうけれども、何となくあとの3人については意味がないのではないかなと思うのですけれども、その辺はこれからの考え方として山田全体を見て、山田全体からやっても全部の農地を把握できるよという人たちが多いと思うのです。ですから、区域を決めないで、要するに全体的な部分で5人の中で山田を見る人、織笠見る人というような分け方のほうが最適ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

船越地区、山田、大沢地区のほうにも農地がございます。それが仮に利用集積、耕作放棄地がないよと、有効的に活用されているのだよということであれば、将来的にその地区に推進委員を置かないこともできると思います。ただ、国のほうとすれば推進委員を募集する際は、その市町村の中に区域を定めなさいと。区域を定めて、それぞれ人数を定めなさいという形で募集しております。今回の場合は、山田はそれは農業の振興の基本となっているマスタープランをもとにしたものです。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

中身的にはわかるのですが、要するに法律的な部分というのは全体が農家、要するに内陸の法律だと思うのです。山田みたいなのは特殊だと思うので、海区の選挙と同じで、要するに農業をやっている人が海区にも行けるのだけれども、誰も推薦もしないし、誰も希望もしない、それと同じだと思うのです。農業をやっている人たちなどが先頭になってやれるような形をとれば、豊間根にしたって大沢の農地がどのくらいあるか、どういう形であるかというのはみんな知っているわけですよ、今までも頼まれてやっている部分ですから。だから、そういう人たちを先頭にして、大沢はこうやったほうがいいのだよ、織笠はこうだ、船越はこうなのだというような話し合いができるメンバーにしたほうがもっと進むのではないのでしょうか。そういうことを考えていただければと思いますので、町長の選考の中で、その辺を考慮した形の中で選考していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きますが、町長方針の中の交通網の関連ですけれども、災害公営住宅の……ちょっとお待ちください。中心市街地エリアの関係なのですけれども、共同して運営をする、関係団体と共同してということになっているのですけれども、どういうメンバーでということを知っているのですけれども、共同店舗棟建設運営会社ということなのですから、その会社の中身についてちょっと。

○議長（昆 暉雄）

執行部、答弁求めます。検討中ですか。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

共同店舗会社の概要でございますが、平成26年8月に設立し、資本金250万円、出資者は商工会、山田町商業事業協同組合、新生やまだ商店街協同組合、株式会社尾半ホールディングスと株主となっております。事業内容は、共同店舗棟の建設、それから建設後の不動産管理等になってございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

それで、今回の建設に当たっての中身的に、要するに入札から何から全てこの会社のほうでやるわけなのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり事業実施主体は、この会社でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

その中で、要するに町のほうで関与できる部分というのは、どの辺まで持っているのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

この共同店舗を建設するに当たって補助金を取得し、あとは融資、自己資金等で賄うということでございましたけれども、その補助金というのは国の補助金でありまして、国から直接受けているところでございます。したがって、町の予算は経由しておりませんので、そういった意味では監督権限はないというふうに認識しております。ただ、一方では計画づくり等々にも参加してまいりましたので、一般的な指導はしてきたつもりでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

ということは、入札の行為だとか、そういうのには口は出せないということと理解してよろしいですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

直接的な口を出すといいますか、立会をして云々ということではできかねます。基本的なルールとして補助金を出している中小企業庁、その補助金の事務局であるみずほ総研、前提として補助金交付規程なるものがございましたので、事業実施主体はそれに基づいて事業を執行しているというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

いろんな話が聞こえてきていますので、その辺を十分注意しながら執行していただきたいと思えますし、オープンに向けて頑張っていただきたいと思えます。

次に行きます。次は、全部飛んで、交通網に関してなのですが、今現在三陸沿岸道路の山田北インターあたりの工事を進めながら県道宮古山田線については、石峠のところの鉄道の跨線橋の脚をつくっている最中なのですが、それをつくるために現在田んぼの中を作業道という形で道路が通っているのですが、これもいろんな問題があると思うのですが、現在の作業道を利用した形の中で、今建っている公営住宅、県の災害公営住宅の脇から道路をつけるような、そして現在の作業道につながるような形の道路を町道認定したような形の中で作業ができないものか、その辺を伺います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現在作業道として使われております農道部分についてなのですが、住宅が張りついて一般的な道路として使われているようであれば、道路として認定はできるのですが、実際周りは全て農地でありまして、道路整備をして町道認定するというのは難しいかなというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

難しいのは百も承知なのですが、そういう形をとるような計画を立てながら動かないかとい

う話ですので、どう思いますか。今全然考えていないという返答なのですけれども、少し考えたらいいのではないかと。どっちが先かわからないのですけれども、農地転用するのがだめなような形の中で動いているのか、農地転用をやむなくするような場所と思いながらそういう整備をするのかということなのですけれども、全然考えていないということになると、本当にあの辺の関係を一つも考えていないような、県任せ、国任せというような感じにいると思うのですが、町で全然動くような体制をとらないのですか。何回も私はこれで質問しているのですけれども、アクセス的な部分も含めて検討しなければならないのではないかと、今後の考え方も含めて誘致企業だとかそういうのも、もしかしてそういう道路があれば来るのではないかなという形も見受けられますので、その辺を考えてやるような考えはないでしょうか、町長。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

私もこの県道宮古山田線のアクセス道路ということですか、これについては詳しくアクセス等を承知はしていませんが、議員が常々おっしゃっているわけで、その中においてB/Cとか利活用という点がどのようなものであるかというところを少し勉強させていただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

勉強していただいて、ぜひそのような計画が立てられると期待しておりますので、よろしくお願いします。

それに含めて、あの辺のアクセス道路も含めてなのですけれども、国のルート、県のルート、それに対して町に対する影響、要するにガードができたり、あそこの石峠だけでもあと2つぐらいいろんなことができるし、これから4 番議員が言うように白山のああいうの、要するに集会施設を潰してまでもいろんな道路ができてきますので、だからそれを考えた形の中で、全体計画の中で、こういう道路が必要だ、今の町営住宅から真っすぐの道路も必要だ、公営住宅からの道路も必要だというような考えを常に持っていただきたいと思います。だから、全体計画を見直すような形で、利用価値があるような土地にしてほしいし、地主が農業を続けなければならないと思っているのだったらそれは仕方がないかもしれませんが、考えを示せば同意するような形にもなるのではないかなと思うのです。考えも何もないで黙っていれば何も進展しないので、よろしくお願いします。

あと国調についてなのですけれども、適正な土地利用についてなのですけれども、本当に70.3%までいっていましたか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

担当者から聞いておりますので、間違いございません。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そうすると、未着手部分29.7%を継続してやるよと。当初の施政方針の中では、これだけしかうたっていないのですよね。29.7%といったらば、実際1カ月でできるのです。それなりの準備があると思うのですが、実際やると1カ月でできます。そういうのを1年かけてやるような計画の中、仕事は何しているのですか。一番国調は全国で、岩手県でも進捗率がワーストワンですよ。この間行ったら、宮古が川井と合併したから宮古は落ちたという、それは確かですが、本当にワーストワンで、これは8次計画時点で100%やるためには何年かかりますという計画を立てているのです。これは通達があるのですよね、国からの通達があったのです。それさえも山田町は同意していない、街区調査も反対してやらなかった、だから今みたいに町の中がああやって進まないわけです。常に先行してやれる部分を山田町は断り続けてきているのではないですか。だから、仕事のやる気がないのではないかなと思うのですが、その辺。

○議長（昆 暉雄）

農林課長に申し上げます。真面目な答弁をしてください。今いろんなもの言われたでしょうから。答弁を求めます。

○農林課長（古舘 隆）

議員も国土調査については、詳細についてご理解していると思います。確かにこのパーセンテージ、金額からすれば、現地調査そのものは1カ月で終わる可能性はございます。ただ、当然現地調査するための前処理、いろんな事務、終わった後のいろんな事務、確かに測量は委託業者さんのほうに発注かける部分もございますが、さまざまな工程を踏んで、最終的に国交省さんのほうに認証をいただくわけです。単純に現場が終われば国調終わるというものでもございません。今までの経緯もそれぞれの職員体制、あとは地域の面積、筆数、地形、それらを踏まえてそれぞれの担当はこの規模でやっていきましょうという判断のもとにやってきたものだと思います。決して不真面目でやっているものではございません。担当者、あるいは担当課、町としても早く地籍調査終わりたいと考えております。ただ、地籍調査のやり方そのものもさまざまあります。一つ一つ測量する部分もありますし、航空写真で判断する部分もございます。ただ、最終的には税務課のほうに行って土地の面積、税金にかかわってくるものですので、正確に行う必要がございますので、そこは慎重に行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

この答えの中に1割にも手がつくというような話なのですからけれども、それもそう。実際去年は70%終わっているよと。それで、去年は多分船越のほうもあったのでなかったですか。それで、そのぐらい事業ができて、今回の示している作業内容は29%だけなのです。そんなのだからだめだと言っているのであって、だからワーストワンを心に思って、できるだけ早く終わるような対策を講じるような事業の内容にしてほしいのですけれども、それは町長が立候補するときも国調は大変大切だという話の中で掲げてきているようでしたので、今後の見通しを町長、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

私が町長に就任したときの山田町の国土調査の割合は、たしか三十二、三%で、そのことが境という部分、境界という部分の中で難渋したということは、非常にそのように思っております。そういう点からも国土調査は必要でございます。しかし、今の段階において、震災前に終わっていれば、これは非常に大きな効果があったわけでございますが、今ここに来て区画整理事業も大分進んできましたので、そのほかの煩雑な復興事業にも手をとられるということでございますので、ひとつそのことで理解をいただきたいと、そう思っております。震災前であれば、これは本当にやっていけば大きな進捗につながった部分はこれは否めないと思う、それだけに国土調査というものは必要なものである。震災後に重要度というものは、違う手法で境を決めておりますので、かといって簡単な仕事ではなし、重要な仕事でございますので、ひとつしっかりと進めていきたいと、そう思っております。ただし、復興事業との兼ね合いという中において総合的に、先ほど前半に議員がおっしゃったように3.11、もう5年でございます。多くの事業が錯綜している中での事業でございますので、その辺もご理解はいただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

よろしくお願いします。冒頭で言ったように、予算の8割が災害に関係したものです。残りの2割をこういう形の中で被災を受けていない土地にも十分事業が行き渡るような形をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、農林業についてなのですからけれども、荒川地区について説明が始まったということなのですが、事業の最終リミットまでには間に合うような形でありますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

荒川地区、議員ご承知のとおり着手できていない状況でございます。復興交付金を活用してのタイムリミットというのが、大きな山場というのが今年度、27から28の前半になろうかと思います。その中で改良区さんのほうで、改めてもう一度地権者の方々に説明をして事業進捗に努めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

本当に今がチャンスだと思うので、復興交付金を使えるというのは地主さんたちにとっても本当はいいことなのだけれども、ただ理解されていない部分がありますので、それを理解されるような説明をしながら頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あとは、火災報知機についてなのですけれども、その前に豊間根の島田の道路については私も地主の一人なので内容的にはわかったのですけれども、豊間根の中学校から八千代を通して、あそこは今支所がある部分もその流域に入ると思うのですけれども、あそこはそれだけでなく、この間私が言ったようにトロッコの跡地、あそこも、あの辺から来る水も結構ありますので、あの辺も考慮した形の中の計画を立てていただきまして、それで全体的に、昔の営林署は役場が動くのであればオーケーという話をしていましたので、よろしくお願いします。

時間がなくなりましたので、以上で終わります。返答だけ。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

北工区に関しては、尾形議員が非常にナイーブ、デリケートな部分もご理解ということでございますので、議員活動の一環として、また執行部とは別にこの進捗にお力を、お知恵を拝借できればと、そういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

7番尾形英明君の質問は終わりました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

その前に、農林課長より答弁の訂正をしたい旨申し出がございまして、許可いたします。農林課

長。

○農林課長（古舘 隆）

貴重な時間を大変申しわけございません。午前中、7番の尾形議員の農業委員の募集状況について一部誤りがありましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

午前中は、推薦が6、みずから応募した者が2、計8というふうには回答しておりましたが、推薦が4、みずから応募した者が4、計8の誤りでした。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

一般質問を行います。

3番佐藤克典君の質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

3番、政和会の佐藤克典です。まずもって2月16日の施政方針演説において、一日も早く震災からの復興の完了を目指す、この重要な時期に崇高な志を持って、来る町長選に再度出馬を決意表明した佐藤町長に対し、心より敬意を表するものであります。住みよい山田町を築くために、より一層頑張りたい、そのように思っている次第であります。

それでは、私のほうからは7点ほど質問させていただきます。1、白山コミュニティセンターの建設計画について。現在の白山コミュニティセンターは、新たな県道の用地となり、平成27年度内に解体すると聞いておりますが、その代替施設の建設計画はどのように進んでいるのか伺います。

次に、私道整備について。山田町には舗装や側溝の布設など整備が必要な生活関連道が数多くあると思われませんが、私道整備事業における整備件数は27年度を含めて過去3年間でどれくらいあったのか伺います。また、補助率は5割とのことですが、受益者負担の軽減を図るために補助率を引き上げる考えはないのか伺います。

3、子育て支援策の拡充について。さきに示された山田町総合計画（第9次長期計画）人口ビジョン（素案）によると、本町の現時点での合計特殊出生率は約1.54であり、若い世代の結婚、出産、子育てを支援する地域づくりを進めることにより、2030年までに国民希望出生率である1.8まで向上させることを目指すとされております。町では、支援策の一つとして6歳までとしていた乳幼児医療費給付事業の対象範囲を27年度から18歳までに拡大しました。このことは、子育て支援に大きく寄与しているものと思っておりますが、少子化による人口減少に歯どめをかけるには保育園保育料等の軽減など、さらなる支援策の拡充が必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

次に、町長施政方針についてであります。子育て支援について。小学校の放課後等の居場所となる放課後児童クラブを運営し、児童の健全育成と保護者が就労しやすい環境づくりを引き続き進めていくとのことですが、未設置地区への放課後児童クラブ施設の今後の建設計画について伺います。

次に、農林業の振興についてであります。本町における干しシイタケは、高い生産技術を誇り、県内でも有数の産地となっております。しかしながら、震災以降、放射性物質の汚染による出荷制限か

ら廃業を余儀なくされた生産者もあり、生産者は大幅に減少いたしました。このことを踏まえ、生産量の再生、復活を図るため、植菌に係る経費に対する助成の増額は大いに評価するものであります。しかしながら、かつての生産量に近づけるためには新たな生産者の育成、確保が不可欠だと思われます。シイタケ栽培は、初期投資に多額の資金を要することから、種駒に対する助成のみならず、被覆資材、散水施設、乾燥機等に対しても助成する制度の創設を検討してみてもいかがでしょうか。

次に、観光の振興についてであります。体験型観光プログラムを定着できるよう組織の構築を図っていくとのことですが、組織の構成員にはどのような方々を想定しているのか。また、この組織にはどのような活動を期待しているのか伺います。

最後に、消防、防災対策についてであります。豊間根地区の排水整備は長年の課題でありました。28年度に堂ヶ鼻及び島田地区の工事を着手することですが、それぞれの完成時期について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。再質問は自席において行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

冒頭私に対して佐藤議員のほうより心強いお言葉を賜ったことに感謝を申し上げたいと、そう思っております。佐藤議員のご質問に答えさせていただく次第であります。

1点目の白山コミュニティセンターについてお答えします。白山コミュニティセンター用地については、一般県道宮古山田線用地として沿岸広域振興局と契約し、建物については現在解体工事中となっております。代替施設については、地区から候補地を選定していただいておりますので、平成28年度用地買収の上、建設する予定としております。

2点目の私道整備事業についてお答えします。過去3年における整備件数は、平成26、27年度はそれぞれ1件、25年度はありませんでした。

次に、補助率についてですが、現行の50%で対応していきたいと考えており、現時点では増嵩の考えはありません。

3点目の子育て支援策の拡充についてお答えします。町では、平成27年度から乳幼児医療費給付事業の拡充のほか、特定不妊治療費助成事業や小児インフルエンザ予防接種費用助成事業を創設し、子育て支援対策の充実に努めております。保育料については、国の基準から約4割軽減を行い、子育て世帯を支援しているところであり、今後も国の制度改正などの動向を見ながら軽減策を検討してまいります。

施政方針1点目の放課後児童クラブ未設置地区への今後の建設計画についてお答えします。町内には6カ所の放課後児童クラブがあり、未設置地区の児童に対しては小学校からクラブまで公用バス等で送迎しております。放課後児童クラブの定員は240人で、2月1日現在で177人の児童が利用してい

る状況にあり、今後も公用バス等の送迎で対応が可能と考えております。

2点目の農林業の振興についてお答えします。平成28年度から予定している助成内容は、生産に直結する植菌費用に対して助成するもので、現生産者の生産、販売量を再生、復活させることを目的としています。初期投資に対する助成については、新たな生産者の育成、確保を図るための検討課題と認識しております。

3点目の体験型観光プログラムの推進体制についてお答えします。構築しようとしている組織は、町や観光協会などの関係団体、サービスを提供する主体である地域住民や事業者を構成員とする協議会を想定しております。この組織には住民、事業者自身のスキルアップや情報共有、地域資源の発掘や商品化、担い手や協力者の発掘などにより体験型観光の定着が進むことを期待しております。

4点目の消防防災対策についてお答えします。豊間根地区の排水路整備の完成時期は、島田地区が平成28年度、堂ヶ鼻地区が29年度の予定です。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

最初に、白山コミュニティセンターについてお伺いしたいと思います。

平成28年度用地買収の上、建設する予定となっておりますが、これは多分補正予算で対応するのだと思います。それはそれでありがたいのですが、この施設が県道の用地となり、解体しなければならないというのは一昨年から知っていたはずですが、なぜ28年度の当初予算に計上できなかったのか伺いたと思います。補正予算での対応となれば、早くても6月補正となります。スタートが2カ月以上おくれることとなります。敷地はまだ決まっていないようなのですが、仮に施設の予定地が農地だった場合は、農地転用という手続も必要になります。しかも、農振の用地であれば農振除外という手続も必要です。農地転用であれば1カ月程度で済みますけれども、農振除外となれば結構な時間がかかると私は認識しております。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

候補地予定地につきましては、地目につきましては原野でありまして、農地転用の心配はございません。用地買収等々の予算につきまして、当初予算に計上できなかったのは、うちのほうの精査ができなかったということで、大変申しわけなく思っております。おわび申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

まず、建設に当たっては地区の行政区長さん、あるいはその下には班長がいます。その方々と連絡

を密にさせていただきたいと思います。聞くところによると、解体の際、担当者から区長に入ったのはつい最近、しかもあしたから解体してもいいですかという話だったようです。これは、余りだと思います。施設の中には机などさまざまな備品もあるはずです。この置き場所の確保、移動の作業もあります。解体は、県道用地ですから、県のほうで事業の発注をするものと思っていますが、県からはもっと前に町に連絡があったものと推察しております。せめて2週間ぐらい前には連絡が欲しいと思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

連絡が遅くなりまして大変申しわけございません。ただおわびするだけでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

菊池生涯学習課長は、ことしの3月で定年退職になります。このことは、次の課長にはこの施設の建設について遅延なく遂行させ、地域の皆さんが使用に当たって極力支障の来すことのないよう、しっかりと引き継ぎをお願いしたいと思います。白山コミュニティセンターについては、以上で終わりたいと思います。

次に、私道整備についてです。26年、27年にそれぞれ1件、25年にはゼロ件ということで件数が少ない。これにはさまざまな要因があると思います。私は、その一つには補助率もその一因と思っています。かつては7割補助と記憶しておりますけれども、現在の補助率で、例えば受益者3件で、整備費に300万円かかったと仮定します。そうすれば、受益者の負担は50万円となります。これでは、なかなか整備事業に踏み切れないというのが現状だと思います。これが7割補助であれば、受益者負担は30万円となり、実施に前向きに検討する余地もあると思います。厳しい財政事情というのは重々承知しておりますけれども、かつての7割補助に戻すよう検討願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

私道整備事業につきましては、昭和55年から事業を実施してきたものでございます。当時の補助率は80%でございました。平成17年までが80%、18年度から段階的に引き下げていった経緯がございます。この引き下げに至った経緯というのが平成15、16年度当時、町の4大プロジェクトというのがございまして、その事業を遂行するためには当時私道整備事業だけが聖域ではないということで、段階的に引き下げられてきたものでございます。

補助率を引き上げてはという考えでございますが、町長が答弁したとおり現行の50%で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

町道に隣接している方々は、それはそれなりにいいと思うのですが、私がこうして見る限り、整備しようと思われる箇所は結構あります。町民が平等に公平に住みよい住環境を求めるのは当然の権利だと思います。それに応えるのが行政、それを促す、要望するのが我々議員の責務、使命と思っております。このことを踏まえ、よろしく検討をお願いしたいと思っております。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのとおりであるとは思いますが、そのために私道整備事業補助ということで50%を補助しているところでございます。近隣市町村を見ましても、この私道整備で補助しているのは宮古市と山田町だけでございます。釜石とか大槌は、補助制度はないというようなことでございますので、他の市町村に比べても山田町については優遇されているのかなというふうには感じてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

私道整備については、今後とも機会を見て質問したいと思います。

次に、子育て支援策の拡充については、28年度から大幅に制度が改正となり、軽減が図られるということです。私も2人の子供がおりますが、実際一番金がかかるのは義務教育が終了してからです。しかしながら、これに対する支援策は、町独自というのはなかなか難しいものと思っております。私の母校である荒川小学校の同級生は28人でした。当時の全校生徒は150人程度、豊間根中学校での同級生は97人で、全校生徒は270人程度と記憶しております。山田中学校は、多分私の記憶だと岩手県では厨川中学校に次ぐマンモス中学校だったと思います。しかしながら、時代は変わって、今は荒川小学校にしても豊間根中学校にしても3分の1程度の児童生徒数です。我々の世代というのは、4人兄弟というのはごく当たり前。しかしながら、今は1人から2人、多くても3人でしょうか。

そこで、どうでしょうか、全国でも幾つかの自治体が行っているような、例えば3人目から祝金を出すというようなことも考えてみてはいかがでしょうか。例えば3人目の場合は10万円、4人目の場合は20万円というようなぐあいに。山田町では、福祉憲章条例というものもありますから、その中で検

討するのも可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

今の議員からのご提言でございますけれども、現在のところ国の制度で、例えばひとり親であれば半額になるとか、そういった制度が拡充してまいりますので、まずそこでやってから今後のことは検討したいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

このことは、すぐにやれ、すぐに検討というのはなかなか難しいと思いますけれども、長い目で見てこういう制度もあるのもいいのではないかなと。やっぱり山田町しかないのだよという何かの施策があってもいいと思います。これについては以上でございます。

次に、放課後児童クラブについてですけれども、現在の利用者数は177人ということなのですが、施設ごと、クラブごとの利用者数というのはわかりますか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

施設ごとの利用者数についてご回答します。

豊間根地区の放課後児童クラブですけれども、現在荒川小学校の児童が1名、豊間根小学校の児童が24人、それから山田北小学校ですけれども、大沢小学校の児童が17名、山田北小学校が18名、計35名です。それから、山田南小学校ですけれども、2つのクラブとしておりまして、80人定員の中67名、轟木児童館ですけれども、織笠小学校が9名、轟木小学校が11名、計20名、船越小学校ですけれども、船越小学校の児童が28人、大浦小学校の児童が2人、計177人という状況になっております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

今聞くというと山田北の児童クラブは、大沢が17、山田が18ですか。結構大沢の人たちの利用も多いのですね。大沢についての建設計画というのはないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

現在のところ子供の数もだんだんに減っていきますので、この形で送迎する方向でいきたいと思っ

ております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

できればつくっていただきたいのですけれども、送迎する方向で進めていくということですので、これはやむを得ないのかなと思っています。以上、児童クラブについては終わりたいと思います。

次に、シイタケについてでございます。シイタケについてですが、山田町のシイタケ生産は昭和40年代からと記憶しております。昭和58年に実施しました林業構造改善事業において生産者の数は急増いたしました。私も平成5年、6年、2カ年間、農林課でシイタケを担当しました。あのころは、生産者が45名ぐらい、年間の生産量も20トンは超えていたと記憶しております。当時は、干しシイタケ生産性向上推進事業という県単の事業がございまして、県が3分の1、町が6分の1、合わせて2分の1を補助するという制度でございました。そして、それぞれの生産組合における生産者の規模拡大が図られたと思っています。いつの間にかその制度もなくなり、現時点では種駒に対する助成のみとなっておりますけれども、質問にもあるようにシイタケ生産には初期投資に多額のお金がかかります。例えばほだ木を買ったとすれば、現状で多分300円ぐらいではないですか。300円に仮に5,000本植菌したとすれば150万円、乾燥機も60枚エビラであれば150万円ぐらいします。それぐらいの費用を要します。山田町のシイタケを県内外に発信するには絶対量が必要です。ぜひ制度の創設を検討していただきたい。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

シイタケの生産につきましては、議員おっしゃるとおりある程度まとまった数というのが必要になってくると思います。今回28年のほうから種駒のほうの内容を充実させた理由というのが、震災以降の放射性物質の中で悩んでいる生産者の方々を去年7月集めて、皆さんの要望、ニーズを聞きました。その中で、第1位は原木対策でありました。ただ、この原木対策につきましても山田がグレーな部分があります。宮古がオーケーなのか、岩泉がオーケーなのか、では原木をどこから確保するのか、さまざまな課題が出てきて、その中で意欲がある方々に対して種駒を今までの上限補助率及び上限を見直して支援していこうという形で、ちなみに今現在行っているのは新規参入という形での町単独の事業でございます。財政のほうのご協力をいただいて、年間120万円ぐらいの予算で執行しているのですが、残念ながらその執行率、決算的に見れば半分も使っているか使っていないか、生産者のニーズに合っているかどうかというところを考えまして今回の形にしました。

議員おっしゃるとおり初期投資に係る部分についても、とりあえずは目先という表現はちょっと変ですが、当面は今の生産を立ち直らせると。その上で、全体の数量を増額していくためには新規参入

というのも大きな課題でございますので、そこら辺も検討していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

私は、この制度の創設は、例えば今年度中、来年度中にやれというわけではないです。ある程度出荷の制限が全て解除になってからでいいのですけれども、そして新たな担い手、生産者を確保することが必要だと思っております。仮にこういう制度をつくった場合、過疎債の対象となりますか。私の認識では、農林漁業の経営の近代化の施設ということで対象となるとは思っていますが、今議会、議案第28号において提案されております山田町過疎地域自立促進計画を定める議案においては、特用林産物生産促進支援事業でシイタケの種駒の助成を記しておりますけれども、これに抱き合わせれば対象となると思われますけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

過疎債のかかわりがございますので、私のほうから回答させていただきます。

今の制度の中で、産業援助というか、産業支援の範疇には入るのではないかなとも思います。ただ、今まで過疎債を第1計画、第1回目の計画を5年間やっております。それらの中で取り上げてこなかった部分がございます。これは、何らかの理由があるのかもしれません。そのあたり、かつての担当の皆さんたちからもご意見を聞きながら、少し考えてみたいというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

過疎債の対象となれば、仮に500万円の事業費でも実質の持ち出しは150万円、これで生産者や生産量の増加が見込まれれば、そしてシイタケの振興が図られれば、決して無駄な投資ではないと思いますので、ぜひ創設については前向きに検討していただきたいと思います。

次に、観光の振興については、まず三陸沿岸道路が全線開通になれば、山田町に来る時間が短縮される一方、逆に山田に立ち寄らない人たちも出てくるのではないかとというのが懸念されます。やはりこれは、山田にしかない魅力を発信することが必要不可欠だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

一人でも多く山田の魅力を理解させ、山田に外貨が落ちるように頑張っていたきたいと思います。
これは要望です。

最後の島田、堂ヶ鼻地区の排水対策なのですが、堂ヶ鼻地区は2カ年ということで解釈してよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

3 番。

○3 番佐藤克典議員

予定どおり完了するように頑張っていたきたいと思います。

以上、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（昆 暉雄）

3 番佐藤克典君の質問は終わりました。

5 番田老賢也君の質問を許します。5 番。

○5 番田老賢也議員

5 番、無所属、田老賢也です。通告に従い、壇上より一般質問させていただきます。

まず1点目、ふるさと納税についてであります。昨年山田町でもふるさと納税の返礼品が用意され、それ以降ふるさと納税の金額が順調に推移しております。しかし、その一方で、本来は本町に納められるはずであった税金がほかの自治体に流れる現象も発生しており、課題となっております。今後は、ほかの自治体と税金の奪い合いになることは確実であり、素早い対応が求められます。

以上を踏まえ、1、山田町民が山田町にふるさと納税をした場合の返礼品、2、納められた税金の使途を現在よりさらに具体的に指定したふるさと納税など、新たな制度の運用を早期に検討する必要があると思いますが、今後の予定について説明を求めます。

2つ目、公共施設の維持管理についてです。本町は、現在私たちが使用している役場本庁舎を初め、学校や図書館、体育館、各種インフラ等多くの公共施設を所有しております。これらの公共施設の多くで老朽化が進んでおり、改修や建て替え等が必要になってきますが、建築当初と比べ財源や人口動態は大きく異なっており、総合的な管理計画の策定が急務となっております。

このような中で、平成26年に安倍内閣が公共施設等総合計画の策定推進を表明したことは渡りに船であり、この機会にしっかりと長期計画を策定することが必要であります。長期的な視点から現役世

代にも、そして将来世代にも公平な維持管理が重要です。

以上を踏まえ、当町における今後の各種公共施設管理の見通しと総合管理計画策定の進捗について説明を求めます。

3つ目、浦の浜海水浴場の砂浜についてです。浦の浜では、平成29年度の利用開始を目指し、県が事業主体となり、海水浴場の工事計画が進行しております。先日の所管事務調査で尋ねた際、県の計画では浦の浜海水浴場の砂浜は白色以外になる可能性が高いとのことでした。しかし、山田の海の魅力は荒神や大島を見ても明らかなおと、いわゆる白砂青松であり、今後の町の展望と観光産業の振興を長い目で見た際、ブランドイメージの構築は大変重要な課題であります。浦の浜地区は、町の観光産業の中心として位置づけられ、さまざまな観光施設が集まっており、マリンスポーツなどのイベントは浦の浜地区で行われる可能性が高いことから、浦の浜海水浴場の重要度は非常に高いです。

以上を踏まえ、浦の浜海水浴場整備計画の現状について問います。

以上、壇上より質問させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田老議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目のふるさと納税についてお答えします。ふるさと納税は、全国の納税者の皆様が居住地以外に応援したい自治体や、その寄附金の使い道を選択できる制度であります。本町は、山田町の特産品のPRを図るという効果も考え、平成27年度からふるさと特産品の返礼を開始するなどの新たな取り組みを進め、一定の成果を上げております。

ご質問の新たな制度運用の検討ですが、本制度が一面で自治体間での税金の奪い合いに発展するのではとの危惧は理解しますが、既にこのように本町としての新たな取り組みは進めており、制度の趣旨に沿った改善はこれからも必要の都度行っていく考えです。

2点目の公共施設の維持管理についてお答えします。本町を含め全国の地方公共団体では、過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎えることになります。一方、地方財政は依然として厳しく、人口減少や少子化等により今後の公共施設の利用需要が変化していくことが見込まれます。このような状況を背景に、国は全ての地方公共団体で公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立つて総合的かつ計画的な管理を行う計画、いわゆる公共施設等総合管理計画を策定するよう求めています。本町でもこの準備として27年度から全庁的に固定資産台帳の整理に取り組んでおります。今後この台帳を基礎資料に、施設ごとの老朽度合いや利用状況などの現状を把握し、維持管理に係る中長期的な経費や財源の見込み等について分析を進め、ご質問にある今後の公共施設管理の見通しとなる公共施設等総合管理計画を28年度末までに策定する考えです。

3点目の浦の浜海水浴場の砂浜についてお答えします。浦の浜海水浴場の復旧は、県が事業主体と

なり、海岸環境整備事業で取り組んでおり、養浜工については平成28年1月から着工し、完成は28年11月末を予定しております。砂浜の復旧に当たって、まずは一刻でも早く憩いの場を提供することで進めております。その上で、現況の砂の色に近いものの復旧について県と調整を図ってまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

1点目から順に行きます。ふるさと納税についてなのですが、私は新しい制度の検討についてどうかという質問を出したのですが、今やっているということと、既にこういう取り組みをしているということだったので、私が質問で出した2点、山田町民が山田町にふるさと納税をした場合の返礼品、それから2点目、納められた税金の使途を現在よりさらに具体的に指定した納税について、どう当局は考えているかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、お答えを申し上げます。

今回ご質問の中で具体的に今議員おっしゃられた2点を提示していただいております。大変よく勉強なさっているなど感心をいたしております。1点目の山田町の町民が山田町に寄附をしたときにも返礼品出したらどうかというご提案です。実は、これについては全国の中でも、県内でも盛岡などがそういった方向にあることは承知をしております。ただ、ふるさと納税というのは、町長が答弁でも申し上げましたとおり、自分の住んでいる町以外を想定した一つのくくりでございます。ですから、ご本人が住んでいる町に寄附する場合は、当然普通の寄附金という扱いになってございます。今までは、そういった方々に返礼というものを取り扱ったことはございません。したがって、ちょっとこれは検討が必要かなというふうに考えてございます。

あともう一つ、具体的なご提案で、寄附の使途を現在よりさらに明確にして寄附を募る、いわゆるクラウドファンディングという名称があるそうでございます。インターネットなどを通じて、具体的にこういうことをしますから皆さんお手伝いをしてください。今のふるさと納税も各種の使い道を示してお願いをしているわけですが、もっと具体的にというご提案だと思います。これは、非常にひとつ検討をする価値があるなというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

見解を聞かせていただいてありがとうございました。自分の住んでいる自治体への納税なのですが、例えば神奈川の三浦市とかですと、大体ふるさと納税というのは1万円が1口単位というこ

とでなっているところが多いと思うのですけれども、1万円だと自分の町の結局税金が控除されてしまうという部分もありますので、1万円だと余り得にならないです。せいぜい3,000円とか、そうなる
と手数料とかいろんな手間賃とかを考えると余り得にならないということで、下限を1口3万円に設定してやっているというところもありますし、あとは考え方としては1口1万円にして、返礼品を山田町の中で使える、例えば商店で利用できる3,000円分の商品券とかというものにすれば、町の消費の底上げにもなりますし、そういうのも検討していいのかなと思いました。

あとは、使い道を限定したものなのですけれども、例えば軽井沢市とかは、山田でも教育に使いますというような用途の指定とかありますけれども、これをさらに掘り下げて学校ごと、学校を指定できるようにして、例えば山田であれば山田南小学校の卒業生なので山田南小学校に寄附したりとか、山田中学校に寄附したりとかという学校までを指定できるというふうにしたらば、それで1億7,000万円ほど集まったということですので、かなり高額な寄附が集まるのではないかなと思いますので、そういう部分もぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

具体的にご提案の内容も今お伺いしました。1点目のほうの町に対する寄附の部分でございます。これは、今までもご寄附をいただく方が多かったわけですが、その部分は寄附として入ってくるのですが、減税しますので、税金では入ってこないわけです。大体見ますと、入ってくる分が税金減るのだから同じではないかという議論も多少出てまいります。いろいろ解説書などを拝見しますと、実際に寄附された金額以上に町単位では得になるのだという解説もございます。これは、1つには町県民税の、あるいは所得税全体で控除されるのだけれども、その分町の影響を受ける数字というのは100%ではないと、何%かは町の分を県が出してくれた、国が出してくれたみたいな形で得になるのではないかという議論も確かにあることは承知をしております。

あと今の2点目の使途を限定した部分については、確におっしゃるとおり目的があって寄附をするという、ふるさと納税の一番の特典は、税金の控除を受けるということ以外に自分が行政に参加する、こういうものにお金を使ってくださいとできるのだということがふるさと納税の一つの大きな点でございますので、それらについて訴えることがストレートにできるという部分では確かに大事なかなとは思います。

ただ、1つ考えたいのは、寄附で使途を限定されるということになりますと、それは町の行政の総合的な判断ではなく、寄附者の皆さんたちの意思に任せる部分がどうしても出てまいります。そうしますと、山田町の行政を進める上で、町長が全体の公平性を考える、あるいは議会の皆さんが住民全体を考える、そうやって今の一般財源をそれぞれ配分しているわけです。それが寄附者のご意思によって定まってしまうというような傾向が出てきはしないかなと。私ちょっと頭がかたいのでしょうか、

足し算よりもそのあたり少し気にかけている部分がございます。いずれふるさと納税いただいた部分については、寄附をしていただいた皆さんの善意がこのように使われました、あるいはこのように使います、これを明確にすることは非常に大事だと思っておりますので、今後その部分についての公開性を高めるということになるのでしょうか、そういった部分には十分に配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

今の使途を限定したふるさと納税の部分に関して、いろいろ全体のバランスとか危惧されているというのはおっしゃるとおりなのですけれども、逆に町民の側とかほかの自治体に転出された方とかからしてみると、自分で使途を選べるというのは、役場側からすると面倒な部分とかもあったり、大変な部分があるとは思っているのですけれども、すごく行政に参加しているという感覚が出てありがたいですし、自分で直接支援しているという気分にもなりますので、そういう意味でも非常に有効ではないかなと思いますので、そこも考えていただければなと思います。

あとは、ちょっと最初の質問で例には出していないのですけれども、東京の多摩市とかだと市内に立地しているアニメとかをつくっている、作画とかをしているような会社があるのですけれども、その見学とかという、返礼品を返すのではなくて、実際にまちに来てもらうための交通費とか宿泊代金とかという部分でお返しするということをやっている自治体もあるみたいです。そうすると、やっぱり直接まちに来てお金も使ってくれますし、あとは山田町に実際に来てもらえば愛着も出て、それでまたリピーターになってくれればということで、これから少子化とかも進んで、定住人口というのを確保するのはなかなか厳しくなってくると思うのですけれども、交流人口をふやすという意味でもそういうのも一つ考え方かなと思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

大変いいアイデアだと思います。私も勉強になります。ただ……ただと申し上げると申しわけないのですが、実はこのふるさと納税での返礼品、これを27年度から始めました。27年度の状況を見ますと大変ご好評をいただきまして、今現在で把握していますのは、4,400件を超えて7,100万円を超えるというふるさと納税の実績がございます。これは、しかしそれだけ受け付けて、それだけ対応しているということでございます。実は、職員に本当に過重をかけているなど。特に12月は年末で、確定申告間近ということで、大変多くのお申し出をいただきました。これは大変うれしい、ありがたいことなのでございますが、受ける側の体制がなかなか整わなかったなど、職員に負荷をかけてしまったというのが管理者としての私の反省点でございます。そのために今システムを構築してみたり、ある

いはホームページのポータル何とかですか、ふるさとチョイスというところを利用してみたい、なるべく職員の手をかけないようにしておりますけれども、新たな試みを、チャレンジをしようとすると、やはりこれは人的な体制も必要ですし、それなりにお金もかかってくるということでございますので、それらを総合的に考えながら、アイデアについてはそれぞれ職員からも募りながら取り組んでみたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

役場のほうですごく大変だったということで、お疲れさまでした。大変なのですけれども、逆に考えるとうれしい悲鳴というか、外からお金を取り入れるというか、入ってくる手段というのはなかなかありませんので、そういう意味では今後何をやるにしてもお金が必要になって、事業をやるときに予算の関係でできないとかということが多く出てくると思いますので、ここは大変だと思うのですけれども、手間をかけるべきところだと思っておりますので、できる範囲でそこを重点的にやっていただければなと思います。

今現在は、4,400件あって7,100万円集まったということで順調だと思うのですけれども、ここで順調だからといって安心してしていると、それこそ今例に出したような自治体というのはどんどん新しいことをやっていますので、そういうところに出し抜かれかねないということで、新しいことも積極的に行っていただければなと思います。要望で終わりたいのですけれども、これ返答いただけないと議会だよりに掲載せられないと怒られましたので、ちょっと返答をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、議会だより向けに回答させていただきます。

議会の皆様からのアイデアを頂戴した部分については、十分検討はさせていただきたいと思います。ただし、現在ふるさと納税に取り組んでいる全国の市町村は今二分化されております、正直申しますと。1つは、今議員がおっしゃるとおり合理性を追求して、なるべく多くの金額を集めようという自治体、それともう一つはふるさと納税に回帰しよう。というのは、特産品とかなんとか特典を目標にしたいという寄附者の方が多い。そうしますと、電話の中で私たちは皆さんを応援しているのですということよりも、あの特産品が届かないぞと、いつ届くのだという、そういうこと、むしろ寄附者というよりは消費者の立場でお電話を頂戴するということもございます。全国の自治体の中では、そういうことであってはならないと。もう一つ前に戻って、町、市、そういうところのこういうものが必要なので、皆さん応援してください、そのかわり返礼はありませんといった方向に走る市町村も確かにございます。どちらがいいとは私申し上げられないのですが、両方のバランスがいいのがちょ

うどいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

ありがとうございました。清濁あわせのんでといいますか、ぜひ対応いただければと思います。
この件に関しては以上で終わります。

次、2 点目、ごめんなさい、飛ばして 3 番目の浦の浜の海水浴場に移ります。完成が 28 年 11 月末を
予定しているということで、完成のめどが立ったというか、予定は出たようなので大変結構だと思う
のですけれども、下の段で現況の砂の色に近いものでの復旧について県と調整を図っていくというこ
となのですけれども、これ実際にできそうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

ただいま県のほうでは、県北のほうの漁港のほうから砂を調達するという計画で進めております。
以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

済みません、もう一度お願いします。現況の砂の色でできそうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

現況というのは、今の浦の浜の現況の砂の色という形を比較すればよろしいでしょうか。正直私も
県北のほうの漁港のほうから持ってくる砂については確認しておりませんので、明確なことは申し上げ
ることはできないのですが、極端に黒いような砂ではない。ですから、今の砂と比較して似ている
砂になるかと感じております。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

今確認していないので明確なことは言えないということだったのですけれども、ここかなり重要な
ところだと思ひまして、もともと浦の浜というのは人工でつくったと思うのですけれども、あれ最初
にできたときにもととの山田の砂浜というのが花崗岩とか石英砂とかそういうので出てきたものな
ので、白に近いような色ということで、ただ浦の浜、前回つくった際には黒い砂を持ってこられて、

あとは砂自体の粒がすごく小さくて水に浮くのです。なもので、子供たちとかが遊んでいたりするとすぐに海が濁って真っ黒になってしまって、すごく評判が悪かったというのを覚えています。そういうことを本当に危惧しておりまして、質問でも言ったのですけれども、山田の海の魅力というのは白砂青松かなと思っていて、これは新聞とかにも載ったりしていますし、山田とか高田とかというところは白砂青松でというふうな記事にもなったりしていますので、そういうところは大事かと思うのです。余り把握していないということなのですからけれども、ここのところをぜひ、なるべくもとの色に近いものでやってもらいたい。ブランドイメージの構築、本当に大事だと思いますので、そのところどうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

実施自体が県なものですから、町としてなかなか答えづらい部分はあるのですけれども、私たちも可能であれば、いわゆる真っ白な砂をできるだけ厚く大量に入れたいという思いは持っておりますけれども、やはりその裏にあるのは、その事業費は、では誰がどのように負担をするかということは無視できない問題であります。ここの浦の浜整備に関しては、町としてはどうしても復旧させたいという意図は当初から持っておりましたけれども、正直事業費が、事業メニューが何もないという状況でした。では、何か事業メニューは、いわゆる今回の復興交付金を活用した整備ができないかということで、復興庁とは何回もいろいろと意見交換をし、結構厳しい交渉を重ねてきました。

その中で、結果として効果促進事業というものを活用して、それには3億円の枠というのがありまして、3億円枠で効果促進でやったら復興庁としても町が望むことであり、町の活性化につながるものであるから、事業は県ですけれども、その3億円枠で認めましょうということで認めていただいて、岩手県とすれば浦の浜が先鞭をつけているエリアになります。その中で、いろいろ事業の変遷がありまして、その3億円枠も国とすれば、今は制度とすれば撤廃をした形にはなっていますが、復興庁の方針とすれば3億円枠は撤廃をされているけれども、全てがそれでフリーになったわけではないですよということも、それは言われております。できるだけ3億円の枠というのは、当初定めた決まりなので、それを基本に考えてほしいというのが復興庁さんのお考えであると。

その中で、では何ができるのか、あるいはその3億円を起こすことが本当にだめなのかどうなのかを含めて県、それから復興庁を含め、いろいろと相談をしてきております。その中で、もしどうしても3億円枠となれば、その3億円の中でやるしかないわけですし、その中で、ではどういうことができるかと。山田の海岸なので、山田の砂を使えば一番いいのですけれども、その持ってくる先がないので、今考えているのは洋野町のほうにある砂があるということなので、それを運んではどうかということで、今いろいろと検討していると。その量につきましても、その予算の中に含めるとすれば、町が望んでいるくらいの量はちょっと運べそうがないということも含めて、ではどのぐらいの広さで、

どれぐらいの深さでやるかというのをこれからいろいろとぎりぎりの詰めをしていきたいと思いますというのが現在の状況であります。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

ありがとうございます。私も行政側でかなり頑張っていたいているというのは、所管事務調査の返答とかでも十分把握しておりますし、予算がないというのも重々承知しております。それを踏まえてこの質問をさせていただいております。

最初に、県の主導の事業だからなかなか答えられないということなのですけれども、県のほうに確認したら担当の方が余り把握していなくて、ではどこが把握しているのだと言ったら、山田町と宮古の農林振興センターのほうがりとりをして、そこの相談でやっているということで、どっちかというと事業の主体は県よりも町のほうにあるという。事業自体の主体は県ですけれども、計画立てたりというのはかなり町のほうに比重を置いているという話でしたので、ここは町がタッチできる場所ではないのかなというのを思いました。

あとは、私がこのことについてちょっと強く言っているというのが、山田もそうなのですけれども、陸前高田も同じように砂浜の復旧の事業をしていると思うのですけれども、砂の単価、1 立米当たり陸前高田も、山田の浦の浜の砂浜は1 立米6,000円くらいということなのですけれども、高田も同じくらいの金額なのです。ただ、高田はすごく量も多くて、山田は2 万立米ということなのですけれども、数十万立米使うようなところ、そんな高田でも希望に近い色のもを見つけて計画が進行しているのです。そうなったときに、では何で山田はできないのかというふうにやっぱり思ってしまうのです。ですので、そこの部分、予算の部分はあると思うのですけれども、県内だけではなくて、ほかの近隣の県でもいいですし、日本国内どこでもいいのですけれども、そういうところでさらに新しい白砂を探すというような考えはございませんか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

町の関与と申しますか、私が県と申し上げたのは農林振興センターを含めての県でございますので、そこところはご確認をお願いしたいと思っておりますけれども、確かに要望したのは町なので、町で復旧をしてほしいと。議員からご質問のとおり、あそこの整備は当初県のほうで養浜工したという経緯があったので、県で何とかお願いしたいということで今になっているということです。町のほうでは要望はできます。要望は今までもしていると、これからも要望はしていきますけれども、先ほど申したとおりの事情もあると。陸前高田の例を出されましたけれども、陸前高田と同じようにできないのかというご質問でございますけれども、陸前高田のほうは事業が実は違いまして別な事業であるという

ことと、それからよく言われるのは費用対効果の話がどうしてもされます、利用者何人いますかと。陸前高田は何人です、では山田は何人ですかという話をされます。そのところは、町とすれば非常につらい部分であります。ですので、町は当然許された環境の中で精いっぱいのはやりたいと思っていますけれども、やはり妥協しなければならない部分もどうしても出てくると、そういうことでございます。現在のところ白い砂の供給源というのは、今県で検討しているところ以外はなかなか見つけるところに至っていない、そういうことでございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

現状が厳しいというのは大変よくわかりました。もちろんこれから希望の色に近い、砂質に近い砂が手に入るように頑張っていたきたいのですが、それが無理だった場合どうするかということになると思うのですが、例えばその後、以前の浦の浜は新しく上から白い砂を入れたりというのはやっていましたよね。そういうことをやるのか、もしくは決まっているような砂の色で一部の施工とかをやるのかとか、一部の施工をお試しでやってみてとか、そういうのも踏まえていろいろ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

そのように考えておまして、今県のほうで、農林振興センターで考えている砂の色については、割と白いものというふうにお伺いをしているところでございますし、問題は量かなというふうに思っています。それを幾ら運べるかということこれから県のほうと詰めながら、町で望んでいる広さができるかというのは、なかなか今のこの段階で保証できるものではないと思いますけれども、広さ、あるいは厚さの点でいろいろ県と調整をしながら、できるだけそういうことにしたいという考えは持っております。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

希望の色の砂になるように伺っているということなのですから、ぜひ直接確認していただいてやっていただけたらと思います。以上、この質問はこれで終わります。

公共施設の維持管理についてです。28年度末までにこの計画を策定することなのですから、例えば図書館については現行の図書館使っている分撤去ということなのですから、それが交流センターのほうに移る。あとはコミュニティセンターとか、そういう交流施設に関しても駅前に新しいのができるということで、そういう代替ができるような施設の扱いというのについては効果的に、

必要か必要でないかというのは判断していただきたいと思うのですけれども、その点についてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

何の代替であるか、今のご質問ではちょっとはかりかねましたけれども、今回の公共施設の総合整備計画、これはご質問のご趣旨に沿ったように国全体で、市町村全体で取り組むべき内容でございます。ちょうどこれから老朽化が進んで、そのインフラを含めた更新時期に来るというあたりで、その町、その市なりにある公共施設が適正な規模なのかどうか、あるいは少ないということも出てくるかもしれませんし、多いということも出てくるかもしれません。そういったところを全体的にもう一度見直しましょうという趣旨でございます。ですから、今まだ具体像は、ちょっと私の頭の中に入っていないのですけれども、まず固定資産台帳というのを27からつくり始めております。これで現有の施設がどれぐらいあるか、どういう規模で、いつ建ったものが何年か後には大規模な改修が必要だろうというようなところを分析してまいります。その上で、町の施設として、施設規模として、これが適正なのかどうかという部分を判断していかなければならないというふうに考えております。今の新しく建つ施設についても、当然新しく公共施設のストックのほうに分類はされるわけでございますけれども、今度できる駅前の拠点を周辺とした施設が何かの代替というつもりではございません。あれは、復興事業をもとに拠点として位置づけるための施設ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

わかりました。実際にできて運用を始めてみると、新しくつくった施設で、この機能は代替できるのではないかと出てくると思いますので、そういう意味で言っていました。済みません、わかりにくい質問で。

それも実際に運用してみればわかってくると思いますので、そのことも考えて判断していただきたいなと思います。今回この質問をしたのは、やっぱり現役世代だけでなく、将来世代までも負担をなるべく均等にしていきたいという意図があつてのことです。今いろいろ公共事業をやっていますけれども、ある特定の時期に1個箱を建てると、そのところだけ負担が大きくなってしまうような形になりますので、それがなるべく均等になるように計画を立てて、年ごとの支払いというか、支出の部分が均等になるように計画を立てていただきたいなと思います。これは、起債の部分でも同じで、予算で起債というと借金なので、やっぱり嫌がられる部分もあるとは思うのですけれども、逆の考え方とすれば、結局長い目線で見ると年度ごとに同じ金額が返ってくるということで、そういう意味では利用者の負担はかなり均一になると思いますので、その部分もうまく使っていればなと思っ

ております。見解をお聞かせ願います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいまご意見のとおりでございます。起債、いわゆる借金は、その年度の財源を補填する意味合いと同時に世代間の公平な負担ということ、その年々に使って、これからどんどん使うわけですから、その使っている世代、世代みんなそれぞれに均等に負担しようという発想のもとで行われております。ただ、起債額というか、借金額は少ないにこしたことはないなというふうには思っております。

○議長（昆 暉雄）

5 番田老賢也君の質問は終わりました。

1 番阿部幸一君の質問を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

1 番、新生会、阿部幸一です。1、山田町の復興計画について。平成23年3月11日に発生した東日本大震災からことしの3月11日で5年になるわけだが、町で発注している復興工事の進捗率は現在何%ぐらいあるか教えてください。

2、要介護1、2の方に対する在宅支援サービスについて。厚生労働省は、介護の必要度が比較的低い要介護1、2の人を対象に在宅での生活を援助するサービスのあり方を見直す方針のようだが、また年内に結論を出し、2017年度の通常国会での法改正を目指しているようだが、この情報を把握しているか教えてください。

3、山田町共同店舗新築工事について。（1）、株式会社共同店舗棟建設運営会社山田の概要を説明してください。

（2）、設計監理者はどのような経過で選定されたか教えてください。

（3）、建設工事の入札が公平、公正に行われるように町では指導したか教えてください。

4、町長施政方針について。（1）、福祉について。住民が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、また互いに支え合いながら社会生活を送れるような環境づくりを進めてまいりますとあります。大変いいことだと私は思っています。具体的に説明してください。

（2）、水産業の振興について。漁業生産量の増大と漁業所得の向上を図るため、引き続き漁協が行うアワビ、ナマコの種苗放流事業に対し全額を補助するほか、ヨーロッパザラボヤの被害対策にも県や漁協と連携して取り組んでまいりますとあるが、具体的に内容を説明してください。

（3）、商工業の振興について。①、商業については、山田町商工会や共同店舗棟建設運営会社、各商業者グループなど関係団体と協働して中心市街地エリアを初めとした各地の被災事業者の再建と、新たな商業地の形成に向けた取り組みを進めてまいりますとあるが、具体的に説明してください。

②、被災した中小企業については、基盤整備後の土地で速やかに本設へ移行できるよう、山田町商

工会と協力してグループ補助や中小企業被災資産復旧事業費補助、岩手県東日本大震災復興資金と、その利子補給等各種制度の活用を促し、再建を支援してまいりますとありますが、具体的に説明してください。

以上、壇上より終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の復興工事の進捗率について、工事出来高ベースでお答えします。災害公営住宅を除くまちづくり関連事業の進捗状況としては、大沢地区については袴田地区は完成、他地区については高台の引き渡し業務を4月から順次開始する予定で、7割程度の進捗です。山田地区は、国、県、町それぞれの事業間の調整、事業用地の確定及び交渉等時間を要しており、5割程度の進捗です。織笠地区は、高台造成、区画整理とも仕上げの段階で、9割程度の進捗です。船越、田の浜地区は、4月からの引き渡し業務に向けて工事实施中であり、進捗は9割程度です。大浦、小谷鳥地区においては、宅地造成は完了しております。また、災害公営住宅は計画戸数の3割程度が年度末までには完成する見込みとなっております。

2点目の要介護1及び2の方の在宅支援サービスの見直しについてお答えします。この在宅支援サービスの見直しについては、一部の新聞に掲載されたものです。記事の内容は、厚生労働省において要介護1及び2の方の訪問介護のうち、生活支援サービスについて見直しを検討しているというものですが、この件に関する国、県からの通知は来ていないことから、今後の国、県からの情報を注視してまいりたいと考えております。

3点目の山田町共同店舗新築工事についてお答えします。1つ目の株式会社共同店舗棟建設運営会社山田の概要については、平成26年8月に設立、資本金は250万円、出資者は山田町商工会、山田町商業事業協同組合、新生やまだ商店街協同組合、株式会社尾半ホールディングスとなっております。当面の事業内容は、共同店舗棟の建設、施設整備及び不動産の賃貸管理、イベント等の企画実施等の業務になります。

2つ目の設計監理者選定の経緯についてですが、株式会社共同店舗棟建設運営会社山田が選定した設計監理者は、まちなか再生計画策定の際に概略設計を受託した業者であり、詳細設計に当たり設計思想や国からのアドバイスを熟知していることから、共同店舗の設計監理に最も適切なものとして随意契約したものと聞いております。

なお、同設計監理者との契約については、中小企業庁及び津波立地補助事業事務局の指導を受け進めてきた経緯があることから、適正なものと認識しております。

3つ目の建設工事入札への指導についてですが、津波立地補助事業は国から直接交付される補助金

であることから、町の直接的な監督権限はないと認識しております。ただし、まちなか再生計画の策定や津波立地補助金の獲得を支援してきた立場から、必要に応じて指導しており、公平、公正な入札についても同様であります。入札手続については、補助金交付規程や経済産業省が定める補助金事務処理マニュアルに定められており、その都度補助事業事務局の指導をいただきながら進めていることから、公平、公正に行われているものと捉えています。

施政方針1点目の住民の自立した生活と支え合いの環境づくりの取り組みについてお答えします。高齢化が進む中、介護予防の観点から、各地区で自主的に活動する団体への助成を行う高齢者地区組織支えあい事業やボランティアを養成するための研修会、地域での見守り体制を検討する地域ケア会議などを行っております。また、障害のある方の自立支援のため、相談支援、就労支援及び各種サービスの提供を強化し、住みなれた地域で互いに支え合いながら暮らせる環境づくりを進めているところであります。

2点目の種苗放流事業とザラボヤ被害対策についてお答えします。震災により資源の減少が懸念されるアワビと近年需要が伸びているナマコの生産量の増大による漁業所得の向上を図るため、昨年に引き続き漁協が行う種苗放流事業に対して予算の範囲内でその費用を全額助成するもので、平成28年度は町内2漁協でアワビ26万1,000個、ナマコ9,000個の放流を予定しております。ザラボヤの被害対策については、県や漁協とザラボヤの生態や駆除に関する情報を共有するほか、町の支援策としてザラボヤ駆除に有効な沖洗い機の導入に対する支援について検討を進めてまいります。

3点目の商工業の振興についてお答えします。1点目の各地区の被災事業者の再建については、地元事業者のグループ補助金申請のため、復興事業計画策定に共同事業の具体的取り組みが必要であることから、商工会と協働してグループ補助金申請に向けた計画策定等の支援に努めております。新たな商業地の形成に向けた取り組みについては、官民が一体となって中心市街地の魅力、価値の向上とにぎわいの創出に取り組むことが必要と考えており、昨年11月からエリアマネジメントについて商業関係団体や事業者グループの代表が集まり、勉強会を開催しているところです。また、推進体制の構築に向けた検討を進めているところです。

2点目の被災企業の支援内容についてですが、グループ補助と中小企業被災資産復旧事業費補助は、被災した資産の復旧費用について助成するもので、補助率はグループ補助が4分の3、中小企業被災資産復旧事業費補助が2分の1となっております。

なお、グループ補助については、グループが策定する復興事業計画について県の認定を受ける必要があります。県東日本大震災復興資金は、被災企業に対し経営の安定に必要な設備資金、運転資金を融資する制度で、町が10年間、その利子の補給を行うものです。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

この虎の巻を見ますと、おおむね良好な感じに見受けられます。まず、船越、あとは織笠が特に。例えば遅いところも結構あると思うのです。一番ネックなのは、やっぱりいろんな角度から見て地権者が一番ネックでないかなと思うのですが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ほかの地区について、織笠、船越、田の浜、大沢、大浦については順調に進んでおりまして、28年度で完成の予定と。一番おくらしている山田地区につきましては、いろいろな状況が重なっており、おくらしている部分はございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

いろいろな状況でなく、きちんとはっきり言ってください。何なら私が言いますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

地権者との交渉がうまくいっていないのも一つ原因としてはございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

まず、地権者が一番ガンなわけですね、はっきり言って。へそ曲がりいるから、どこにも。だから、そこが一番大変だなと思ってご苦労さんと言いたいのですけれども、それで高台は最終的には28年度で全部終わるか、それとも29年度までずれ込むか、ちょっと教えてください。山田も含めて全体的で。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

山田地区については、平成29年度ですので、平成30年3月までには完成させたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

あと大沢地区のほうは、最終的には、私も聞いたのだけれども、できるのであれば28年12月ころまでに高台をつくりたいなと今やっている工事屋さんが言っていたけれども、それは間違いないですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

大沢第1団地につきましては、ことしの6月完成予定となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

あとは、浜川目、あれは盛り土をやっているのでしょうか、はっきり言って。盛り土を、上削らないで。俺たまに行くのだけれども、これ盛り土だものな、波が来たとき流れないのかなと思って心配しているのです。大丈夫ですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

浜川目につきましては、新たな防潮堤がつくられますと今次クラスの津波でも防潮堤を乗り越えてこない、破堤しないと……破堤ではなくて、津波が防潮堤を越えてこないという地区になります。ですので、災害危険区域は指定されておられません。新たな防潮堤用地としてかかる人たちが新たに浜川目の団地のほうに住んでもらうという形になります。団地の整備に関しては、ちゃんと地ならしを行いまして木造2階建ての住宅は建てられる地盤強度は持たせるように設計して進めているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

それでは、早速入りますけれども、共同店舗新築工事について。これ共同店舗会社が250万円の資本金なわけですね。それで、よく私が言われるのは設計代が高いと言われるのです、はっきり言って。何で40つくるのに300万円も請求が来るのですかと。いや、俺に聞かれても俺はわからないのだと、そのために私はこういう質問を出すのです。震災で商店街の人たちは結構やられたわけですね。それで、私の考えは確かにグループ補助が4分の3来ると、そのほかのやつは2分の1とかとあるのですよね。

だから、私が言うのはAという会社は、グループ補助だから黙って高くやりましょうと、そういう人もいるのです。しゃべられた人に俺相談受けたのです。いや、こんな建設会社初めてだなと。うん、まあ、そうだったとしゃべったわけだ。そして、設計屋も設計屋なのです、はっきりしゃべって。40つくるのに300万円というのが本当であれば、これは大変なことですよ。津波を食べ物にしていると言っても過言でないと思うのです。確かにグループ補助は、山田町を経由はしていないから、山田町さんから俺が質問して聞いても、なかなか答えはわからないと言われればそれで終わりなのだけれども、ただわかってほしいということ。弱い人を助けるためにやっているのだから、だからやっぱり共同店舗の会長さんがもっと商工業者のことを考えて、今からでもいいから折衝するなら折衝すると。10%と言っていました、この間事務局長が。10%設計料だと。いや、普通は山田の相場では3%から多くて5%だと私は聞いているから言ったのです。その10%というのは、一流企業のやつ設計なのだと。2人はなに、こういう所で、その10%というのはもってのほかだと。そういうのをやっぱり町のほうでも指導してやっていかなければだめだと思うのだ、はっきり言って。余りなことしゃべっていると副町長に余りなことしゃべるなとしゃべられるから、きょうは余りしゃべらないけれども。うそでなく、やっぱり正しくやっていくのが一番いいのではないですか。そのために俺こんなのやる気もないの。自分が一円も得ないのだから、こんなのやったって。ある人にはおまえのマイナスになるのは聞くなと俺よく言われるけれども、ただこれやっぱり放っておけないために聞いたのです。水産商工課長、見解をちょっと。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

共同店舗のお話かなと思ったのですが、別なほうのようですね。高いか安いかわかるのは多分基準があって、議員おっしゃるとおり建築費に対して3%、今10%のときもある。これは多分事業費によって率が変わるはずで。その点については、議員おっしゃるとおりもうけ過ぎではだめだと思いますので、それは適正な価格で請け負うべきだと思います。

それから、どういう会社かというお話なのですが、いずれ設計料に係る費用というのは構造計算から電気とか配管からさまざまな計算がありますので、ひとえにその事務所が云々だけではなくて、総体的な設計費用として見る必要があるだろうと思っております。いずれ議員おっしゃるとおり、被災から復旧にかけてそういうことがあってはだめというのは同感でございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

あとは、今設計やっている人たちと関連した質問、共同店舗に籍を置いているのだよね。山田町の共同店舗に籍を置いているの。名前をしゃべるわけにいかないから。名前しゃべると言われればしゃ

べるけれども、そういうのがあるのだ。だから、私物化しているのだ、中身が。俺それで商工会の局長さんからあまりはっきりは言わないけれども、聞いたの。先々週の土曜日、たまたま朝間会ったの、ちょうど商工会さん休みだったから。そうしたら、いや、これは10%だと、そうかと、それならおめさんたち、そうならそれでもしょうがないべと、それで建物を何で高目にやったと聞いたのです。そうしたら、こういう回答が返ってきたのです。いや、高く設定したと、それは事実だと。ああ、高く設定しているのですか、俺も税金払っているのだから、俺らの税金も入っているのだよと、こういうふうに言ったの。だから、そこらもやっぱりきちんと公平な値段でやらせなければだめです。俺はそう思うよ、はっきりしゃべって。そのほかに俺もはっきり言うておくけれども、戸建てもあるでしょう。戸建てのところにも、ほかから見積もりとるなよと、局長が陰で言ったの、これも首、普通では。たまたまその建てる人が自分の親戚を頼んであったわけだ。ほとんどスムーズにいつているのだよね、共同店舗さんが。大山旅館さんの問題もあるでしょう、1,100万円も設計料を出したり、最後は40万円でいいと言っているのだ。俺も名前言いたくないけれども、みんなに教えたくて言っているけれども、それが現状なのだ。だから、疑いかけられるの。何もないと思うけれども、そのやり方からして。だから、やっぱり今からでもいいから指導したほうがいいと思うよ、はっきり言って。甲斐谷副町長さん、どうですか。指導のほう、やれる範囲でいいから。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

事の詳細は、つぶさにはわからないのですが、いずれ事業の流れとしては基本的にマニュアル等がございます。そのマニュアルに大きくそれたやり方はやっぱり遺憾でありますので、その辺は指導できる範囲で指導を入れてまいりたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

やはり商店街の方々に立った気持ち、被災者に立った気持ちで、そういう交渉はできるだけ、できる範囲でいいですからやってほしいと思います。そうでなければ被災した人たちが、絶対出る金が大きいですから、その辺も踏まえて。入札の問題まで言わないから、きょうは……余り言うとも何でもかんでも言うと言われるから。

あとは、水産行政に行きますので。これ鈴木副町長が答えてくれないかな。今までは、山田町でサケを主流として商売をやってきましたけれども、これからはなかなか難しいのでなかろうかなと周りから聞きますけれども、サケがいっぱい揚がるのが一番いいことではございますが、ただ山田湾というすばらしい湾があるわけですね。山田湾は静かな温暖な湾なのです。だから、養殖しかないと思うのです。どのような養殖がいいのか、どのような方向性がいいのか。それとも大沢、山田、織笠、

大浦、船越湾と仲よくと言えばあれだけでも、やって、そして何か計画を立ててやるのも一つの方法でないかなと思うのだけれども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

議員おっしゃるとおり、今後も山田湾の水産業というのを考えていくと、養殖業というのは水産業、水産加工業の下支えになる重要な位置づけになっていくものだと考えております。

これからの展開方向ですけれども、一番今私は課題にしたいなと思っているのは、これからの担い手をいかに確保していくのか、そして山田湾でとれたカキなのだという物語をどういうふうに売り込んでいくのかということだと考えております。来年度は、先日の議会でも登場しましたが、漁業就業者の育成協議会、こういうのも立ち上げながら、私も漁協と漁業者の皆さんともいろいろ議論を交わしながら、次の山田湾の水産業の姿について検討していきたいと思っています。その中で、やっぱり一つ大事なのは、山田湾が一つになることだと思っています。船越湾も含め、いろいろ主張はあると思いますが、一つ大きな目標に向かって取り組んでいくということが必要だと思っておりますし、その中で漁協の果たす役割は極めて大きいものだと考えておりますので、私も漁協とも話をしっかりしながら、来年1年また汗をかいていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

具体的に答弁をもらってありがとうございます。これからも山田の漁業のためには、あと何年だ、その間は一生懸命頑張る。すばらしいなと思っていますから。

あとここは、福祉についてだけれども、やっぱり私も老人の方々に家にお茶っこ飲みに歩くのだけれども、いっぱいではないけれども、3軒ぐらい。そうすれば、「どうですか、息子さんのところに行くのですか」と聞くのです。「嫌だ、息子のところに行きたくない」と、それが現実なの。この間も娘さんが水沢にいて、こっちにおばあちゃんいるために、「いつ水沢に行くのですか」と聞いたの。やっぱり地元がいいと。よく言われるのが、みんなで集まってお茶っこを飲むような小さな建物でいいから井戸端会議するところが欲しいなというのが結構あるのです。そういう余り金がかからないものだったら、甲斐谷副町長さん、何カ所か検討してみたらどうですか。いっぱいなくてもいいのだ、5人か7人ぐらい入るところでいいのだ。そういう要望を言われたから。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

現在いろいろ集落が形成、その途中であります。その中で、いろいろな小さい集会所でもいいから集まるところが欲しいというふうな要望は出ておりますが、制度にのった施設、あるいはのらなくても、例えば支援団体等を見つけるなどの努力を重ねて小さい集会所の建設について、その方向で検討してまいりたいと。ただ、これが現実のものになるかどうかというのはまだわからないのですが、今交渉しているところもあります、そういった中でできるだけ前向きに検討したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

介護の答弁はわかりました。俺もこれ新聞だけでやったやつだから、これ十分にわかりましたので、後で情報があったら教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番阿部幸一君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第 1、平成27年請願第 6 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願書を議題とします。

本請願は、平成27年第 4 回定例会初日に産業建設民生常任委員会に付託したものでございます。

お手元に配付のとおり委員長報告が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設民生常任委員長、尾形英明君。

○産業建設民生常任委員長（尾形英明）

報告いたします。

平成27年第 4 回定例会において産業建設民生常任委員会に付託されました平成27年請願第 6 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願書につきまして閉会中の継続審査としておりましたが、一昨日開催した委員会で結論が出ましたので、ご報告いたします。

当日は、委員全員の出席を得て審査が行われました。請願項目は 3 つありました。1 つは、介護士等の夜勤交代制、労働者の労働時間を 1 日 8 時間、週 32 時間以内、勤務間隔を 12 時間以上とし、労働環境を改善すること。

2 つ目は、医師、看護師、介護士、職員等を大幅にふやすこと。

3 つ目は、患者、利用者の自己負担を減らし、安全、安心の医療、介護を実現することでした。

請願項目の 1 つ目、2 つ目については、医師、看護師、介護職員等は法律の定める勤務時間内で勤務しており、十分な人員が確保されれば労働環境が改善されると考えられるため、請願項目 2 のみ採択、請願項目 3 つ目については患者、利用者の負担額を減らすことにより、国民健康保険等の運営経

費が増大し、さらに運営を圧迫することが懸念されるために採択。よって、請願項目の2つ目のみ採択という意見が出されました。また、この請願は全部採択して医療、介護破壊に歯どめをかけたい。採択しなければ山田病院の開院に影響が出るのではないかという意見も出ましたが、採択の結果、賛成多数で請願項目2のみを採択すると一部採択と決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

産業建設民生常任委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより平成27年請願第6号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願書を採決します。

質問、討論がないので、この請願に対する委員長の報告は一部採択です。

本請願の委員長の報告のとおり一部採択と決定するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（昆 暉雄）

起立多数であります。

よって、平成27年請願第6号は委員長報告のとおり一部採択と決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 2時53分散会

平成28年第1回山田町議会定例会会議録（第17日）						
招 集 告 示 日	平成28年 2月10日					
招 集 年 月 日	平成28年 2月16日					
招 集 場 所	山田町役場 5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 3月 3日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成28年 3月 3日午後 2時20分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	△
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番 佐 藤 克 典		4 番 黒 沢 一 成		5 番 田 老 賢 也	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	角 田 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	昆 秀 樹	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	田 川 和 義	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	里 舘 敏 彦	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	○
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	澤 木 次 博	○	教育次長	佐々木 真 悟	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	菊 池 利 博	○
	水産商工課長	甲斐谷 芳 一	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回山田町議会定例会議事日程

(第17日)

平成28年 3月 3日(木) 午前10時開議

- | | | |
|---------|--------|--|
| 日 程 第 1 | 一般質問 | |
| 日 程 第 2 | 報告第2号 | 公共下水道山田管渠(27-1工区)布設工事の請負変更契約の専決処分
の報告について |
| 日 程 第 3 | 議案第11号 | 山田町行政不服審査会条例 |
| 日 程 第 4 | 議案第12号 | 山田都市計画事業織笠地区(跡浜区域)震災復興土地地区画整理事業施
行条例 |
| 日 程 第 5 | 議案第13号 | 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日 程 第 6 | 議案第14号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日 程 第 7 | 議案第15号 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日 程 第 8 | 議案第16号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日 程 第 9 | 議案第17号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日 程 第10 | 議案第18号 | 山田町における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支
給条例の一部を改正する条例 |
| 日 程 第11 | 議案第19号 | 山田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日 程 第12 | 議案第20号 | 山田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改
正する条例 |
| 日 程 第13 | 議案第21号 | 山田町生活管理指導員派遣手数料条例を廃止する条例 |
| 日 程 第14 | 議案第22号 | 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
について |
| 日 程 第15 | 議案第23号 | 字の区域の変更に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第16 | 議案第24号 | 財産(建物)の取得に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第17 | 議案第25号 | 財産(建物)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることにつ
いて |
| 日 程 第18 | 議案第26号 | 財産の貸付けに関し議決を求めることについて |

平成28年 3月 3日

平成28年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ているものは、10番坂本正君です。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、4番黒沢一成君の質問を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

4番、未来クラブ、黒沢一成です。通告に従い、壇上より質問いたします。

最初に、町営住宅の保証人についてです。町営住宅に入居するには保証人が2名必要であり、宮古市、山田町、大槌町に居住する人に限られています。通常保証人をお願いする場合、親、兄弟、子供などが頼みやすいところです。しかし、仕事の関係で遠方に住んでいる場合も多く、近くに気安く頼める人がいないため困っている方もいます。要件を緩和すべきではないでしょうか。2名を1名に、そして親、兄弟、子供等の親族であれば住所に関係なく可とすることはできないでしょうか。

次に、町長施政方針についてです。1点目、NPO問題について。NPO問題について触れておりますが、岡田氏の処分が出た今、最大の問題は失われた7億円であると思います。県の調査委員会では、御蔵の湯の建設に関して、県にも責任があるのではという話が出ているようですが、以前にも言ったことがあります。役場の連帯責任も考えるべきと思いますが、どうでしょうか。

2点目、健康づくりについてです。保険税の税率改定を視野に入れた検討をするとありますが、財政調整基金が底をつきそうな現状を考えれば仕方のないことと思います。どの程度の改定になりそうでしょうか。

3点目、子育て支援についてです。乳幼児児童生徒医療費助成事業について、制度の周知に努めるとありますが、病院や薬局の窓口では教えてくれないのでしょうか。また、給付を受けることができ

ないでいるのはどのような場合でしょうか。

4点目、交通網についてです。JR山田線について、三陸鉄道移管後の利用促進にも力を入れますありますが、利用促進のためには駅にトイレを設置すべきと考えます。織笠駅は、すぐそばにコミセンを建設するので、そこを使えるようにするとのことですが、豊間根駅、船越駅にはそのような施設はありませんし、道の駅は遠過ぎます。乗車中に車両内のトイレを使えばよいとの考えもありますが、やはり駅にトイレを併設すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、高校生のためには自転車置き場の設置も必要と考えますが、どうでしょうか。

5点目、商工業の振興についてです。工場等の新增設に対する用地提供に努めるとありますが、空き地の利用を考えれば震災後の移転促進地域であります。進出する工場側からすれば豊間根の和田工業付近が適地であると思いますが、どうでしょうか。

6点目、消防防災対策についてです。消防団員の確保対策の一環として報酬や出動手当を改定し、処遇改善を行うとありますが、近隣市町村との比較はどうなっているのでしょうか。また、これにより効果が見込めるのでしょうか。

7点目、施政方針のテーマについてです。ことは、テーマのような記述が見当たりません。昨年は、りばあねつと問題を受けてか、良識のある政治、まちづくりを目指すというような記述があったように思います。今年度の施政方針を象徴する部分はどこでしょうか、疾風に勁草を知るの部分でしょうか。

次に、山田町教育行政に関する所信についてです。1点目、いじめ対策について。いじめの実態把握に努め、その予防についても引き続き指導するとあります。実態把握のために最も有効なのは、子供たちからの通報であると思います。通報と告げ口の違いをどう指導しているのでしょうか。

2点目、文化の振興についてです。①、町内の芸術文化団体が積極的に自主活動を展開できるような体制づくりの支援を行い、町民芸術祭を開催とありますが、震災後各地区での芸術祭は開催されなくなっております。復活させるための支援をすべきではないでしょうか。

②、房の沢古墳群出土品の再保存処理、保管環境の整備について触れておりますが、再保存処理とはどのようなものでしょうか。また、復興事業に関係する埋蔵文化財包蔵地の発掘調査について記述がありますが、発掘された文化財を展示する場所を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

③、山田町ふれあいセンターの開館後は図書館機能を移転するとありますが、現在コミセンにある仮の図書館はなくなるのでしょうか、人員も移動するのでしょうか。以前にふれあいセンターの図面を見た感じでは、図書館的要素もあるが、山田町図書館としては手狭であると思います。どうなのでしょう。山田中学校の図書室も冊数が少ない感じがします。生徒数、人口は減っておりますが、図書室、図書館がそれに合わせて縮小すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

黒沢議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の町営住宅の保証人の要件緩和についてお答えします。入居の際には原則2名の方の連帯保証人が必要となりますが、どうしても見つけられない場合には1名の連帯保証人でも入居を認め、もう一名については速やかに見つけてもらうことで対応しております。今後については、連帯保証人の必要人数を1名とし、居住要件も現行の宮古市、山田町、大槌町から県内までに拡大することで検討しております。

施政方針1点目のNPO問題についてお答えします。岡田栄悟被告の盛岡地裁における判決は、控訴がされたとはいえ、第一審裁判所の重みのある判断がなされました。その裁判記録が民事裁判の重要な証拠として役立てられることを期待しているところでございます。県の責任については、町の第三者委員会の報告でも指摘されています。また、町の責任については、既に結果責任を認めているところであります。

2点目の健康づくりについてお答えします。本町の国民健康保険事業は、東日本大震災の発災後、一部負担金の免除措置が実施されたことなどの影響により保険給付費が急増したことから、平成25年度、26年度と実質収支が赤字となり、財政運営について極めて厳しい状況となっております。このことから、今回検討の保険税の税率改定については、財政健全化の一步として実質収支の黒字化が目安になるものと考えております。具体的な改定の規模については、改定実施の要否も含めて25年度から27年度の決算状況等を参考とし、必要額を算定した上で決定することとしております。

3点目の子育て支援についてお答えします。乳幼児児童生徒医療費助成事業の実施に当たっては、各医療機関に対して制度の周知を行い、事務の取り扱いについて協力を求めているところであります。したがって、病院、薬局の窓口における事業の周知については、基本的には円滑に行われているものと考えております。また、給付については医療機関に給付申請書を提出する必要がありますが、申請書を提出し忘れた場合でも後日役場窓口において領収書を持参の上申請できますので、給付を受けられないことはないものと考えております。

施政方針4点目の駅トイレ及び自転車置き場についてお答えします。豊間根駅、船越駅は、現時点では改築の計画はありません。三陸鉄道では、全車両にトイレは備えつけられておりますので、町として両駅にトイレを整備することは難しいものと考えています。自転車置き場については、各駅ともスペースは確保する考えであります。

5点目の工場用地提供についてお答えします。工場用地の提供については、企業誘致の交渉が具体化していく中で、企業が求めるアクセスや地盤、地形、面積、地権者などの条件を考慮して候補地を選定し、進めたいと考えております。

6点目の消防防災対策についてお答えします。報酬及び出勤手当の近隣市町村との比較は、改定に

より宮古市、岩泉町と同額になります。また、田野畑村とは報酬は団長が2万6,000円、団員が5,000円、出勤手当は警戒及び訓練等において100円高くなります。

次に、効果が見込めるかについてですが、消防団活動に直接かかわる改定ですので、物心両面における効果が見込めると考えております。

7点目の施政方針のテーマについてお答えします。町政の運営は非常に多岐にわたっており、私はこれまでも施政方針において、この部分がことしのテーマだと断定めいた論調でお示したことはありません。基本的にはお聞きいただいた町民の皆様のご判断に委ねられるべきものであらうと考えております。あえて申し上げるならば、来る平成28年度は復興計画の再生期の3年目であり、次の発展期に向けた強い決意と新たに策定する山田町総合計画の初年度であるとの思いを強く述べさせていただきました。私自身の任期で言うと、震災から復興という町の大きな歴史の中で、数々の問題に直面してきた1期目の総仕上げということから、困難や試練に直面したときに初めてその人の意志の強さ、人間としての値打ちがわかるという意味である疾風に勁草を知るという言葉を盛り込みました。新年度を迎えるに当たり、私を初め職員一同が風雪に耐え抜く強い草となり、町民の皆様の幸せのために一丸となって取り組んでいくとの思いを込めたものであります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

教育所信1点目のいじめ対策についてお答えします。

いじめの実態把握をする上で、児童生徒から得られる情報は大切な要因の一つであります。その情報について通報と告げ口がどう違うのか、分けて指導することはありません。今後も児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめながら対応してまいります。

2点目の文化の振興についてお答えします。1点目の芸術祭を復活させるための支援についてですが、芸術祭は地区における生涯学習活動の一環として実施してきた経緯があります。したがって、まずは各地区において自主的な生涯学習活動の機運が高まってきた時点で、地区の実情に合った芸術祭の開催について支援してまいりたいと考えております。

次に、房の沢古墳群出土品の再保存処理についてですが、蕨手刀を初めとする金属製品は、震災後に保管環境が不安定になったことに起因して新たなさびが発生するなど脆弱化が始まりました。再保存処理は、脆弱化の主原因である新たなさびの発生を抑制するため、科学的な手法を用いて原因となる塩化物イオンを除去するものであります。また、文化財の展示場所については、新設の展示施設ではなく、町内各地の公共施設や鯨と海の科学館等を会場とした企画展を開催することで、最新の調査研究成果を提供してまいりたいと考えております。

3点目のふれあいセンターについてですが、開館後は図書館機能が全て移転しますので、中央コミセンの図書館もなくなりますし、人員も全員移動します。また、当該センターの図書館機能は御蔵山

に設置していた図書館よりは大きい施設となります。

次に、人口減等にあわせて図書館等を縮小すべきではないとのご指摘については、ご提言として承っております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。4 番。

○4 番黒沢一成議員

再質問は前からします。保証人についてですけれども、必要人数を1名とし、居住要件も県内まで拡大することで検討とありますけれども、検討という言葉はよく出るけれども、結局何も変わらなかったというのが過去のパターンなのですから、近隣のことを聞いてみたのですけれども、大槌では既に1名でもオーケーですよ。町内に適当な人がいない場合では町外でも構わなくて、「息子が東京にいる場合どうですか」と言ったら、「それでも大丈夫です」と。ただ、要件はあって、入居者と同等の収入がある必要があると。さらに、保証人がいないときは免除申請ができて、ただし3カ月分の家賃を前払いしてもらいます。それは、退去時に返却しますということだったのです。宮古と釜石も聞いたのですけれども、同じような感じで、原則市内1名だけれども、例えば東京にいる息子の場合だったらオーケーとかそういう答えだったのです。要件として収入が入居者と同等にあることということなのですから、大槌の例を考えれば、大槌でできることが何で山田はできないのかなというのが一番素朴なところなのですから、その大槌の例を踏まえて再度答えをいただきたいのですけれども、もうちょっと進んだ、はっきりした答えいただきたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大槌の要件については、私のほうでも把握はしてございますけれども、岩手県、あと宮古以南の市町の状況を確認したならば、ほかは全て1名ということで、山田町もその1名という方向で検討して、これは次の議会にかけなければなりませんので、その方向で検討したいと思います。

あと大槌は、3カ月分の敷金のみで認めているということでございますけれども、そのほかの県及び市町は、その形では入居は認めていませんので、山田も県内での連帯保証人さん、そういう形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

県内ということなのですから、本当親族であれば、保証人頼んだ経験がある方ならわかるのですけれども、親族だったら頼みやすいけれども、それ以外、それこそおじさん、おばさんになっても結構頼みづらいものなのです。これ経験があればわかるのですけれども。それを踏まえて、本当に親

族だったら東京でもどこでもいいのではないかなと思うのですけれども、その点も含めて検討していただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

山田の災害公営住宅、今入居なさっている方の現状でございますけれども、約半数、約44%の方は知人及び4親等以上の親族という形でございます。親兄弟以外、すなわち3親等、プラスほかでは約6割の方という状況でございます。ですので、1親等なり2親等の方は4割ぐらいにはなるのですけれども、それほどパーセンテージ的には大きくないのかなということもございますが、町としては県内での連帯保証人で進めさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

時間が余らないので、次に行きます。検討してさらによい条件にしてもらうことを要望します。

NPO問題なのですけれども、けさの新聞に県のほうの有識者会議でもない、何かの会議の報告が載っていたのですけれども、それでは御蔵の湯に関しては適正であるかのような記述があったのです、詳しい内容はわからないのですけれども。7億円の認められなかった部分の中で、御蔵の湯の金額、結構大きかったと思うのですけれども、御蔵の湯が県で適正ということになれば、御蔵の湯に関して認められなかった部分は認めてもらえるのではないかなと思ったりするのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。御蔵の湯に関して認められなかった金額もわかれば、それも含めてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

私も新聞の中でしか知り得ていないので、その分わからないのですけれども、認めたというのは県の対応について今回の有識者会議は検証していることでございますので、補助金として認められるということではないです。そのときの県の対応がどうだったかというのを検証しているところでございますので、その補助金については補助対象外としておりますので、そこが変わるものではないというふうに理解しております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

補助対象外、今の話はそれはそれでわかるのですけれども、山田町の立場としては有識者会議でそ

のような判断が出たのだったならば、あるいはその補助に対しても正当なものとして県に対して認められなかった部分で返却した部分を認めてほしいという要望はしてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

先ほどの答弁と一緒にありますが、補助金として認められるということではなくて、県の対応、いわゆる町への接し方とか、その補助金を補助対象外としたというような形、あとは県がどの程度かわったのかというのは今回の検証の会議の議題ですので、補助対象外だったか、補助対象内であったかという議論はされていないのです。ですから、もう既にその部分は決着しているところでございますので、補助金をもう一度下さいというようなところの問題ではない。県がどのように町に関与して、その関与が適正であったのかなかったのかというのが今回の主な議題でございますので、適正であったという表現があったかもしれませんが、それは県が対応したことが適正であったらうということなので、ちょっとわかりづらい言い方になるのですけれども、その対処の仕方がどうだったのかということが議題になっておりますので、補助金の云々ということではないということで、再度同じ答弁にはなりますが、お答えをいたします。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

同じ新聞の記事の中では、県のほうにも責任があるという記述も何度か見ているのです。県のほうにも責任があるという判断をする人も県議の中には複数いる、新聞にもそう載っていると。その点からすれば、県の責任分として金銭的にも山田が全部負担ではなくて、県にも負担を求めるべきと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

県の責任という記述の件については、町への監督の責任というふうに理解をしております。県に全く責任がないのではなくて、県とすれば町に補助金を交付している立場でございますので、そういう意味での補助金を適正に扱うための監督責任というのがあるだろうというのが一部議員の方から述べられているというふうに理解をしておりますけれども。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

そこらがちょっと私と見方が違うのかなとは思うのですけれども、私は県にも責任があるから金銭的な責任持ってほしいなということで、県のほうに言ってほしいと思うのですけれども、それはそれとして、あと役場の連帯責任の件なのですけれども、一般企業であればこのような問題があると結局会社の利益がその分減って、行く行くはそれが期末手当等で返ってくるのです。これが役場の場合は、そのようなことがない。役場の場合は、仕事の内容が民間企業と違って利益を追求するものではないからという話もあるのですけれども、利益を追求するのではないけれども、適正な事務処理を行って住民に対して不利益がこうむらないようにするという前提があると思うのです。ところが、今回のりばあねっとの場合は適正な処理がなされていなかった、しっかり監督がされていなかったということで、答弁の中では町民に迷惑がかからないようにしますと、負担がないようにしますみたいなことは言うのですけれども、結局はサービスの低下という形で迷惑をかけることになっていると思うのです。そういう意味で、連帯責任も考えてはどうかと思うのです、前にも言ったのですけれども。それについてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

その件につきましては、前に副町長なり町長が回答してありますが、関係する職員に関しましては既に処分はしておるということで、その他の職員に関しての責任はないというふうなところで回答しておりますので、その考えは今も続いているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

町民から特に不平とか不満とか文句という辺は出ていないのかもしれないのですけれども、それは税金がその分ふえて、その税金で穴埋めしますとかいうことがないから不満が出ないのであって、例えばこの後の保険税の部分でありますけれども、その7億円を減税に回すことができれば保険税の値上げをしなくても済むわけですよ。そういう意味からすると、一応町民からの不満は出ていないけれども、実際は表現次第で不満は出るのです。要は7億円の穴埋め、どうするのかというのが私は最大の問題だと思うのですが、同じ答えかもしれないけれども、再度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

今の議員の質問というか内容は、町の職員も同じ建物の中にいたから、・・・・・・・・責任があるよ・・・・・・・・
というようなお話の意味合いにも聞こえますけれども、法的にはそういった形で関係なかった職員に

それなりの法的な根拠があるのであれば、そういうことは示していただければ、我々もその部分についてはどうなのかというのは検討する可能性はございますが、現状では厳しいのかなということでございます。

○議長（昆 暉雄）

○4 番黒沢一成議員

保険税については、必要額を算定した後決定ということなので、これ以上はないので、言えないので。

○議長（昆 暉雄）

○国保介護課長（昆 秀樹）

周知を図っていくとお答えしたのは、拡大による対象者が約1,300名ほどございました。そのうち受給者証を申請しまして、もう既に交付を受けている方が約1,200人で94%程度です。まだ申請していない対象者があるものですから、今後も申請勧奨を、通知を出していきたいという意味で、今後も周知していくということでお答えしたものであります。

○議長（昆 暉雄）

– 171 –

○4 番黒沢一成議員

そういうことでしたらば、漏れがないようにお願いいたします。

次、駅のトイレのことなのですけれども、トイレを整備するのは難しいということなのですけれども、私、駅のトイレというのはある意味公衆トイレ的な役割もあるのではないかと思います。そういう意味でも必要でないかということで、以前から何度か言ってきたのですけれども、今回ＪＲから三鉄にかわるということで、それも機会と捉えてトイレの設置をお願いしたいのですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

駅のトイレは駅のトイレでありまして、公衆用トイレとは別だというふうに思います。今回のご質問も駅にトイレということだったので、現在の利用人数から検討した結果、現在の利用人数で町の費用を投じて便所をつくるということは、現段階ではなかなか考えられないと。今後利用人数が飛躍的に伸びたとか、利用形態が変わったということであれば、それは検討の余地はありますけれども、現段階ではなかなか難しい問題だというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

町では、観光のためにも鉄道を利用して観光に来る方もいるでしょうし、観光の推進も考えているし、鉄道の利用促進も掲げているわけですね。利用促進を掲げるのであれば、利便性も上げていかなければならないと思うのですけれども、そういう意味でもトイレは必要だと思うのです。そういう意味で、また再度答弁をお願いします。

自転車置き場についてですけれども、スペースは確保するとあるのですけれども、以前のＪＲがあったころの自転車置き場、船越駅の場合は、スペースはあるけれども、ただスタンドで立てているだけで、風が吹くと倒れていると。私、高校のとき自転車で駅まで行って、それで汽車に乗っていたのですけれども、帰ってくると倒れていたとか結構あったのですけれども、置いていた自転車が倒れることがないように前輪をフックさせるような、そういうものの設置も考えてほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

観光の面からもトイレは、それはあるにはこしたことはないと思いますけれども、費用対効果というのは、町とすれば当然それは無視はできません。現在の利用人数などを勘案しますと、実はＪＲ

さんのほうからは駅ごとの利用人数というのは公開されていないので、実際のところはわかりませんが、利用密度と言うのだそうですけれども、今山田線を利用している方は、震災前で多いときに1日700人、震災後はバス代替になっていますけれども、今は300人あるかないかという状況であると。そういう状況から勘案しますと、ご質問の船越駅、それから豊間根駅に関しては2桁の利用人数であろうということが想定をされます。そういう2桁の利用人数の段階で、そこに町営の便所を建設するというのは、なかなか現状では厳しいということでございます。

それから、あと自転車置き場に関してですけれども、これから駅は山田町のほうに、土地、建物は山田町に移管をされます。山田町のものになります。ですので、今まではJRさんで検討していたてきたわけですが、これから町として自転車置き場の整備というのは考えていかなければなりません。スペース的には今のところはあるとは思っていますけれども、議員ご質問の自転車を置く装置といいますか、そういうことに関しては費用がどれぐらいかかるのかもまだ検討していませんので、そういうことも検討をしながら、可能かどうかはこれから検討をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

トイレについては、できれば設置してほしいというのは変わらないです。それについての答弁はいいです。自転車置き場に関しては、よく高校の自転車置き場だと屋根があって、その下に自転車を置く場所があるのですけれども、そのような形のものを考えていってほしいと思います。

通告外になるかもしれないのですけれども、山田駅なのですけれども、かなりスペースが狭くなるというような話を聞いているのですが、実際どうなのでしょう。

それから、山田駅で切符を買ったり、定期を買ったりすることができる山田駅になるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

山田駅に関しては、確かに震災前の駅の大きさが入る敷地がないので、震災前と同じ駅は厳しいということにはそれは思っております。ただし、今JRのほうからまだ何も示されておきませんので、現状でお答えすることはなかなか難しいところではあります。

それから、あと切符を買えるようになるかどうかについてですけれども、それに関しては、町の意向とすれば陸中山田駅は無人ということは、それはないだろうと、できないだろうというふうに思っています。その費用負担についていろいろこれから検討していかなければなりません。三陸鉄道さんと交渉した中では、まだ確定ではございませんけれども、三陸鉄道として社員を置くことは、それ

は不可能というお話をいただいていたので、ではどういう方法でやっていくかということは、これから三陸鉄道さんと、それから町とで協議検討を重ねていかなければならないものというふうに思っています。ですので、現段階で切符が、町とすれば切符が買えるようにしたいとは思っていますけれども、そういうことになるかどうかを含めて現段階では明確なご回答はまだできる段階ではないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

明確な回答はできないということなのですが、例えば新幹線の切符を買うのに、あとあるいは高校生が定期を買うのに、一度わざわざ宮古まで行かなければならないとかなると、山田の駅はその程度なのかと、ちょっとがっかりするでもないですけれども、一般の方からもその点の心配は出ているのです。だから、ぜひとも山田駅で新幹線とか定期の切符は買えるようにしていただきたいと思います。これについては要望です。

次なのですが、誘致企業の用地についてなのですが、企業誘致の交渉が具体化していく中で、さまざまな条件を考慮して候補地を選定と言われるのですが、それだと遅いのではないかと思います。豊間根にインターができることになって、片側インターということなのですが、インターができますし、高速が全線開通すれば豊間根の和田工業付近で、どこでもいいのですが、豊間根の被災の心配のない場所に、あらかじめここが工業用地として町では用意しておりますという形にしたほうが企業誘致を図る上ではよいのではないかと。前提としてそういう形をとらなければ、企業さんのほうもその気にならないのではないかと思いますのですが、どうなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

本町以外でも内陸部等では、そういった工場団地を造成しまして企業に宣伝して誘致を図っているという例がございますが、かなりな投資をしているというのがございます。投資に見合う企業が来てその用地を買っていただけるというのがあれば、先行投資して企業を待つということもあろうかと思いますが、仮に造成をして企業が来ない場合、莫大な投資をして、それが赤字につながっている例もございますので、本町の場合は企業と誘致について話し合いをする中で、町長答弁したとおりの条件を満たしながら造成していく、あるいは販売していくという形をとっておりますので、今後もそういう形で進めたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

造成まではなくていいと思うのです。造成するのは、話が決まってからでいいと思うのだけれども、場所としてここらがありますということで、道路であれば一般の方も利用しますし、ある程度道路整備をして、この部分が用地として提供できますような形にだけはしておくべきだと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

同じだと思います。造成をしないまでも用地買収して町のものにしておく必要がありますし、それにあわせて道路整備をするということになれば結構な金額がかかるであろうというふうに思っております。いろいろ議員承知のとおり復旧、復興から総合計画等々の大きな事業もありますので、その中で、できるのであれば議員おっしゃるとおり用意をしたほうがよろしいと思うのですが、そういったバランスだと思っております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

その点についてはよく考えて、誘致企業の話があったらばすぐ対応できる形にしていきたいと思います。

次なのですけれども、消防団員の報酬の改定なのですけれども、宮古と岩泉と同額になりということなのですけれども、一般議案の中に載っていたのでは団員と団長の年報酬の値上げと、あとは水を出さないときの出動の値上げなのですけれども、団長、団員以外の間、分団長とか部長、班長とかありますけれども、そこもちょっと年報酬違ったような気がするのですけれども、私は。私の勘違いなのか、報酬2通りしかないのか、その間はどうなっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（里舘敏彦）

副団長、それから班長、この報酬については、宮古市、岩泉町さんと同額でございます。それから、訓練、それから警戒等については今回同額になるということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

改定により差額があった分が同じになりますということでいいのですか。宮古、岩泉と差額があった分を改定して同じになりましたという部分でいいのですね。というのは、この報酬に関してなので

すけれども、私の考えとしては年報酬はそんな上げなくていいのかなと思うのです。それよりも実際火事がありました、そのときの出勤、あるいは火事で働くためには訓練が必要ですから、訓練のための出勤を上げて、あと火災予防運動の周知のために春と秋とか回って歩きますけれども、その場合は拘束時間も短いし、そんなに重要ではないとは言わないですけれども、その部分は上げないで、実際火事があったときの出勤の部分を手厚くしたほうがいいと思うのです。けれども、そういう考え方に関してはどうお思いでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（里館敏彦）

宮古地区の状況からいきますと宮古市も岩泉町さんも、今回山田町におきましても同額という形で進めております。これをまた山田が極端に高額にするとかということになりますと、それぞれの町なり市とのバランスもございますので、それを図りながら進めてきている状況でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

ちょっと時間がないので、次に行きます。

施政方針のテーマのところは飛ばして、いじめ対策なのですけれども、通報と告げ口がどう違うか、分けて指導することはないということなのですけれども、宮古の公民館で、多分教振か何かの会議の講演があったときに、生徒に対していじめがありますよということを先生に教えることと告げ口は全く別ですよと、それを子供たちに教えるのが大事という講演を聞いたのです。それ聞いて、なるほど、そのとおりだなと思うのですけれども、そうしているのかと思ったら特に分けていないということなのですけれども、告げ口というのは、要は陰口なのです。陰口と、あるいはそういうおかしいことがありますよということを是正することができる立場の人に教えるということは全く別だと思うのですけれども、その点をしっかり教える必要があると思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（佐々木真悟）

まず、いじめに対してでございますけれども、いじめを知る要因といいますのは、まずいじめられている本人からの訴え、あるいはふだんから子供たちと接している担任の先生方、そして議員おっしゃるとおり横のつながり、児童生徒から得られる情報というようなものが主な柱であるのかなと思っております。その中で、子供たちから寄せられる情報が、まず例えば第一報が告げ口なのか、それが正しいものなのかというのを判断するよりも、まずその情報の真偽性に対して、それぞれ事実確認を

確かめながら、それが本当にいじめであるのか、あるいは議員おっしゃるとおり告げ口なのか、そこは結果までを持ってきて判断することでありまして、まず通報された内容について、それが事実かどうかを確かめるのが最優先だというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

今の話はわかりました。ただ、通報でも告げ口でもいいけれども、それを遠慮しないで是正できる立場の人に言うということは指導していただきたいと思います。

私の経験も過去に何度かしゃべってきたのですが、2 年ぐらい前から女性関係でこういうことがありますということを言ったのですが、結局知っているという人はいなくて、はっきりしたことはわからないのですが、でも私はあると思っていて、憶測で言うわけですから一般論でしか言えないわけです。通報でも告げ口でもいいけれども、はっきりしたことがわかればはっきり何とかできる。でも、わからないので一般論でしか言わない。でも、一般論で言うに通じないと、そういうことがある。ちょっと時間になったので、ここに時間かけたかったのですが、また次の機会にします。

○議長（昆 暉雄）

4 番黒沢一成君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 2、報告第 2 号 公共下水道山田管渠（27—1 工区）布設工事の請負変更契約の専決処分の報告について報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

報告第 2 号 公共下水道山田管渠（27—1 工区）布設工事の請負変更契約の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成27年第 3 回山田町議会臨時会において議案第76号として議決をいただき、請負金額 1 億692万円で株式会社奥村組東北支店が施工中の工事であります。

今回の変更は、立て坑掘削において鋼製ケーシングの圧入が想定以上の岩盤に遭遇し、施工が困難となり、鋼製ケーシングを再設置し、立て坑掘削を行ったことから立て坑の工事費が増額となりました。本工事は、平成26年度の繰り越し事業であり、立て坑増工に伴い、事業費の調整から管渠及びマンホールを減工したものです。

それでは、変更の概要をご説明いたしますので、資料 2 をごらんください。今回の変更区間を黄色の線を表示しております。柳沢地区のコメリ入り口付近の幹線管渠100メートル、NTT 山田電話交換所付近のNo.46—1 マンホールを減工しております。また、管渠延長の減に伴い、マンホールも 3 カ所

減とし、マンホール設置工は2カ所となりました。

次に、資料3をごらんください。小口径推進工法の詳細図で、黄色い部分が現行の部分となります。図面左側となりますが、45号路線、N T T山田電話交換所付近のNo.46—1の立て坑が深さ11.2メートルでとまり、引き上げを試みましたが、引き上げは不可能となりました。そのために鋼製ケーシングを深さ11.2メートルまで存置し、存置したケーシングの内側に再度鋼製ケーシング13.2メートルを建て込んで立て坑を掘削しております。また、No.46—1マンホールは事業費の調整から減工しております。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額1億692万に今回消費税金額94万680円を加えた金額1億786万680円で、完成工期は変更前、平成28年2月22日を32日間延長し3月25日までとして、平成28年2月12日に変更契約を締結したところであります。

以上、報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

済みません、基本的には専決には口出したくなかったのですが、ちょっと議案の33号と絡んでくるので、そっちで聞けと言うなら聞きますけれども、こっちのほうがわかりやすいと思いますので、こっちのほうで聞かせてもらいます。

規模がとりあえず縮小にはなりましたよね。縮小になったのに日数は伸びていくと。しかも、金額までまたふえていくと。33号に行けば、ここでやめた部分を引き継いでいくのに、そっちが上がっていくのはわかります。ちょっと私は、ここで整合性がとれないと思うのですが、その辺をちょっと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

27—1工区は、平成26年度の繰り越し事業で、結局事業費を調整しなければならなかったということとで延長を短くしております。あとは日数についてなのですが、日数についてはどうしてもケーシングがとまりましたので、その詳細、再度立て坑の掘削をする方法を検討して日数が延びております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

期間が延長したのは、難しい工法だからとか、強い岩盤が出たからというので、それはそれで納得

はできる話です。ただし、繰り越し事業だからといって予算が決められてはいますが、実際難しくなった仕事の分、それ分工賃が高くなったとか、普通だったらほかに回してしまった仕事ではないですか、これ。33のほうで引き続きやるのだから。それでふえていくのはおかしいのではないかというのを聞いているのです。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

立て坑の工事が、最初は立て坑を1回やった後に再度、もう一度立て坑、ケーシングを二重に建て込んでおります。そのために工事が増額となっておりますので、そのところのご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第11号 山田町行政不服審査会条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第11号 山田町行政不服審査会条例の制定について、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

行政不服審査法は、行政庁の処分、その他の公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立てについての一般法であり、国、地方を問わず行政庁の処分に幅広く適用されるものであることなどの特徴を備えたものであります。昭和37年の制定以来50年以上実質的な法改正がありませんでしたが、行政手続法の制定など関係法制度の整備、拡充を踏まえ、全部改正された行政不服審査法、以下改正法とありますが、平成26年6月13日に公布、本年4月1日に施行されることとなり、不服申し立て構造の

見直し、審理員制度などが導入されることとなりました。この条例は、法改正により導入された新たな諮問手続に伴い、当町において第三者機関を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的として制定しようとするものであります。

それでは、条例の概要についてご説明申し上げます。第1条は、この条例の趣旨を規定しようとするものであります。

第2条は、行政不服審査会の設置について規定しようとするものであります。改正法により不服申し立ての状況に鑑み、事件ごとに非常設の機関を設置し、また調査審議が終了したときは廃止する旨、規定するものであります。

第3条は、審査会の委員の定数について規定しようとするものであります。

第4条は、審査会の委員の要件等について規定しようとするものであります。

第5条は、審査会の会長及び職務代理について規定しようとするものであります。

第6条は、審査会の会議に係る要件について規定しようとするものであります。

第7条は、条例の規定以外の審査会の運営事項等に関して審査会内で決定する旨、規定しようとするものであります。

附則であります。改正法の施行期日が本年4月1日とされていることから、本条例の施行期日を同日としようとするものであります。

以上が提案理由の説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第11号 山田町行政不服審査会条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第４、議案第12号 山田都市計画事業織笠地区（跡浜区域）震災復興土地区画整理事業施行条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第12号 山田都市計画事業織笠地区（跡浜区域）震災復興土地区画整理事業施行条例について、その提案理由と制定の内容について説明いたします。

今回の条例の制定は、東日本大震災により甚大な被害に見舞われた織笠地区跡浜区域の復興を土地区画整理事業により進めるため制定するものです。

それでは、第１条から順に条例の概要について説明してまいります。第１条は、事業に関し、法令で必要な事項を定めるという趣旨規定であります。

第２条では、土地区画整理事業の名称を、第３条では施行地区に含まれる地域の名称を、第４条では事業の範囲を、第５条では事務所の所在地を規定しております。

第６条では、事業に要する費用の負担を規定したものです。

第７条から第15条までは、換地計画や仮換地指定などを審議する土地区画整理審議会の設置、委員、運営などについて規定したものです。

第16条から第20条までは、基準地積の決定の方法を規定したものです。

第21条から第23条までは、評価員の定数、宅地及び権利の評価について定めたものです。

第24条から第30条までは、清算金に関する算定、徴収、交付、督促手数料などを規定したものです。

第31条から第36条までは、雑則として建築許可申請の経由、宅地及び建築物等の権利異動の届け出、換地処分の特例、公告の方法などを規定したものです。

なお、この条例は事業の事業計画決定の公告の日から施行するものです。

また、別表については、第28条で規定する清算金の分割徴収または分割納付期限、分割の回数について規定したものです。

以上、提案理由と制定の内容について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第12号 山田都市計画事業織笠地区（跡浜区域）震災復興土地区画整理事業施行条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第13号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第13号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適性を確保するための措置を講じることとされた地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されることになりました。これに伴い、地方公務員法第58条の2第1項の規定に基づいて行う人事行政の運営等の状況の公表事項について、新たに人事評価及び退職管理が追加され、勤務成績の評定が削除されたことから、所要の改正をしようとするものです。

それでは、資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所です。第3条中、第2号に「人事評価の状況」、第7号に「退職管理の状況」をそれぞれ加え、同条第8号中「及び勤務成績の評定」を削るほか、所要の改正をしようとするものであります。

次に、条例本文をごらんください。附則であります。この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

その条例改正について特にということでないのですけれども、中身について、ちょっとわかりづら

いと言えは変ですけれども、条文。実際に山田町でこれを改正した場合にどのような影響ということが出てくるのか、ちょっと説明いただきたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

今回の改正は、国のほうで人事行政の運営等の状況の公表ということで、その部分で今回の条例改正部分は提案しましたが、その中では今まで勤務評価としていたものをこれからは人事評価制度の導入をしていくということでございます。勤務評価から人事評価ということで、職員がその職務を遂行するに当たり、その能力とか業績を把握した上で上司がそれを評価して、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎としようということでございます。平たく言えば、これから役場職員の人事評価制度が始まるということでございます。

また、退職管理の状況の部分でございますが、これは一般的に公務員が退職したような場合、自分が元いた部署と同じような仕事をしている会社についたときに、口ききといいますか、退職後の会社から元の例えば役場に来て、うちのほうの仕事のあっせんに関する口ききをしたりとか、そういうことは禁止しますというような内容が含まれているものでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番、いいですか。

○2番田村剛一議員

いいことにしましょう。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第13号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法、以下改正法といいます、の施行に伴い、審理手続に関する見直しのほか、法律番号や引用条項、用語の整理など必要な措置を講ずるため、関係条例を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げます。資料1をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所であります。第1条による改正は、山田町行政手続条例の一部を改正しようとするものであります。

第3条第8号の改正は、異議申し立てを削ろうとするものであります。これは、改正法で行政庁の処分に関し、行政庁への異議の申し立てを廃止し、原則として審査請求に一元化することに伴うものであります。

続きまして、資料2をごらんください。第2条による改正は、山田町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。第4節の説明の改正は、行政手続条例の改正と同様、審査請求一元化に伴うものであります。

第25条の2の改正は、審理員制度の適用を除外することについて規定しようとするものであります。改正法では、審理員審理が導入され、審理手続の公平性の向上を図ることとしておりますが、既存の審査会で審理の公平性が確保される場合は適用除外とすることが規定されております。このため当町の個人情報に係る不服申し立てについては、既存の審査制度を存置し、審理員制度の適用を除外しようとするものであります。

第26条第1項の改正は、行政庁の処分だけではなく、不作為についても審査請求ができることや審査会への諮問手続及び用語の整理について所要の改正をしようとするものであります。

第27条、第28条及び第31条の改正は、改正法に伴う用語の整理等、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、資料3をごらんください。第3条による改正は、山田町情報公開条例の一部を改正しようとするものであります。

第16条の2の改正は、個人情報保護条例と同様、情報公開の開示決定等に係る審査請求については

既存の審査制度を存置し、審理員制度の適用を除外することについて規定しようとするものであります。

第17条第1項の改正は、行政庁の処分だけでなく、不作為についても審査請求ができることや審査会への諮問手続及び用語の整理について所要の改正をしようとするものであります。

第2項の改正は、審査会の諮問に際し、弁明書等の写しを添付する旨、規定しようとするものであります。

第18条、第19条、第22条及び第27条から第30条までの改正は、用語の整理について所要の改正をしようとするものであります。

第31条の改正は、審査会に提出された意見書や資料の写しについて、審査請求人等へ送付することや閲覧等の手続について規定しようとするものであります。

第32条及び第33条の改正は、用語の整理について所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、資料4をごらんください。第4条による改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

第20条の3第2項の改正は、法律番号及び引用条項の形式的な改正であります。

続きまして、資料5をごらんください。第5条による改正は、山田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

第4条の改正は審査申し出に係る申出書の記載事項等について、第6条の改正は書面審理を行う場合における手続について、第11条の改正は固定資産評価審査委員会が作成する決定書の内容について、またその他引用する条項等について、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、資料6をごらんください。第6条による改正は、山田町手数料条例の一部を改正しようとするものであります。本条例の改正については、提出書類の写し等の交付をする際の手数料について規定しようとするものであります。第1条では趣旨について、第5条では手数料の免除について、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

別表の改正は、手数料を徴収する事務、名称及び金額について規定しております。31として審理員が行う提出書類等の写し等の交付手数料について、32として第三者機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料について、それぞれ白黒の場合は1枚につき10円、カラーの場合は1枚につき20円とそれぞれ追加しようとするものであります。

続きまして、資料7をごらんください。第7条による改正は、山田町土地改良事業の施行による経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正しようとするものであります。第4条第1項及び第2項の改正は、異議申し立てを審査請求に改め、また審査請求期間を30日から三月に改めようとするものであります。これは、改正法で行政庁の処分に関し、処分庁への異議申し立てを廃止し、原則として審査請求に一元化することに伴う改正であり、手続保障の水準の向上を図ろうとするものであります。

改正本文に戻っていただきまして附則であります。第1項では改正法の施行期日が本年4月1日

とされていることから、本条例の施行期日を同日としようとするものであります。

第2項は、第5条による改正後の山田町固定資産評価審査委員会条例の規定については、平成28年度以後の年度分の申し出について適用し、平成27年度分については、なお従前の例によるものと適用区分を定めようとするものであります。

以上が提案理由の説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番木村洋子議員

私もちょっと勉強不足であれなのですけれども、審査請求されたというか、そういうものは結果としてなののですけれども、それはある程度きちとしたものができて、それは議員のほうにもこういうふうな結果になりましたとか、そういうことを示してくれるというか、そしてそれを議員が質疑とか受けてくれるというような体制なのかどうかということと、あとこういう昭和37年以降改正になっていなかったけれども、今回こういうふうに改正になったということは時代のニーズというか、そういうのということだと思うのですが、それは震災関連死とか税金のこととかいろいろとあると思うのですが、そういう時代の背景があったからかどうか、そこら辺をお願いしたいです。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議員ご質問の1点目の公表の関係でございますけれども、さきの全員協議会でも説明しましたとおり、審理の迅速性の確保等ということの中に不服申し立てに関する情報の提供や不服申し立ての処理状況の公表を努力義務化というふうに規定してございますので、山田町といたしましては、これはプライバシーの関係もございますので微妙なところもございますが、それらを極力考慮しながら、できる限り情報の公開には努めてまいりたいというふうには考えております。

また、今回の改正の経緯でございますが、多分そういった時代の流れ、さまざまな今までのそういった審査請求なり、そういった部分に関して、なかなか思うようにいかないとか、不都合が出てきたという事例が多くなってきたということからもあると思いますし、またそういった一般的な不服審査、そういったものがふえているという実情もあるのかなというふうには推察しております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

はい、わかりました。すごく問題が深いと思いますので、私も勉強しながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第15号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第15号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している地方公務員法の条項に移動が生じることと、学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所です。第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、第10条の2第1項第2号中「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えるものであります。

次に、条例本文をごらんください。附則であります。この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

これは、休日、子供さんのことから介護のことから、例えばその職場で休日をとって休めば、もちろん仕事ができなくなるのです。これは、前もってきちんと連絡をしてからとるような工夫なことのようにですけども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

休むときの申請の仕方ということでございますか。当然休む職員は、事前に所属長なりの決裁を得て休むものと、そういうふうに決まっております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第15号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

平成27年8月6日に人事院より国会及び内閣に対して公務員給与改定などの勧告がなされました。その内容は、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映し、民間給与と公務員給与の比較において月例給、特別給のいずれも民間給与が公務員給与を上回っていることから、それらを引き上げることとしたものであります。

一方、県人事委員会においては、同年10月19日に県議会及び県知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告がなされたところであります。岩手県においては、職員給与と県内民間給与を比較したところ、若年層においては月例給、特別給のいずれも民間給与が職員給与を上回る結果となったことを受け、若年層の給料水準を引き上げ、高年齢層の給与を引き下げる方向で勧告がなされたところであります。

このような状況を踏まえ、本町においてはこれまでと同様に人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額を0.21%、勤勉手当支給月数を100分の10、それぞれ平成27年4月1日にさかのぼり引き上げ改定し、平成28年4月1日からは給料月額1.0%の引き上げ改定などを行うため、関係条例を改めようとするものであります。

改正する条例第1条は、給料月額と勤勉手当の支給月数の改正で、27年4月1日に遡及適用しようとするものです。

それでは、新旧対照表により改正内容を説明します。資料1をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所であります。第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加えるものです。給料月額は、改正後の別表第1、行政職給料表のとおり改めようとするものです。

改正する条例第2条は、給料月額と勤勉手当の支給割合の改正、加えて地方公務員法の一部改正に伴い級別職務分類表を定めるもので、平成28年4月1日から施行しようとするものです。

資料2をごらんください。第4条第3項中「規則で定める」を「別表第2のとおりとする」に、第23条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改め、資料2の4ページにあります級別職務分類表を別表第2として加えるものであります。

資料2の1ページにお戻りください。第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改めるもので、第1条において引き上げた勤勉手当支給月数、再任用以外の職員の100分の10、再任用

職員の100分の5をそれぞれ6月と12月に均等に配分し、支給割合を変更しようとするものであります。給料月額、改正後の別表第1、行政職給料表のとおり改めようとするものです。

改正する条例第3条は、特定任期つき職員の給料月額と期末手当の改正で、平成27年4月1日に遡及適用しようとするものです。

資料3をごらんください。第7条第1項の表中、1号給から4号給まで給料月額を引き上げようとするものです。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加え、改めようとするものであります。

改正する条例第4条は、特定任期つき職員の給料月額と期末手当支給割合の改正で、平成28年4月1日に施行しようとするものであります。

資料4をごらんください。第7条第1項の表中、1号給から4号給まで給料月額を引き下げようとするものです。

第8条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改めるもので、第3条において引き上げた期末手当支給月数100分の5をそれぞれ6月と12月に均等に配分し、支給割合を変更しようとするものであります。

次に、改正本文10ページをごらんください。附則であります、1としまして、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条及び第4条の規定は平成28年4月1日から施行しようとするものです。

2として、第1条の規定及び第3条の規定については、平成27年4月1日から適用するものです。

4として、改正前の給与条例及び任期つき職員条例により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例及び任期つき職員の条例により支給される給与の内払いとみなすものです。

6として、これは給料表の切りかえに伴う経過措置であり、改正前に支給されていた給料月額に新しい給料表の給料月額が達しなかった場合は、その差額に相当する額を給料として支給しようとするものであります。平成28年3月31日現在の給料額は保障し、給料の引き下げについては段階的に実施しようとするものであります。

10として、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

改定そのものについては、これは人事院勧告に従ってやっていますので、ちょっと確認だけしてお

きたいのですけれども、最初の1ページのところの給料表というのは、これは人事院勧告による、これは国家公務員の給料表か、それとも県の給料表かどうか。

それからもう一つは、折り込みの給料表があります。これが町の給料表だと思うのですけれども、若干町のほうの給料表が下がっておりますよね。これ従来からそうなのだろうと思うのですが、町の給料表はどういう形で作成してこういう給料表になっているのか、その点教えていただきたい、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

質問の給料表でございますが、これは県の給料表ということで、給料表に関しましては、町は県の給料表を使わせていただいているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

確認というのは、1ページについて、最初の給料表がありますよね。今の説明したの、1ページ。これは恐らく、そうすればこれは国家公務員と、県ですか。県に従って作成しているとありますけれども、折り込みのほうの数字がちょっとやっぱり違っています。ですから、それをそのまま準用しているわけではないと思うので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

非常にわかりづらい条例改正で大変申しわけございませんが、1ページ目の部分は、これは人事院勧告により上げた際の給料表ということでございます。後ろのほうは、先ほどの説明にもございましたが、第1条で上げて、第2条で引き下げるという勧告でございますので、後ろの表の折り込みは、第2条に関する部分は、この第1条よりは下がっているというところがあるということでございます。

（「意味が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議員さん言っている1ページの給料表は、資料の折り込みのところの別表第1の改正後の給料表と一致するものでございます。最終的に第2条で、一旦この改正後のこれに合わせたものを、次の資料を別表第1の第4条関係というところで、今度は改正後で28年4月1日から引き下げていくと、2回やると。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

最後確認です。そうすれば、県の給料表と町の給料表は同じと。ということは、ちょっと変な言い方ですが、県の給与と町の給与は同じというふうに理解してよろしいでしょうか、その辺説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

ここにある給料表は同じなのですが、ご承知のとおり県のほうは上級職とか中級職とかさまざまな階層がございますので、もう少し県の給料表の幅がございますので、ご質問の1等級から6級までは県と同じと、県はさらにこの幅がまだあるよということでございます。

○議長（昆 暉雄）

2 番、いいですか。

○2 番田村剛一議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

それでは、私が質問すると、前のここにいたような方が質問するようではないと言われるかもしれませんが、あえて議員1年生として改めて質問させていただきます。いつもの年だと人事院勧告も年内に出ていますが、何でこの時期にこのような改正が出てきたのか、1つ伺いたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

ご承知のとおり国会の関係でございます。国のほうでは、通常年末に臨時国会を開くわけですが、去年の場合は臨時国会を開かないで、年明け早々の国会審議となったということで、国が年明けに給料表を改定し、国からの指導等もございますが、地方においては国が改正しないうちはやるなというような指導が入っていますので、国、県、町というような流れで各市町村、今の時期になっているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、大変いろんなものに注意をかけなくて質問したのですけれども、そうすれば国のほうは全てそういう手続は完了したので、市町村の自治体でもこのようなのを議案として提出してよいという準備ができたためにこうして提出するわけですね、確認です。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

ちょっと厳しい質問でございますが、ボーナスは別として私、議員になりたてのとき、当時の総務課長さんに、同じ人間だから一生懸命頑張っている人もいるし、だめなのもいるわけだ、はっきり言って。だから、「勤勉手当に差つけることはできないのか」と質問したのです。そうしたら、答弁が「いや、何だって、さてそれ」ということの答弁だったのです。それで、「おめさん、何のために総務課長やっているや」と、こう餓鬼のころ質問したことあるのです。それを直すことできないですか、勤勉手当を。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

先ほどの公表に関する13号ですか、議案第13号でもご説明しましたが、これからは人事評価が導入され、その中には勤勉手当に関する部分、給料に当然勤勉手当、そういった勤勉条項に関する部分も含まれますので、議員おっしゃるようにこれからは2回の評価を、年2回行うということで、反映をするようになるというふうにこれから動いていくものと思っております。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

なぜ今私がこういう質問をしたかというのは、やっぱり人間は一生懸命やればもらうにいいよと、怠けていればもらえないんだと、だから格差をつけたほうがいいと思うのです。変な話、片っ方が50なら、片っ方には100から120ぐらい上げるとか、それぐらいのこれから行政マンも考えていったほうがいいのではないかなということで質問しました。いっぱい上げたいけれども、みんなに。一生懸命やっているから。そうもいかないだろうから、ただ格差というのは必要です。一生懸命やっている人はよくと、怠けているのは少しマイナスというふうにお願いします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩をいたします。再開は、午後1時といたします。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

その前に総務課長より4番議員の質疑に対する答弁を訂正したい旨申し出がございますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長(花坂惣二)

貴重なお時間を頂戴して大変申しわけございません。先ほどの黒沢議員との質疑のやりとりの中で、私の発言に一部不穏当な部分があったので、削除させていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

進行いたします。

日程第9、議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(花坂惣二)

議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改

正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、議案第16号でご説明申し上げた人事院勧告等に準じた期末手当支給月数の引き上げと農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新設された農地利用最適化推進委員等の報酬の額を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

改正する条例第1条は、期末手当の支給月数の改正で、平成27年4月1日に遡及適用しようとするものです。

それでは、新旧対照表により改正内容を説明します。資料1をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所であります。第10条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、附則に12として「平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により在職する教育長についての地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項に規定する廃止前の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の適用については、同条例第9条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。」を加えるものです。

改正する条例第2条は、第1条で引き上げた期末手当の支給月数100分の5を6月と12月に均等に配分し、支給割合を変更しようとするものであります。加えて農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新設された農地利用最適化推進委員の報酬の額を定めるとともに、新たに農地等の利用の最適化の推進業務が加わることとなった農業委員の報酬を引き上げるための改正で、平成28年4月1日から施行しようとするものです。

資料2をごらんください。第10条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改め、附則に13として「平成28年4月1日以後における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により在職する教育長についての地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項に規定する廃止前の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の適用については、同条例第9条第2項中「100分の147.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の162.5」とあるのは「100分の165」とする。」を加え、別表中、農業委員会の報酬を会長、年額30万円を年額32万4,000円に、会長職務代理者の区分を新たに設け、報酬を年額26万4,000円、委員、年額23万円を年額24万円に、農地利用最適化推進委員の区分を新たに設け、年額21万6,000円と改めようとするものです。

資料3をごらんください。農業委員会等に関する報酬の改正案は、特別職報酬等審議会に諮問し、答申をいただいたものであります。

次に、条例本文2ページをごらんください。附則であります。1としまして、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定は平成28年4月1日から施行しようとするものです。

2として、第1条の規定については平成27年4月1日から適用するものです。

3として、改正前の給与条例により支給された給与は、改正後の給与条例により支給される給与の

内払いとみなすものです。

4として、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

消防団については、先ほど岩泉とか宮古と同じにそろえるというふうなことだったのですが、農業委員のほうを上げるというのはどういった理由なのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

このほど農業委員会法の改正により、説明いたしましたように新しく農業委員会の組織が改編になるものでございますので、それとあわせて農業委員会会長等の報酬を見直したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

見直しの基準になっているというのは、やっぱり他市町村と比較ということでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

今回の農業委員会法の改正は、岩手県内で全て行われるわけでございまして、会長の給与等も県内多くのところで改正をいたしておるところでございます。内陸地方と沿岸地方、それぞれ農地の規模とかさまざまな違いはございますが、いずれ沿岸の農業委員会の会長等の給与と比較して、山田町としてこのような額が適当であろうということで審議会に諮って諮問いただいたということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第18号 山田町における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議案第18号 山田町における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律が一部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関連する条項を改めようとするものであります。

それでは、資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いている部分が今回改正しようとする箇所です。第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改めるものであります。

次に、条例本文をごらん願います。附則において、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容について申し上げました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第18号 山田町における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第11、議案第19号 山田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(佐々木達彦)

議案第19号 山田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の条例の改定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次地方分権一括法の施行に伴い、公営企業法の一部が改正されたことを受けて改正するものであります。

改正前においては、毎事業年度生じた利益処分については議会の議決によることでしか定めることができず、資本剰余金に至っては政令で定める場合を除くほか処分することができないとされておりました。この法令改正により、法定積立金の積み立て義務が廃止され、条例の定めることによっても利益剰余金及び資本剰余金を処分することができるようになりました。法令改正は、平成24年4月1日に施行されておりますが、本町では利益が発生した平成25年度及び平成26年度決算におきましては、従来どおり議会の議決の決算認定の議決を経て処分を行っております。しかしながら、利益の処分については毎事業年度発生するため、議会の議決ではなく、条例化の定めにより処理するほうが事務処理の効率化を図ることができるものと考えられることから改正するものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所であります。現行条例の第4条から第7条までを2条繰り下げ、ここに新たに第4条及び第5条の2条を加えます。

第4条は、利益の処分方法及び積立金の取り崩しについて規定しており、第1項では利益処分の具体的な基準として、毎事業年度から繰り越した欠損金があるときは利益をもって欠損金を埋める。なお、残額があるときは、次の各号に掲げる区分に応じて積み立てなければならないとし、第1号では企業債を有するときは補填残額の20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立て、第2号では

企業債を有しないときは補填残額の20分の1を下らない金額を利益積立金として積み立てるものと定め、第2項では第1項の規定により積み立て、なお利益の残額がある場合は、その残額の全部または一部を利益積立金または建設改良積立金として積み立てるものと定め、第3項では各積立金の目的と、その目的以外の使用ができないことと定め、第4項では議会の議決を得た場合については、積立金を目的以外の使途に使用することができると定めようとするものです。

第5条は、資本剰余金の処理などの規定で、第1項では資本剰余金はその源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てることができることを定め、第2項では資本剰余金の処分を定めようとするものです。

改正本文に戻りまして、附則ですが、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第19号 山田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第12、議案第20号 山田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第20号 山田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

消防団員の報酬は、平成14年度の改定を最後に14年間据え置きとなっております。この間消防団の活動は、地震、津波や大雨災害の出動、各種行事等への警戒だけにとどまらず、特に東日本大震災発災以降、行方不明者の搜索、国民保護や災害時要配慮者への対応など年々広範囲に及んできているところであります。そのことから、消防団員へ寄せられる町民の期待は高まるばかりであります、その一方で生業の傍ら、休日や昼夜を問わず活動する中で、団員の経済的負担の増加も懸念され、このままでは団員不足を招く要因になりかねないところであります。その中で、消防団員の報酬額及び出動手当である費用弁償額は、宮古市、岩泉町を下回っているところであり、このことから両市町を下回る階級の報酬額と費用弁償額を見直し、同額となるよう、それぞれ引き上げしようとするものであります。

それでは、資料1の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとするところであります。第12条の表中、団長13万円を14万円に、団員2万3,000円を2万4,000円に引き上げ、第13条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と」を「1回につき2,000円を支給」に改め、同項各号を削り、同条第2号に「前項の規定にかかわらず、1回の従事時間が8時間を超える場合は、その超える時間8時間以内ごとに2,000円を加算して支給する。」を新たに加えるほか、所要の改正をしようとするものであります。

資料2をごらんください。この改正案は、特別職報酬等審議会に諮問し、答申をいただいたものであります。

次に、条例本文をごらんください。附則であります、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

今度、平成14年度以来の改正になるようですけれども、かなり年数たっているわけですが、宮古広域地区において、宮古市、岩泉町ともこのような10年以上もたつての改正かどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（里舘敏彦）

岩泉町におきましては、26年4月1日に改正をしております。また、田野畑においては平成16年3月29日に改正しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、山田は突出してかなり間隔があいたようなのですけれども、金額的には余り大差なく今度改正しているようですが、これ思いつきと言えは悪いのですけれども、そういう何年後、10年以上もたって思いついたように改正するのではなく、周辺のほうの市町村の動向も見ながら、できるだけ上げ幅が大きくなならないよう、間隔が長くなならないようにこれから配慮したほうがいいかと思うのですけれども、その辺の見解はいかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（里舘敏彦）

今後ともそのような形で考慮しながら進めていきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

1 つだけ。今この中で、団長と団員、あとこの中に部長とか班長のあれはないのですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（里舘敏彦）

班長とか、それから副分団長、部長さんについては、他の例えば岩泉町さんと同額でございます。

○9 番阿部吉衛議員

はい、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を打ち切ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第20号 山田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第13、議案第21号 山田町生活管理指導員派遣手数料条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長(昆 秀樹)

議案第21号 山田町生活管理指導員派遣手数料条例を廃止する条例について、その提案理由についてご説明申し上げます。

生活管理指導員派遣事業とは、要支援や要介護にまで至らない方で、家族や親族など支援する方がいない方に対して生活管理指導員を派遣して、日常生活に対する支援、指導を行い、要介護状態への進行を予防することを目的とする事業であります。これまで補助対象となる地域支援事業として実施されてきましたが、この見直しが行われ、地域支援事業として実施することができなくなったことに加え、現在対象となる利用者がいないこと、また今後も他のサービスなどにより調整が可能であることから当事業を終了し、事業の手数料を定める当該条例を廃止しようとするものです。

なお、この条例は28年4月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

今の廃止する理由の一つに対象者がいませんということだったのですけれども、難しいのかもしれないのですけれども、対象者の把握はどのような形でしているのでしょうか。

○議長(昆 暉雄)

国保介護課長。

○国保介護課長(昆 秀樹)

お答えします。

この事業につきましては、この事業を希望する希望者からの申請によりまして把握しております。

○議長(昆 暉雄)

4番。

○4番黒沢一成議員

申請ということなのですからけれども、私もこの言葉は余り聞いたことがなかったのですけれども、生活管理指導員さんとかと余り聞いたことがなかったのですけれども、多分一般の方も知らないのかなとは思っています。ただ、民生委員さんとかいて、ある程度そちらの方面から必要な人の把握とかはできるのかなと思うのですけれども、そちらのほうからのこういう方がいますよみたいなのはないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（昆 秀樹）

当事業の対象者は、基本的には自立できる人であります。日常生活上の基本的動作は自分でできることが可能な方であることから、生活上困難になることはないものと考えておりますが、現在利用している対象者はおりませんが、今後対象になりそうな方があった場合には個々に相談に応じながら、必要がある場合、他のサービス等について調整してまいりたいと考えております。

○4番黒沢一成議員

わかりました。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第21号 山田町生活管理指導員派遣手数料条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第22号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

議案第22号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、その

提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

宮古地区広域行政組合のし尿処理施設は、宮古衛生処理センターが昭和63年11月より、第2衛生処理場は平成11年4月より稼働を開始されましたが、両施設とも老朽化により設備、装置及び機器等の計画的、効率的な改良、更新による機能回復が必要な状況となっていることから、平成28年度に国の循環型社会形成推進交付金を活用し、し尿処理施設の基幹的設備改良工事を開始するため、構成市町村の経費の負担割合に関する規定を追加するものであります。

それでは、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。アンダーラインを引いた箇所が改正する部分であります。別表第1号中「第22号」を「第23号」に改め、同表に第23号を加え、負担すべき経費欄に「平成28年度施行に係るし尿処理施設の基幹的設備改良に要する経費」を、負担割合の欄に「宮古市63.60パーセント、山田町16.90パーセント、岩泉町13.91パーセント、田野畑村5.59パーセント」を加え、負担すべき経費と負担割合を定めようとするものであります。

別紙改正文本文に戻りまして、附則としてこの規約は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

負担割合が均等割10%、人口割90%ということで、これは23項に、別表のほうに63.6とかと各市町村の割合が載っているのですけれども、これは何に対する、事業費に対するパーセントなのか、それとも人口割でやったパーセントなのか、ちょっとわからないので説明をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

この負担割合は、人口割を利用するものではなくて、し尿の搬入量の利用割、あとは当初の施設設備を建設するときの均等割の部分がありますので、そっちのほうの割合を利用したということです。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それでは、確認いたします。この各市町村の割合は、投入割合という解釈でよろしいですか。それに人口割も加味されているということですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

そうです。向こう10年間のし尿の搬入量等を、各市町村の部分进行計算して、それにより計算されたものとなります。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、これから山田町でも今復興しています下水道事業、それらについてを加味しての負担割合と考えてよろしいですか。それとも、向こう10年間と言いましたか、そうすれば上水の普及も出てくると思うのですけれども、それらを考慮した上での負担割合になるのかどうかお聞きしたいです。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

これから下水が普及していくことによってし尿、くみ取りの量は減っていくということですが、その辺を計算してし尿の量が減っていく部分も加味しての利用割合ということです。

○議長（昆 暉雄）

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第22号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第15、議案第23号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議案第23号 字の区域の変更に關し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

変更の目的は、農用地災害復旧関連区画整理事業山田地区（織笠工区）について、施工区域内における圃場や道路及び排水路の規模や位置が変更になったことから、整備後の道路や排水路の位置に合わせて字区域の変更を行うものです。

概要について説明いたしますので、資料1と資料2をごらんください。資料1が変更前、資料2が変更後の字界図になります。変更前の資料1では、織笠第1地割、第2地割及び第3地割の字界は水路などで区分されており、図では字界を青色で表示しております。変更後の資料2では、整備後の道路や排水路等の線形に合わせて変更するもので、図では変更する字界の部分を赤色で表示しております。資料3は、字区域が変更となる地番を表示しており、資料4ではそれぞれの字区域に編入される地番及び面積となります。

なお、この字区域の変更については、土地改良法第54条第4項規定で、換地処分公告を行った日の翌日からその効力を生ずるとしております。

変更時期につきましては、平成28年12月ころを予定しております。

以上、提案理由と概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第23号 字の区域の変更に關し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第16、議案第24号 財産（建物）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第24号 財産（建物）の取得に関し議決を求めることについて、その提案理由とその概要についてご説明申し上げます。

取得の目的は、下条団地災害公営住宅として附帯施設などを含む建物20戸を買い入れしようとするものです。

それでは、概要について説明いたします。資料1をごらんください。青色に着色した箇所が建設する位置を示したもので、漁集事業大沢第2団地隣接地に建設するものです。

次に、資料2をごらんください。団地の計画配置図であります。取得する建物は、木造平家建て、赤で着色している2DKタイプが10戸、青で着色している2階建て3DKタイプが9戸、黄色で着色している2DKタイプの車椅子用が1戸、合計20戸となっております。床面積は、2DKタイプが15.75坪、3DKタイプが21坪、2DKタイプの車椅子用が16坪となっております。団地内の道路は、公道に接続する計画となっております。

資料3をごらんください。土地区画整理事業区域側から見た住宅の完成予想図となっております。

議案本文に戻りまして、取得の相手方は岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構で、取得予定金額は消費税込み8億1,326万7,000円であります。

以上、提案理由と取得の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

細かいことなのですが、資料3を見て、1戸1戸の間に境目のフェンスのようなのはあるのでしょうか。下条団地に限ったことではないのですが。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

境のフェンスについては、今回設置しない予定でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

例えば希望が丘団地とかだと、うちとちはつながっているけれども、庭はフェンスで仕切られているわけですが、何か間にフェンスがないと、もともと敷地自体が広くないので、隣との境目

が曖昧になって、物を置いた置かないとかのトラブルのもとになるような気もするのですけれども、フェンス設置したほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

境に関しましては、角、角には境界ぐいを表示しますので、それで境はわかると思いますので、それで了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

では、要望としてフェンス設置したほうがいいと思います。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

この20区画の土地、全体的に何坪あるか。1 区画の土地は何坪ぐらいになっているか。あとは、この建物の単価が幾らだか説明してください。3 点。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

1 区画につきましては、基本的には40坪を基本としておりますが、若干大きい場所もございます。敷地の形状によりまして若干40を超えている場所がございます。あと建物のほうの単価でございますけれども、建物本体でいきますと坪当たり約108万円ぐらいの単価になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

1 つだけ確認しておきたいのですが、せっかくこの宅地内の道路は、見ると6メートルなのですが、何でも、何でこの右側だけ4メートル50に狭めたのですか。敷地の関係で、左右からもそうだし、入るメイン道路が4メートル50で、中が6メートルなので、これらはまだつくっていないのに6メートルに統一できないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

大沢第2団地の整備に関してなのですが、高台住宅団地のほうに向かう道路については、災害公営、左側の6メートル道路を基本としております。それと、既存道路であります大沢林道に向かいます右側の道路、その道路も6メートル道路となっております。災害公営住宅部分、右側の道路については4.5としているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

言っている内容は、何でできないのかということですが、そのことについて答弁を。6メートルにできませんかということ、何か理由あるのですかということ。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この4.5メートルの道路については、主に災害公営住宅を利用する方の道路という位置づけにしている関係でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今の答弁はおかしいと思います。道路、災害公営住宅、個人の道路ではなく公道ですよ。避難道路にもなるのですよ。救急車も入りますよ。おかしいのではないですか、今の答弁の仕方は。災害公営住宅ということは、災害公営住宅の方々の道路という理解ですね。ほかの方々は誰も通るなということでしょう。公道であれば公道なりにちゃんとしないと、今の答弁だと納得できません。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時47分休憩

午後 1時47分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。まず、災害公営、右側につきましては民地でございます。民地の部分については買収しておりませんので、必要最小限の道路で災害公営住宅分の面積を確保しつつ道路を確保するという目的で4.5メートルというふうになったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

民地だから買収できないという、では用地交渉したのですか。でなければ何で、見ると車椅子のところに空地がありますが、公園用地ではなく。それらも左側にずらしたら十分に用地は確保できるのではないですか。やっぱり民地だからだめだと、交渉した経緯があるのであれば教えてほしいし、これそもそも20戸を建設するのに20戸が妥当かどうかわかりませんが、であればこういう逆説で、災害公営住宅に行くので4.5メートルにしてしまったら、災害公営住宅の中の道路も4.5でいいのではないですか。道路は大事なために災害公営住宅の中も6メートルにしたのでしょう。何かその辺は、その場のぎではなく、ちゃんと話、答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩いたします。

午後 1時49分休憩

午後 2時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

道路の幅員につきましては、区画整理事業で実施している道路の幅員、メイン道路となるもの、あと4.5で整備するものとの整合性をとりながら進めたものでございます。大沢第2団地につきましては、高台への上がるメインとなる道路につきましては6メートルで整備されておりますし、大沢林道につながる道路、既存道路でございますが、その部分についても6メートルでございます。大沢の第2団地につきましては、都市計画決定をいたしまして整備しているものでございます。その中で整備するこの部分の道路につきましては、区画整理との取りつけ4.5メートルに合わせた形で災害公営住宅側の道路の幅員も決めたものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今の答弁は、あべこべな答弁しています。3回だから言うけれども、区画整理で決めた4.5に合わせるというのなら、左側は何で区画整理に合わせて6メートルなの。右側の4.5メートルの上のほうの売ったところの土地は、道路は6メートルでしょう。これ3回で終わるから大変だけれども、だめだぞ、これは。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

6メートルの部分の道路につきましては、大沢中央通り線とのつながりの部分で6メートルの幅員が確保されていますので、その続きで同じ幅員6メートルということでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であるのであれば4.5メートルのやつが、災害公営住宅の上の山田町で分譲した土地、道路、何でそこに行くと6メートルになるの。途中まで4.5でいって、何で上から6メートルになるの。だから、俺はおかしいとしゃべっているでしょう。だから、例えば、それなら災害公営住宅と売った土地の間は6メートル、これは何、どっちに合わせて6メートルなの、中も。だからおかしい。これで終わりだかどうか、まだ俺納得できません。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩し、全員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時03分休憩

午後 2時10分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

質疑はございませんか。あとは質疑ありませんか。1番。

○1番阿部幸一議員

先ほど11番議員さんが質問したのだけれども、まだはっきり言ってこのようにきれいに道路はできていないと思うのですが、6メートル直したらいいでしょう。難しいことでないでしょう。そういう今質問した件、答弁してください、ちゃんと。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ここの道路幅員については、再検討させていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

再検討ということは、必ずやるように努力してください。お願いします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第24号 財産（建物）の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第17、議案第25号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第25号、大浦第1団地災害公営住宅の財産（建物）の取得に関し議決の変更を求めることについて、その概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成27年第4回山田町議会定例会において、議案第112号として契約変更の議決をいただいた財産取得で、独立行政法人都市再生機構が実施したものです。今回の変更は、取得金額が確定したことから変更するものです。

議案4、変更の内容をごらんください。変更前、取得予定金額と変更後、取得確定金額であります。今回の変更は、実施設計の精査と入札差金による減額によるものです。

資料をごらんください。取得予定の大浦第1団地の配置図となっております。

議案本文に戻りまして、取得確定金額は変更前の金額3億6,939万2,300円に消費税込み1,312万2,720円を減額した3億5,626万9,580円で、議会の議決を経てから取得しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第25号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第18、議案第26号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議案第26号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、略称中小機構が整備し、町へ贈与された仮設施設を貸し付けており、引き続き1年間無償で貸し付けるものです。

無償の理由としては、中小機構からの施設の贈与に当たり、貸し付けに当たって町は収益の稼得を目的としないという贈与時の条件があることから、引き続いて施設の無償貸し付けを行うものです。貸し付ける財産及び相手方は、別表のとおり24カ所、78業者で、貸し付ける期間については平成28年4月1日から平成29年3月31日までであります。

以上のとおり提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番 関 清貴議員

この貸し付けの中の名簿で、本設によって仮設が必要なくなるという方はありますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

将来的には本設に向かっていくわけなのですが、契約時点では引き続き仮設を使用するということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

そうすれば、空き仮設というか、空き店舗になってもそのまま貸し付けしていくというふうに理解するわけですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

順次本設へ向けていくわけですが、必要とする方も若干ございます。その方々には時期を見て公募をかけたいと思っております。そのときの条件は、復旧、復興工事の支障になり、仮設店舗の解体をするまでという条件を付して必要な方にはお貸ししたいと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番 関 清貴議員

そうすれば、将来的に見て、これは29年3月31日までの貸付期間ですが、将来的に見て現時点でわかる最長年度というか、期限というのはどれぐらいになる見込みで貸し付ける予定なのか、それとも仮設をそのまま使いたいという希望があった場合はどのように対応する考えなのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

仮設施設の立地場所というのは、議員ご承知のとおりかさ上げ地区及び織笠、豊間根の非被災地にもございますので、それぞれ条件が違います。かさ上げ場所については、順次かさ上げ工事をしてまいりますので、ここを出ていただくと。ちなみに今後支障となる物件は7カ所、21業者、この方々に移転をしていただくということになります。そのほかの方々については、そのままご使用いただくか、あるいは払い下げをするか等々、さまざまな課題がございますので、28年度中にその方針を決めたいと思っているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

9 番。

○9 番阿部吉衛議員

1 点だけちょっと質問させていただきます。

今、新田と田名部に工業団地があります。将来山田町にも工業団地らしいものができるのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

一般質問でも答弁しておりましたけれども、特に工業団地として豊間根に造成をするという考えは持っておりません。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第26号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

午後 2 時 2 0 分散会

平成28年第1回山田町議会定例会会議録（第18日）									
招 集 告 示 日		平成28年 2月10日							
招 集 年 月 日		平成28年 2月16日							
招 集 場 所		山田町役場5階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議	平成28年 3月 4日午前10時00分				議 長	昆	暉雄
		散 会	平成28年 3月 4日午後 3時23分				議 長	昆	暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×		議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出 席 等 の 別
		1	阿 部 幸 一		○	8	関 清 貴		○
		2	田 村 剛 一		○	9	阿 部 吉 衛		○
		3	佐 藤 克 典		○	10	坂 本 正		○
		4	黒 沢 一 成		○	11	菊 地 光 明		○
		5	田 老 賢 也		○	12	山 崎 泰 昌		○
		6	木 村 洋 子		○	13	吉 川 淑 子		○
		7	尾 形 英 明		○	14	昆 暉 雄		○
会議録署名議員		3番 佐 藤 克 典			4番 黒 沢 一 成		5番 田 老 賢 也		
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長		白 土 まさ子		書 記		角 田 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △		職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	国保介護課長	昆 秀 樹		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ		○
		副 町 長	鈴 木 裕		○	建設課長	川守田 正 人		○
		技 監	田 川 和 義		○	建築住宅課長	佐々木 政 勝		○
		総務課長	花 坂 惣 二		○	上下水道課長	佐々木 達 彦		○
		総務課主幹	倉 本 收 郎		△	消防防災課長	里 舘 敏 彦		○
		企画財政課長	上 林 浄		○	教育委員長	山 崎 喜 六		△
		復興推進課長	沼 崎 弘 明		○	教 育 長	佐々木 毅		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	澤 木 次 博		○	教育次長	佐々木 真 悟		○
		農林課長	古 舘 隆		○	生涯学習課長	菊 池 利 博		○
		水産商工課長	甲斐谷 芳 一		○				
		町民課長	中 屋 佳 信		○				
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成28年第1回山田町議会定例会議事日程

(第18日)

平成28年 3月 4日(金) 午前10時開議

- | | | |
|---------|--------|---|
| 日 程 第 1 | 議案第27号 | 山田町総合計画（第9次長期計画）基本構想を定めることに関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 2 | 議案第28号 | 山田町過疎地域自立促進計画を定めることに関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 3 | 議案第29号 | 小谷島漁港災害復旧（23災563号船揚場他3件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 4 | 議案第30号 | 小谷島漁港災害復旧（25災2号南防波堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 5 | 議案第31号 | 織笠漁港災害復旧（23災第562号物揚場他4件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 6 | 議案第32号 | 大浦地区漁業集落防災機能強化事業2～5号集落道等整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 7 | 議案第33号 | 公共下水道山田管渠（27—2工区）布設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 8 | 議案第34号 | 山田町大沢地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第 9 | 議案第35号 | 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第10 | 議案第36号 | 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第11 | 議案第37号 | 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて |
| 日 程 第12 | 議案第38号 | 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 1 | 報告第3号 | 山田勤労者体育センター災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告について |
| 追加日程第 2 | 議案第47号 | 船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 3 | 議案第48号 | 船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の締結に |

関し議決を求めることについて

- | | | | |
|-------|----|--------|---|
| 追加日程第 | 4 | 議案第49号 | 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 | 5 | 議案第50号 | 平成27年度山田町一般会計補正予算（第8号） |
| 追加日程第 | 6 | 議案第51号 | 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 追加日程第 | 7 | 議案第52号 | 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 追加日程第 | 8 | 議案第53号 | 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号） |
| 追加日程第 | 9 | 議案第54号 | 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 追加日程第 | 10 | 議案第55号 | 平成27年度山田町水道事業会計補正予算（第3号） |

平成28年 3月 4日

平成28年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。執行部の総務課主幹は公務出張のため欠席しますことを申し上げます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程の変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、追加日程として報告1件、議案9件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

議案審議に入る前に、建設課長より資料訂正の申し出がありますので、発言を許可します。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

貴重な時間をいただきまして、大変申しわけございません。議案の差しかえについてでございます。

議案第38号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてであります。認定すべき路線について、織笠地区防災集団移転促進事業によります高台住宅団地内の区画道路、織笠団地1号線から織笠団地21号線に関しまして、起点と終点の表示に間違いがございましたので、お手元に配付しております議案と差しかえをお願いしたいと思います。今後このような間違いを起こさないよう進めてまいります。大変申しわけございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

日程第1、議案第27号 山田町総合計画（第9次長期計画）基本構想を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、議案第27号 山田町総合計画（第9次長期計画）基本構想を定めることに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本案は、山田町総合計画策定条例第6条第1項の規定に基づき、本町における行政運営を総合的かつ計画的に推進するための山田町総合計画（第9次長期計画）基本構想に関し、議会の議決を得ようとするものでございます。

山田町総合計画は、序論、基本構想、前期基本計画、人口ビジョン、総合戦略、実施計画の6部門で構成されておりますが、議会の議決対象となりますのは基本構想の部分であります。本計画の全体案につきましては、去る2月5日、山田町総合計画審議会に諮問いたしまして、慎重審議をいただき、2月9日に原案を可とするとの答申をいただいております。また、議員の皆様には1月12日、20日の2日間にわたり、議会全員協議会を開催いただき、本計画の全体案についてご説明し、ご協議をいただいております。

今回本会議でご審議いただく基本構想は、向こう10年間の本町のあるべき姿を描くもので、構想の期間は平成28年度から37年度までの10カ年としております。

その概要をご説明申し上げますので、お手元の別紙、山田町総合計画（第9次長期計画）基本構想案をごらんいただきたいと思います。

2ページをお開きください。第1章、まちづくりの基本理念と目標であります。この章では、本町のまちづくりの基本理念と目標を設定しておりまして、まちづくりの目標として「個性豊かに ひとが輝き まちが潤う 山田町」と定めております。

3ページの第2章、土地利用の方針については省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、4ページをお開きください。第3章、施策の大綱であります。この大綱は、基本構想の骨子の部分をお示ししております。次の6つの基本方向に基づき、それぞれごらんのような主要施策を推進してまいります。

5ページをお開きください。1つ目に「健やかで心温まる地域づくり」を進めます。主要な施策としては、(1)、生涯健康で暮らせるまちづくりの推進、(2)、ともに支えともに生きる地域福祉の実現、(3)、地域全体で子育てを支援する社会の形成、次に6ページをお開きください、(4)、住民主体のまちづくりの推進であります。

7ページをごらんください。2つ目、「安全で住みやすい生活基盤の整備」を進めます。ここでの主要な施策としては、(1)、利便性の高い交通・情報網の整備、(2)、安全・快適な住環境の整備、(3)、生活に密着した基盤施設の整備、8ページをお開きください、(4)、人と自然が共生する環境の保全であります。

9ページをごらんください。3つ目、「地域特性を生かした産業の振興」を進めます。主要な施策としては、(1)、地域資源を生かした農林水産業の振興、(2)、町の活力を担う商工観光業の振興、10ページをお開きください、(3)、雇用の創出と就労機会の支援であります。

次に、11ページをごらんください。4つ目、「安全で安心な暮らしの確保」を進めます。主要な施策としては、(1)、生命と財産を守る防災対策の強化、(2)、町民生活の安全と安心の確保であります。

12ページをお開きください。5つ目、「個性豊かな力強い人材の育成」を進めます。主要な施策としては、(1)、心豊かでたくましく生きる人づくりの推進、(2)、一人一人が社会に参画する交流機会の創出であります。

13ページをごらんください。6つ目、「将来を見据えた健全な行財政の推進」に努めます。主要な施策としては、(1)、健全かつ効率的な行財政の推進であります。

以上のとおり、山田町総合計画（第9次長期計画）基本構想案の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第27号 山田町総合計画（第9次長期計画）基本構想を定めることに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第28号 山田町過疎地域自立促進計画を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議案第28号 山田町過疎地域自立促進計画を定めることに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

平成22年9月9日、第3回山田町議会定例会において議決をいただいております第1回目の山田町過疎地域自立促進計画の期間が平成27年度で終了することから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、計画期間を平成28年度から32年度までとする第2回目の本計画を策定し、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本計画書は全体で29ページに及ぶものとなっておりますので、別に配付してございます山田町過疎地域自立促進計画の概要によりご説明をさせていただきます。

それでは、別紙概要をごらんいただきたいと思います。概要の2ページをお開きください。1、総論に続きまして、2、はじめにとして、計画策定の目的であります。平成22年3月に過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が改正され、地域指定要件が追加されたことに伴い、本町は平成22年4月から過疎地域をその区域とする市町村、いわゆる過疎市町村となりました。このことを受けて、各種の過疎対策の施策を活用するためには、過疎法第6条第1項の規定に基づき過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画を定める必要があったことから、平成22年9月9日に町議会の議決をいただき、平成22年度から27年度までを計画期間とした第1回目の過疎計画を策定し、これに基づき事業を進めてまいりました。今回、この第1回目の過疎計画の期間が平成27年度で終了することから、計画期間を平成28年度から32年度までとして、第2回目の過疎計画を策定しようとするものであります。

3、過疎対策の施策であります。過疎市町村が利用できる過疎対策としては、過疎対策事業債の適用、あるいは都道府県代行制度の利用、国庫補助率のかさ上げなどがございます。これらの対策の詳細については記述のとおりでありますので、省略をいたします。

3ページをごらんください。4、山田町過疎地域自立促進計画であります。今回の山田町過疎地域自立促進計画は、基本的には平成22年度に策定した第1回目の計画を踏襲して策定することとしております。策定方針は、平成28年度から37年度までを構想期間とする山田町総合計画（第9次長期計画）との整合性を図りながら事業を進めていく必要があることから、山田町総合計画の施策体系に合わせ、1つの基本目標と6つの基本方向をもとに策定することとしております。

計画期間につきましては、平成28年度から32年度までの5年間であります。

計画書の構成については、過疎法第6条第2項の規定に基づき10項目の構成としております。その

詳細は記述のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

計上する事業につきましては、山田町総合計画の前期基本計画、実施計画に計上された事業のうち、その財源として過疎債の対象となる可能性の高い事業を選択して計上することを基本といたしました。

4ページをお開きください。したがって、今後過疎法の改正などによりまして過疎債対象事業の拡大がなされたり、あるいは実施計画のローリングにより事業の追加や大幅な事業費の変更等が生じた場合には、町議会での変更議決をいただき、計画変更により対応したいというふうに考えております。

次に、各項目ごとの内容と計上事業についてご説明申し上げます。1、基本的な事項であります、町の概況や人口及び産業の推移と動向、町行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間について記載をしております。

2、産業の振興であります、ここでは農業、林業、水産業、商業、工業、観光業に関して記載をしております。事業計画では、県営漁港等整備事業の負担金を計上しております。なお、この事業計画の項目に過疎地域自立促進特別事業がございます。これはいわゆるソフト事業ということで、以降も同様の掲載をしております。この部分では、特用林産物生産促進支援事業など3事業を計上しております。

3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進であります、ここでは交通体系、通信体系、鉄道施設、国際交流、地域間交流の推進について記載をしております。事業計画では、JR山田線復旧支援事業など、ソフト事業も含めて3事業を計上しております。

次に、4、生活環境の整備であります。ここでは水道施設、下水処理施設、ごみ処理等、火葬場、消防防災、住宅、公園と緑地、交通安全、自然環境の保護保全について記載をしております。5ページをごらんください。事業計画としては、豊間根水源紫外線滅菌処理施設事業など11事業を計上しております。

5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進であります。ここでは高齢者対策、児童福祉、障害者福祉について記載しております。事業計画では、医療費助成事業拡大事業を計上しております。

6、医療の確保であります、ここでは県立山田病院の診療体制の充実の必要性と、町と住民が一体となった医師確保対策への取り組みなどについて記載しております。事業計画では、医師確保対策事業を計上しております。

7、教育の振興であります。ここでは就学前教育、学校教育、社会教育、社会体育など教育に関する事項について記載をしております。事業計画では、プールろ過装置取りかえ事業など3事業を計上しております。

8、地域文化の振興等ありますが、ここでは芸術文化活動の振興や文化財の保護などについて記載しておりますが、事業計画ではそれぞれの事業費が少額であることから、特に計上はしておりません。

9、集落の整備であります。ここでは地域づくりやコミュニティーなどについて記載しており、事業計画では住民協働推進支援事業を計上しております。

10、その他の地域の自立に関し必要な事項であります。ここではこれまでの2から9に属さない事業で、町が自主的、主体的に、6ページをお願いいたします、取り組もうとする対策を記載することとしておりまして、今回も前回計画と同様、新エネルギーについて記載しております。事業計画では、現時点での具体的な事業計画がないことから計上はしておりません。

事業計画（平成28年度から32年度）過疎地域自立促進特別事業分ですが、これは本計画の事業計画に掲載された、いわゆるソフト事業を集めた表となっており、合計で8事業を再掲したものであります。

以上、過疎計画の概要についてご説明をいたしました。この計画を策定する最大のメリットは、過疎債を利用できるという点でございます。その対象事業も多岐にわたり、財政的にも有利性があることから、事業実施の選択肢がふえるものと捉えております。しかし、過疎債の有利性はあるものの、起債自体は借金であることに変わりはありません。今後も財政の健全性を維持していくためには、これに過度に依存することなく、堅実な財政運営に努めてまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

ちょっと教えてもらいたい点があるのですけれども、過疎法の改正によって山田が過疎地域、それに組み込まれることができた。これはどういうふうな理由からとえば変ですけれども、極端に言えば過疎地といって構わないのかなという思いもしているのですけれども、その辺についてひとつ説明していただきたいと思います。

それから、先ほど総合計画の中に組み込まれていく事業について、当然山田のほうでやっていくわけですけれども、これ見ますとほとんど過疎債が、山田で必要としている事業の大部分が何となく過疎債に、これに含まれるような感じがしているのですが、例えばこれに該当しないような事業というのは実際どういうものがあるのかを教えてください、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の過疎地域に指定されたということの、どういうことになったのだろうということのご質問かと思います。過疎地域に指定されましたのは、第1回目の計画、22年に計画を策定いただいたのですが、その時点からでございます。過疎地域であるかどうかという要件は、1つには国勢調査

人口をもとにした地域指定というのがございます。結局人口の減少傾向がどうか、そういったようなことが出てまいります。実は22年、第1回目を策定した際は、前々回の17年の国勢調査の人口がはっきりと出たという、そこからスタートをしております。その段階で人口の減少傾向がまず顕著に出たと。もう一つは、国の過疎法の適用範囲が広がった、それまでは過疎地域として指定されるほどの減少率ではなかった部分も、国の今向かっております地方創生の考え方の発端だろうと思いますけれども、地域要件を広めて数多く過疎の網をかけて対策を進めようと、そういう背景もあったということでございます。

それから、2点目のほとんどが総合計画の中の主要な事業が網羅されているのではないかとこの指摘でございます。ただ、私はむしろ逆かなと。過疎債の対象というのは、国の要綱の中で対象となる事業というのは非常に絞られております。年々必要に応じて拡大をしていくということになっております。例えば極端な例申し上げますと、火葬場につきましては皆様ご記憶にある方もあると思いますが、26年度中でしたか、過疎債の枠が広がったために過疎債というものの適用になった新しい分野でございます。特に対象にならない部分、どういうものがあるかということですが、例えば一般的な町道の整備ですとか、そういったような部分は残念ながら現在過疎債の対象ではないということでございます。ですから、過疎債の対象は広いという印象を抱くわけですが、むしろ狭いというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

今いろんな事業が述べられましたものですから、これは相当の広い範囲で活用できるのかなと。今課長がいったように、だからといってこれ活用して借金を多くするというわけにはいかないのですけれども、精査が必要ですが、そういう思いがしたのです。結構広いのかなという思いがしたのです。

もう二つだけ聞きますけれども、これ人口によって過疎であるか過疎でないか、増減によって決めていくようなお話です。実は印象として、我々はそういう言葉遣いの中で過疎と認定されますと、えっ、山田は過疎地域なのかという思いがして、マイナス思考に走る危険性があるのです。では、例えば今度の国勢調査と次の国勢調査の間で人口の減少が余りないとすれば、これは過疎地域から除外されるということもあるのでしょうかね。

それからもう一つは、岩手県の沿岸で過疎地域でない自治体はあるのかどうか、ある場合はそれ教えていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ご質問にお答えいたします。

1点目のこれから人口がどんどん伸びていって、次の国勢調査にはぼんと上がったと、それは非常に期待をしたいということでございます。そういったケースになった場合に過疎地域の適用除外があるのかというご質問ですが、率直に申し上げて、現在の制度の中でちょっと私は把握してございません。あるいは、そのように好転することによって過疎地域の指定から外れますということがあるかもしれませんが、それはむしろ喜ばしいことなのだろうなと思います。

それから、岩手県、近隣でこういったところがあるかというご指摘でございます。全て詳細をちょっと今手元にはございませんが、ほとんどの地域で今過疎地域ということで、それぞれ沿岸市町村はこの過疎債を利用して、過疎からの脱却、これを目指しているというふうに理解をしております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それでは、ただいま議案説明がありました、私最後のほうの6ページ目のくだりで少し聞きたいのがあるのですが、堅実な財政運営に努めてまいりたいと考えていますということですが、健全な財政運営というのは借金をしないで、自主財源だけで町をつくっていくのかどうか、そういう考えのもとでこの表現になったのかどうか教えてください。

あと、過疎債の起債自体は借金であるがと言いますが、償還年限を教えてください。

あと、有利性については前段で説明を受けたので、100%の充当率で70%の基準財政需要額のほうに算入されるということで、有利性はわかったのですが、返す年限と堅実な財政運営の考え方について少し教えてください。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

その前に、申しわけございません。先ほど2番議員さんからのご質問の中でお答えし切れなかった部分ですが、近隣沿岸の市町村、釜石から岩泉、普代まで沿岸部分の市町村、全て過疎地域でございます。申しわけございません。

それから、今関議員さんからご質問のあった堅実な財政運営にかかわる部分でございます。借金をしないでこれから進めるつもりかというふうに捉えましたが、当然それはできないことだろうと思っております。今回の一般質問の中でほかの議員さんからもお話がございましたが、借金、起債というのは単年度の財源の手当てをすること以外に、公平に次の世代でも負担しようという、そういう基本理念がございます。したがって、借金が全て悪だというふうには私も捉えてございません。ただ、借金をする場合には身の丈に合った借金が必要でしょうし、どうせ借金するのだったらばレート

は低いほうがいいし、後から何らかの措置があるほうがいい、そういったところで自戒の意味を込めまして、過疎債に余り頼ることなく、借金も余りふやすことなくということの記述をしたものでございますので、借金全て悪だというふうには私は考えてございません。

あと、2点目の償還年限の関係でございます。ちょっと今手元に資料、申しわけございません、持ってきておりませんが、過疎債の場合は期間が相当短かったというふうに記憶しております。ですので、償還をする際には償還の負担が20年、30年という長期に及ばない、たしか10年程度であったと思いますが、その間に返済をしなければならないという厳しい部分もあるのだということは考えておりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

そういうことで後年度に負担を残さないと、将来の子供たちに負担を残さないとこの考え方はそのとおり理解しますが、過疎債の場合、償還年限が短いから孫子の代まで及ばない、普通の20年、30年と違って例えば10年とか5年とかであれば、ある程度現在の財政状況で耐え得るので、だからこの過疎債を利用して、かなりこれを利用して、過疎から脱却するように利用したほうがいいのではないかとこの考えも成り立つと思うのですけれども、その辺についてこの過疎計画を見ますと、実施計画には載せていないとか、結構そういうのが見受けられるのです。規制がある場合は、先ほど説明があったように一般の道路等はないという規制等が結構あるらしいのですので、その規制以外でできるだけ有利な起債を使って、過疎債を使って町の整備を早く進めたほうがいいのではないかなと考えるところですが、その辺について企画財政のほう、企画する部門についてはそのようなお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

過疎債のこれからの適用についてご意見を頂戴いたしました。おっしゃる部分もそのとおりかとは思いますが、償還年限が10年ということになりますと、孫までの代は負担をいただかなくてもいいかもしれませんが、子供の代には負担をいただくのだらうなと思っております。ですから、償還年限が短いということはそれだけ公債費の負担も大きくなるということもございまして、両者のバランスを見ながら、今できる事業を厳選をしながら進めていくべきであろうというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

8番、いいですか。

○8 番関 清貴議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

方向性については何も意見はないのですけれども、ただ中身のことについてちょっと確認させてください。

計画案の14ページです。まず、道の駅やまだ、これについて改修事業を行うと、たしか今度の予算にもものってきていたと思いますが、過日一般質問でもこれが出ましたよね。その中で私が以前から質問していたときには、あそこの場所は拡充ができないというふうな話を聞いていました。そこは1点目確認したいです。

その下の商業のところ、④のこれから町内の交流施設の利用の促進を図るというふうに書いてあります。前質問したときは道の駅やまだと、あとは山田の本当町なかを2本の柱として、そういう商業施設みたいなのをイメージしているという話を覚えています。これはどこを指しているのかをちょっと教えてください。

次は、24ページです。これ24、25とかぶりますけれども、イの学校教育、4番目、学校設備を改修するというふうに記載しています。たしか耐震補強は各校とも済んだと思うのですけれども、子供たちが勉強する、生活するのに必要最低限の整備はしなければならないのはわかりますけれども、一般質問でも言いましたとおり、そろそろ統廃合ということも考えなければならないと。24ページには確かに学校、家庭、地域の連携を深めるためという、こういうふうな文言まで載っていると。織笠小学校みたいにもう何十年たっているような建物、こういうところを考えていかないと、長期計画立てるときの整合性もとれてこないと思うのだけれども、ましてや起債を起こしてやる事業です。できるだけ負債は少ないほうがいいと思っていますので、そういうところまで加味して計画を立てるべきだと思うのですけれども、その辺の見解はどうですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

細かい部分につきましてはそれぞれの担当課のほうをお確かめいただきたいわけですが、基本的な部分、道の駅の取り扱いということでございます。現状、現在の道の駅の施設については、先日町長から一般質問にお答えしたとおり、現時点で拡充することはなかなか難しいと考えております。周りを道に囲まれている部分もございますし、またこれからの利用度、それらも総合的に勘案しなければならないだろうというふうに課題としては捉えてございますが、そう考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

ご質問のありました商業部分についてお答えします。

④に記載してございますのは、共同店舗の隣の建設する交流施設のことです。あそこを利用することによって、商業施設の利用促進を図るというような基本的な考えでございます。具体的には、市日やなんかが開ければいいなというような記載でございます。議員おっしゃるとおり、前に駅前と船越というお話をさせていただきましたけれども、駅が復活をすると、今模索しているのは観光物産館、これがつくれればいいなということで、あそこに物産館をつくる、道の駅があると、2本立ててやっていきたいという意味でございました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（佐々木真悟）

私のほうからは学校環境の改善というところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、学校それぞれの老朽化も進んでおるわけでございます。それについて、この過疎債を利用して改修事業を進めていこうという考えに立っております。なお、平成28年度につきましては、25ページ、(3)、事業計画にございますけれども、プールのろ過装置の取りかえ事業に着手していこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

道の駅のほうなのですけれども、今後について震災前からある程度の利益を上げている、そういう団体です。だから、確かに指定管理という方式とって、会計は別だよと、施設は行政が見なければならぬのだということは重々理解はしていますけれども、ある程度の受益者負担ということではないのですけれども、そこも加味してもおかしくないのではないかなと思っているのですけれども、多分無理だと思いますけれども、そこまでもしも踏み込めるのならばということです。

水産の課長が言った新たな物産館みたいなのは、やっぱり私も必要だと思いますので、そこは納得しました。

あと、学校についてはちょっと答弁が足りないと思うのです。私。もう少し、今年度ではなくて、例えば長期計画でいえば10年、これだと5年なのですけれども、その中において、ではどういう方向性を示す、それを決めるための調査をすとか、そういうところまで書いていかないと長期計画とい

うふうな意味は持たないのではないかなと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

各部分についてご質問を頂戴しました。今回議案として提案している趣旨は、過疎対策の計画を立てるという部分で、それぞれ過疎を克服するための課題を挙げている部分でございます。したがって、これから実行、実施してまいりの中で、それぞれの年度に具体の事業計画が当然上がるわけですし、それぞれの年度で過疎債の許可も頂戴するということになりますので、できれば論点を絞っていただければ助かります。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

12番、いいですか。

○12番山崎泰昌議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

20ページなのですけれども、私も1カ所だけなのですが、どうしても言いたいの、言わせてもらいたいのですけれども、カの②の老朽化している既存の町営住宅は維持補修に努め、延命化を図るといふふうになっているのですが、私は以前希望ヶ丘の件で一般質問したことがあって、そのときには大体3年をめどに再建というか、建築のほうを考えるとというふうに返答をもらっているのですが、そこら辺の一般質問との整合性の部分をやはり考えてほしいと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいま公営住宅の部分についてご指摘がございました。今回過疎計画の中に掲げたというのは、冒頭私が壇上からご説明した際にも申し上げたとおり、優先すべきは過疎債、有利な起債を適用させるために計画として組み込むと、この過疎債の対象となるものを今回整理して進めたいという思いでございます。残念ながら過疎債の対象は、前のご質問にもお答えしましたが、限定的でございます。何でもかんでも事業として取り上げていただけるというものではございません。今ご指摘のあった公営住宅の例えば改修であるとか、あるいはこれは学校とか道路もそうなのですが、改修事業というものについては過疎債は適用にならないということがございますものですから、今回のこの過疎計画の中では課題としては取り上げてございますが、具体的な事業計画を上げるというところには至ってい

ないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第28号 山田町過疎地域自立促進計画を定めることに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第29号 小谷島漁港災害復旧（23災563号船揚場他3件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議案第29号 小谷島漁港災害復旧（23災563号船揚場他3件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成27年第2回山田町議会臨時会において議案第56号として請負金額5億1,667万7,400円で議決をいただき、平成27年第2回山田町議会定例会において議決いただいた変更契約により5億2,748万5,194円で大坂建設株式会社が施工中の工事であります。

施工箇所については、資料2をごらんください。今回の変更は、平成27年8月の低気圧により北防波堤の一部が19.2メートルにわたり転倒し、その原因が天津波に起因するものとして、復旧について水産庁と協議を重ねてまいりましたが、このたび増額が認められたため、転倒部分を復旧するものです。

施工内容については、資料3をごらんください。変更前は、基礎捨て石と消波ブロックの復旧及び

上部工かさ上げでありましたが、今回の変更による施工は転倒した防波堤を取り壊し、新たに防波堤を復旧するものです。また、崩壊ブロック及び消波ブロックなどについても流用できる数量を精査し、製作数を調整した上で変更増額とするものです。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額5億2,748万5,194円に消費税込み金額1億1,450万8,660円を加えた金額6億4,199万3,854円で、去る2月15日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第29号 小谷島漁港災害復旧（23災563号船揚場他3件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第30号 小谷島漁港災害復旧（25災2号南防波堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議案第30号 小谷島漁港災害復旧（25災2号南防波堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成27年第2回山田町議会臨時会において議案第57号として請負金額3億6,352万2,600円で議決をいただき、平成27年第2回山田町議会定例会において議決いただいた変更契

約により 3 億7,498万9,754円で大坂建設株式会社が施工中の工事であります。施工箇所については、資料 2 をごらんください。

次に、資料 3 をごらんください。今回の変更は、南防波堤の崩壊部においてブロックが転倒し、その上に消波ブロックが重なっているものとして査定を受け、設計しておりましたが、工事を進めていく過程で崩壊ブロックの一部が残置していたこと、さらに消波ブロックについても一部がそのまま使用できることから、ブロックの撤去、据えつけ工を減額するものです。なお、参考までに施工方法の変更前、変更後を右側に示しております。

また、平成24年10月22日付で県から通知のあった被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更についてに基づき、共通仮設費を実績により変更し、増額変更するものであります。

次に、請負変更契約についてですが、資料 1 をごらんください。変更前の請負金額 3 億7,498万9,754円に消費税込み金額4,204万4,594円を減じた金額 3 億3,294万5,160円で、去る 2 月15日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2 番。

○2 番田村剛一議員

計画そのものについては異論ございませんけれども、1 つ確認したいことあるのですが、一応これで、さっきの追加工事を含めると、小谷島の漁港は全て工事がなされて、29年の 2 月28日に一応完成すると考えてよろしいのですか、それともまだ追加工事、着手していない部分があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

まず、ただいま提案いたしました議案30号の25災分については、3 月で完成でございます。先ほど提案をした29号議案については発注済みで、不測の事態により変更が必要になったわけでございますが、現時点では契約済みでございますので、予定どおり進めば29年 3 月ということになるかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第30号 小谷島漁港災害復旧（25災2号南防波堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第31号 織笠漁港災害復旧（23災第562号物揚場他4件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議案第31号 織笠漁港災害復旧（23災第562号物揚場他4件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成26年第3回山田町議会臨時会において議案第40号について請負金額2億5,380万円で議決をいただき、その後3回の変更議決をいただき、3億2,178万2,915円で大坂建設株式会社が施工中の工事であります。

施工箇所は、資料2の平面図をごらんください。今回の変更は、平成24年10月22日付で県から通知のあった被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更についてに基づき、共通仮設費を実績により増額したこと、またコンクリート舗装に伴う型枠数量の精査などにより、合わせて増額変更するものです。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額3億2,178万2,915円に消費税込み金額1,810万3,598円を加えた金額3億3,988万6,513円で、去る2月15日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

これについてもちょっとご質問したいと思うのですが、6回工事が修正されるとか追加され

てきたのですけれども、これが最終かなと思うのです。そして、3月18日までに完成するというふうな予定になっていますが、それで織笠漁港の工事は全て完了と、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり、最後の精算という変更でございます。現場はもうほとんどできておりまして、3月18日をもって完成と。織笠漁港の復旧は終わるということになります。ただ、一部背後地のほうで地盤かさ上げが残っております。このかさ上げ工事については、設計したところ予算が不足しておりますので、今定例会に補正予算を計上しているところでございます。それをもって発注をし、全部完成というスケジュールを組んでいるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第31号 織笠漁港災害復旧（23災第562号物揚場他4件）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

議案審議に入る前に、企画財政課長より答弁を追加したい旨、発言を求められておりますので、許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

申しわけございません。貴重なお時間を頂戴いたします。

先ほど過疎の計画の審議の際、8番議員さんから償還年限を問われまして、あやふやな回答をしてしまいました。10年程度と申し上げましたが、今調べましたら12年間、そのうち据え置き期間が3年ということでございました。関議員さんは起債関係には精通をなさっているわけでございます。全く私の勉強不足で申しわけございません。

○

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

日程第6、議案第32号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業2～5号集落道等整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議案第32号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業2～5号集落道等整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成26年第7回山田町議会臨時会において議案第87号として請負金額1億2,528万円で議決いただき、平成27年第2回山田町議会臨時会で議決いただいた変更契約により、1億5,606万円で株式会社カネナカが施工中の工事であります。

施工箇所については、資料2の平面図をごらんください。今回の変更は、蓄光板避難誘導標識の設置による増、2号集落道ののり面について安全性を考慮したモルタル吹きつけを施すことによる増、3号集落道の大浦入り口交差点付近へのガードレールの設置に伴う増、L型擁壁の減、ボックスカルバート設置から既設水路へのふたがけへ変更したことによる工法変更になります。なお、避難誘導標識の設置については別紙参考図をごらん願います。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額1億5,606万円の消費税込み金額850万8,240円を加えた金額1億6,456万8,240円で、去る2月15日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

避難誘導標識なのですけれども、びょう型というのを私見たことがないのですけれども、これは道

路の面ではなくて道路脇の壁のようなところにつけるタイプなものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

参考図をごらんください。道路に設置します。それが光って誘導する、このびょう型は。この左側の側溝型は側溝のふたに張りつける、こういう種類がございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

道路面ということですが、びょう型はちょっと出っ張る感じなのですが、車とかが踏んでも壊れたりしないのかなというのが1つと、道路面よりもできれば脇についていたほうが見えやすいし、雪が降っても大丈夫かと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおりだと思いますので、その辺は精査をしてつけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第32号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業2～5号集落道等整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第33号 公共下水道山田管渠（27—2工区）布設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第33号 公共下水道山田管渠（27—2工区）布設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成27年第3回山田町議会定例会において議案第95号として議決をいただき、請負金額2億3,220万円で株式会社大林組東北支店が施工中の工事であります。

今回の変更は、別工区の公共下水道山田管渠27—1工区布設工事で減工した管渠及びマンホールを増工し、事業の進捗を図ろうとするものです。

それでは、変更の概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更区間をオレンジ色の線で表示しております。柳沢地区のコメリ入り口付近の幹線管渠100メートル、N T T山田電話交換所付近の北浜第1中継マンホールポンプ場のナンバー46—1マンホールを増工するものです。また、管渠延長の増に伴いマンホールも3カ所増とし、マンホール設置工は11カ所となります。

次に、資料3をごらんください。図面は、ナンバー46—1マンホールの構造図となります。紫の着色が他工事で施工した立て坑で、オレンジ色で着色が増工部分となります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額2億3,220万円に今回消費税込み金額2,194万8,840円を加えた金額2億5,414万8,840円で、完成工期は変更前平成28年3月25日を6日間延長し、3月31日までとし、平成28年2月12日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と工事概要の説明といたしますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

ちょっとお聞きしたいことがあるのですけれども、実は27—1工区については前に議論というか、提案されました。その表と今の表を見て、ちょっと疑問というか、わからない点があるのですけれども、27—1工区で例えば100メートル少なくした、それから暗渠ですか、マンホールを4個少なくしたと。今回は、逆に今度は工区が違うのに100メートル多くして、マンホールを4個プラスにしたと、数的に合うのです。これは当初の設計にミスがあったのではないかというふうに思われるのですけれども、いかがです。余りに数字が合うものですからね。100メートルというのは大したことないというかもわからないのですけれども、今の技術で100メートル短いとか100メートル長いというのは余り考え

られないことです。したがって、この相違になったのを説明いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

きのうもご説明申し上げましたけれども、27—1工区というのは26年度の繰り越し事業ということで、まず事業費の調整から立て坑の工事が増工になったということで、管渠とマンホールを減工しました。どうしても26年度の事業費内で工事を行わなければならないということだったものですので、立て坑がふえた分でその他の工事を減工したと。その減工した分を今度は27年度の事業の中で工事をやるということで、今回変更で議案として上げさせていただきました。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

予算のかかわりもごございますので、補足で説明をさせていただきます。

今上下水道課長が説明したとおり、27—1工区というのは繰り越した予算で実施するものでございます。したがって、繰り越した後のものに足したり引いたりというのは難しいわけでございます。そこで、この工事の中で必要となった工事費を払うために、言ってみれば27—1工区で予定していたお金を27—2の工区にしたという、つけかえたということでございますので、ご指摘のありましたとおりにここから減った分と足ささった分が同じだというのはつけかえた結果でございます。そういうふうに理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

説明聞いてわからないわけではないのですが、大体暗渠でもマンホールでも当初何ぼと決めるのでしょうか、ここに幾らと。27—1工区と27—2工区というのは場所が違うでしょう。違うのですよね。違うのに、本当はそっちに4つつける予定だったと、それが年度が延びたからそっちやめて、こっちにマンホールをふやすというふうなことは、ちょっと理解できませんね。そっちのほうに4つ必要だったら4つをそっちにつくるというならわかるのですよ。そっち4つつくるべきものを工区を変えて4つプラスするというふうなこと。それから、路線だって決まっているでしょう。1区というのはどこからどこまで、2区というのがどこからどこまで。それを一方は減らして一方をプラスするのなら、工区を変えなければならないでしょう。と思うのですが、そういうやりくりを勝手にやっているわけ。

（「勝手にではないです」と呼ぶ者あり）

○2番田村剛一議員

いや、私はこっちに聞いていますので。おかしい、どう考えたって。

(「場所のことを説明してください」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

上下水道課長。

○上下水道課長(佐々木達彦)

場所についてなのですけれども、まず図面を見ていただきますと、1工区、2工区とも同じ区域の中で工事をやっています。26年度でどうしても事業費の調整からできなかった分を、先ほどお話ししましたけれども、27—2工区のほうにつけかえたということになります。そういうことでご理解をお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

2番。

○2番田村剛一議員

大分わかってきたのですけれども、そもそも本来は1も2も一緒にしなければならないのを、極端に言えば年度を変えてやったと、距離ではなくて年度を変えてやったと、こういう理解しておると、そういうような説明で理解してよろしいわけですね。わかりました。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

11番。

○11番菊地光明議員

私はこれの工事については何ら異議ありませんし、すぐ通したいので賛成しますが、この間も一般質問したとおり、この工区全部で事業費がどのくらいで、最終的に受益者負担がどのくらいになるのかだけ教えていただきたいと思います。

○議長(昆 暉雄)

ただ、工事の関係がないので、予算委員会のほうで質問をお願いします。

8番。

○8番関 清貴議員

今の説明で少し整理したいのでお尋ねしますが、そうすれば契約書はそれぞれ契約していると思います。そうやって議決案件でも別々にこうして提案しているわけですが、それら別々にしているのを、前のが継続費でお金が不足したので、別の契約書のほうに踏み込んで費用を充ててこれを完成させると、全体的な面はわかるのですけれども、ただ手続上、契約も相重なってやっていると、2本でやっていると、そして議決後2つもらうと。そういうのが果たして、1つの出来事に対して、1つの結果に対してこのように2つに分けるというのは、議会のほうに提案する契約書の内容として間違いというか、それで通るのかどうか、その辺の見解をお聞きしたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

契約の部分でございますので、私のほうから回答させていただきます。

特に復興事業が始まってから、各年次で行う工事というのがそれぞれ予算の制約のもとで進められております。したがって、全体像としてこうあるべきだけれども、その年について予算あるいは配分された金額、それらをもとに徐々に進めていかざるを得ないわけでございます。そういったことを背景にして、全体を一本で、例えば5年間で契約になるということもできるわけでしょうけれども、配分された都度進行していくという制約がございますので、どうしてもそのあたり分割をして進めていくということはあろうかと思ひますし、それを分割したからといって議会の議決を妨げるものではないというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それでは、これについては違法性というか、そういうのではないということで解釈してよろしいですね。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいま違法性などというお言葉が出てまいりましたけれども、私どもは法規に照らして実行しております。したがって、そういったことは、違法性などということは毛頭考えておりません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

違法性という表現が悪かったかもしれませんが、そのようなのがいろんな自治法とか契約案件の慣例とかで、それに間違いがないかというのを確認したまででございますが、違法性という言葉はちょっとひどい表現だったかもしれませんが、そういう意味でお聞きしました。その辺を考慮して、これからは回答してくれるようよろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第33号 公共下水道山田管渠(27―2工区)布設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第8、議案第34号 山田町大沢地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第34号 山田町大沢地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要について説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、平成25年第5回山田町議会臨時会で議案第96号として議決をいただいたものです。今回の変更は、道路事業について変更するものです。

委託協定額について説明しますので、資料1をごらんください。大沢地区道路事業②を変更前4,800万円に4,688万5,000円増額し、9,488万5,000円とするものです。

次に、事業概要について説明しますので、資料2をごらんください。今回変更する事業区域を赤線で表示しております。大沢地区道路事業②は、区画整理区域から高台の岩手県整備による主要地方道県道重茂半島線までつなぐ約0.2キロメートルの路線を整備するもので、路線幅員を5メートルから6メートルに変更したこと及び詳細設計に伴う施工方法の見直し、また資材価格等の高騰により積算時点での設計単価と協定後での資材価格等に差が生じたことから増額変更を行うものです。

次に、契約について説明しますので、議案本文をごらんください。変更前の金額82億400万円に4,688万5,000円を増額し、82億5,088万5,000円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。４番。

○４番黒沢一成議員

何回か申し上げているのですが、変更になった場合にどこがどう変更になったのかをこの資料の中に記入してほしいということを申し上げているのですが、今回は②の区間が変更になったというのはわかるのですが、これだけだと、聞きに行けばわかるということもあるかもしれないのですが、ここが追加になったのか、それともこの内容がどう変わったのかというのが全くわからないので、今の説明で幅員の変更とかありましたということは、それでわかるのですが、それを最初から資料の中に記入してもらうよう、再度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

要望でございますので、そういうもので含めて検討願います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第34号 山田町大沢地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第９、議案第35号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第35号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、平成28年第1回山田町議会臨時会で議案第7号として議決をいただいたものです。今回の変更は、3事業について変更するものです。

委託協定額について説明しますので、資料1をごらんください。1つ目の津波復興拠点整備事業は、変更前62億400万円に14億3,138万2,000円増額し、76億3,538万2,000円とするものです。2つ目の山田地区道路事業①は、変更前6億8,300万円に17億6,959万4,000円増額し、24億5,259万4,000円とするものです。3つ目の国道45号岩手45号復興事業は、変更前8億8,800万円に2億64万9,000円増額し、10億8,864万9,000円とするものです。

次に、事業概要について説明しますので、資料2をごらんください。今回変更する事業区域を赤線に表示しております。津波復興拠点整備事業は、高台の公共防災拠点区域の造成において強固な岩盤が出現したことから、岩盤対策工が増工となるものです。山田地区道路事業①は、織笠外山線から長崎地区までの約1.1キロメートルの路線を整備するもので、岩盤対策工の増工及び資材価格等の高騰により増額するものです。国道45号岩手45号復興事業は、境田町から中央町までの国道部分約1.1キロメートルを整備するもので、事業期間の延長により諸経費などがふえたことなどから増額するものです。事業期間は、区画整理事業及び隣接する県の防潮堤災害復旧事業の変更などの調整により、27年度から28年度に延伸となります。

次に、契約について説明しますので、議案本文をごらんください。変更前の金額413億4,666万3,000円に34億162万5,000円を増額し、447億3,828万8,000円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

確認ですが、協定前の算定はどこでやっているのですか。算定額を出した。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

算定についてはURで行ってございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

URがやって、岩盤が出たとかそういうのに関しては変更はいいと思うのですが、資材単価の変更というのはやっていいのですか。34も含めているのですけれども、資材高騰というのは契約時点である程度把握していると思うので、時間がたってきたら資材が上がったよというのは変更の対象に

なりますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回資材価格の高騰分で見えておりますのが山田地区道路事業①になるわけですが、この山田地区道路事業の当初設計したのは平成24年の単価で算出しておりました。今回新たに増額分等含めまして設計を見直した結果、27年度単価では資材価格の増加分が約1.86倍になっているということで、金額を増額しているものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

いや、それはわかるのですけれども、時間がたったからね。だけれども、要するに委託契約をやるときに自分たちがはじいた金額が、幾らではじいたかわからないけれども、自分たちが設計早くやって、早く契約すれば済んだことでしょう。だらだら、だらだらやって、今になったあたりに資材が上がった。業務締結のほうだから、工事ではないですからね。そういうのが変更理由になりますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この道路事業については、どうしても単年度でできる事業ではございません。複数年度でまたがって事業を実施していくということになります。その中でどうしてもその時々資材価格等の単価が変わってきますので、その部分については変更は認めなければならないものと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第35号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第10、議案第36号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第36号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、平成27年第1回山田町議会臨時会で議案第9号として議決をいただいたものです。今回の変更は、2事業について変更するものです。

委託協定額について説明しますので、資料1をごらんください。1つ目の復興土地地区画整理事業は、変更前19億7,000万円に700万円増額し、19億7,700万円とするものです。2つ目の防災集団移転促進事業は、変更前47億2,000万円に3億3,000万円増額し、50億5,000万円とするものです。

次に、事業概要について説明しますので、資料2をごらんください。今回変更する事業区域を赤線に表示しております。復興土地地区画整理事業は、整備区域内に防犯灯の設置整備を行うため増工となるものです。防災集団移転促進事業は、織笠第1団地の造成整備を行っており、第2ブロック及び織笠駅前広場の造成工事の増工によるものです。

次に、契約について説明しますので、議案本文をごらんください。変更前の金額81億6,864万7,000円に3億3,700万円を増額し、85億564万7,000円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第36号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第11、議案第37号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第37号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて、その提案理由について説明いたします。

廃止の目的は、跡浜・細浦線については織笠地区防災集団移転促進事業による高台住宅団地の整備により路線が分断されること、早川1号線については路線の終点が船越・田の浜地区防災集団移転促進事業に伴う高台道路浦の浜田の浜線に接続となり変更となることから、それぞれ廃止するものです。

資料1をごらんください。廃止する町道名は跡浜・細浦線であります。起点は国道45号に接し、終点はJR山田線ガード下付近までの延長761.6メートルの路線で、赤色に表示しております。

次に、早川1号線についてです。資料2をごらんください。起点は前須賀・タブの木荘線に接し、終点は船越第12地割2番19までの延長142.1メートルで、赤色に表示しております。

以上、提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。11番。

○11番菊地光明議員

廃止すべき路線については何ら異議ないのですが、この資料2で位置図を出すとき、この位置図というのは震災前の位置図なので、やはりこういったことは一番新しいので出してもらわないと、これとても震災に遭った私たちにとっては悔しいことなので、お願い。これはどういう意図で震災前を出しているのだけ教えてください。

○議長(昆 暉雄)

建設課長。

○建設課長(川守田正人)

大変申しわけございませんでした。特に意図はございません。今後出すときには新しい図面を出したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

これも確認ですけれども、織笠外山線の横断している部分で、ここは外山線の中に道路が交差している部分なのですが、これは何でつながってあったのですか、今まで。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

織笠外山線の下をボックスでつながっているところです。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

廃止するということは、そのボックスはどういうあれになるのですか。その辺の道路はどうなるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。この後新たに跡浜線、細浦線として再認定する形となります。実際は織笠の高台住宅団地によりまして路線が分断されるということで、1 本であった跡浜・細浦線を 2 つの路線に、跡浜線と細浦線、2 つに分けるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第37号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開します。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

————— ○ —————

○議長(昆 暉雄)

日程第12、議案第38号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第38号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

認定の目的は、織笠地区防災集団移転促進事業と田の浜地区道路事業により整備する道路について町道認定するものです。

それでは、位置図によりまして説明してまいります。資料1をごらんください。織笠第1団地の東側、第1ブロック内道路8路線についてです。6メートル幅員の自動車が通行できる区画道路として、水色で表示している織笠団地1号線、延長438.4メートル、紺色で表示している織笠団地3号線、延長112メートル、ピンク色で表示している織笠団地5号線、延長142.8メートル、オレンジ色で表示している織笠団地7号線、延長362.6メートルの4路線、4メートル幅員の歩行者専用の特殊道路として、黄色で表示している織笠団地2号線、延長25メートル、灰色で表示している織笠団地4号線、延長25メートル、緑色で表示している織笠団地6号線、延長30メートル、赤色で表示している織笠団地8号線、延長32メートルの4路線となります。

資料2をごらんください。織笠第1団地の西側、第2ブロック内道路13路線です。6メートル幅員の自動車が通行できる区画道路として、緑色で表示している織笠団地9号線、延長274.5メートル、オレンジ色で表示している織笠団地10号線、延長118.3メートル、赤色で表示している織笠団地11号線、延長169.2メートル、水色で表示している織笠団地12号線、延長169メートル、黄土色で表示している織笠団地13号線、延長102.8メートル、ピンク色で表示している織笠団地14号線、延長66メートル、薄黄色で表示している織笠団地15号線、延長224メートル、黄緑色で表示している織笠団地16号線、延長

158メートル、黄色で表示している織笠団地21号線、延長109.7メートルの9路線、4メートル幅員の歩行者専用の特設道路として、紺色で表示している織笠団地17号線、延長20メートル、灰色で表示している織笠団地18号線、延長20メートル、紫色で表示している織笠団地19号線、延長30メートル、青色で表示している織笠団地20号線、延長33.2メートルの4路線となります。

資料3をごらんください。跡浜線と細浦線についてです。跡浜線は水色に表示している路線で、起点が国道45号に接地し、終点は織笠第1団地下の跡浜地区までの延長366.2メートル、幅員4メートルの路線です。細浦線は緑色に表示している路線で、織笠第1団地下の細浦地区を起点として、終点はJR山田線ガード下付近までの延長320.1メートル、幅員4メートルの路線です。

次に、船越田の浜地区の3路線についてです。資料4をごらんください。前須賀北側線についてです。起点が海蔵寺線に接し、終点は船越第5団地北側の高台道路、浦の浜田の浜線に接続する延長196.6メートル、幅員6メートルの路線です。

資料5をお開きください。船越小学校南側線についてです。起点は前須賀タブの木荘線に接し、終点は船越小学校東側の高台道路、浦の浜田の浜線に接続する延長205メートル、幅員6メートルの路線です。

資料6をごらんください。早川1号線についてです。起点は前須賀タブの木荘線に接し、終点は早川地区の浦の浜田の浜線に接続する延長315.3メートル、幅員7メートルの路線です。

以上、町道の路線の認定についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番木村洋子議員

認定については特に異議はないのですが、関連なのですけれども、資料5のところのこの図からはちょっとはつきりわからないのですけれども、船越小学校から高台道路に直接行けるような道というか、そういうのはないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

図面には記載されておきませんが、この図面の左側のほうになりますけれども、船越小学校のほうに下がる道路はございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ありがとうございます。地元の要望とかもあって、小学校から直接高台のほうに行く道路もということも言われていましたけれども、大体わかりました。ありがとうございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

資料3の細浦線のところですけども、起点が道路に接していないような感じがするんですけども、起点と終点の捉え方が逆でないですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

もともと跡浜細浦線につきましては国道45号からJRまで接続する形となっておりますので、それを踏襲しまして、細浦線については起点の高台の住宅団地に接続する形で、JRのガード下まで下がっていくという形にさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

廃止した路線はそのとおりわかるのですが、新しく設ける部分ですので、寸断されたような格好になりますよね。だったら当初の考え方でなく、新しい路線の考え方で、要するに大きい道路のほうに接しているほうから起点とるほうが格好がいいのでないですか。こうやって見ると、道路がないところから始まっているように見えるのです。逆のほうが見やすいのでないですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。細浦線については、織笠の高台道路に接していないように見えるわけですが、実際は通り抜けはできるような形にはなっております。今後起点、終点の考え方については議員のご指摘も踏まえまして、告示のときに起点と終点については正式に告示行為で決定するということですので、そこは改めて検討させていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そういうことでお願いします。そうでないと、結局今まで通っていたところで中が抜けている部分が認定路線でなくなるわけだから、その辺を考えた……そうでなかったら黙って今までどおりくっつけて認定したほうがいいと思うので、あるのであれば。多分なくなっていると思う、取りつけが難しいと思うのですよね。だったら逆に、通れるかもしれないけれども認定しないのだから、やっぱり取りかえたほうがいいと思うし、表示方法として変更になって地番が変わる、これはあくまでも

地先ということで表示しないと、起点が上からいきますと12地割の3番103というのは土地のほうですから、起点図だけであって、要するにここからの地先ということでないと認められないものですから、地先に直すべきだと思います。よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

これで承認でいいのですか。たとえば、この次の変更のとき、指摘が出たときどうなのですか。訂正はしなくていいですか。次のとき、例えば承認したのをまた変更するというのは、皆さんから指摘されるおそれがありますが、どうですか。

暫時休憩を……よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。町道の認定については、議会での議決していただくのは、その路線の名前と、あとはその道路の形を認定してもらうということになります。実際に起点とか終点、あと道路幅員等については告示で決定するということになります。ですので、議会での起点、終点の修正については特に議決をいただかなくてもいいものというふうには理解してございました。今後このように議会の議決案件で起点、終点というところを表示する場合には、気をつけてちゃんとした形では今後提案したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

確認ということなのですが、いろんな地名とか線の名称が出てきていますが、ここに出てきているのはこれから公式名称になるのだらうと思うのですが、私も余り聞かなかったのに、町道織笠中央線というのがありますね。これも既に前に認定されたもの、それから町道サギの巣妻の神線と、これも全て正式名称として生きていくと。つまりここにあるのは全部正式名称だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのとおりでございます。町道織笠外山線及び町道織笠中央線については既に認定はしてございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第38号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、報告第3号 山田勤労者体育センター災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告について報告を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

報告第3号 山田勤労者体育センター災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要をご説明いたします。

本工事につきましては、平成27年第3回山田町議会定例会において議案第102号として議決をいただいたもので、契約金額8,424万円で奥井建設株式会社が施工中の工事であります。今回の変更は、施工する中で玄関屋根の下地鉄骨の腐食、外壁下地部分の鉄骨の柱等の歪曲などが発見されたことによるものであります。

それでは、変更の概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、カラー着色している部分で、図面左側の外壁下地の柱と胴縁の鉄骨の交換、浸水部分ではありませんが、図面右側の天井部分のある自動火災報知感知器ランプや器具が塩害の影響で使用不可となっている部分がありましたので、交換等をするものであります。

資料3をごらんください。玄関屋根の下地鉄骨の交換、基礎クラックなどの補修をするものであります。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額8,424万円に226万3,680円を増額した金額8,650万3,680円で、平成28年2月17日に変更契約を締結したところです。なお、工事は2月29日に予定どおり完成しております。

以上、報告します。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

もうこの工事は完成したということですが、私はこの契約案件について前の議会にかかったときに、ここには町外の人たちも使うだろうから、避難場所とかそのようなを表示するような設備をお願いしたのですけれども、それについて完成と同時にそれらも整備、表示されたかどうか確認したいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

前回の議会で議決いただいた際には、そういう質問がされましたけれども、表示ではなくして、利用される方々にそういった場合には案内するという事で回答したつもりでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

案内するということは、どういう方法により案内するのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池利博）

管理人がおりますので、管理人にそういう指示をして、皆さんを誘導していただくということになると思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば口頭でということになると思いますが、管理人さんがいない場合等もあるかと思うので、その辺については要望ですけれども、被災を受けた施設でございますので、そのような表示をして、すぐどこに逃げたらいいかというのがわかる表示方法をお願いしたいと思います。これは要望で終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、議案第47号 船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第47号 船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成27年8月10日に開催された第4回山田町議会臨時会において議案第80号として議決をいただき、有限会社藤沢組が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、工種が減となる箇所を赤色に、増となる箇所を青色に表示しております。町道前須賀タブの木荘線から船越小学校へのアクセス道路出入り口までの道路区間を岩手県施工による船越漁港海岸災害復旧工事で行うことで調整しており、その区間の掘削工、側溝工及び舗装工が減となります。また、防潮堤乗り越し道路と町道とのすりつけ部分の計画高が上がったことから、路線全体の計画高を変更するため盛り土工及び管渠工が増工となるものです。工期については、平成28年3月25日期限を97日間延長し、同年6月30日まで繰り越しとするものです。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額5,383万8,000円に661万7,160円を増額した金額6,045万5,160円で、平成28年2月18日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

この資料2なのですが、ちょっと私も説明うまくできないと思いますけれども、ちょっと図見て、ここののり、これが今ある前須賀タブの木荘線にかぶってくるということなのかな。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

県との調整によりまして、町の施工は現道の前須賀タブの木荘線にとりつけるまでで終了すると。

その後、防潮堤工事のほうで堤体をつくった後に、その高さに合わせて県側で工事をしてくれるということになります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そうすると、今私は初めて聞いたのですけれども、その今ある道路自体がもう全部上がっていくと、そういうふうな話になっていくの。町道が、ではこのへりに来るというふうなイメージで。もしそうだったとしたらば、これあそこの人たち、みんな知っているのだろうか。

○議長（昆 暉雄）

よろしいですか、12番。

○12番山崎泰昌議員

はいはい、それ聞いているから。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現道が通れなくなるということではなくて、町道前須賀タブの木荘線が今度は防潮堤の天端のほうにすりかわってくるということになります。なので、ちょうど前須賀の前側の道路については防潮堤の下を少し通って、防潮堤に上がって、それから下がっていくという形になります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そうすれば、前須賀のところに防潮堤ができるまでは現道は使用できなくなるということなのかな。もしそうなったときの対応とかはあるの。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現道を通しながら、あと前須賀防潮堤の工事については県と調整しながら、代替道路をどのようにしていくかというのは今後検討して進めていきたいというふうに思います。

（「もう一個、住民には周知しているの」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

住民説明会、県のほうで1度開催していると思いますけれども、ここの部分のとりつけ道路、代替道路がどうなるかというのは、まだ県のほうでは説明していないと思いますので、その辺も県と調整しながら説明会を開催するなり考えていきたいと思っています。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第47号 船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第3、議案第48号 船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第48号 船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成25年12月13日に開催された第4回山田町議会定例会において議案第141号として議決をいただき、その後2回の変更議決をいただき、請負金額8億6,082万6,960円で株式会社銭高組・小野新建設株式会社の特定共同企業体が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、宅地造成の結果、宅地間の段差が1メートル以上となる部分について新たに擁壁を接地するもので、221メートルを増工、それに伴う床掘2,100立方メートル、埋め戻し1,800立方メートルが増工となるものです。また、宅地内道路の湧水対策のため、ピンク色で表示している道路の路床おきかえ工540立方メートル、緑色で表示している箇所集水ますに排水するための暗渠排水工436メートルを追加することにより増額となるものです。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額8億6,082万6,960円に3,625万7,760円を増額した金額8億9,708万4,720円で、平成28年2月26日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第48号 船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第4、議案第49号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第49号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成25年12月13日に開催された第4回山田町議会定例会において議案第142号として議決をいただき、その後2回の変更議決をいただき、請負金額33億2,935万8,120円で株式会社奥村組・有限会社港建設・株式会社阿部組の特定共同企業体が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、赤色、緑色、オレンジ色で表示している第8団地沿いの高台道路のり面の滑落対策工と、第6団地及び隣接の

高台道路の地盤に強固な岩盤が出現したことから、水色及びピンク色で表示する区域の硬岩掘削を増工するものです。

工期については、平成28年3月31日を期限とし、183日間延長し、同年9月30日まで繰り越しとするものです。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額33億2,935万8,120円に7億5,765万240円を増額した金額40億8,700万8,360円で、平成28年2月26日に請負変更仮契約を締結したところであります。

以上、提案理由と概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

こういう工事の場合には、いつも契約変更というのは出てくるのですよね。前2回契約変更しているのです。これ7億円ぐらいプラスになるのかな。相当のプラスになるのですけれども、その間例えば第2回目の契約変更のときの調査、そういうのはこういうのも含めて調査しないのでしょうか。というのは、心配しているのは、これだとまだやっていったらば、あそこに問題が出てきたからまた追加ということもあり得る可能性だってあると思うのです。やっぱり最初のときの調査をじっくりしていれば、こういうふうな巨額な変更というのは何回も、1回で済むならいいけれども、これ3回目でしょう。そういうことがなくて済むのではないかと思うのですけれども、どういう調査をしているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

当然工事に入る前にはボーリング調査等をしているわけですが、全ての箇所をするというのは大変難しいものでございます。ポイントポイントを選定してボーリング調査して、ここには岩があるとかないとかというのを判断していく形になるのですが、たまたま今回はボーリング調査のときに発見できなかったということで増工事になるというものでございます。

のり面対策工については、実際にのりを切り始めたときに、そこに土砂が流れる断層があったということで、そのときに初めてわかったというものでございます。ですので、実際工事を進めていく上でここに問題がある、ここに問題があるというのはその都度発見されますので、それに応じた設計変更をして、契約も増額になってくるという場合がございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

その都度出てくるのはわかるのですけれども、今の技術というのは相当数な技術でやっていると思うのです、こういうのをする場合に。しかも40億という相当大きな金を使える会社がやるわけですから、最新技術でやはりボーリングもしていこうと。なのにこういうふうに変更が何度も出てくるというのは、やっぱり調査の仕方が未熟か、極端に言えば。適当にと言えば変で、出てきたらばまた変更していけばいいやと、そういうような感じでやっているのではないかなという思いがしてならないのですよね。まけろというわけにはいかないでしょうけれども、町民が見たら、えっ、こんなに何回も金使ってやるのかという思いになると思いますし、私もそう思います。ですから、そういうことがないように、業者には町のほうでお願いって、指導ということなのかな、多分あれするのですから。そういうふうなことをやっぱり言うべきだと思いますよ。今国費だから、やればすぐ出てくるだろうという思いでやってもらっては困るのではないかと、そんな思いしています。いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

どうしても工事が進んでいく上でこういう問題が発生していきますので、その辺はしょうがないのかなというふうには考えてございます。調査を最初からしっかりすればということでのお話ですが、全て全部調査して、こういう岩盤がある、ここに滑落層があるというのがわかれば、当然当初の時点から金額ははね上がってくると思います。最終的な金額というのは、当初と設計しても、変更契約で設計しても同じ金額になっていくのかなというふうには考えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

では、今のこともやっぱりおかしいと思うよ。最初にきちんとやれば金は出てくるが高く、変更したと同じような金額で出てくる、でもそのほうが大事なことはないでしょうかね。きちっと調査をして、その上で金を出してもらおうと、それに対して私たちがいいかどうかというのを判断するのであって、簡単にやって次に出てきたのを検討してくれと、そういうふうなのだったらずさんな工事だとしか言えないと思いますよ。いや、私はこういうのが出てくるというのはわかります。出てくるのはわかるのだけれども、例えば補正したでしょう、2回目のときにも。そうすればその時点でわかるのではないか。今の技術ですよ、今の技術。ですから、そういうのを考えたときにきちっと調査をして、そして金を提示してもらおうというふうなことは言うべきだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

私は最初から完璧にして進めなくてもいいと、早く進めてほしいと言っていたほうなので、いいのですけれども、ただもとの工事の金額に対して2割以上の大幅なアップなので、その後今回の余分なふえた工事、これだけで2割もいくのかなというのがちょっと素朴な疑問なので、この資料2の下の方の変更内容、それぞれについて金額的にどれぐらいなのか、もしありましたら教えてほしいです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず、グラウンドアンカー工ですけれども、4,200万ほどになります。ロックボルト工4,000万ほど、あと簡易吹きつけ砕工が3,000万ほど、岩盤掘削が高台道路側ですけれども、1億5,400万で、第6団地が4億9,100万ほどです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

今聞くと岩盤掘削がかなり高いようなので、私も詳しくはないので、これが妥当かどうかかわからないのですけれども、それ以上は言えないのです。はい、いいです。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第49号 船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

追加日程第5、議案第50号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議案第50号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第8号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、年度末を控え、現時点でのそれぞれの収入見込み、執行予定見込みをもとに予算調整を行うことを目的に編成を行ったものであります。歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億9,868万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ575億2,431万4,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、6ページをお開き願います。まず、第2表、繰越明許費補正であります。追加分であります。記載のとおり、事業名、固定資産台帳整備事業から、9ページをお開きください、事業名、消防防災施設災害復旧事業までの合計28事業、73億5,133万1,000円を平成27年度中の事業完了が困難と見込まれることから、翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。

次に、10ページをお開きください。変更分であります。さきに議決いただいております繰越明許費の事業のうち、記載した2事業について繰り越して実施する金額をそれぞれ増額することとし、合計では34億9,883万4,000円増額しようとするものであります。

11ページをごらんください。第3表、債務負担行為補正であります。既に議決いただいております債務負担行為に、次の2事業を追加しようとするものであります。田の浜地区道路事業（防潮堤兼町道）整備事業負担金、復興交付金事業追加金は、期間を平成27年度から29年度まで、限度額を7億4,522万1,000円とし、岩手県と締結しております協定を変更し、町道整備期間の延長、事業費の増額に対応しようとするものであります。次のプールろ過装置取りかえ事業は、期間を平成27年度から28年度まで、限度額を723万6,000円とし、プールの使用時期までには完成させたいことから、事業着手を早めるため債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、12ページから14ページの第4表、地方債補正並びに職員の人件費に係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについて説明をいたします。

15ページをごらんください。まず、歳入であります。1款町税、1項町民税、1目個人5,150万円の増額は、1節町民税個人現年課税分の増によるものであります。2目法人2,500万円の増額は、1節町民税法人現年課税分の増によるものであります。

16ページをお開きください。6款1項1目地方消費税交付金1億3,287万9,000円の増額は、1節地方消費税交付金の増によるものであります。

10款1項1目地方交付税13億297万3,000円の減額は、1節の震災復興特別交付税の減などの増減によるものであります。この内訳は、普通交付税が404万7,000円の増額で、これによりまして本年度の予算計上額は31億7,609万円となるものであります。また、震災復興特別交付税は13億702万円の減額で、これにより本年度の予算計上額は80億151万1,000円となるものであります。

次に、17ページをごらんください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,682万円の増額は、4節の国民健康保険基盤安定事業国庫負担金の増などの増減によるものであります。

18ページをお開きください。3目農林水産業費国庫負担金8億2,494万2,000円の減額は、2節漁港施設災害復旧事業国庫負担金の減によるものであります。4目土木費国庫負担金9,700万9,000円の減額は、1節の公共施設管理者国庫負担金の減などの増減によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金67億8,613万4,000円の増額は、2節復興交付金の増などの増減によるものであります。2目民生費国庫補助金6,522万6,000円の増額は、次のページをごらんください、3節の年金生活者支援臨時福祉給付金事業費国庫補助金の増などの増減によるものであります。4目土木費国庫補助金2,963万3,000円の減額は、2節社会資本整備総合交付金（土地区画整理）の減などによるものであります。

20ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費補助金2,500万1,000円の減額は、1節公共施設再エネ等導入事業費補助金の減などによるものであります。3目衛生費補助金598万4,000円の減額は、3節被災地における保健師等人材確保支援事業補助金の減などによるものであります。4目農林水産業費補助金8,046万8,000円の減額は、21ページをごらんください、3節の共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助金の減などの増減によるものであります。5目商工費補助金3,026万4,000円の減額は、2節中小企業被災資産復旧事業費補助金の減などの増減によるものであります。

22ページをお開きください。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金578万8,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金利子の増によるものであります。2項財産売却収入、1目不動産売却収入1億5,501万2,000円の減額は、1節土地売却収入の減によるものであります。

23ページをごらんください。17款1項寄附金、2目総務費寄附金2,100万円の増額は、1節ふるさと応援寄附金の増によるものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,685万円の減額は、1節財政調整基金繰入金の減によるものであります。これにより、歳出の積み立て分を加えて、本補正予算時点での財政調整基金の平成27年度末の現在高は28億5,900万円程度となる見込みであります。

24ページをお開きください。5目復興交付金管理運営基金繰入金41億7,771万8,000円の減額は、1節の復興交付金管理運営基金繰入金の減によるものであります。これによりまして、歳出の積み立て分を加え、同基金の本補正予算時点での平成27年度末の現在高は428億7,700万円程度となる見込みです。6目復興まちづくり基金繰入金8,863万円の減額は、1節復興まちづくり基金繰入金の減によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成27年度末の現在高は39億9,800万円程度

となる見込みです。9目船越地域振興基金繰入金503万1,000円の増額は、1節船越地域振興基金繰入金の増によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成27年度末の現在高はゼロ円となるものです。

なお、今後町保有の基金の整理、活用を図るため、今回補正において7目の大浦地域振興基金繰入金、8目の大沢地域振興基金繰入金を含めて、3つの地域振興基金の基金残高508万8,000円を全て繰り入れし、産業振興基金への積立金の一部に充てることといたしました。

25ページをごらんください。20款諸収入、4項1目雑入760万6,000円の増額は、4節の白山コミュニティセンター移転補償金の増などの増減によるものであります。2目過年度収入2億3,385万4,000円の増額は、1節の公立学校施設災害復旧事業国庫負担金（過年度）の増などによるものであります。

26ページをお開きください。5項受託事業収入、1目土木費受託事業収入3億2,803万4,000円の減額は、1節の国道45号岩手45号復興事業受託事業収入の減によるものであります。

21款町債については説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。31ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、10目防災費2,361万4,000円の減額は、15節の太陽光発電蓄電システム設置工事費の減などによるものであります。15目電算管理費1,702万9,000円の増額は、18節備品購入費の増によるものであります。

32ページをお開きください。19目財政調整基金費3億3,060万8,000円の減額は、25節財政調整基金積立金の減によるものであります。21目その他基金費69億7,465万1,000円の増額は、25節復興交付金管理運営基金積立金の増などによるものであります。

次に、36ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億542万8,000円の増額は、20節年金生活者等支援臨時福祉給付金の増などの増減によるものであります。2目障害者福祉費671万2,000円の増額は、37ページをごらんください、20節障害福祉サービス給付費の増などの増減によるものであります。3目老人福祉費804万2,000円の減額は、28節介護保険特別会計繰出金の減などによるものであります。

38ページをお開きください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,575万円の減額は、20節乳幼児児童生徒妊産婦医療費給付費の減などの増減によるものであります。2目児童費828万9,000円の増額は、13節民間保育所運営委託料の増などの増減によるものであります。

次に、40ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費9,425万8,000円の減額は、19節の被災診療所等再建支援補助金の減などの増減によるものであります。6目環境衛生費1,649万8,000円の減額は、次のページをごらんください、22節立木補償費の減などの増減によるものであります。

2項清掃費、2目塵芥し尿処理費1,198万3,000円の減額は、19節宮古地区広域行政組合衛生関係負担金の減によるものであります。

42ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,989万7,000円の減

額は、19節農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金の減などの増減によるものであります。4目畜産振興費598万円の減額は、15節堆肥センター機械設備改修工事費の減などによるものであります。

44ページをお開きください。3項水産業費、2目水産振興費5億1,808万6,000円の減額は、次のページをごらんください、19節水産業共同利用施設復興整備事業補助金の減などの増減によるものであります。5目漁港建設費874万7,000円の増額は、15節織笠漁港施設機能強化事業工事費の増などの増減によるものであります。6目漁業集落防災機能強化費5億9,566万9,000円の減額は、15節の大浦地区漁業集落防災機能強化事業工事費の減などの増減によるものであります。

46ページをお開きください。7款1項商工費、2目商工業振興費5,302万9,000円の減額は、次のページの19節中小企業被災資産復旧事業補助金の減などの増減によるものであります。

次に、49ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,296万2,000円の減額は、22節歩道整備事業建物等移転補償費の減などの増減によるものであります。4目道路事業費5億3,133万6,000円の減額は、13節の国道45号岩手45号復興事業施行管理委託料の減などの増減によるものであります。

50ページをお開きください。4項都市計画費、2目土地区画整理費15億3,889万4,000円の減額は、13節の山田地区都市再生区画整理事業施行管理委託料の減など、復興交付金事業の調整等によるものであります。

51ページをごらんください。4目防災集団移転費23億3,812万5,000円の減額は、復興交付金事業の調整で、13節の織笠地区防災集団移転促進事業施行管理委託料の減などの増減によるものであります。

次のページをお開きください。5目津波復興拠点整備費3億3,405万1,000円の減額も復興交付金事業の調整でありまして、15節の山田地区津波復興拠点整備事業交流施設建設工事費の減などの増減によるものであります。

53ページをごらんください。5項下水道費、1目下水道総務費1,554万1,000円の増額は、28節漁業集落排水処理事業特別会計繰出金の増などの増減によるものであります。

54ページをお開きください。6項住宅費、2目住宅支援費5,186万円の減額は、19節危険住宅移転事業補助金の減によるものであります。3目災害公営住宅整備費2億2,230万8,000円の減額は、55ページをごらんください、17節の災害復興公営住宅整備事業長崎第1用地取得費の減額を初め、56ページまで各地区事業費の精査によるものであります。

57ページをごらんください。9款1項消防費、1目常勤消防費3億1,712万2,000円の減額は、19節宮古地区広域行政組合消防関係負担金の減によるものであります。

次に、59ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費713万1,000円の増額は、15節山田中学校屋内運動場天井等落下防止対策工事費の増などの増減によるものであります。

次に、63ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、5目水産業施設災害復旧費8億8,785万3,000円の減額は、15節漁港災害復旧工事費の減などの増減によるもので

あります。2 項土木施設災害復旧費、3 目公園施設災害復旧費 5 億6,581万5,000円の増額は、15節船越公園災害復旧工事費の増によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億9,868万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ575億2,431万4,000円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。5 番。

○5 番田老賢也議員

23ページの18款の繰入金のところなのですけれども、各地区ごとの基金の繰入金等の積み直しとかなのですかね、この辺がちょっとよくわからなかったのも、もう一度説明お願いします。

それとあと、31ページの2 款総務費で、15目の電算……

（「今歳入」と呼ぶ者あり）

○5 番田老賢也議員

ああごめんなさい、失礼しました。以上で。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、歳入の基金の積み直しの部分でご質問がございました。予算書にいたしますと24ページになります。こちらのほうで7 目、8 目、9 目、それぞれ地域振興基金というものがございます。こちらのほうは、過半議論がございましたけれども、下水道事業の振興、漁業集落排水事業の振興のために、各漁協さんでこれまで寄附をしていただいております。それらの寄附金については一旦この地域振興基金の中に積み立て、それぞれの事業年度で使うということで今まで推移してございました。過半町長のほうから表明がございましたとおり、各漁協さんの寄附金を求めるというのは、被災後の状況を見て大変だということになってございます。したがって、現在残っている基金についても全て今回取り崩しをして、その上でご寄附をいただいた趣旨を尊重するという立場で、産業振興基金というふうに積みかえたいと、これによりまして何とか新しい産業の施策を進めるための財源にしていこうということで、今回積みかえをいたしましたものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番、よろしいですか。

○5 番田老賢也議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

私17ページ、商工使用料なのですけれども、家族旅行村の施設使用料が238万2,000円ですか、歳入あるのですけれども、これは多分ケビンハウスかと思うのですけれども、もしそれでなければあれなのですけれども。それで、ケビンハウスのほうの補修のほうのあれで27年度は多分1棟の修繕のようでしたけれども、もう年度末も押し迫っていますが、追加する予定はないかどうか、そこ確認したいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

歳入ですので、歳入内容のケビン、オートキャンプ場、トレーラーハウスの合計額となっているところでございます。

ご質問のありましたケビンの修繕については、予算は2棟で計上しておったところでございます。

1棟、状況のひどいほうから修繕を開始したところ、壁を剥がしたところ、かなり弱っていると、構造部分が弱っているということで工事費の増額を図っております。その関係で1棟がやれなくなり、今年度は1棟のみの修繕ということで修正をしているところでございます。

○8 番関 清貴議員

はい、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

歳出全款の質疑を許します。5 番。

○5 番田老賢也議員

31、15目の電算管理費ですね。備品購入で1,700万くらいだと思うのですけれども、これの詳細を説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

お答えをいたします。

この部分は、今般マイナンバーとかいろいろ行われている最中ですが、その中で国のほうから新たな自治体情報のセキュリティー対策の抜本機能強化ということで、今までインターネットと

かそういう部分の窓口といいますか、接続関係が1本で来ているわけですが、今回マイナンバー関係の線、あとLGWANといいますか、自治体関係のやりとりの部分、そういったところのセキュリティのために4本立てで情報網を整備しなさいということで国からの指示がございまして、今後徐々に年末あたりに決定して、交付金というふうな流れになったわけですが、それら不正アクセス防止のため今回行うものでございます。詳しくは繰越明許費の中に地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業ということで繰り越しをさせて、事業を実施させていただくというふうなことでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（昆 暉雄）

5番、よろしいですか。

○5番田老賢也議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

1点だけ質問しますが、45ページかな。水産業について伺いますけれども、水産業共同利用施設復興整備事業補助金というのが3億幾らですか、減額になっていますし、同時に繰越明許費のほうにも相当計上されているのですけれども、これは何をやろうとしてこういうふうにたくさん金、残したと言えはあれですが、事業ができないでしまったか、その背景等についてもひとつお願い申し上げたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

お答えします。

今の共同利用施設復興整備事業は、いわゆる水産加工場等の補助金、8分の7補助金の予算でございます。当初10億ほど予算化をしておりました。申し込みがあって承認して交付契約をしたのが6億8,000万でございます。6億8,000万の事業がまだ終わっておりませんので、繰越明許で予算繰り越しをお願いをしているところでございます。残額の今回3億7,000万ですか、これは現実に申し込みがありませんでしたので、減額補正を今計上したところでございます。

背景でございますけれども、希望している方は把握しておりまして、用地の問題がまだまだあるということで、用地選定等、あるいはご自分の考え方、どこに本設するかというようなことでまだ迷っている方がいらっしゃるということ等々で、希望を把握しておりますが、応募にはなっていないというふうにご理解いただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

水産加工業も水産業の振興にとっては重要なことなのですね。一応その補助金も相当の補助金を使っておりますので、これなかなか言いづらいかわかりませんが、どういうふうな企業というのか、新たに事業を起こそうとして、そしてこういう補助金を呼応して、これから水産加工業を始めようとしているのか、その点についてちょっと説明いただけませんか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

基本的には被災をした企業、あるいは被災を免れた企業であっても、震災前よりは少し大きな施設をつくろうとしております。そのことによって被害を受けた前浜から原料を調達をして、その原料を確保して販売をしていくと、水産業の振興を図るというスキームでございます。内容については多岐にわたっております。ホタテの加工、それから今年度契約したのは煮干し、それからイカの塩辛というのは多分ご存じかと思いますが、そのような方々に交付契約をしております。希望として今相談を受けているのは、サケ等の1次、2次加工、それから冷蔵庫等の相談を受けているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2 番。

○2 番田村剛一議員

水産振興からいえば、どんどんそういう工場が立地して、雇用も拡大し、販売も拡大していけばいいと思っているのですけれども、それではお伺いしますけれども、今回の該当者というのは従来からそういう加工業をしておった人たちがやったのか、それとも新しく企業を興す人たちなのか、その辺をお伺いしたいと思いますし、両方もあるという場合には大体その割合はどうなっているのか教えていただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

今年度補助金交付契約をした業者は2業者でございまして、ホームページ等にも公開しておりますけれども、被災を受けた業者でございまして。煮干しの業者とイカの塩辛等々の業者でございまして、震災前よりは設備を高度化し、大きくし、効率化等々を目的として新しい工場をつくっております。相談を受けている業者は前に立地しておりまして、前の業種を拡大しつつ、高次加工あるいは効率的な運用を目的として計画をされております。それから、冷蔵庫については新規と言えは新規になりま

すが、大きな冷蔵庫を私どもとしても立地をしていただければ、原料、製品の保管室として有効であろうと考えておりますので、今相談に乗っているというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

1 点だけお願いします。42ページです。4 目畜産振興費の中の堆肥センター機械設備改修工事費の減額について説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

堆肥センターの機械設備改修工事についてお答えします。

改修工事につきましては、27年度の当初予算で計上しておりました。27年度中に改修の手続といたしますか、事業執行を行う際に、県との協議の中で国庫補助が使えるのではないかという可能性が出てきておりました。国庫補助の可能性について協議している中で、まず本年度の分については工事費を取り下げると、今後については補助の可能性及び改修のタイミング、それらを総合的に判断しながら28年度の補正予算以降に対応していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

この堆肥センター、しばらく見に行っていないのですけれども、堆肥の製造販売がうまくいっているかどうか。運営費を製造販売分で賄うということもあったのですけれども、その点がうまくいっているかどうかお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

堆肥センターの運営につきましては、農事組合法人のほうが管理運営しております。その運営については、し尿処理受け入れ代金と、それで製造した堆肥の販売で賄おうという計画でやっております。うまくいっているかというのが、製品のできあし、よしあしなのか、できた数量が全部はけているのかというところなのですが、正直数量に関しては製造したものが全量はけていない状況でございます。いろいろ原因はございますが、それらにつきましては28以降、管理運営している業者さん、あるいはそこら辺と相談しながら、どのようにして販売して経営の収入としていくかというのを検討していく予定になっております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

1 点だけお願いします。36ページの20節扶助費なのですけれども、年金生活者等支援臨時福祉給付金7,500万円の詳しい内容を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

これは、年金生活者の方の中でも低所得者の方に対しまして臨時給付金を給付するというものです。対象となりますのが27年の臨時給付金の対象者、非課税の方の中で、28年度中に65歳以上になる方に対して28年度前半に給付するものです。1人当たり3万円、山田で対象としているのは2,500人を予定しております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

済みません、よく聞こえなかったところがあるのですが、いつごろに支給ということでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長、マイクをしっかりと使ってください。健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

支給ですけれども、28年度になります。実際申請受け付けは5月前後と予定しておりまして、支給は7月、8月あたりとなる予定です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

49ページの8款2目の維持費の委託料の減の内容、あと3目の13節と15節、22節の増減の内容を教えてくださいと思います。工事請負費に関しては場所をお願いします。

あと、次に53ページの土木費の下水道総務費、浄化槽の補助金について減額理由は申請者がなかったのかどうか、確認です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず、1点目の道路長寿命化修繕策定委託料ですけれども、これは策定業務の事業費が確定したことから減額となるものでございます。

次に、豊間根地区の排水路整備事業委託になりますけれども、これはまず1つ目としては詳細設計の業務委託の金額が確定したことから減になるものでございます。

次に、歩道整備委託料ですけれども、これも歩道整備に関しては用地境界が決まらない部分がありました。調査設計を来年度に繰り越しするために減額とするものでございます。

次に、豊間根地区の排水路整備事業委託の部分ですけれども……

（「委託でない、工事費」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

工事費の部分ですけれども、島田地区の工事費が国から今年度分の補助金が交付されまして、そのために増額としたものです。繰越明許として翌年度に繰り越してございます。実際の工事は来年度からかかるというものでございます。

それと、歩道の整備委託の部分でございますが、これは豊間根地区の歩道事業に係る国の交付金が確定したために、その交付額に合わせて減額するというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

浄化槽の関係は。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

それでは、浄化槽の減についてお答えいたします。

減になった分は、希望者がなかったということでございます。浄化槽設置助成事業については、28基に対して20基、8基の減と。そして、山田処理区住宅再建支援事業に関しましては16基から8基、8基の減と。低炭素社会対応浄化槽については36基から35基、1基減ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

歩道整備事業に関しての部分というのは、補助金、用地が決まらなかったから繰り越すのだということですね。あと、豊間根地区の排水路の整備工事の部分については、ことしの工事ではないと思っていたのですが、国から要するに補助金は来ているわけですね。そういうので補助金よこすのですか。工事やるからよこすんだよね。繰り越すためによこすわけではないのでしょうか。そういうのをちゃんとしておかないと工事をやれていたのにやらなかったというような格好になってしまいますよね。私も本当はことし中にやってほしかったのです。それ何回も言っているのですけれども、要するに設計に時間かかって、工事は来年だという話になって、もともと工事費を国に要求している部分というのはことしの部分なのだ、そうなればね。だったらやれていたのです、そうしたら。その辺。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。説明が悪かったです。豊間根地区の国の交付金が確定しているというのは、歩道整備事業のほうです。歩道整備事業の分については、設計部分についても国の補助がついているということでございます。工事費の部分には国の補助は、ここで言う豊間根地区排水路整備工事費の部分には入ってございません。申しわけございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

そしたらば、この工事費はどこをやった工事費ですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。これは工事やった部分ではなくて、実際に工事費として計上というか、当初計上していた部分を……

（「増額だよ、増額」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

はい……

（「企財課長が答えて」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 3 1 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

大変貴重な時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。

まず、豊間根地区排水路整備工事費の関係でございますが、道路橋梁費、長寿命化修繕計画の減額分、それと島田地区測量設計業務委託料の減額分の金額を豊間根地区の排水路整備事業のほうに振りかえまして、実際事業は翌年度に実施するものと。この減額となった道路橋梁費、それと島田地区の測量設計、これは社会資本交付金という国の補助入っておりまして、もったいないということで工事費に振りかえて、来年度実施すると。実際の工事については繰越明許で翌年度に繰り越す、7 ページ

のほうに豊間根地区排水路整備事業として繰越明許としております。申しわけございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

さっき聞いてわかったのだけれども、このまま振りかえというのではなく、補助額だけを工事費に回したということなんでしょう。要するに156万6,000円か、減額分、あとは631万6,000円を足したものの金額の補助率、50%なんだか何ぼなんだか、その分だけをこれに計上したということなんだね。そう受け取っていいね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

予算の関連でございますので、補足の説明をさせていただきます。

ただいま議員お話のとおり、せっかく27年度中についた補助事業の枠でございます。それを単に落とす、あるいは国に返すということではなく、来年工事を予定している豊間根の排水路整備工事費に充てたいと思ひまして、今回増額をして来年に繰り越すということでございますので、この金額全てが排水路整備の工事ではございません。当然来年度当初予算の中にもそれなりの金額を計上してございますが、幾らかでも国の補助金を導入したいという担当課の思いでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

終わりだけれども、質問したいのですか。予算委員会もありますよ。

（「予算委員会とはがんがん質問できないようなので……」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

予算委員会の中でやってください。

8 番。

○8 番関 清貴議員

それでは、私は3点ほど質問させていただきたいと思ひます。

31ページ、公債費なのですけれども、これ皆さんわかっているかと思うのですけれども、太陽光発電の蓄電システムの関係で委託料、工事請負費、減になっているのですけれども、これ全く事業ができなくて減になったのか、それとも入札減等での減なのか、あとどういう事業なのか教えていただきますでしょうか。

あと、もう二つは、57ページの消防費、常勤消防費なのですけれども、広域行政組合の負担金3億

1,712万2,000円が減額になっていますが、これの減額要因、少し教えてもらえないでしょうか。

あと、59ページの中学校費の学校管理費の山田中学校屋内運動場天井等落下防止対策工事費が640万8,000円、今度計上されていますが、もう年度末ですが、これは繰り越しのほうで防災機能として4,852万8,000円繰り越すような手続が今回なされていますが、その金額の中に含まれるか、それを教えてください。

あともう一つは、中学校は山田町の中でも比較的新しい屋内運動場だと思うのですが、天井等落下防止対策工事をやるに当たってほかの学校等は大丈夫なので、ここを優先的にやるのかどうか、そこを教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

私のほうからは防災費の関係でお答えをいたしたいと思います。

ここの工事請負費でございますが、これは公共施設再生エネルギー等導入事業ということで太陽光発電を導入した事業でございます。その事業が大体工事費が確定したものですから、それによる精査で今回減額措置をしたものでございます。13節の委託料、15節の工事請負費ということで、これは連動するものでございます。具体的には船越防災センターに3,738万9,000円ほど、大浦漁村センターに3,651万4,000円ほど、保健センターに4,222万8,000円ほど、あと役場敷地内に太陽光を使った外灯でございますか、それを今やっておりますが、それに1,368万3,000円ほどということで、27年の予算総額で1億2,627万3,600円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

2点目の宮古地区広域行政組合負担金、消防部門の減額の理由ということでございます。今回3億を超しての減額になったわけでございますが、皆様ご承知のとおり山田消防署が被災いたしまして、その消防庁舎を今現在の山中裏、広域エリアのほうに建設するという計画で進めておりました。今回広域行政組合の予算の中でも取り組むということで予算化しておりましたが、敷地造成のほうがああいった状況になってございますので、広域行政組合とすれば繰り越して来年度に建設というふうな形をとりたいということでございます。今回消防の、あれは総務省の補助金を予定しておりますので、それらの金額も精査した結果、内容が決まったということで、今回減額をさせていただくと。来年度は、今回全てを減額したわけではございませんので、繰り越し相当は広域のほうに負担金として納めています。広域のほうでは受け取った負担金の範囲内で繰り越して来年度施行すると、そういった事

情になってございます。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（佐々木真悟）

私のほうからは59ページ、中学校費の山田中学校運動場の天井落下防止についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、今回640万円余りを増額いたしまして、来年度に繰越明許を予定しております。工事の中身でございますけれども、確かに新しい校舎ではありますけれども、現在の天井は天井裏からつっているような形の天井なわけですけれども、その落下を防止しようということで、その天井を全部撤収いたしまして、屋根裏の骨組みに直接天井裏を設置するというような工事の内容になっております。また、今回有利な補助事業あるいは起債事業がございますので、山田中学校のほうを優先的に対応するというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それでは、1点目の31ページのことについてお聞きいたします。この太陽光発電蓄電システムというのは、今見ますと保健センターに最近できたやつと思うのですが、あれは蓄電していて、非常時のときに使うという構造ですか、それとも日常の電気も使えるということですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、基本的な目的は避難所等々になっているところに設置したということでございます。日常としても使えるものでございます。

○8番関 清貴議員

はい、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第50号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第6、議案第51号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（昆 秀樹）

議案第51号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,023万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億5,944万8,000円とするものであります。

補正の概略であります。歳入では高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の減額、保険基盤安定繰入金保険者支援分の増額、歳出では保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等の減額、補助金等返還金の増額などによるものであります。

それでは、事項別明細書により、主なものを順にご説明いたします。4ページをごらんください。

7款1項1目共同事業交付金2,274万4,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金3,937万1,000円の減額は、事業主体である岩手県国民健康保険団体連合会からの決算見込みによるものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2,289万6,000円の増額は、保険基盤安定繰入金保険者支援分の増額などによるものであります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1,669万6,000円の減額、2目退職被保険者等療養給付費865万2,000円の減額、3目一般被保険者療養費138万3,000円の減額、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,392万円の増額、2目退職被保険者等高額療養費111万2,000円の減額は、本年度の保険給付費見込額の増減によるものであります。

8ページをごらんください。3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金2,271万3,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの本年度通知額によるものであります。

9ページをごらんください。5款1項1目介護納付金2,098万5,000円の減額は、社会保険診療報酬

支払基金からの本年度通知額によるものであります。

6 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額療養費拠出金311万4,000円の減額、2 目保険財政共同安定化事業拠出金1,998万5,000円の減額は、事業主体である国民健康保険団体連合会からの決算見込みによるものであります。

10ページをごらんください。10款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金3,104万3,000円の増額は、平成26年度事業費の精算確定による療養給付費等負担金などの返還金であります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,023万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億5,944万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第51号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第7、議案第52号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（昆 秀樹）

議案第52号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ739万円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億5,070万9,000円とするものです。

補正の概略ですが、歳入では第1号保険者保険料の増額、介護給付費、地域支援事業費見込みによる国、県支払基金交付金の減額、一般会計繰入金の減額等によるものです。歳出では、総務費、地域支援事業費の減額等によるものです。

それでは、事項別明細書により、主なものを順にご説明いたします。3ページをごらんください。歳入です。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1,919万円の増額は、保険料の確定見込みによるものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金364万5,000円の減額は、介護給付費の見込み減によるものです。

4ページをごらんください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）196万8,000円の減額は、地域支援事業費の見込み減によるものです。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1,313万3,000円の減額は、介護給付費の見込み減によるものです。

5ページをごらんください。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金182万5,000円の減額は、介護給付費の見込み減によるものです。

6ページをごらんください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金272万5,000円の減額は、事務費繰入金の減によるものです。

次に、歳出です。7ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費116万2,000円の減額は、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修委託料の確定による減や、その他事務費等の見込み減によるものです。

8ページをごらんください。2項保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費954万6,000円の増額は、地域密着型介護サービス給付費495万4,000円の減額、施設介護サービス給付費1,450万円の増額など、年間給付費見込みの増減によるものです。2項1目介護予防サービス給付費950万円の減額は、要支援者の在宅で利用するサービス費900万円の減額など、年間給付費見込みの減によるものです。

9ページをごらんください。3項1目その他諸費190万円の増額は、高額介護サービス費210万円の増額など、年間給付費見込みの増によるものです。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目2次予防事業費148万2,000円の減額、10ページをごらんください、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費125万2,000円の減額、11ページをごらんください、2目任意事業費379万5,000円の減額は、事業費見込みの減によるものです。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ739万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,070万9,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第52号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

追加日程第8、議案第53号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第53号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,976万5,000円とするものです。

補正の概要ですが、歳入では排水処理施設使用料の決算見込額の増額、大沢地区の水管橋工事の繰り越しに伴う雑入の減額及びそれに伴う繰入金の増額、歳出では給与改正に伴う人件費の増額及び大沢地区の事業管理費の増額であります。

歳入歳出予算の説明の前に、3ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。2款漁業集落排水事業費、1項漁業集落排水整備費、事業名、大沢漁業集落排水整備事業、金額3,500万円が平成27年度中の事業完了が困難と見込まれることから繰越明許費として追加し、翌年度に繰り越

すものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをごらんください。歳入です。1款1項事業収入、1目使用料収入144万9,000円の増は排水処理施設使用料で、決算見込額による収入増分です。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3,143万6,000円の増は、主に大沢地区の水管橋工事が繰り越しとなることから、年度内に県補償金の収入が見込まれないので、一般会計から繰り入れするため増とするものです。

4款1項1目繰越金226万9,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

6ページをごらんください。5款諸収入、1項1目雑入3,500万円の減は、大沢地区の水管橋工事の繰り越しに伴い、県補償金が次年度へ繰り越されることから減とするものです。

7ページをごらんください。歳出です。1款1項経営経常費、1目総務費7万9,000円の増は、主に給与改正による人件費の増によるものです。3目大沢排水処理区事業管理費7万5,000円の増は使用料徴収事務委託料で、決算見込額により増とするものです。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,976万5,000円とするものです。

以上、提案理由の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

4番。

○4番黒沢一成議員

大沢地区の下水管渠布設工事県補償金が今年度中に見込まれないので、一般会計からという説明だったと思うのですが、この分は来年県からいただけるのかどうかの説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

県補償金に関しましては、工事が完了したら県のほうから収入が入ってくるということになります。

○4番黒沢一成議員

わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第53号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第9、議案第54号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(佐々木達彦)

議案第54号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ316万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,302万3,000円とするものです。

補正の概要ですが、歳入では下水道使用料の決算見込額の増額と人件費の減による他会計からの繰入金の減額及び前年度繰越金の増額です。歳出では、人事異動に伴う人件費の減額であります。

歳入歳出予算の説明の前に、3ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。2款下水道事業費、1項下水道整備費、事業名、下水道事業復興交付金事業、金額6億764万8,000円が平成27年度中の事業完了が困難と見込まれることから繰越明許費として追加し、翌年度に繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをごらんください。歳入です。1款1項事業収入、1目使用料収入116万9,000円の増は下水道使用料で、決算見込額による収入増分です。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金556万6,000円の減は、人事異動に伴う人件費及び公債費の減によるものです。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定により123万2,000円の増となるものです。

次に、歳出です。7ページをごらんください。1款1項下水道管理費、1目一般管理費260万6,000円の減は、人事異動による人件費の減によるものです。2目事業管理費8万8,000円の増額は使用料徴収事務委託料で、決算見込額により増とするものです。

2款下水道事業費、1項下水道整備費、1目施設費10万5,000円の増は、整備工事費の起債借入額の調整から増とするものです。

8ページをごらんください。3款1項公債費、1目元金26万9,000円の増、2目利子102万1,000円の減は利率見直しによるものです。

以上のとおり、今回の補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ316万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,302万3,000円とするものであります。

以上、提案理由の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第54号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第10、議案第55号 平成27年度山田町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第55号 平成27年度山田町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条は、平成27年度山田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補

正するものです。収益的支出についてであります。第1款水道事業費用、第1項営業費用を229万円増額し3億1,531万3,000円とするものです。

第3条は、予算書第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億2,395万1,000円と改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入についてであります。第1款資本的収入、第1項企業債を1億2,030万円減額しゼロ円に、第3項他会計補助金を3,775万円減額し7,344万7,000円に、第7項補助金を2億1,787万3,000円減額し3億2,178万6,000円とするものです。

次ページをお開きください。資本的支出についてであります。第1款資本的支出、第1項建設改良費を3億3,638万7,000円減額し4億7,779万3,000円とするものです。

それでは、収入及び支出の見積もり基礎によりご説明申し上げますので、3ページをお開きください。収益的支出です。1款水道事業費用、1項営業費用、1目総務費134万8,000円の増は、給与改正による手当等の増、コンビニ収納件数の増による委託料等の増並びに退職手当の額確定による退職手当組合負担金及び退職給付費の増によるものです。2目原水及び上水費62万7,000円の増は、給与改正による人件費の増によるものです。3目配水及び給水費31万5,000円の増は、給与改正による人件費の増によるものです。

4ページをお開きください。資本的収入です。1款資本的収入、1項1目企業債1億2,030万円の減は、建設改良費の支出減に伴うものです。

3項1目他会計補助金3,775万円の減は、災害復旧事業に係る震災復興特別交付税等の減によるものです。

7項1目国庫補助金2億1,787万3,000円の減は、災害復旧事業に係る災害復旧国庫補助金の減によるものです。

資本的支出です。1款資本的支出、1項建設改良費、5目改良費227万8,000円の減は、豊間根水源紫外線滅菌処理施設詳細設計業務委託料の事業費確定によるものです。6目老朽管更新事業費286万6,000円の減は、田の浜踏切配水管推進工事設計業務委託料の事業費確定によるものです。7目柳沢北浜地区配水管布設事業費5,980万円の減は、柳沢北浜地区区画整理事業の区画街路工事が年度内に実施できなくなったことにより、配水管布設工事を減額するものです。8目災害復旧事業費2億7,144万3,000円の減は、主に山田地区の土地区画整理事業及び国道45号線道路工事の進捗により、年度内に配水管敷設工事ができなかったことに伴い減額するものです。

以上のとおり、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第55号 平成27年度山田町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

午後 3時23分散会

平成28年第1回山田町議会定例会会議録（第21日）						
招 集 告 示 日	平成28年 2月10日					
招 集 年 月 日	平成28年 2月16日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 3月 7日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成28年 3月 7日午後 0時33分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉雄	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番 佐 藤 克 典		4 番 黒 沢 一 成		5 番 田 老 賢 也	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	角 田 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	昆 秀 樹	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	田 川 和 義	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	里 舘 敏 彦	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	△
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	澤 木 次 博	○	教育次長	佐々木 真 悟	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	菊 池 利 博	○
	水産商工課長	甲斐谷 芳 一	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 28 年第 1 回山田町議会定例会議事日程

(第 21 日)

平成 28 年 3 月 7 日 (月) 午前 10 時開議

日 程 第 1	議案第 39 号	平成 28 年度山田町一般会計予算
日 程 第 2	議案第 40 号	平成 28 年度山田町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算
日 程 第 3	議案第 41 号	平成 28 年度山田町後期高齢者医療特別会計予算
日 程 第 4	議案第 42 号	平成 28 年度山田町介護保険特別会計 (事業勘定) 予算
日 程 第 5	議案第 43 号	平成 28 年度山田町介護保険特別会計 (サービス事業勘定) 予算
日 程 第 6	議案第 44 号	平成 28 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算
日 程 第 7	議案第 45 号	平成 28 年度山田町公共下水道事業特別会計予算
日 程 第 8	議案第 46 号	平成 28 年度山田町水道事業会計予算
日 程 第 9	意見第 1 号	人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについて
追加日程第 1	議案第 56 号	町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第 2	議案第 57 号	山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第 3	同意第 1 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第 4	同意第 2 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第 5	同意第 3 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第 6	同意第 4 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第 7	同意第 5 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

平成28年 3月 7日

平成28年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程の変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、追加日程として議案9件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、議案第39号 平成28年度山田町一般会計予算、日程第2、議案第40号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算、日程第3、議案第41号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第42号 平成28年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)予算、日程第5、議案第43号 平成28年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)予算、日程第6、議案第44号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第45号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第46号 平成28年度山田町水道事業会計予算を一括議題とします。

以上8件は全て当初予算にかかわるものですので一括上程し、提案理由の説明を求めることにはしたいと思いますが、順次説明を求めます。

最初に、日程第1、議案第39号 平成28年度山田町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(上林 浄)

議案第39号 平成28年度山田町一般会計予算についてご説明をいたします。

なお、皆様のお手元に資料としてお渡ししております山田町一般会計当初予算の概要に沿ってご説明をいたしますので、ごらんいただきながらよろしくお願いを申し上げます。

まず、1 ページをお開きください。平成28年度一般会計当初予算案の総額は、歳入歳出それぞれ420億7,978万8,000円で、前年度当初予算額536億1,507万5,000円と比較し115億3,528万7,000円、21.5%の減と前年度を大幅に下回りましたが、震災以降100億円を超えて、数百億円規模の大型予算が続いております。東日本大震災の復旧、復興事業を中心とした予算編成により、28年度も復興を推し進める予算規模となっております。

次に、予算編成の基本的な考え方についてであります。前段は、政府予算や国の地方財政対策にかかわる部分であり、省略をさせていただきます。

後段、下から3行目以降をごらんください。本町の平成28年度一般会計当初予算案は、これら地方財政を取り巻く状況を踏まえ、復旧、復興を最優先に、山田町総合計画の実現や町政に求められる課題解決を図りながら、限られた財源の重点的かつ効率的な活用や、経常的経費を可能な限り節減に努めるなど、健全財政の維持を念頭に予算編成を行いました。

2 ページ目に移りますが、主要な施策についてであります。本資料の16ページ以降に詳細を掲載してございますが、28年度一般会計当初予算案は、27年度に引き続き東日本大震災からの再生を加速化する復旧、復興事業を中心とする予算組みになっております。予算の枠組みについては次のとおりとなります。なお、事業の名称などは記述のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

まず、(1)、山田町総合計画事業では、新たに策定する山田町総合計画に基づき各種事業を予算化し、77事業、18億6,000万円程度を計上しております。

(2)、復興交付金事業では、70事業、259億8,000万円程度を計上しております。

(3)、災害復旧事業では、12事業、33億6,000万円程度を計上しております。

(4)、復興関連事業では、60事業、38億4,000万円程度を計上しております。

次に、3 ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。1 款町税の総額は10億4,698万円で、前年度と比較して伸び率は5.4%、5,347万4,000円の増となっております。1 項町民税は4億4,920万3,000円で、3,299万3,000円の増となっております。町民税個人の所得割額の増加を見込んだことによるものでございます。3 項軽自動車税は4,357万9,000円で、新税率の適用による増加を見込み、823万3,000円の増となっております。

2 款地方譲与税では、1 項の地方揮発油譲与税は150万円減の1,650万円、2 項の自動車重量譲与税は60万円増の4,140万円となっています。

3 款から5 款については省略をいたします。

6 款地方消費税交付金は、1 億1,380万円増の2 億8,550万円となっております。なお、社会保障財源化分としては1 億1,750万円程度を見込んでおります。

7 款から 9 款については省略をいたします。

4 ページをお開きください。10 款地方交付税の総額は74億4,836万9,000円で、その内訳は普通交付税が29億円、特別交付税が6,000万円、震災復興特別交付税が44億8,836万9,000円となっております。普通交付税につきましては、国の地方財政計画の内容をもとに、町税の伸びなどを前提とした推計の結果、マイナス2%、6,000万円の減としております。なお、27年度の交付決定額31億7,609万円と比較しますと、マイナスの8.7%、2億7,609万円の減となっております。特別交付税は、前年と同額を計上しております。震災復興特別交付税は、復興交付金事業や災害復旧事業など、これらの町負担相当額などが算入対象となるもので、28年度は49億7,802万8,000円の減と見込んでおります。

なお、国の方針によりまして、28年度から復興事業費の一部に地方負担が求められることとなっております。これによる本町の負担額は1,180万円程度と見込んでございます。

11 款は省略をいたします。

12 款分担金及び負担金の総額は7,245万4,000円で、伸び率は1.7%、121万9,000円の増となっております。これは、放課後児童クラブ利用料などの増によるものであります。

13 款使用料及び手数料の総額は5,791万9,000円で、伸び率は15.1%、761万円の増となっております。これは、主に住宅使用料の増を見込んだことによるものでございます。

14 款国庫支出金の総額は48億8,613万円で、伸び率1.4%、6,898万1,000円の増となっております。増減の主なものは記述のとおりでありますので、省略をいたします。

5 ページをごらんください。次に、15 款県支出金の総額は13億3,227万2,000円で、伸び率はマイナスの21.3%、3億6,113万4,000円の減となっております。増減の主なものは記述のとおりでございますので、省略をいたします。

次、16 款財産収入の総額は8億8,234万7,000円で、伸び率61.1%、3億3,479万4,000円の増となっております。これは、防災集団移転事業により整備いたしました高台用地の売り払いなどの不動産売却収入、同用地の貸付料などの財産貸付収入の増を見込んだものでございます。

17 款寄附金の総額は8,000万3,000円で、3,000万円の増額となっております。これは、ふるさと応援寄附金の増によるものでございます。

18 款繰入金の総額は235億406万1,000円で、伸び率はマイナスの24.8%、77億6,058万7,000円の減となっております。基金ごとの内訳は記述のとおりでございますので、省略をいたします。

19 款は省略をいたします。

6 ページをお開きください。20 款諸収入の総額は7億2,135万3,000円で、伸び率52.4%、2億4,798万4,000円の増となっております。これは、国道45号岩手45号復興事業受託事業収入の増などによるものであります。

21 款町債の総額は16億8,320万円で、伸び率83.4%、7億6,520万円の増となっております。町債の内訳及び事業債別の区分につきましては記述のとおりでありますので、省略をいたします。

以上、歳入科目別に申し上げてまいりましたが、歳入の一般財源総額は94億9,445万9,000円となっており、歳入総額に占める一般財源の割合、いわゆる一般財源比率は22.6%で、前年度を4.4ポイント下回っております。

次に、歳出についてご説明いたします。性質別区分による予算額では、増額となった主な項目は災害復旧事業費が6億155万2,000円の増、積立金が3億6,292万円の増となっています。減額となった主な項目は、普通建設事業費が117億4,553万7,000円の減、補助費等が3億225万1,000円の減となっております。義務的経費で見ますと、人件費、扶助費、公債費、全てが減となり、総額で伸び率マイナスの2.3%、36億606万5,000円となっております。

7ページをごらんください。1款議会費の総額は9,042万2,000円で、前年度当初予算額と比較して伸び率マイナス11.5%、1,169万8,000円の減となっております。

2款総務費の総額は23億1,098万2,000円で、伸び率はマイナス3.2%、7,653万9,000円の減となっています。

各款ごとの項及び目の内容はそれぞれ記述のとおりでありますので、以降は各款の総額についてのみ申し上げて、内容の説明は省略をさせていただきます。

3款民生費の総額は24億7,482万9,000円で、伸び率はマイナス5.1%、1億3,245万4,000円の減となっています。構成比5.9%は、土木費、災害復旧費、農林水産業費に次いで4番目となります。

8ページをお開き願います。4款衛生費の総額は9億161万4,000円で、伸び率は5.3%、4,537万7,000円の増となりました。

5款労働費の総額は101万5,000円で、伸び率マイナスの75.5%、312万円の減となっております。なお、雇用対策としての緊急雇用創出事業は、その利用目的別に各予算科目に計上しており、総体では11事業の9,585万6,000円となっております。

6款農林水産業費の総額は27億8,692万8,000円で、伸び率マイナスの47.8%、25億4,778万6,000円の減となり、構成比6.6%は土木費、災害復旧費に次いで3番目となっております。

次に、9ページをごらんください。7款商工費の総額は2億6,906万6,000円で、伸び率はマイナス0.3%、90万3,000円の減となっております。

8款土木費の総額は279億8,757万3,000円となっております。伸び率はマイナス23.9%、87億7,718万5,000円の減となり、構成比は最も高い66.5%となりました。

10ページをお開きください。9款消防費の総額は3億9,882万8,000円で、伸び率ではマイナスの58.7%、5億6,742万2,000円の減となっております。

10款教育費の総額は6億4,823万8,000円で、伸び率はマイナス4.3%、2,889万9,000円の減となっています。

11ページをごらんください。11款災害復旧費の総額は33億6,336万7,000円で、伸び率21.8%、6億155万2,000円の増となり、構成比8%は土木費に次ぐ2番目となっております。

12款公債費の総額は8億3,192万5,000円となり、前年度当初予算と比較し伸び率はマイナス3.6%、3,121万円の減となっています。

13款諸支出金は、整理科目として1,000円を計上しております。

14款予備費は、前年度当初予算額から500万円減の1,500万円を計上しております。

12ページ以降には予算額の比較資料あるいは事業一覧などをお示ししてございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。また、当初予算の審議に当たりましては、参考としていただくために、別に当初予算のあらましもお渡ししております。あわせてご一読くださるようお願い申し上げます。

以上のとおり、平成28年度山田町一般会計予算の提案理由の説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

次に、日程第2、議案第40号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第3、議案第41号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第42号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算、日程第5、議案第43号 平成28年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算について、提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（昆 秀樹）

議案第40号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算の概要で申し上げます。

1ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。国民健康保険事業は、予算総額の98.4%を占める医療の給付費等が骨子となっております。事業を適正かつ円滑に執行していく上で、診療報酬改定などによる医療費の動向など保険給付費の算定に主眼を置いております。歳出については保険給付費の的確な推計、経常経費の節減及び適正な執行、歳入については国民健康保険税の適正な賦課、国庫支出金の的確な把握、その他収入の確保などに留意し、予算編成をしております。

予算の総額についてであります。歳入歳出の予算の総額は32億6,844万4,000円で、前年度当初予算額と比較し1億1,176万8,000円、率にして3.3%の減となっております。主なものについて前年度当初予算と比較しますと、歳入についてであります。国民健康保険税収入は8.2%の減、国庫支出金は4%の減、療養給付費等交付金は8%の増、前期高齢者交付金は増減なし、県支出金は6.9%の減、共同事業交付金は6%の減を計上しております。歳出についてであります。保険給付費は5.4%の減、後期高齢者支援金等は0.6%の増、介護納付金は増減なし、共同事業拠出金は0.1%の増を計上しております。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。会計の性格上か

ら、歳出から説明してまいります。

2 ページをごらんください。1 款総務費についてであります。総務費は国保事業を行っていくための事務経費で、1 項総務管理費は1,694万6,000円、2 項徴税費は616万5,000円を計上しております。

2 款保険給付費についてであります。1 項療養諸費と2 項高額療養費は、厚生労働省方式の推計方法により、平成25年度から27年度までの自然増減率と退職者医療制度移行分を加味して推計しております。

1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費は17億4,994万4,000円、2 目退職被保険者等療養給付費は5,856万5,000円、3 目一般被保険者療養費は714万6,000円、5 目審査支払手数料は600万円など、合計で18億2,215万5,000円を計上しております。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は1 億3,000万円、2 目退職被保険者等高額療養費は500万円など、合計で1 億3,525万円を計上しております。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は、1 件42万円、30件分で1,260万円を計上しております。

3 ページをごらんください。5 項葬祭諸費、1 目葬祭費は、1 件3 万円で、50件分で150万円を計上しております。

3 款後期高齢者支援金等についてであります。1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金は3 億2,200万円を計上しております。後期高齢者医療制度への負担に係る支出であります。

4 款前期高齢者納付金については省略いたします。

5 款介護納付金についてであります。1 項1 目介護納付金は1 億6,000万円を計上しております。介護保険制度への負担に係る支出であります。

6 款共同事業拠出金についてであります。共同事業拠出金は、高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業の拠出金であります。1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金は6,553万4,000円、2 目保険財政共同安定化事業拠出金は6 億9,833万6,000円、合計で7 億6,387万円を計上しております。

4 ページをごらんください。7 款保健事業費についてであります。1 項特定健康診査等事業費は、平成20年度から始まった40歳から74歳までの国保被保険者の健康診査事業で、2,100万2,000円を計上しております。

8 款基金積立金、9 款公債費については省略いたします。

10款諸支出金についてであります。諸支出金は、国保税の還付金等であります。1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金の216万円など、合計で232万円を計上しております。

11款予備費についてであります。1 項1 目予備費は、前年度当初と同額の300万円を計上しております。

以上、歳出合計は32億6,844万4,000円となっております。

次に、5 ページをごらんください。歳出を補うための歳入についてであります。歳出合計32億6,844万4,000円から歳入の2 款から11款までの合計28億5,733万5,000円を差し引いた額、4 億1,110万9,000円

が国民健康保険税に求められることになります。

1 款国民健康保険税についてであります。27年度本算定額をもとに、収納率を一般被保険者分が90%、退職被保険者分が95%と見込みました。1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税は3億9,338万7,000円を計上、前年度当初予算と比較し3,385万9,000円の減となっております。内訳は、1 節医療給付費分現年課税分2億5,688万6,000円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分7,956万9,000円、3 節介護納付金分現年課税分4,531万円、4 節医療給付費分滞納繰越分861万4,000円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分175万8,000円、6 節介護納付金分滞納繰越分125万円となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は1,772万2,000円を計上、前年度当初予算と比較し286万8,000円の減となっております。内訳は、1 節医療給付費分現年課税分1,032万2,000円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分319万6,000円、3 節介護納付金分現年課税分391万円などとなっております。

2 款使用料及び手数料については省略いたします。

3 款国庫支出金についてであります。国庫支出金については、厚生労働省方式の推計方法により算定しております。6 ページをごらんください。1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金は4億9,424万1,000円、2 目高額医療費共同事業負担金は1,638万円、3 目特定健康診査等負担金は404万4,000円、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金は5億2,901万8,000円、国庫支出金は合計で10億4,368万3,000円を計上しております。

4 款療養給付費等交付金についてであります。この交付金は、退職者医療費充当財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。1 項1 目療養給付費等交付金は、厚生労働省方式の推計により算定した退職者分の保険給付費等で、1 億800万円を計上しております。

5 款前期高齢者交付金についてであります。1 項1 目前期高齢者交付金は5億6,000万円を計上しております。前期高齢者の医療費については、国保、社保等の各保険者の加入数に応じて保険者間の負担の不均衡を調整し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

6 款県支出金についてであります。1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、保険者が拠出する高額医療費共同事業拠出金の4分の1である1,638万円を、2 目特定健康診査等負担金は404万4,000円、合計で2,042万4,000円を計上しております。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金は1億3,687万3,000円を、2 目一部負担金特例措置支援事業費補助金は2,226万3,000円を計上しております。

7 款共同事業交付金についてであります。7 ページをごらんください。1 項1 目共同事業交付金は4,776万2,000円、2 目保険財政共同安定化事業交付金は7億667万9,000円を計上しております。

8 款財産収入については省略いたします。

9 款繰入金についてであります。1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分として9,081万9,000円、保険者支援分として4,739万8,000円、国保運営協議会委員報酬など事務費等繰入金として2,098万2,000円、出産育児一時金等繰入金として840万円、財政安定化支

援事業繰入金として4,200万円、合計で2億959万9,000円を計上しております。

10款繰越金については省略いたします。

11款諸収入についてであります。2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金100万円など、合計で159万4,000円を計上しております。

以上、歳入合計は32億6,844万4,000円となっております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第41号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計当初予算の概要で申し上げます。

1 ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。岩手県後期高齢者医療広域連合議会での議決に基づいて、保険料徴収分、低所得者等の保険料軽減額相当分を歳入に、制度を運営していくための事務費並びに岩手県後期高齢者医療広域連合規約に基づいて徴収した保険料、延滞金及び保険基盤安定負担金を歳出に予算計上することを基本としております。

予算の総額についてであります。歳入歳出の予算の総額は1億5,432万6,000円で、前年度当初予算額と比較し518万7,000円、率にして3.5%の増となっております。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。歳入についてあります。1 款後期高齢者医療保険料についてであります。1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料は年金から天引きされるもので、6,015万5,000円を計上しております。2 目普通徴収保険料は、年金から天引きできない分を保険料総額の31.09%とし、収納率98.01%を見込み、2,660万円を計上しております。

2 款使用料及び手数料については省略いたします。

3 款繰入金についてであります。1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は歳出の総務費に充当するもので、516万1,000円を計上しております。2 ページをごらんください。2 目保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減額相当分の4分の1を市町村が、4分の3を県が負担することとなっており、5,799万2,000円を計上しております。県の負担分は、県支出金として一般会計の歳入とした上で、この特別会計で受け入れることとなっております。

4 款繰越金については省略いたします。

5 款諸収入についてであります。2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金は、後期高齢者医療保険料の過年度分の還付状況を勘案し、100万円を計上しております。

3 項1 目雑入は、広域連合が保険者として負担すべき後期高齢者健康診査料を健診補助金として321万7,000円を計上しております。

以上、歳入合計は1億5,432万6,000円となっております。

続いて、歳出であります。1 款総務費についてであります。1 項総務管理費、1 目一般管理費330万7,000円を計上しております。主なものは、後期高齢者医療制度事務支援システムリース料308万5,000円

となっております。

2 項 1 目徴収費は111万6,000円を計上しております。普通徴収納付書の印刷代が主なものであります。

3 ページをごらんください。2 款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、特別徴収保険料、普通徴収保険料、保険基盤安定負担金など、1 億 4,475万7,000円を計上しております。

3 款後期高齢者健診事業費についてであります。1 項 1 目後期高齢者健診事業費は409万6,000円を計上しております。

4 款諸支出金についてであります。1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金は、過年度分の保険料徴収後の異動に伴う還付金として100万円を計上しております。

以上、歳出合計は1 億5,432万6,000円となっております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第42号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）当初予算の概要で申し上げます。

1 ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。全国的に高齢化が進む中、平成28年度の山田町における高齢化率は36%に達するものと推計されます。団塊の世代が75歳に達する2025年に向け、保険財政が健全かつ円滑に執行されるよう、介護給付、予防給付、地域支援事業費等の歳出と、第1号被保険者の介護保険料、国や県の公費負担分等の歳入の均衡に留意するとともに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活が続けることができるよう、地域支援事業をさらに重視した予算編成としております。

予算の総額についてであります。歳入歳出の予算の総額は17億9,126万5,000円で、前年度当初予算額と比較し7,862万、率にして4.6%の増となっております。主なものについて前年度と比較しますと、歳入についてであります。介護保険料収入は0.6%の増、国庫支出金は6.4%の増、支払基金交付金は4%の増、県支出金は5.4%の増、繰入金は6.5%の増を計上しております。歳出については、保険給付費が4%の増、地域支援事業費は43.4%の増を計上しております。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。会計の性格上、歳出から説明してまいります。

2 ページをごらんください。1 款総務費についてであります。1 項総務管理費は878万3,000円、3 項介護認定審査会費は1,484万8,000円など、合計で2,409万8,000円を計上しております。

2 款保険給付費についてであります。1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画の各サービス給付費で、15億4,708万6,000円を計上しております。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費は、介護予防、地域密着型介護予防、

介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防サービス計画の各サービス給付費で、5,218万5,000円を計上しております。

3項1目その他諸費は、審査支払手数料、高額介護サービス費、高額合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費など、1億1,018万2,000円を計上しております。

3款財政安定化基金拠出金、4款基金積立金については省略いたします。

5款地域支援事業費についてであります。1項介護予防事業費、1目二次予防事業費は1,051万円、2目一次予防事業費は891万円、3目総合事業精算金は住所地特例者が総合事業を利用したときの精算金で120万円を計上しております。

3ページをごらんください。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は719万円、3目生活支援体制整備費は軽度な生活支援を必要とする高齢者へのサービス提供体制整備費であり1,486万5,000円、4目認知症総合支援費では認知症高齢者の早期対応に向けた支援体制整備費であり523万円、6目任意事業費は738万円を計上しております。

6款公債費については省略いたします。

7款諸支出金についてであります。1項償還金及び還付加算金、1目還付金及び返還金は、第1号被保険者保険料の還付金などとして100万1,000円を計上しております。

8款についてであります。予備費は、前年度当初と同額の100万円を計上しております。

以上、歳出合計17億9,126万5,000円となっております。

次に、4ページをごらんください。歳出を補うための歳入についてご説明申し上げます。1款保険料についてであります。1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は3億600万円を計上しております。内訳は、年金から天引きとなる特別徴収保険料は2億7,870万円、直接納付となる普通徴収保険料は2,630万円などであります。

2款使用料及び手数料については省略いたします。

3款国庫支出金についてであります。1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は3億317万5,000円、2項国庫補助金、1目調整交付金は1億3,250万円、2目地域支援事業交付金（介護予防）は515万5,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）は1,368万5,000円を計上しております。

4款支払基金交付金についてであります。1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、2号被保険者の保険料に係る部分で4億7,864万7,000円を計上しております。2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る第2号被保険者負担分で577万4,000円を計上しております。

5款県支出金についてであります。1項県負担金、1目介護給付費等負担金は2億5,239万8,000円を計上しております。

5ページをごらんください。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）は257万7,000円、2目地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）は684万2,000円、3目利用者負担補助金130万円を計上しております。

6 款繰入金についてであります。1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金は2 億1,368 万1,000 円、2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）は257 万7,000 円、3 目地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）は684 万2,000 円、4 目その他一般会計繰入金は2,409 万8,000 円、5 目低所得者保険料軽減繰入金は所得段階第1 段階の保険料軽減に対する繰入金で397 万5,000 円、合計で2 億5,117 万3,000 円を計上しております。

2 項1 目基金繰入金3,190 万4,000 円を計上しております。

7 款繰越金、8 款諸収入は省略いたします。

以上、歳入合計17 億9,126 万5,000 円となっております。よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議案第43 号 平成28 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成28 年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）当初予算の概要で申し上げます。

6 ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所の指定を受け、予防給付のケアマネジメント業務を行っております。このことから、サービス事業勘定予算を設けて予算管理をしております。歳入については予防支援サービス事業量の推計、歳出については予防支援事業所の業務運営に必要な経費の適正な把握に留意し、予算編成をしております。

予算の総額についてであります。歳入歳出の総額は405 万7,000 円で、前年度当初予算額と比較し2 万7,000 円、率にして0.7%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の款別にご説明申し上げます。歳入についてであります。1 款サービス収入については、1 項予防給付費収入、1 目予防支援サービス計画費は405 万5,000 円を計上しております。

2 款繰越金、3 款諸収入は省略いたします。

歳出についてであります。1 款サービス事業費についてであります。1 項1 目居宅介護支援事業費は、サービス事業委託料342 万6,000 円など、合計で405 万7,000 円を計上しております。

以上、歳入歳出合計405 万7,000 円となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

次に、日程第6、議案第44 号 平成28 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第45 号 平成28 年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第46 号 平成28 年度山田町水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第44 号 平成28 年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計当初予算の概要についてご説明申し上げます。

当初予算の概要 1 ページをごらんください。総論についてであります。山田町漁業集落排水処理事業は、大浦地区と大沢地区の処理施設を管理運営しております。平成28年度予算につきましては、適切な維持管理及び経費の節減に努め、健全な事業経営を目指すことを基本として編成いたしました。主な事業として、大沢、大浦地区の復興事業による土地利用再編に合わせた下水管の整備を実施しますが、漁業集落防災強化事業を活用することから、予算は一般会計の農林水産業費に計上しております。

当初予算案の総額は歳入歳出それぞれ 1 億4,116万円で、前年度と比較して318万9,000円の減、伸び率はマイナス2.2%となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。1 款事業収入の総額は、使用料収入で2,524万2,000円、前年度と比較して伸び率は1.1%、27万9,000円の増となっております。大浦排水処理施設使用料は849万5,000円で、前年度と比較して71万9,000円の減、大沢排水処理施設使用料は1,674万7,000円で、前年度と比較して99万8,000円の増となっております。大浦地区は被災者の住宅再建等による減少、大沢地区は増加を見込んでおります。

2 款繰入金、一般会計繰入金は 1 億1,590万7,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス0.4%、46万8,000円の減となっております。歳入不足を調整する財源であり、主に人件費、公債費に充当しております。

2 ページをごらんください。3 款繰越金、4 款諸収入は省略させていただきます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。1 款経営経常費は、漁業集落排水処理事業を運営するための人件費、各施設の維持管理費を計上しております。総額は4,624万9,000円で、前年度と比較して伸び率は0.6%、29万7,000円の増となっております。

1 目総務費は人件費などの減により、前年度と比較して222万5,000円の減、1,233万9,000円を計上、2 目大浦排水処理区事業管理費は委託料などの増により、前年度と比較して14万2,000円の増、1,313万9,000円を計上、3 目大沢排水処理区事業管理費は委託料などの増により、前年度と比較して238万円増、1,987万1,000円を計上しております。

2 款公債費の総額は9,491万1,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス0.5%、48万1,000円の減となっております。2 目利子は、平成26年度借り入れまでの確定分と平成27年度借り入れに係る償還見込額を計上しております。

以上、平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計当初予算の提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第45号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計当初予算の概要についてご説明申し上げます。

当初予算の概要 1 ページをごらんください。総論についてであります。山田町公共下水道事業は、船越・田の浜地区処理施設の管理運営と、新たな処理区である山田処理区の早期供用開始を目指し、整備を進めております。

平成28年度予算につきましては、復興計画に合わせた下水道施設の整備と適切な維持管理及び経費の節減に努め、健全な事業経営を目指すことを基本として編成いたしました。主な事業として、山田処理区の供用開始へ向け、復興事業とあわせた下水管の整備と終末処理場建設を進めるとともに、長崎地区及び織笠地区の一部既存集落の供用を目指し、整備を進めます。

当初予算案の総額は歳入歳出それぞれ11億4,178万4,000円で、前年度と比較して1億5,607万6,000円の減、伸び率はマイナス12%となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。1款事業収入、使用料収入は総額3,043万5,000円で、前年度と比較して伸び率は6.8%、193万6,000円の増となっております。船越処理区下水道使用料は2,897万1,000円で、47万2,000円の増となっております。被災者の住宅再建等による増加を見込んでおります。今年度から供用する山田処理区下水道使用料は、新規に146万4,000円を計上しております。

2款国庫支出金、1目下水道費国庫補助金は1億538万7,000円で、前年度と比較して伸び率は40.5%、3,038万7,000円の増となっております。山田処理区の下水管整備及び終末処理場建設に係る国庫補助金であります。

2ページをごらんください。3款財産収入、1目不動産売却収入は、山田処理区の下水道事業計画変更に伴い、購入済みの北浜中継ポンプ場用地が不要となり、売却することで生じる収入で、1,600万円を計上しております。

4款繰入金、一般会計繰入金は8億2,265万1,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス22.3%、2億3,559万9,000円の減となっております。復興交付金対象事業費の減に伴い、復興交付金及び震災復興特別交付税分の繰り入れが減となったものです。

5款繰越金は、6款諸収入は省略をさせていただきます。

7款町債、1目下水道事業債は、山田処理区の整備に係る地方債で1億6,730万円で、前年度と比較して伸び率は22.9%、3,120万円の増となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。1款下水道管理費は、公共下水道事業を運営するための人件費、各施設の維持管理費を計上しており、総額は5,190万4,000円で、前年度と比較して伸び率は102.7%、2,629万7,000円の増となっております。

1目一般管理費は、主に平成16年度に国庫補助で購入した北浜中継ポンプ場用地が不要になったため国庫補助返還が必要になり、返還金を計上したことなどから前年度と比較して1,114万6,000円の増、1,719万5,000円を計上しております。

3ページをごらんください。2目事業管理費は、山田処理区が供用開始になることから処理施設に係る光熱水費、手数料等の維持管理費が増加するため、前年度と比較して1,515万1,000円増の3,380万9,000円の計上です。

2款下水道事業費、1目施設費は、山田処理区の終末処理場建設、下水管整備事業等に係る事業費

で、総額 9 億 5,175 万 7,000 円、前年度と比較して伸び率はマイナス 17.1%、1 億 9,646 万円の減となっております。

3 款公債費は町債の償還金で、総額は 1 億 3,812 万 3,000 円で、前年度と比較して伸び率は 11.4%、1,408 万 7,000 円の増となっております。1 目元金は、北浜中継ポンプ場用地の売却に伴う繰上償還を計上しております。2 目利子は、平成 26 年度借入れまでの確定分と平成 27 年度借入れに係る償還見込額を計上しております。

以上、平成 28 年度山田町公共下水道事業特別会計当初予算の提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第 46 号 平成 28 年度山田町水道事業会計当初予算の概要についてご説明いたします。

当初予算の概要 1 ページをごらんください。総論についてであります。本町の水道事業は、平成 25 年度の料金改定並びに給水件数及び給水量の増加により、給水収益は震災前の収益額近くまで回復しております。前年度に事業統合した簡易水道事業とあわせた効率的な施設運営及び維持管理に努め、経営基盤の安定と経営の健全化を図ってまいります。

投資的事業につきましては、豊間根水源に感染性微生物対策として紫外線処理施設の整備、田の浜踏切に布設している老朽管の更新など、さらなる安全で安心できる良質な水道水の供給を図ってまいります。また、本格化している町の復興事業に合わせ、被災した水道施設の復旧、復興事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、主要な事業についてであります。1 つ目は豊間根水源紫外線滅菌処理施設工事、2 つ目は田の浜踏切配水管推進工事、3 つ目は柳沢地区の配水管布設工事、4 つ目は被災した水道施設の復旧や復興計画に係る水道管の管路見直しに伴う業務委託等で、復興事業の進捗に合わせ施設の復旧に努めてまいります。

2 ページをごらんください。収入及び支出の収益的収入であります。1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益の総額は 3 億 294 万 8,000 円で、前年度と比較して伸び率はマイナス 0.1%、23 万 3,000 円の減となっております。収入額につきましては、平成 27 年度の調定件数、使用水量の実績見込みを参考に算定しております。

2 目受託工事収益、3 目その他営業収益につきましては省略をさせていただきます。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金についても省略させていただきます。

2 目他会計補助金は、震災後の減収対策としての一般会計補助金は計上しませんでした。

3 目長期前受金戻入は、償却資産の取得のために充当した補助金等の収益化分で 4,434 万円、前年度と比較して伸び率は 23%、828 万 3,000 円の増となっております。この収益は、昨年度の災害復旧事業の国庫補助金が収益されたことにより増額となるもので、現金収入を伴うものではありません。

4 目雑収益の総額は 1,017 万 2,000 円で、前年度と比較して伸び率はマイナス 9.4%、105 万円の減となっております。下水道使用料徴収事務受託料、兼務職員人件費負担金収入及び飲料水供給施設管理

業務受託料の収入を見込んでおります。

3 項特別利益については省略させていただきます。

3 ページをごらんください。収益的支出についてであります。1 款水道事業費用、1 項営業費用は営業活動を行うための費用で、人件費、修繕料、動力費等が主なものであります。

1 目総務費の総額は5,137万3,000円で、前年度と比較して伸び率は6.7%、323万5,000円の増となっております。

2 目原水及び浄水費の総額は4,385万円で、前年度と比較して伸び率は29.5%、997万6,000円の増となっております。

3 目配水及び給水費の総額は7,205万4,000円で、前年度と比較して伸び率は0.4%、29万4,000円の増となっております。

4 目減価償却費の総額は1 億3,573万5,000円で、前年度と比較して伸び率は1.8%、245万6,000円の増となっております。

5 目資産減耗費の総額は1,500万円で、前年度と比較して伸び率はマイナス25%、500万円の減で、復旧、復興事業に伴う配水管布設がえ等による除却等に伴うものであります。

6 目受託工事費、7 目その他の営業費用につきましては省略をさせていただきます。

2 項営業外費用は、各種事業の財源とした企業債の利息並びに消費税及び地方消費税の納付が主なもので、1 目支払利息及び企業債取扱諸費の総額は2,773万1,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス6.2%、183万9,000円の減となっております。

4 ページをごらんください。2 目雑支出については省略させていただきます。

3 目消費税及び地方消費税の総額は1,000万円で、前年度と比較して伸び率はマイナス47.4%、900万円の減となっております。減の理由は、消費税等の額から控除される資本的支出、建設改良費分の課税仕入額の増額によるものであります。

3 項特別損失については省略をさせていただきます。

次に、資本的収入についてであります。1 款資本的収入、1 項1 目企業債の総額は2 億2,210万円で、前年度と比較して伸び率は96.2%、1 億890万円の増となっております。建設改良費の支出に係る国庫補助金等以外の町負担財源です。

2 項他会計借入金については省略させていただきます。

3 項1 目他会計補助金は6,260万4,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス43.7%、4,859万3,000円の減となっております。災害復旧事業に対する震災復興特別交付税相当分の一般会計繰り入れ分であります。

4 項他会計負担金、5 項工事負担金、6 項寄附金につきましては省略をさせていただきます。

7 項補助金、1 目国・県補助金は3 億8,844万7,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス28%、1 億5,121万2,000円の減となっております。水道施設災害復旧事業及び増補改良事業分の国庫補助金

であります。

5 ページをごらんください。8 項固定資産売却代金は省略させていただきます。

9 項他会計繰入金は955万8,000円で、前年度と比較して伸び率は2.7%、25万3,000円の増となっております。旧簡易水道事業の企業債償還に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、資本的支出についてであります。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水施設拡張工事費、2 目施設費は省略させていただきます。

3 目土地購入費は山田浄水場用地の購入費で1,600万円を計上、4 目固定資産購入費は老朽化した工事現場用車両の購入費で360万2,000円を計上、5 目改良費は豊間根水源紫外線滅菌処理施設工事費で1億5,000万2,000円を計上、6 目老朽管更新事業費は田の浜踏切配水管推進工事で2,000万1,000円を計上、7 目柳沢北浜地区配水管布設事業費は6,200万円を計上しております。

8 目災害復旧事業費の総額は4億2,539万8,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス38.6%、2億6,747万5,000円の減となっております。被災した水道施設の復旧や、復興計画に伴う設計委託料及び工事費であります。

6 ページをごらんください。2 項 1 目企業債償還金の総額は9,144万4,000円で、前年度と比較して伸び率は1.1%、103万4,000円の増となっております。各種事業の資金として借り入れた企業債元金の償還金であります。

以上のとおり、平成28年度山田町水道事業会計当初予算の提案理由の説明といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

以上で説明が終わりました。

ここでお諮りします。日程第1、議案第39号から日程第8、議案第46号までは、山田町議会先例58により、議長を除く議員全員による予算特別委員会を設置し、委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第39号から日程第8、議案第46号までの予算は、議長を除く議員全員による予算特別委員会を設置し、委員会に付託することに決定しました。

なお、山田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、3月8日火曜日、午前10時から、山田町中央コミュニティセンター2階集会室において予算特別委員会を開催いたします。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第9、意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員であります貫洞征功さんが平成28年6月30日をもって3年間の任期満了を迎えるため、その後任の推薦について過日、盛岡地方法務局宮古支局長より依頼がありました。

については、現職の貫洞征功さんを再任候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

それでは、候補者の略歴について資料によりご説明いたします。氏名、貫洞征功、生年月日、昭和19年5月25日生まれ、現在71歳です。住所、岩手県下閉伊郡山田町飯岡第6地割106番地21。最終学歴、東洋大学法学部卒業。主たる経歴、法務省商務局職員、盛岡地方法務局宮古支局職員を経て、現在司法書士、行政書士をしております。また、山田町固定資産評価審査委員会委員長、山田町情報公開審査会委員、宮古地区広域行政組合情報公開審査委員の委嘱を受けており、平成19年7月1日から人権擁護委員の委嘱を受け、現在第3期目であります。

なお、再任候補者の推薦に当たっての留意事項は、年齢が任命時点で75歳未満であること、任期中の活動状況が良好であることなどであります。貫洞征功さんはこれらの条件を満たしておりますので、ここに推薦するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、議案第56号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第56号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

まず、1点目ではありますが、大浦第1団地災害公営住宅が完成し、独立行政法人都市再生機構から町が財産購入することに伴い、所要の改正をするものです。

それでは、資料の1ページ目をごらんください。新旧対照表によりご説明いたします。アンダーラインを引いている箇所を今回改正しようとするものです。別表第1中、山の内団地の次に、団地名称、大浦第1団地、位置、船越第22地割33番地1から33番地9、建設年度、平成27年度、戸数、1戸をそれぞれに加えるものです。

2点目についてですが、別表第3中の駐車場について、大浦第1団地災害公営住宅が完成し、独立行政法人都市再生機構から町が購入することに伴い駐車場を追加すること及び管理開始年度順に表中を整理するため、所要の改正をするものです。

それでは、資料の1ページから2ページをごらんください。新旧対照表によりご説明いたします。高校前団地駐車場の前にあった跡浜団地駐車場を柳沢第1団地駐車場の後に改正し、その後に名称、大浦第1団地駐車場、位置、船越第22地割33番地1から33番地9、区画数、1区画をそれぞれに加えるものです。

次に、条例本文に戻りまして、附則においてこの条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第56号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第2、議案第57号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(上林 浄)

議案第57号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例につき、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の改正は、大浦第1団地災害公営住宅の管理開始に伴う駐車場使用料の徴収開始及び陸中海岸船越家族旅行村ケビンハウスの使用料等の見直しにより、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げますので、資料をお開きください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。

別表第2は、町営住宅の駐車場使用料についての規定であります。大浦第1団地災害公営住宅の管理開始に伴い、駐車場名称、大浦第1団地駐車場、建設年度、平成27年度、台数、9台、使用料、1台当たり月額1,000円を加えようとするものであります。なお、1台当たりの駐車場使用料につきましては、高校前、桜野団地、柳沢第1団地及び跡浜団地との均衡を考慮したものであります。

次に、別表第5は陸中海岸船越家族旅行村の施設使用料についての規定であります。ケビンハウスの使用料について、1棟1夜9,500円から1棟1夜1万円に、また備考1及び備考4については加算額を980円から1,000円に改めるほか、所要の改正をしようとするものであります。本年度ケビンハウス棟においてエアコンを設置したことにより、通年で冷暖房設備の使用が可能となることから、冷暖房設備使用料相当額を使用料に加算し、冬期間の暖房料加算を廃止しようとするものであります。

改正本文に戻っていただきまして、附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。ただし、ケビンハウスの使用料を定めた別表第5の改正規定につきましては平成28年4月1日を施行日としようとするものであります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第57号 山田町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第3、同意第1号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから追加日程第9、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤信逸)

同意第1号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、小林隆広、生年月日、昭和44年7月14日生まれ、住所、岩手県下閉伊郡山田町織笠第22地割13番地、最終学歴、弘前大学農学部農学科卒業、主たる経歴、矢巾農業協同組合職員、岩手宮古農業協同組合職員、就農、山田町農業委員会委員、山田町復興機械利用組合組合長、以上であります。

次に、同意第2号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、瀬川智宏、生年月日、昭和24年1月7日生まれ、住所、岩手県下閉伊郡山田町荒川第3地割28番地、最終学歴、岩手県立遠野農業高等学校卒業、主たる経歴、就農、山田町認定農業者連絡協議会副会長、山田町農業委員会委員、以上

であります。

続きまして、同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、佐藤清悦、生年月日、昭和37年2月24日生まれ、住所、岩手県下閉伊郡山田町山田第27地割28番地2、最終学歴、岩手県立宮古商業高等学校卒業、主たる経歴、就農、山田町農業委員会委員、新岩手農業協同組合理事、以上であります。

次に、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、高橋信明、生年月日、昭和29年4月1日生まれ、住所、岩手県下閉伊郡山田町豊間根第2地割98番地32、最終学歴、岩手県立宮古商業高等学校卒業、主たる経歴、宮古地域農業共済組合職員、宮古地域農業共済組合参事、以上であります。

続きまして、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、佐々木茂、生年月日、昭和33年10月29日生まれ、住所、岩手県下閉伊郡山田町豊間根第16地割32番地2、最終学歴、東京農業大学短期大学部農学科卒業、主たる経歴、就農、山田町土地改良区理事、山田町農業委員会委員、山田町農作業受託班班長、以上であります。

同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、平澤義浩、生年月日、昭和36年12月8日生まれ、住所、岩手県下閉伊郡山田町船越第22地割170番地、最終学歴、岩手県立宮古商業高等学校卒業、主たる経歴、三陸やまだ漁業協同組合職員、三陸やまだ漁業協同組合参事、株式会社テルコーポレーション、以上であります。

同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、中村あづ子、生年月日、昭和34年2月1日生まれ、住所、岩手県下閉伊郡山田町織笠第28地割61番地1、最終学歴、静岡県立新居高等学校定時制卒業、主たる経歴、就農、白石集落農業生産組合会計、以上であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

農林課長からお聞きしますが、法律が変わらない限り、何年か前は3反歩か5反歩、自分の所有する農地がなければ、こういうのにはなれないという法律があったのです。それで、現在は1反歩以上あればいいということらしいのです。それで、今回みんな間違いなくその分野に入っていますか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

今回の委員の関係であれば、農業と利害関係のない者を1人入れなければなりません。その方については農地がございません。その他の方々については10アール以上の農地がございます。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

そうすれば、そういうふうな法律があつてその他から入れる場合は、農業に関係なく、農地がなくともできるということなわけだ。なれるということ。了解。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

確認のところなのですが、女性は1人だけのようなのですが、そのほかに推薦とかそういう希望者はいなかったのかどうかと、任期3年ということを聞いていたようなのですが、その任期のことも教えてください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

1点目の女性の候補者についてですが、今回女性の候補者はこの方1人でございます。任期につきましては、本日の同意をいただければ4月1日から3年間という形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

政府のほうでは女性が輝く社会にするとか、そういうことで女性の登用とか任用を高くうたっているわけなのですが、7人のうち女性が1人ということで、私も農業を少しやっているのですが、農業委員は女性に向いている役職というか、委員だと思えます。それで、そういう意味では女性を本当にこういう中に入れてほしいという気持ちがありますし、そういう内部での働きかけとか雰囲気づくりがその中で行われているというところがちょっと疑問があるのですが、これは返答はもちろん難しいのですが、意見にはなりますけれども、やはりそういう働きかけ、雰囲気づくりというのを進めていってほしいと思います。実際に宮古では半分が女性だということを聞いていますし、そのところではもっと開放的な感じで活躍できるポスト、そこを任用というか、そこをしてほしいなということをお願いしたいと思います。そういう意味では、ちょっと努力不足があるのではないかなと思います。

質問なのですが、今回推薦、他薦とかあったと思うのですが、採用にならなかった人の情報といえましょうか、さっき男性はわかりましたけれども、年齢と地区名、自薦他薦のどちらかということと、認定農業者かどうかをお知らせください。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ただいまご質問のあった件については、答弁を控えさせていただきたいと思います。どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

農業行政は本当に今までにないぐらいにすごい改革のまっただ中にあると思うのです。そういう中で、やはり多角的な、いろんな方面から考える人が入ってしかるべきだと思うのですが、なかなか男性社会のような、そういうちょっと縮図みたくのを感じるのですけれども、女性の柔軟な考えとかそういう視点、あさが来たでも今いろいろとやっていますけれども、そういう意味では今回1人だけの選任ではありますけれども、そういう面では公平性とか中立性というのが守られていくのかなという、

そういう疑問がありますので、そのところを申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

1つだけ確認しておきたいのですけれども、略歴書なのですから、例えばこういうを出すとき、夜間終わっても昼間の学校終わっても、終わる学校を書くのに、中村さんの場合わざわざ定時制高校と入れなければならなかったのでしょうか。ちょっと腑に落ちないので、これからもあり得ることなのですが、定時制高校であろうと何であろうと、同じ高等学校卒業だけでいいのではないのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

中村さんの件につきましては、まず本人の記載の最終学歴を基本として記載しております。記載の方法につきましては、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより同意第1号から同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は1件ずつ無記名投票により行います。

議場の閉鎖をします。

（職員により議場閉鎖）

○議長（昆 暉雄）

ただいまの議長を除く出席議員は13名です。

ここでお諮りします。山田町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんを指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、立会人に11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんを指名します。

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第77条の規定により、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、山田町議会会議規則第77条の2により否とみなします。

投票の際は、職員の点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。

なお、10番坂本議員につきましては、体調の関係により自席で投票することを許可し、投票の順番を最後とします。

それでは、同意第1号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検願います。

(職員が投票箱を掲げ、議長並び議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(白土まさ子)

議席番号1番阿部幸一議員。2番田村剛一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。10番坂本正議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

皆さんに申し上げます。間もなく昼食になりますが、この投票を全部終了してからの昼食にします

ので、よろしくお願いします。

開票を行います。11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんの立ち会いを願います。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成11票、反対2票、そのうち白票2票。

賛成多数です。

よって、同意第1号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

(「あの、悪いけど、済みません」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

議事運営について発言でありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

議事運営につきますか。

(「はい、そうです。先ほどから……」と呼ぶ者あり)

○10番坂本 正議員

済みません、座って。先ほどから言っておったのですが、この同意に関して暗黙の了解ではそれはわかると思うのですが、誰に同意するのだから、初めから議長が言っていないというのはちょっとおかしいのかなと、そういうことでございます。

○議長(昆 暉雄)

暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開いたします。

皆さんに町長より説明があつて、同意第1号につきましては小林さんが一応名前を読み上げてあります。私のほうでは同意第1号ということで、名目で、議題で話をしています。それで皆さんがわからないのであれば、そういうものを含めて話をするのですが、私のほうでは同意第1号は小林さんということで説明あつてやっていますので、そういうものを含めどうですか。皆さんどうですか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

では、そういうことで進行いたします。

同意第2号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

ただいまの議長を除く出席議員は13名であります。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

投票用紙配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。投票箱をあげてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(白土まさ子)

議席番号1番阿部幸一議員。2番田村剛一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。10番坂本正議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんの立ち会いを願います。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成11票、反対2票、そのうち白票1票。

よって、同意第2号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

ただいまの議長を除く出席議員は13名であります。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。投票箱をあげてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(白土まさ子)

議席番号1番阿部幸一議員。2番田村剛一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。10番坂本正議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんの立ち会いを願います。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成12票、反対1票、そのうち白票1票。賛成多数です。

よって、同意第3号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

ただいまの議長を除く出席議員は13名であります。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。箱をあげてください。

(職員が投票箱を掲げ、議員並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(白土まさ子)

議席番号1番阿部幸一議員。2番田村剛一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。10番坂本正議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんの立ち会いをお願いします。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成10票、反対3票、そのうち白票3票。

よって、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

ただいまの議長を除く出席議員は13名であります。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。投票箱をあげてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(白土まさ子)

議席番号1番阿部幸一議員。2番田村剛一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。10番坂本正議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんの立ち会いをお願いします。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成12票、反対1票、そのうち白票1票。賛成多数です。

よって、同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

ただいまの議長を除く出席議員は13名であります。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。投票箱をあげてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(白土まさ子)

議席番号1番阿部幸一議員。2番田村剛一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。10番坂本正議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんの立ち会いをお願いします。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成10票、反対3票、そのうち白票1票。賛成多数です。

よって、同意第6号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

ただいまの議長を除く出席議員は13名であります。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。投票箱をあげてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長(白土まさ子)

議席番号1番阿部幸一議員。2番田村剛一議員。3番佐藤克典議員。4番黒沢一成議員。5番田老賢也議員。6番木村洋子議員。7番尾形英明議員。8番関清貴議員。9番阿部吉衛議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。10番坂本正議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さんの立ち会いをお願いします。開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長(昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ。賛成多数であります。

よって、同意第7号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。
ここで議場の閉鎖を解きます。

(職員により議場開鎖)

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議は予算特別委員会の審議が終了するまで休会とします。

これをもって散会します。

午後 零時33分散会

平成28年第1回山田町議会定例会会議録（第24日）						
招 集 告 示 日	平成28年 2月10日					
招 集 年 月 日	平成28年 2月16日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 3月10日午後 2時00分			議 長	昆 暉雄
	閉 会	平成28年 3月10日午後 3時29分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	3 番 佐 藤 克 典		4 番 黒 沢 一 成		5 番 田 老 賢 也	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白 土 まさ子		書 記	角 田 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	昆 秀 樹	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	田 川 和 義	○	建築住宅課長	佐々木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	里 舘 敏 彦	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	△
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	澤 木 次 博	○	教育次長	佐々木 真 悟	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	菊 池 利 博	○
	水産商工課長	甲斐谷 芳 一	○			
	町民課長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回山田町議会定例会議事日程

(第24日)

平成28年 3月10日(木) 午後 2時開議

- | | | |
|---------|-------------------------|--|
| 日 程 第 1 | 議案第39号 | 平成28年度山田町一般会計予算 |
| 日 程 第 2 | 議案第40号 | 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算 |
| 日 程 第 3 | 議案第41号 | 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日 程 第 4 | 議案第42号 | 平成28年度山田町介護保険特別会計(事業勘定) 予算 |
| 日 程 第 5 | 議案第43号 | 平成28年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定) 予算 |
| 日 程 第 6 | 議案第44号 | 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日 程 第 7 | 議案第45号 | 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日 程 第 8 | 議案第46号 | 平成28年度山田町水道事業会計予算 |
| 追加日程第 1 | 議案第58号 | 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて |
| 追加日程第 2 | 議案第59号 | 公共下水道山田管渠(27―4工区)布設工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて |
| 追加日程第 3 | 議員派遣について | |
| 追加日程第 4 | 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について | |
| 追加日程第 5 | 発議案第1号 | 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める
意見書 |

平成28年 3月10日

平成28年第1回山田町議会定例会会議録

午後 2時00分開議

(議事日程等別紙)

午後 2時00分開議

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

皆様にご報告いたします。

このたび田村剛一議員が町村議会議員11年以上在職の功績により、岩手県町村議会議長会表彰を受けられましたので、ご報告申し上げます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として議案2件、議員派遣について、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について及び発議案1件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、議案第39号 平成28年度山田町一般会計予算、日程第2、議案第40号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第3、議案第41号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第42号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算、日

程第5、議案第43号 平成28年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算、日程第6、議案第44号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第45号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第46号 平成28年度山田町水道事業会計予算を一括議題とします。

以上8件は、議長を除く議員全員による予算特別委員会で審議したものでございますので、委員長報告を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、これより委員長報告を省略して、1議案ずつ順に進めてまいります。

日程第1、議案第39号 平成28年度山田町一般会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論の順序は、反対、賛成の順にお願いします。

まず、本案に対する反対者から討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。8番。

○8番関 清貴議員

議席番号8番関清貴、政和会、平成28年度一般会計当初予算の賛成討論を述べさせていただきます。

あの忘れることができない東日本大震災から5年の歳月が流れます。平成28年度は、山田町復興計画再生期3年目となり、復興事業も高台移転、災害公営住宅も完成し、入居も始まっております。また、新たな山田町総合計画もスタートいたします。それらを踏まえた平成28年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ420億7,978万8,000円と、昨年度と比較して21.5%の減となっております。復旧工事でもピークを過ぎた上での予算編成ですが、依然として大型予算となっております。

災害関連はもちろんのこと、予算においては町民の健康づくり、福祉関連、被災者の生活支援、子育て支援、住環境の整備、産業の振興、防災、暮らしの安全、安心、教育環境、町の将来を考えた行財政と、予算特別委員会での審議を通じ、その内容については町民からの負託を実現できるものであると確信することができました。さらなる復興を加速させ、人口減少に歯どめをかけるためにも、佐藤町長には町民の先頭に立ち、町政が立ちどまることなく、町民が希望を持つことができるまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上、私は平成28年度一般会計予算に対する賛成討論を述べさせていただき、賛成いたします。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

討論を終結いたします。

これより議案第39号 平成28年度山田町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(昆 暉雄)

起立多数です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第40号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第40号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第41号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第42号 平成28年度山田町介護保険特別会計(事業勘定) 予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第42号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第43号 平成28年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第43号 平成28年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第44号 平成28年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第45号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号 平成28年度山田町水道事業会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第46号 平成28年度山田町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

追加日程第1、議案第58号 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第58号 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、田の浜地区の既存住宅区域において津波の浸水被害の軽減や避難時間の確保などを図るため、津波災害の緩衝地帯として防災緑地を整備するものです。

それでは、今回の工事の概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。盛り土造成により敷きならし整地を行い、整備面積3.1ヘクタール、天端高16メートルの堤体を整備するもので、盛り土工8万5,200立方メートル、植生工2万3,870平方メートル、側溝工2,047メートル、舗装工1,050平方メートルを施工するものです。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札によ

り行うこととし、山田町営建設業工事発注基準に基づき、2月2日、町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、奥井建設株式会社の1社の応札があり、2月22日に開札を行いました。予定価格の制限の範囲内に達しなかったため再度の入札を行い、2月26日に開札を行った結果、落札候補者に奥井建設株式会社を指名しました。その後資格の確認を行い、3月1日に落札者に決定し、3月7日に仮契約を締結したところです。契約金額は、消費税額及び地方消費税額1,480万円を加えた金額1億9,980万円で、工期は平成28年3月11日から平成29年3月15日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。11番。

○11番菊地光明議員

質疑の前に、議事運営についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

はい、どうぞ。

○11番菊地光明議員

今の提案理由、私たちはこれを見るわけですが、今後の重大な議論になろうと思われるのが、工事概要でこの地図を見ますと駐車場とか階段工とか、そういうものの説明がないのですが、今回の事業にはそういうのは一切入っていないということで、まず議論する場合の説明がないので、それはないということで理解して質問してよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

答弁願います。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この田の浜地区の都市公園事業については、昨年10月1日に全員協議会で概要等について説明申し上げてございました。今回の工事概要については、階段工、グラウンド整備の部分も中身には入ってございます。

以上です。

（「おかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長の答弁は質問者のあれになっていませんが、議事運営についてもどうですか。質問は、駐車場を含めたものを質問していいかという質問内容ですが、そういうものを含めてやっていいですかというあれですが、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

議事運営についてはよろしいですので、どうぞ11番、お願いします。11番。

○11番菊地光明議員

では、まず聞きますけれども、そもそもこの公園整備を10月に全員協議会で説明したということですが、この公園と田の浜地区の利活用の全体計画がまだないという答弁もありましたけれども、その利活用との整合性がどうなっているのか。防潮堤から乗り越してくる道路はどこに来て、防潮堤を乗り越すくらいの道路があって、それがどこに来るのかということが全然整合性がないので、断片的な平面図ではだめなので、これもちゃんとしてください。

それと、そもそもここを階段工にしなければならない理由、そして左右の道路を、わかりやすく言えば3号線です。3号線を拡幅するという、これは多分計画でしょうけれども、この拡幅と階段工にしなければならない事業費の差、そもそもここをとめなければならないという理由です。真ん中の道路。これは災害のときを初め、海岸から逃げる唯一の、私は最も重要な路線だと思うのです。3号線とかこっちのほうの道路を直すのも、乗り越し道路とのかかわりがどこでどうなっているのかわからない状態で、防潮堤のほうは乗り越してくるのですよね。防潮堤はあのぐらいのと、今16メートルの高さと言いましたけれども、そもそもこの防潮堤がなぜ必要だかというのは津波の緩衝地帯とかになるという話でしたが、緩衝地帯であればもっと下に下げてもいいのではないの。何でここにしなければならないかと。

それと大事なのは、これを地区住民に丁寧な説明して、地区住民からの意見も聞いた計画であるか。例えば駐車場の配置とかそれらについても全然ないので、ましてやこの道路は私たちはこの高台、新宅地というところに住んでいますけれども、これ昭和の津波の高台移転地です。その当時、リヤカーしかない時代でもこんなに広い碁盤の目のような宅地にした先人たちは、何があっても海で生活するしかない人間にとってはこれが重要だということで道路をつくっているはずです。それをわざわざとめてまで、何のために、そもそも田の浜、この地区を限界集落にする考えなのか。50年後、100年後の町民にどういう責任をとろうとしているのか。

それで、これを見ると、この間学校やなんかの町道認定でも6メートルの道路を新しい高台移転地につくっていますので、道路が必要で。それをつくるのに何で今ある道路を、わざわざ社会資本を削らなければならないか。まず、それらを全然しないで、そして社会資本の整備に対して、町長はそのために社会資本の整備は重要だということで、受益者負担金の4億円も出すとか、あとは住宅をつくるときも10億円も出すとやっているのに、こういう限界集落をつくるような、私に言わせれば短絡的な工事は到底納得できませんので、まずそれを1回説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず、この防災緑地公園なぜ必要かというところは、既存の集落を守るということが第一義であ

るところについてはご理解いただきたいと思います。

その上で、真ん中の前須賀タブの木荘線、何で階段にしなければならないのかということでございます。この整備事業に関しては、復興庁ともいろいろ協議を進めてまいりました。真ん中の道路を生かすとなると、この防潮堤の堤体の高さを下のほうに下げればできるわけですがけれども、この整備事業、上限が決められておりまして、1ヘクタール当たり1.25億円で整備しなさいというような制約もあったことは事実です。その中でいろいろ検討した結果、この案で計画として、事業費として認められたという経緯がございます。

あと、地区に対しての説明ですけれども、これについては昨年11月の18日、地区民に対して説明をしております。その説明の中身についても、真ん中の道路、前須賀タブの木荘線については階段で上がるようになりますよという話をしておりますし、その代替として両サイドの道路、田の浜寺家口線、それとわかき線、寺家口線を拡幅して、既存の集落に行けるように、車が交互交差できるように6メートルに拡幅しますという話はしております。

あと、防潮堤の関係ですけれども、防潮堤については乗り越しではなくて陸開で結ばれると、こういう計画になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、陸開であれば、まず何カ所出てくるのか。そして、今利活用できていない土地をどう利活用するのか。

それと、そもそも今は公園地内を町道認定、これできるのですか。町道認定外すのでしょうか。公園の中に町道というのはないでしょう、公園道路として。そうした場合は、ここは漁業をしていく上で大事な道路なのだけれども、これからは通学路でもバス路線でもなくなると。ということは、田の浜のこの下の道路は除雪の対象外になるということですよね。今までは通学とかバス路線を優先的にやるということは、今度はバス路線は上の高台道路になると思うのです。そうした場合は、下のこの道路は、今までの答弁は通学路、バス路線は最優先で、公園などは一番最後と。そもそもこの3号線の除雪を私は見たことはないです、今までも。ですから、これは本来……この間の答弁でも金浜線の改良も考えているという答弁もあったです。何で下の道路を立派にしようとするとき、わざわざここをとめるのかと。これを予算で認められなかったら単独でやればいいのかではないですか、ここ分だけ。幾らかかるのですか、ここ。ここを見て、この路線が前の漁村センター、第2分団屯所、新しいコミュニティセンターと、みんな災害のときはここを通ってくるのです。ここをとめようとしたところ、この間の津波でも県北バスがここで横になって、防波堤になって、ここで何人犠牲になっていると思うのですか。そうでなくても犠牲になるところを、ますます海岸から上がってくる人が犠牲になるような

考えではないですか。違いますか。私は絶対納得できませんよ。ちゃんと、であれば、この階段工にして、道路にするのに幾ら事業費が違うのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

今いわゆる真ん中の道路のことでございますけれども、まず最初にこの公園計画今までどういう経緯をこれまでたどってきたかということでございますけれども、復興計画をつくる際から、今度の防潮堤とか防護施設をどの津波を基準にしてつくるかという議論がなされまして、今回クラスの津波を防ぐのはなかなか、いわゆる土木的な対症療法では難しいということがありまして、まず防潮堤は100年に1度程度の高さを防ぐ防潮堤をつくりましょうというのが基本にありました。議員さんは田の浜に長年住んでいらっしゃいますので、十分ご承知のとおり、今回防潮堤を、12.8メートルなのですが、12.8メートルの防潮堤をつけたとした場合、もし今回と同じような津波が来た場合というシミュレーションもしたわけです。そうすれば、今回の津波と結局同じなわけですから、いわゆる田の浜の新宅地のほうでも向かって右側の集落は水が入っているわけです。当然今回と同じ規模の津波が来れば浸水が予測されると、そういうままでいいのかというのがありまして、当初の復興計画のときもそれを防ぐために、いわゆる新宅地の前に小屋もつくりたいと思っていますけれどもいかがですかという提案をしてきたわけです。それに関して地元の方もそれでいいというふうに来て、計画が進んできました。それで、ここに公園をつくろうということになったわけです。新宅地を守るための事業です、これは。

真ん中の道路を何で塞ぐというか、車が通れなくしたわけではないですが、階段をつくるということですが、何で道路を車が通れないようにするかといえば、車が通れるようにすれば勾配がきつくなります。勾配がきつい道路は、町としてはつくれません。それは道路構造令という規則があります、道路構造令に準拠した道路をつくらなければならないので、車道は無理ですということです。仮に車道に道路構造令に合った勾配にしようとするれば、掘り割りの形になります。掘り割りの形になれば、いわゆる小屋もつくる意味がなくなります。

だったら、そこは陸閘で防ぐのかという話ですが、公園の中に陸閘というのは、それはあり得ないということです。ではどうしようかということで、ここはやはり階段で、逃げるときは当然避難の基本は車を置いて逃げなさいが基本なので、逃げるときはまず階段を使って逃げるのが1つ。それから、どうしてもというか、そうはいっても車を捨てて逃げるというのは現実問題としてはなかなか難しいだろうということもあるので、車を使って逃げる方は真っすぐではないですが、多少横に走るようになりますけれども、寺家口線などをそのために拡幅をして、そちらのほうで車は逃げてくださいというふうなことで計画をされたのがこの計画です。

ですので、除雪とかはいろいろ、あと建設課長から答えさせますけれども、除雪をしないというこ

とではなくて、優先順位はそれは当然これから田の浜のまちが変わりますので、どこを優先するかといえはやはり高台道路になると思いますので、優先順位の違いはあるかもしれませんが、だからといって何もしないということではないので、そこはご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

除雪のことについて申し上げます。除雪については、当然町道として残りますので、今後も除雪はしていくと、こういう形になります。

以上です。

（「事業費は」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

事業費については、ここは道路ではなく階段で整備していくということですので、事業費については算定はしてございません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

おかしいんじゃないの、今。算定しないって。ちゃんと最初の答弁で何ヘクタールについて幾らとなっているのに合わせるためにやったということは、その事業費の検討した結果そうなりましたという答えではないとおかしいのではない。ちゃんと出してくださいよ。

それと、そもそもこれ端的に言えば、わかりやすい例を言ったらあれだけでも、建設課長は特にそうだと思う。建設課長の家の前の長崎から行く道路をあの踏切のところでとめるから、長崎の人たちは境田と北浜に行けと、あとは新しいトンネルを通れと、そう言っているのと同じだよこれ。これ長崎の人たちが聞いたら、現実問題と同じこと言っていることでしょう。

そして、そもそもこちらから一方的な説明でなく、住民の真摯なこと聞けば、田の浜の住民はここにただ単に土を盛ってくれということはお願ひしていないでしょう。真摯に対応して聞きましたか。説明はしたけれども、田の浜の人たちの要望を聞いていないでしょう。私が歩いた感じで聞くと、ただ山を盛るという感じで、みんながそもそも知らない人に、わからない人たちに対してそういう説明ではだめだ。そうなのですよ。やっぱり社会資本を大事にしなければならないのだから、これ50年後、100年後の田の浜の人たちに本当にここを含めて責任持てますか。50年後、100年後と言わず、私はあと何年もしないうちに下に倉庫を多分建てると思いますよ、漁業する上で。絶対に建てますよ。そういうとき、避難するのはリヤカーではないのです。車なのですよ、今するのは。わかるでしょう。だ

って昭和のときのリヤカーの時代でさえこんなに碁盤の目につくって、漁業のためになったのが、あと50年後、100年後、車は空を飛ぶのかわかりませんが、そういう責任は持てないようなことは私には絶対納得できません。

そして、勾配がきついのはつくれないということですが、であれば大沢の中村さんのところから行く県道につながるのは、あそこは勾配がとれるのですか。どっちが長いのですか、距離的に。こっちが長いでしょう。とれるでしょう。だから言えば、俺だって言いたくないけれども、答弁すればそれに対する……こっちのはわかっているのだからさ。あっちはできて、こっちはできません、そんなばかな話はねえんだよ。あなたらしくねえぞ。役場で一番優秀な課長だと思っているのに。それはちゃんと大沢でできるのだから、こっちもやりますと答弁してください。だめだ、町長お願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

これは今まで何度となく住民説明会をして、基本計画においてあそこの低地部に皆さんどうですか、住みますか、いや、我々はもう高台のほうに土地をつくってくださいということで、ほとんど住まなくなったという中において、避難道路、両脇につける道路を2つにしたということでございます。ぜひそのところはわかっていただきたいと、そう思っております。

そしてまた、限界集落にしようというつもりがあるかという話でございますが、そのようにしないために高台にしっかりと団地を道路沿いに、避難道路に沿ってつくったと、これは地元の住民の要望に真摯に応えた結果であると、そういうふうに思っておりますので、ぜひ菊地議員におかれましては今までここにまで頑張ってきた職員の努力というものを理解していただきたいと、そう思っております。一義的には田の浜の住民の方々の要望を最優先に考えた結果であると、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

勾配がきつくなると今おっしゃっておるのですが、マックスで普通のところで、勾配のあれが何ぼぐらいで普通よそではやっているか。町内だって当然同じだと思うのだけれども、今の高さからいって、この距離からいって、普通何度ぐらいになるのかな。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

あそこの真ん中の階段の部分ですけれども、ちょうど園路から下側の部分については勾配が50%になります。50%勾配です。

（「うそでしょ、そんなになるわけないでしょ」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

集落側のほうが20%になります。海側のほうが13.5%の勾配。道路構造令は大体マックス8%勾配でつくりなさいということになっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

マックスで私わからなかったけれども、いろいろ聞いたら13%ぐらい……

（「15だべな」と呼ぶ者あり）

○10番坂本 正議員

15か。15は15でも13%ぐらいと私お聞きしておりますけれども、今同僚議員らが15%だということであれば、先ほどの計算からいくというところちょっと手を加えれば大丈夫、真っすぐの道路になるのかなと私は思っただけなんですけれども、今そういうふうな格好で15%であれば、海側と20の……何%か、8%だっけか、とりあえずそうなれば、計算していけば大丈夫、道路がそのままできるのではないかなと私は思うのだけれども、いかがなものです。もう一回どうぞ。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

田の浜の既存集落側の勾配が20%ということです。ですので、既存の道路にうまくすりつけるためにはもっと長い距離が必要になってきます。今の状態で既存道路にすりつけようとすると、既存の道路の両サイドに住宅ございますけれども、その高さも道路面より低くなってしまいうような形になってしまいます。この断面図で見ると、うんと低いように見えるわけですが、実際この勾配が20%ございます。例えて言うなら、役場前に上がっていく坂道あるわけですが、あそここの勾配が大体13%、それよりきつい勾配になってくるということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

15%にはならないと、15%で持っていくにはどのぐらいのあれがかかるのかね。そこ聞いたのだけれども、はっきり言ってこれ見るとグリーンベルトと、あの上から下までの長さが何ぼあるの、これ。はっきり言って。その長さイコール下のほうの元道路というのかな、元道路から上までの長さが幾らあって、それによって勾配が違ってくると思うのですよね。だから、そこら辺私らではわからないから、ここに書かれているだけではわからないから、質問の仕方が全然あれなのだけれども、書かれていれば質問の仕方で大体わかるのだけれどもね。だから、できるのであれば、本来であれば、あった

道路はつくってやって、そして両方の道路は当然これは必要なのだし、真ん中の道路は絶対これは左右に1本道路から、海岸から、左右に逃げるということも、それは当然必要だかもしれないけれども、今回の震災のためには犠牲者がいっぱい出ているから、ここら辺も踏まえた中でやって、計算してみたらいかなものかなと私も思うのです。そんなもので、とりあえず、ただ最終的にこれは決まったのだよと、要するに今入札して、こうこう、こうなのだと、ただはっきり言ってプラスアルファというのは何でもあるわけだから、これが絶対ということはあるわけないのだから、そこら辺も踏まえた中で、今後考える余地があるのかなのか。国交省がこうこう、こうだからといってそのとおりやったのだと、今まで話聞くには。それならあなた方はどういう返答して、どういうふうなしゃべることとして、これが必要なのだとか必要でないとかと、そういう返答のやりとりはそれまで聞きませんが、やっぱりそこら辺必要ではないかなと思うのです。だから、もう一回そこら辺、できるかできないか、これで終わりなのだから、一言。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

田の浜の既存集落につなぐ真ん中の階段部分の長さですけれども、77メートルです。この勾配を緩くするとすると、堤体の一番高い天端の高さをずっと下のほうに持ってこなければならぬ形になります。それに伴って盛り土の範囲も下側にずっと広げていかなければならぬ、そうすると事業費も相当かかってくるということになります。現時点ではこの計画では進めていきたいというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認というか、あれですが、道路がそういうふうにはできない理由は、平たん部が黄色に着色してある部分、これにはこれが寸断できないということになるのですか。そうでない限りは道路勾配15%までならぬ形で道路ができるよ。だって堤防を下げるとか下げないとかって、今現在、海のところからの高さが5.6だね、平地がね。一番高いところで16ですよ。10メートルの差しかないよね。この長さが、海から園路のところまでの長さで何メートルあるの。今77メートルというのはそういう意味なの。もっとあるでしょう。それから、マックス15%までは道路として認められるから、できるのでないですか、まだまだ盛ったら。上手に盛っていったらできるよ。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

実際黄色く塗っております平たん部の部分は、この堤体を押さえるための押さえ盛り土として整備

している部分であります。本来であれば地盤改良等行って、堤体を押さえるというような方法もあるわけですが、事業費を抑えるために、堤体を押さえるための押さえ盛り土として、ここの平場の部分、黄色で表示している部分を予算を抑えるために考えているところであります。一番問題になるのが既存集落側の勾配の部分であります。ここの部分をうまく既存道路にすりつけるというようなことを考えると、既存、残っている両サイドのおうちに影響が出てしまうと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

全然納得しないのだけれども、道路があるところを改良しよう、要するに上げてやって、ここの勾配がとれないということになるのですか。堤体を守るために盛ったという堤体ってどれなのですか。意味が全然わからない。この盛り土という部分のやつは、要するに園路のところの盛り土ね。これは上のほうに茶色にあるやつなのでしょう。それのところまで高さがそれ以上にならないでしょう。こっちから来るのだから勾配、一体ののり面でからに何で勾配がきついのだと。ちゃんと答えてよ。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 4 7 分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

道路の整備の部分ですけれども、田の浜の既存集落部分につながる道路部分については 1 対 5 ということで標準断面図では表示して、絵的には緩やかに見えるわけですが、1 対 5 というのは勾配 20% となります。20% というのは、大体角度で言いますと 11 度……

（何事か呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

で、ここに道路をすりつけようとする、先ほども申しましたが、既存集落につながる両サイドのおうちのほうに影響が出てくる、勾配を緩やかにするためには。そういうことで、ここは階段で計画しているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

言っている意味がわからないのだけれども、こっちに F H14.3 と 16 というのは何の表示なのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

海拔表示でございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。11 番。

○11 番菊地光明議員

11 番、新生会、菊地光明です。反対の立場で討論します。

今回の計画は、田の浜の全体計画ができない中、時期尚早と考えるし、また 50 年後、100 年後の田の浜の住民に対し責任を持たない計画なので、反対します。

○議長（昆 暉雄）

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。12 番。

○12 番山崎泰昌議員

12 番、政和会の山崎です。この議案は、発災当初からいろいろもめてきました。新しく議員になられた方も多いと思いますので、田の浜地区が防潮堤 1 本では到底防ぎ切れないという説明もありました。第 2 防波堤の意味があります。ここで住民から既存の道路にコンクリートで 2 番目の堤防をつくるのは、浜を見るのも緩くないということで、どうにかならないのかということでこういう盛り土形式が出てきました。住民説明会、私も 2 度 3 度参加させてもらって、最終案、この案が出たときも参加している人たちからは何も反対は出ません。私は、それでもう住民の総意だと思っています。執行部から説明ありましたとおり、何度も何度も案を練りました。それは私もわかっています。本当に苦労したと思います。苦労した結果、こういうふうにな案が出てきました。私は先ほども言いましたけれども、住民説明会では何の反対も出ませんでしたので、この案件には賛成いたします。

以上。

○議長（昆 暉雄）

これより議案第 58 号 田の浜地区都市公園事業津波防災緑地公園新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (昆 暉雄)

起立少数であります。

よって、議案第58号は否決されました。

_____ ○ _____

○議長 (昆 暉雄)

追加日程第2、議案第59号 公共下水道山田管渠(27—4工区)布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長 (佐々木達彦)

議案第59号 公共下水道山田管渠(27—4工区)布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明いたします。

公共下水道事業の山田処理区は、公共下水道事業計画に基づき平成28年度の供用開始を目指して整備を進めているところであります。今回の工事は、北浜災害公営住宅及び山田第3団地の汚水を終末処理場に送水するため、N T T山田電話交換所付近の北浜第1中継マンホールポンプ場までの連絡管渠の施工となります。

それでは、今回の工事概要をご説明いたしますので、資料2をごらんください。黒い線で表示した区間は施工済み区間で、今回の施工区間は赤い線で表示した区間、紫の線は今年度別契約で整備する管であります。茶で着色している部分は、北浜災害公営住宅及び山田第3団地を表示しております。工事概要ですが、工事施工延長は753.1メートルで、小口径推進工法35メートル、開削工法718.1メートルとなります。小口径推進工は、J R山田線の前地踏切の横断で管径250ミリを、35メートルを施工することになります。開削工法は、管径150ミリの自然流下管を457.2メートル、管径100ミリの圧送管を260.9メートル施工することになります。そのほか、マンホール設置工36カ所、取り付け管及びます設置18カ所、舗装復旧などの附帯工一式であります。

次に、資料3をごらんください。図面上側が開削工の道路標準断面図で、町道関口線及び町道釜谷洞冷凍線の管渠埋設位置、掘削断面であります。図面下側が汚水ます取り付け管及びマンホールの構造図であります。

次に、資料4をごらんください。小口径推進工法の詳細図であります。図面上側が平面図であり、前地踏切の東側に立て坑を設置し、西側に下水管を掘り進めていくこととなります。ナンバー1010—A 1—1 マンホールはマンホールポンプ場で、マンホールポンプは別工区での施工となっております。下側が縦断面図で、管渠深さ2.11メートルから2.29メートルとなります。

次に、請負契約についてご説明いたしますので、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により、山田町営建設工事資格者名簿の土木工事を入札参加資格者として、2月2日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、菱和建设株式会社1社の応札があり、2月22日に開札を行いました。が、予定価格の範囲に達しませんでした。そのことから再度の入札を行い、2月26日に開札した結果、菱和建设株式会社を落札候補に指名いたしました。その後、資格確認を行い、2月29日に落札者に決定し、3月7日に仮契約を締結したところであります。請負金額は、消費税及び地方消費税額480万円を加えた6,480万円で、工期は平成28年3月11日から平成28年9月30日までとしております。

以上、提案理由と工事概要の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第59号 公共下水道山田管渠（27—4工区）布設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。本件については、さきの全員協議会で既にご協議申し上げておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、山田町議会会議規則第116条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、各種会議、議員研修会等に本町議会の議員をそれぞれ派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付の資料のとおりと決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長（白土まさ子）

平成28年3月10日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、山崎泰昌。産業建設民生常任委員会委員長、尾形英明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件、平成28年度の実施事業の概要と実施状況について。
- 2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

ここでお諮りいたします。各常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

追加日程第5、発議案第1号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書を議題とします。

ここでお諮りします。本案は、さきに開催しました議会全員協議会で既にご協議申し上げておりますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、関係機関への意見書の送付については本職に一任願います。

○

○議長(昆 暉雄)

以上で本定例会の全ての日程の審議が終了しました。

ここで3月末に退職されます田川技監、澤木税務課長、菊池生涯学習課長から議員の皆様方に挨拶を申し上げたい旨申し出がございまして、これを許可いたします。

田川技監、登壇の上、挨拶願います。

(「議長、まず最初に私が紹介します」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

では、甲斐谷副町長。

○副町長(甲斐谷義昭)

お時間をいただきまして、大変申しわけございません。今議長からお話がありましたように、田川技監が3月31日をもって退任になると、それから会計管理者兼税務課長の澤木次博が定年で退職と、生涯学習課長、菊池利博が定年で退職ということになりましたことを報告申し上げます。

ついては、議長からお話があったように、この3名から順次皆様にご挨拶を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

田川技監、登壇の上、挨拶願います。

○技監(田川和義)

登壇を許されましたので、退官の挨拶をさせていただきます。

皆さんお疲れのところ、お忙しい中、このような場を設けていただきまして、まことにありがとうございます。先ほど紹介ありましたとおり、4月1日付で国土交通省に戻ることにいたしました。

平成26年4月1日から、前任の山田氏から引き継ぎ、3代目の技監として復興事業を担当してきました。着任した当時の復興工事は、織笠地区で高台の掘削作業が行われ、またベルトコンベヤーの設置作業が行われていました。また、山田地区の山田中学校近くの高台でも同様にベルトコンベヤーの

設置が行われていました。大沢や船越、田の浜地区などでは復興工事に当たる実施体制が整い、いよいよ復興工事が動き出すというような状況でございました。

ただ、山田地区の中心市街地は仮設店舗や家屋が多く点在し、土地のかさ上げをするためには用地買収や移転補償など、事業を進める上で課題が山積みだとの印象でございました。その後、地元交渉を含め、町、UR、施工業者と一体となって取り組み、この2年間で町内各地区で復興事業が目に見える形になったと思います。

昨年3月には織笠第1団地の海側のエリアで宅地が完成し、式典も行われました。その後、被災者に引き渡され、多くの住宅再建が行われています。ことしは大沢、船越、織笠、田の浜などの住宅団地や土地区画整理事業が完成し、土地の引き渡しが行われ、住宅再建が進むと思っております。

このほか、災害公営住宅の山田中央団地や中心市街地の共同店舗、県立山田病院のオープンが予定されております。残る山田地区の高台住宅団地に関しては、今後も町の関係各課、UR、CMが一丸となって取り組み、29年度の工事完成がなされるものと思っております。

次に、予算の面でございますが、復興交付金は13回までの交付で、事業費約1,100億円が認められました。そのうち8割が契約済みで、職員の努力によりおおむね順調に推移していると思っております。特に印象深かったのは、長崎から柳沢に結ぶ道路の復興交付金の決定です。職員の努力もあり、40億を超える事業費の計画でしたが、必要性が認められ、採択されました。

最後に、復興工事がここまでこられたのも議員の皆様のご理解とご協力、そして町当局、町民の皆さんのご協力のたまものと思います。感謝申し上げます。これから個性豊かに、人が輝き、まちが潤う山田町に復興することを願うとともに、皆様のご健勝をお祈りし、退官の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（昆 暉雄）

次に、澤木税務課長、登壇の上、挨拶願います。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

会計管理者兼税務課長の澤木でございます。貴重な時間をお借りして恐縮でございますけれども、定年に当たり議会の皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

私は、昭和54年4月に入庁以来37年間、行政の仕事をしてきましたが、今月末で定年を迎えることになりました。毎年この時期になると、自分の番はいつになるのだろうと遠いことのように思っておりますけれども、いざ自分の番になると、先輩の皆さんがよく言っていた長かったようで本当にあっという間だったということを実感しているきょうこのごろでございます。

入庁したてのころは失敗の連続で、たくさんの方に迷惑をかけ、多くのことを学び、経験しながらここまでやってくることができました。最初に配属されたのが総務課で、辞令書もらったその日に選挙の立会演説会があるとのことで、夜の11時まで勤務をしたことが思い出されます。翌年は、今はございませんけれども、国民宿舎タブの木荘で2年、ここでタブの木荘が閉鎖となりました。勤務3

年目でしたが、閉鎖のための経理事務が思い出されます。次に配属になったのが、ここも今はありませんけれども、御蔵山にあった中央公民館でございます。その後、新築された中央コミセンに事務室があったため、社会教育係など、なかなか本庁に戻る機会はありませんでしたけれども、町のコンピューターの自己導入ということで、昭和61年4月に総務課電算準備室に配属され、7年ぶりに本庁に戻りました。その後、税務課、財政課を経て、今度新しい中央公民館で勤務後、総務課、健康福祉課課長になって、生涯学習課、町民課、税務課で現在に至っております。

健康福祉課長補佐で在職のとき、震災の対応を経験しました。言葉では言い表せない悲慘な現場での対応、山田では見たことのないくらい医療スタッフが全国から支援に来ていただいた、その医療支援の対応など、昼も夜もないような、これまで経験したことのない仕事で心が折れかかり、仕事を続けられないのではないかなと思うときもありましたが、職場や家族、周りの皆様の温かい支援、励ましにより、何とかここまで来れました。27年連れ添い、震災と一緒に乗り切った妻は3年前に他界しましたけれども、草葉の陰からよく頑張ったなと褒めてくれるのではないかなと思っております。

最後になりますけれども、昆議長様を初め議員の皆様にはこれまでいろいろな場面でご指導、ご鞭撻をいただき、心より感謝を申し上げます。これから山田町はさらに急ピッチで復興が加速される状況でございます。議員の皆様におかれましては健康にご留意していただき、復興にさらなるご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、ご挨拶といたします。これまで本当にありがとうございました。

○議長（昆 暉雄）

次に、菊池生涯学習課長、登壇の上、挨拶願います。

○生涯学習課長（菊池利博）

定例会という厳粛な本会議の時間の中にこのような場を設けていただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、私こと42年の行政生活を諸先輩を初め上司、同僚のみんなの励ましや支え合いによりまして、どうにか定年退職を迎えることができました。そして、いろいろな経験をさせていただきました。改めて深く深く感謝を申し上げます。

行政生活では、歴代町長3名の方の町長秘書を経験することができ、鈴木善幸内閣総理大臣の就任祝い、お国入り、そして大槌町で開催されました全国豊かな海づくり大会の折、山田町に昼食のため天皇、皇后両陛下のお立ち寄りをいただきましたが、その際にエレベーターのオペレーターとして携わり、両陛下から感謝の言葉をいただきましたことは身に余る光栄と思っております。

また、後半の行政生活の総務課勤務では、新聞紙上をにぎわすような事案や、1,000年に1度と言われる東日本大震災大津波に遭遇し、そしてNPO問題などもありました。私自身は自宅は被災しませんでした。職員の半分は自宅が被災した中、山田町のため、町民のために被災したことを口にせず、懸命に頑張っている姿を見ながら、その姿に本当に感服しておりました。

そのことを思うと、議員の皆様にお願ひがあります。どうか今後ともより一層温かく職員を見守っていただき、ご指導、ご支援をお願い申し上げます。退職後は、私は一町民として山田町を見守っていきたいと思います。

結びに、議員の皆様方から今までいただきました叱咤激励に対し、深く感謝を申し上げますとともに、一日でも早い山田町の復興を心からご祈念申し上げます、感謝の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（昆 暉雄）

田川技監、澤木税務課長、菊池生涯学習課長に一言申し上げます。

田川技監におかれましては、平成26年4月1日から2年間にわたり、山田町の復旧、復興事業推進のためご尽力いただきました。議会を代表して心より感謝申し上げます。4月からは東北地方整備局職員として復帰されるわけですが、さらなるご活躍をお祈りいたしますとともに、今後とも町政のよき理解者としてご支援賜りますようお願いいたします。

退職されるお二人におかれましては、長年にわたり本町発展のためにご尽力され、特にも東日本大震災後は町の復旧、復興のために多くの難題に取り組み、その職責を果たしてこられました。これまでのご労苦に対し、議会を代表して心から敬意と感謝の意を表します。今後は健康に留意されまして、新たな人生を有意義に過ごされるとともに、町政発展のため、それぞれの立場からご支援をいただきたいと思います。大変お疲れさまでした。

さて、本定例会は2月16日の開会以来24日間にわたりましたが、各議員におかれましては平成28年度予算を初め諸条例の改正など多くの重要案件を慎重かつ熱心にご審議いただくとともに、議事進行に格別のご理解とご協力を賜り、本日閉会を迎えることになりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長初め執行部の皆様には、常に真摯な態度をもってご協力いただきましたことに対し、深く敬意を表します。本会議あるいは委員会等において議員各位から述べられました意見、提言には特に意を用いられ、今後の執行に積極的に反映されますよう強く要望いたします。

結びに、議員各位及び執行部の皆様におかれましてはくれぐれもご健康に留意され、山田町の復旧、復興にますますご奮闘されますようご祈念申し上げます。

以上をもちまして平成28年第1回山田町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時29分閉会